

参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

I 年金制度、社会経済の状況等

これまでの年金制度の歩み	1
年金積立金の推移	5
経済対策等の推移	11

II 年金の福祉施設に関する各種意見・提言等

関係審議会等の動き	28
国会の附帯決議	36
新聞の記事	40

III 年金の福祉施設の設置状況等

年金の福祉施設の設置目的	44
年金の福祉施設類型別事業内容	45
年金の福祉施設の開設状況	49
年金の福祉施設の設置、廃止の状況	50
年金の福祉施設の設置要望	52
施設設置基準の一例	60
厚生保険特別会計について	63
厚生保険特別会計の仕組み	64
国民年金特別会計について	65
国民年金特別会計の仕組み	66
施設整備関係予算（厚生年金、国民年金関係）の推移	67
年金の福祉施設に係る整備費等の決算累計額	68
年金の福祉施設に係る国有財産評価額	69
社会保険の保健・福祉施設整備方針	70
施設整備実施状況（平成15年度）	72

IV 年金の福祉施設の運営状況等

年金の福祉施設の利用状況	74
年金の福祉施設の客室稼働率等状況	87
年金の福祉施設の収支状況	97
年金の福祉施設に係る課税状況	105
年金の福祉施設の運営形態	106
委託先法人の役職員数等調	107
委託先法人の概要	108
委託契約書	117

V 事業の見直しについての提言等

「行政改革に関する第5次答申～最終答申～」	
臨時行政調査会（昭和58年3月14日）	148
「臨時行政調査会の最終答申後における行政具体化方策について」	
閣議決定（昭和58年5月24日）	149
「国及び特殊法人による宿泊施設の設置・運営に関する地方監察の結果」行政管理庁（昭和58年9月）	150
「年金福祉施設事業の基本的方向について（中間報告）」	
年金福祉施設事業のあり方検討会（平成7年4月）	153
「厚生年金保険及び国民年金の福祉施設事業」	
年金審議会提出資料（平成9年10月21日）	162
「年金に関する行政監察結果-国民年金を中心として-」	
総務庁（平成10年6月）	163
「年金に関する行政監察結果-厚生年金を中心として-」	
総務庁（平成10年9月）	164

「公的宿泊施設の運営に関する会計検査の結果について」	
会計検査院（平成10年9月28日）	165
「民間と競合する公的施設の改革について」	
閣議決定（平成12年5月26日）	168
「行政改革大綱」	
閣議決定（平成12年12月1日）	168
「予算執行調査」	
財務省（平成15年6月27日）	169
「平成15年度予算効果評価委員会による提言」	
日本再建のための行革を推進する700人委員会小委員会	
予算効果評価委員会（平成15年7月16日）	171
「年金制度改正に関する意見」	
社会保障審議会年金部会（平成15年9月12日）	176
「特別会計の見直しについて-基本的考え方と具体的方策-	
財政制度等審議会財政制度分科会歳出合理化部会	
（平成15年11月13日）	177
「社会保険庁が設置した厚生年金老人ホーム等及び政府管掌健康保険 保養所等の事業運営の現況について」	
会計検査院（平成15年11月28日）	180
VI年金の福祉施設の廃止状況	182
VII年金の福祉施設の整理合理化について	
「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて」	
厚生労働省案（平成15年11月17日）	200
公明党年金資金運用・福祉施設の見直しに関する小委員会	
取りまとめ（平成16年2月26日）	201

自由民主党年金制度調査会年金資金運用・福祉施設改革推進	
ワーキンググループ取りまとめ（平成16年2月27日）	203
「年金福祉施設等の見直しについて（合意）」	
与党年金制度改革協議会（平成16年3月10日）	208
VIII関係法令等	
労働者年金保険法	209
厚生年金保険法	211
国民年金法	213
厚生保険特別会計法	214
国民年金特別会計法	216
IX各種統計	
被保険者数及び老齢年金等の受給者数の推移	218
年金の福祉施設数等の推移	220
病院数の推移	222
有料老人ホーム数の推移	223

《これまでの年金制度の歩み ～その課題と取り組み～》

I 昭和10年代、20年代 ～厚生年金保険法の制定と再建～

昭和16年 労働者年金保険法の制定

昭和19年 厚生年金保険法と改称(女子への適用拡大)

昭和29年 厚生年金保険法の全面改正(「定額+報酬比例」の給付体系の確立、支給開始年齢55歳→60歳)

II 昭和30年代 ～国民皆年金体制の確立～

昭和33年 国家公務員共済組合法の制定

昭和34年 国民年金法の制定

昭和36年 拠出制国民年金の発足(国民皆年金の達成、通算制度の創設)

昭和37年 地方公務員共済組合法の制定

III 昭和40年代～50年代半ば ～高度成長に対応した給付改善～

昭和40年 「1万円年金」

昭和44年 「2万円年金」

昭和48年 「5万円年金」、物価スライド、賃金再評価の導入

昭和51年 「9万円年金」

IV 昭和50年代半ば～平成初年代 ～制度間調整と制度の統合一元化、 高齢化社会への対応～

昭和55年 厚生年金支給開始年齢引き上げの提案するも法案に盛り込めず

昭和60年 基礎年金の導入、給付水準の適正化、女性の年金権の確立など

平成元年 厚生年金支給開始年齢引き上げを法案に盛り込むも国会修正で見送り

被用者年金制度間費用負担調整法の制定

平成6年 厚生年金の定額部分の支給開始年齢引き上げ、雇用保険給付との調整、可処分所得スライドの導入など

平成8年 JR、NTT、たばこ共済の厚生年金への統合(9年施行)

V 平成10年代 ～急激な少子・高齢化の中での 制度の長期的、安定的な維持～

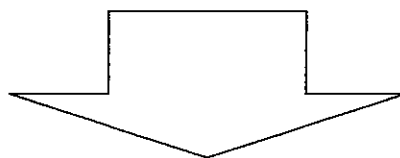
平成12年 報酬比例部分の支給開始年齢引き上げ、報酬比例年金の給付水準の5%適正化など

平成13年 農林共済の厚生年金への統合(14年施行)

公的年金制度の歩みとこれまでの主な制度改正

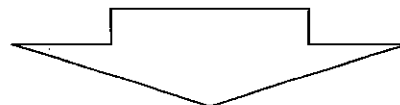
《制度の創設》

- 昭和17(1942)年 : 労働者年金保険法の制定(昭和19年に厚生年金保険法に改称)
- 昭和29(1954)年 : 厚生年金保険法の全面改正(現実に老齢給付の開始)
・「定額部分＋報酬比例部分」という給付設計の採用
・段階保険料方式の採用(当面の保険料率設定と将来見通しの作成)
- 昭和36(1961)年 : 国民年金制度の施行(「国民皆年金」体制のスタート)



《制度の充実》

- 昭和40(1965)年 : 給付水準の改善、「1万円年金」の実現、厚生年金基金制度の創設
(昭和41(1966)年 : 国民年金においても夫婦「1万円年金」の実現)
- 昭和44(1969)年 : 「2万円年金」の実現(標準的な厚生年金額2万円、国民年金も夫婦2万円)
- 昭和48(1973)年 : 物価スライド制、賃金再評価の導入(「5万円年金」の実現)
(この間、給付の改善に伴い、保険料(率)は段階的に引上げ)



《本格的な高齢社会の到来をにらんだ対応》

【昭和60(1985)年改正】

《主な内容》

- 全国民共通で、全国民で支える基礎年金制度の創設
- 給付水準の適正化(成熟時に加入期間が40年に伸びることを想定して給付単価、支給乗率を段階的に逡減)
- サラリーマンの被扶養配偶者(専業主婦)の国民年金制度への強制適用(第3号被保険者制度の創設)、これによる女性の年金権の確立
- 障害年金の改善(20歳前に障害者となった者に対する障害基礎年金の保障)
- 保険料率の引上げ(12.4%に設定。将来見通しにおける最終保険料(2021)28.9%(標準報酬ベース))

【平成6年(1994)年改正】

《主な内容》

- 60歳台前半の老齢厚生年金の見直し(定額部分の支給開始年齢を平成25(2013)年までに段階的に60歳から65歳まで引上げ)
- 賃金再評価の方式の変更(税・社会保険料の増加を除いた可処分所得の上昇率に応じた再評価)
- 保険料率の引上げ(16.5%、17.35%と2段階の引上げ。将来見通しにおける最終保険料(2025)29.8%(標準報酬ベース))

【平成12年(2000)年改正】

《主な内容》

- 老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢引上げ(平成37(2025)年までに段階的に60歳から65歳まで引上げ)
- 年金額の改定方式の変更(既裁定者の年金(65歳以降)は物価スライドのみで改定)
- 厚生年金給付の適正化(報酬比例部分の5%適正化、ただし従前額は保障)
- 総報酬制の導入(賞与等にも同率の保険料を賦課し、給付に反映。特別保険料は廃止)
- 国民年金の保険料に係る免除等の拡充(半額免除制度の創設、学生納付特例制度の創設)

将来見通しにおける 最終保険料(2025) (総報酬ベース)	21.6%(標準報酬ベース27.8%) [基礎年金国庫負担1/3の場合]
	19.8%(標準報酬ベース25.4%) [基礎年金国庫負担1/2の場合]

年金積立金の推移

厚生年金

(億円)

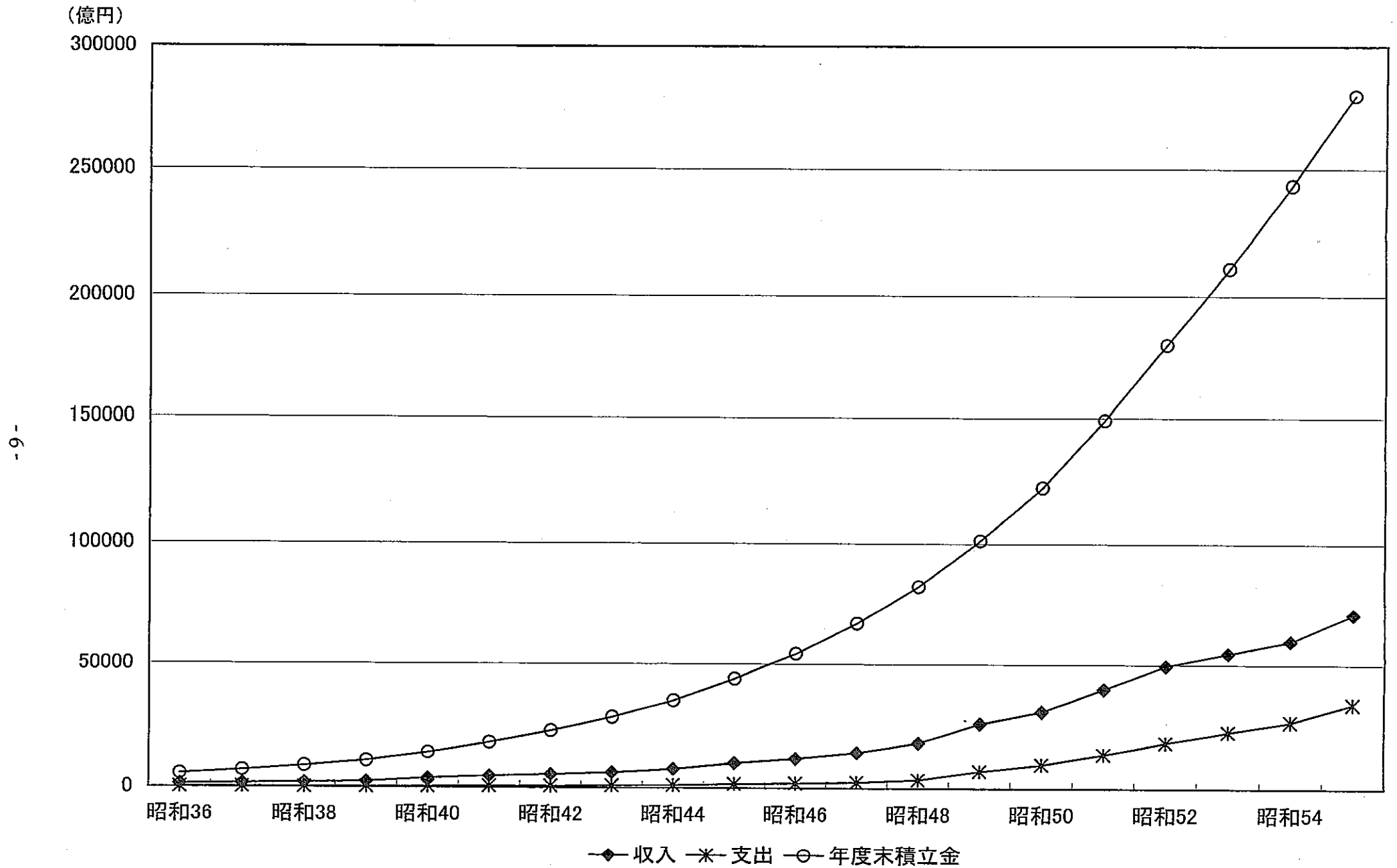
年度	収入			支出	収支差	年度末 積立金
	保険料	国庫負担	運用収入			
昭和17	1	0	0	0	1	1
昭和18	2	0	0	0	2	4
昭和19	5	0	0	0	5	9
昭和20	6	0	0	1	6	15
昭和21	16	0	0	1	15	29
昭和22	29	1	1	2	26	55
昭和23	70	2	2	4	65	121
昭和24	125	3	4	9	117	237
昭和25	148	4	13	17	132	369
昭和26	181	7	22	30	151	520
昭和27	212	8	30	48	163	679
昭和28	232	11	39	65	166	841
昭和29	367	15	51	72	295	1135
昭和30	431	18	68	79	352	1487
昭和31	498	19	93	83	415	1901
昭和32	575	21	120	93	482	2383
昭和33	641	22	151	102	539	2919
昭和34	725	25	184	140	586	3501
昭和35	1068	28	227	129	939	4440
昭和36	1367	31	313	144	1223	5659
昭和37	1666	37	398	169	1497	7152
昭和38	1969	43	503	211	1759	8906
昭和39	2320	50	622	224	2096	10997
昭和40	3852	81	784	428	3424	14414
昭和41	4800	150	1025	621	4180	18590
昭和42	5511	150	1315	734	4777	23363
昭和43	6341	176	1634	856	5485	28843
昭和44	7796	224	2012	1090	6706	35540
昭和45	10334	330	2496	1672	8662	44202
昭和46	12190	360	3091	1970	10220	54470
昭和47	14714	454	3798	2431	12283	66736

(億円)

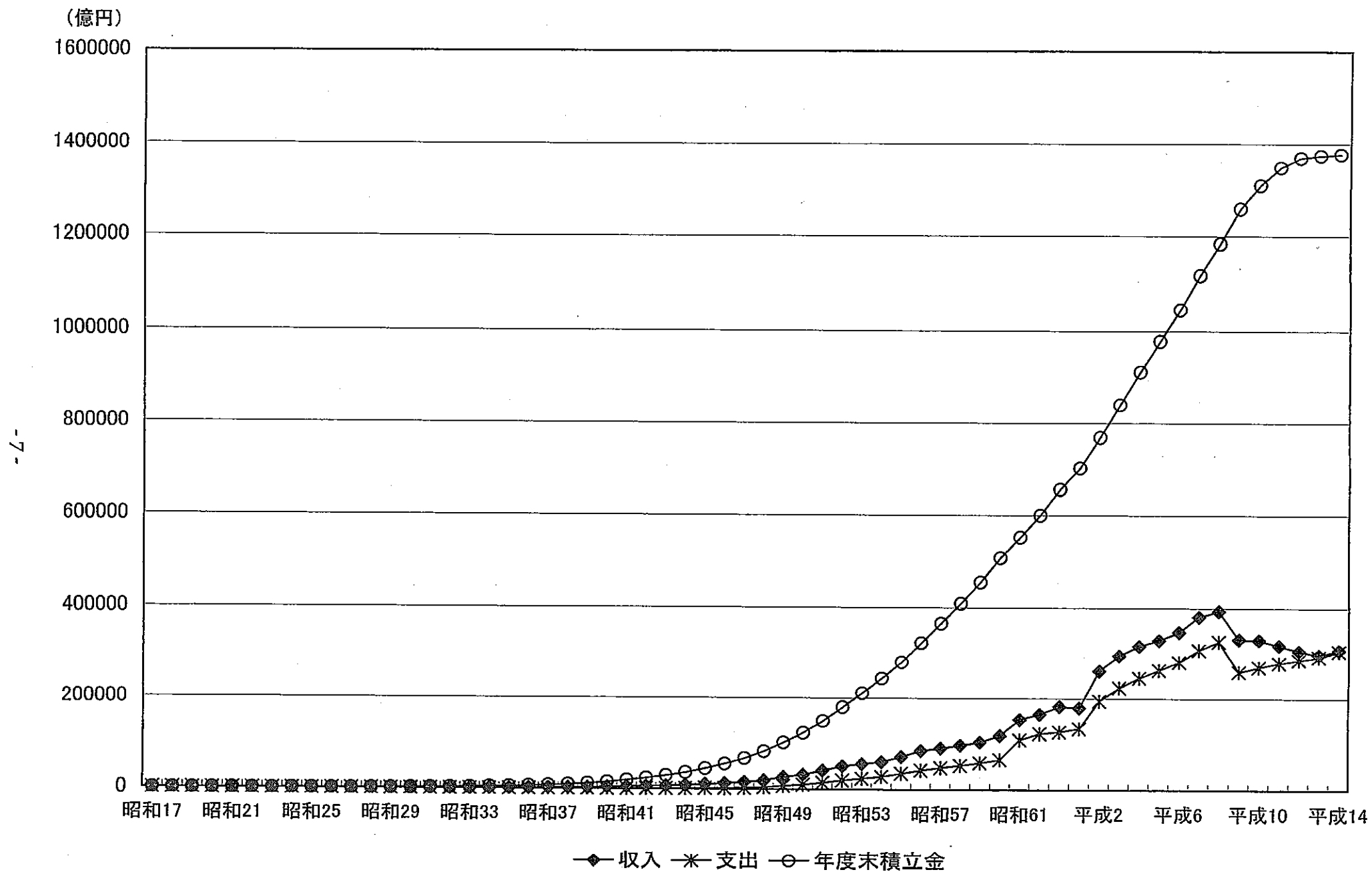
年度	収入			支出	収支差	年度末 積立金
	保険料	国庫負担	運用収入			
昭和48	18760	653	4596	3505	15255	81943
昭和49	26613	1361	5860	7100	19512	101409
昭和50	31370	1738	7510	9888	21481	122869
昭和51	40408	2512	9235	14083	26325	149157
昭和52	49594	3569	11315	18951	30643	179740
昭和53	54762	4196	13215	23387	31374	211081
昭和54	59820	4644	15113	27352	32468	243519
昭和55	70705	5727	17846	34366	36339	279838
昭和56	84247	6770	21085	41270	42977	322796
昭和57	89898	5766	23997	47051	42847	365629
昭和58	96165	6199	26924	52365	43799	409416
昭和59	103340	7547	29921	57895	45445	454843
昭和60	117946	9435	33294	64912	53034	507828
昭和61	153587	16196	36410	108551	45036	552813
昭和62	165497	89142	37877	122267	43230	599638
昭和63	182472	94505	38268	125973	56499	656126
平成元	179843	104910	39159	133790	46053	702175
平成2	261012	130507	42152	194576	66437	768605
平成3	295576	142141	46652	224209	71367	839970
平成4	317262	149550	49554	245891	71371	911340
平成5	330335	153476	50772	262964	67372	978705
平成6	347715	163398	52621	281088	66627	1045318
平成7	381237	186933	55268	308410	72826	1118111
平成8	393736	193706	56061	327226	66510	1184579
平成9	332255	206832	55637	259246	73009	1257560
平成10	331054	206151	52164	270253	50801	1308446
平成11	318753	202099	47286	279271	39482	1347988
平成12	306989	200512	43067	286210	20779	1368804
平成13	297886	199360	38607	292818	5067	1373934
平成14	308884	202034	31071	305878	3007	1377023

(社会保険庁「事業年報」より)

グラフ（福祉還元事業開始前後）



グラフ（厚生年金保険制度創設以降）



年金積立金の推移

国民年金

(億円)

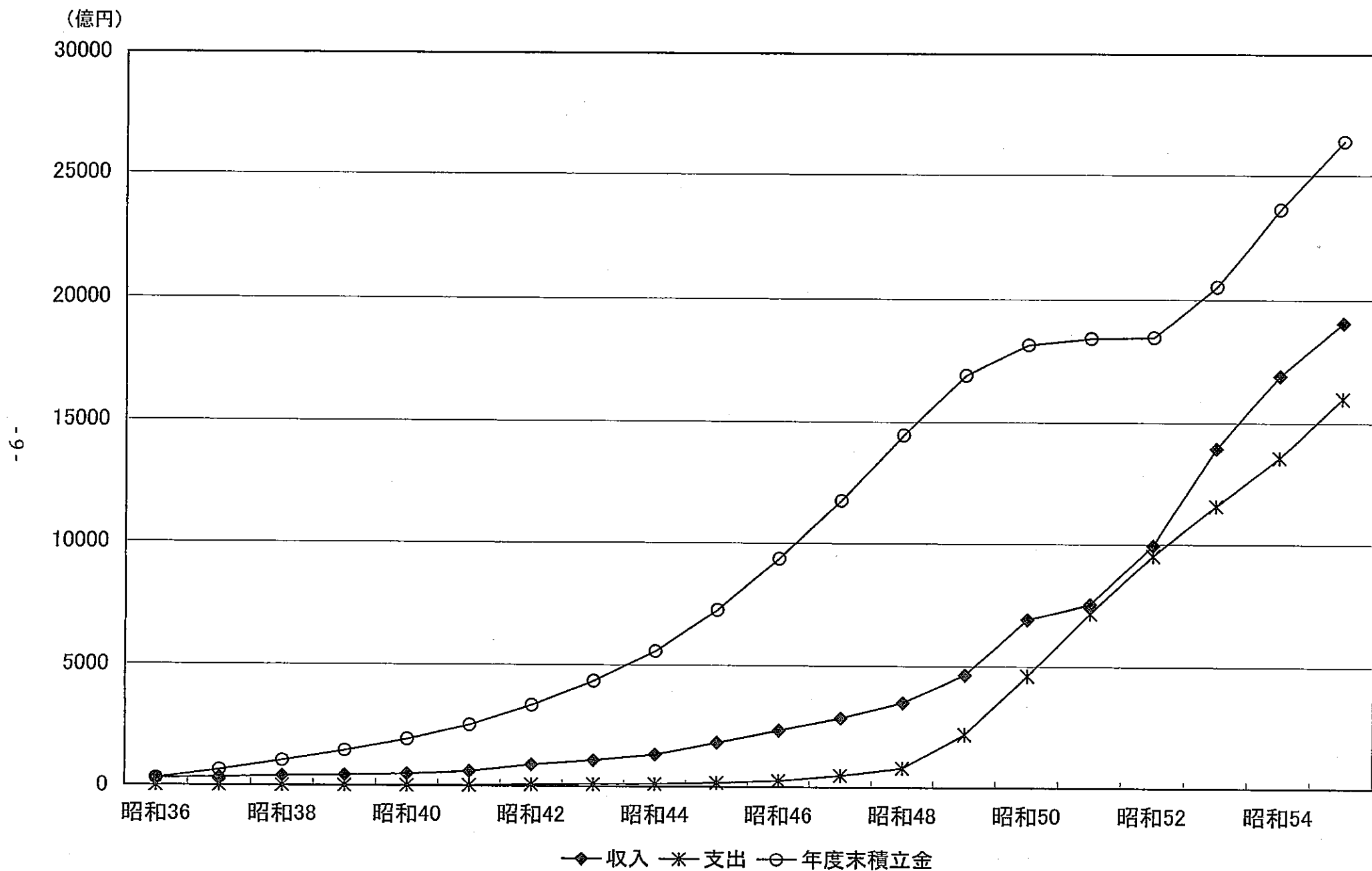
年度	収入				支出	収支差	年度末 積立金
		保険料	国庫負担	運用収入			
昭和36	305	184	116	5	0	305	305
昭和37	342	216	99	27	2	340	645
昭和38	406	228	128	50	7	399	1044
昭和39	444	236	133	75	13	431	1475
昭和40	497	248	146	103	19	478	1946
昭和41	614	307	166	134	29	586	2532
昭和42	895	472	245	177	71	824	3356
昭和43	1087	543	312	233	89	999	4352
昭和44	1337	682	349	303	105	1233	5585
昭和45	1849	1064	194	391	163	1686	7271
昭和46	2362	1224	632	506	259	2103	9374
昭和47	2866	1503	717	645	495	2371	11761
昭和48	3516	1747	969	798	807	2709	14470
昭和49	4653	2808	878	957	2218	2435	16906
昭和50	6938	3691	2133	1093	4624	2314	18147
昭和51	7547	4111	1200	1108	7180	367	18421
昭和52	9950	6293	2391	1108	9527	424	18466
昭和53	13968	8324	4076	1124	11583	2385	20526
昭和54	16915	10059	5214	1253	13589	3326	23596
昭和55	19077	11824	5420	1507	15978	3100	26387
昭和56	20601	12404	5996	1824	18664	1937	28093
昭和57	23866	13761	7905	1915	20946	2920	30699
昭和58	21789	14604	4895	1926	22840	-1051	29276
昭和59	24226	15007	6957	1841	24618	-392	27633
昭和60	27323	15762	8431	1827	26884	439	25939
昭和61	49563	12127	6567	1332	43976	5587	21912
昭和62	51882	12621	7259	1338	45244	6638	26197
昭和63	55389	12844	9197	1497	49821	5568	29409

(億円)

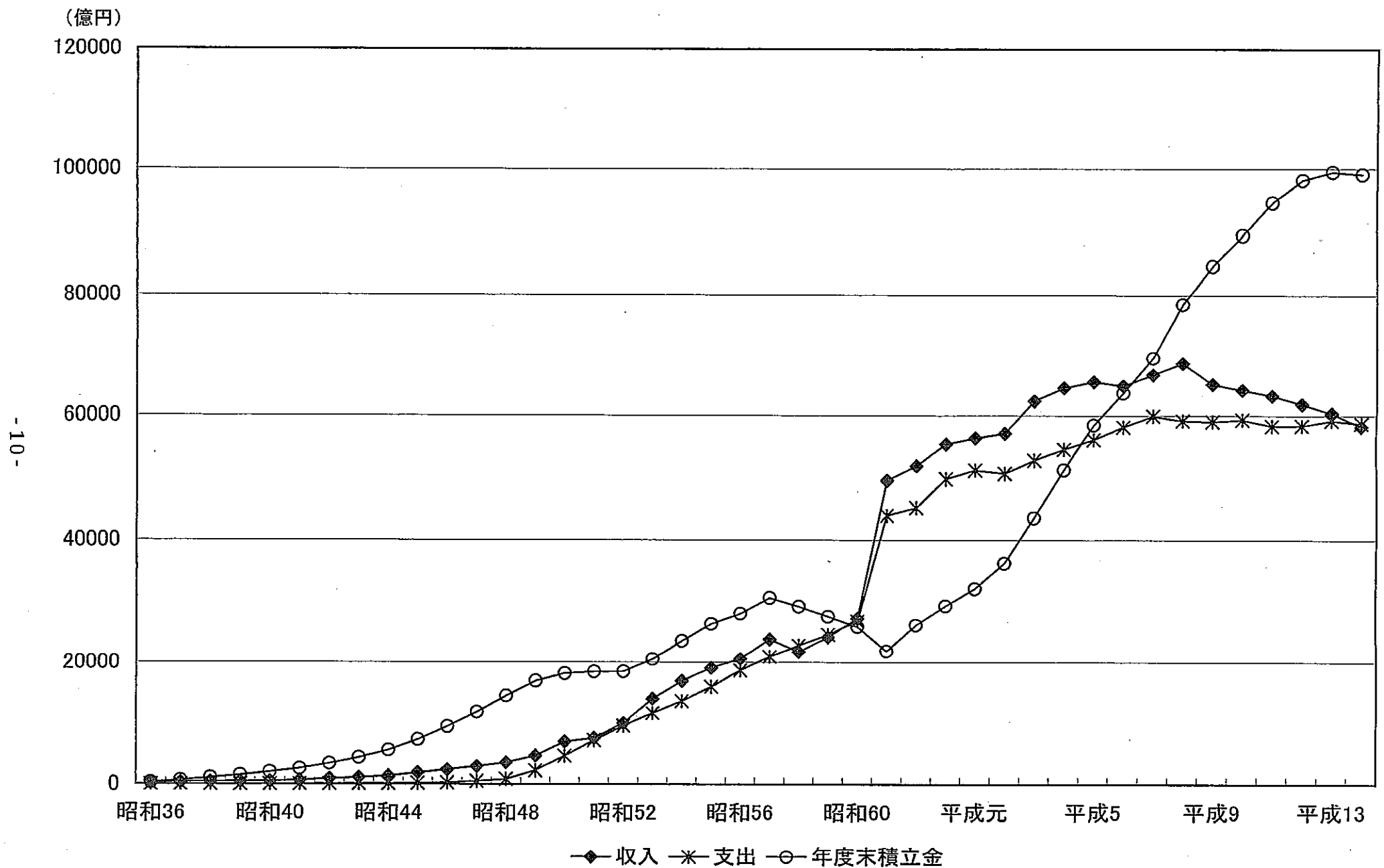
年度	収入				支出	収支差	年度末 積立金
		保険料	国庫負担	運用収入			
平成元	56375	12841	9700	1514	51218	5157	32216
平成2	57148	13053	9548	1737	50709	6438	36317
平成3	62399	14505	10683	2057	52815	9584	43572
平成4	64567	15416	11550	2551	54562	10004	51275
平成5	65599	16466	12382	2789	56104	9495	58468
平成6	64912	17296	10889	3043	58152	6760	63712
平成7	66730	18251	11846	3184	59940	6790	69516
平成8	68635	19209	14679	3296	59191	9444	78493
平成9	65172	19453	13322	3405	59021	6151	84683
平成10	64219	19716	13265	3368	59348	4871	89619
平成11	63276	20025	13227	3236	58324	4952	94617
平成12	61888	19678	13637	2828	58361	3527	98208
平成13	60389	19538	14307	2263	59205	1184	99490
平成14	58224	18958	14565	1897	58709	-485	99108

(社会保険庁「事業年報」より)

グラフ（福祉還元事業開始前後）



グラフ（国民年金制度創設以降）



名称	当面の緊急対策について	当面構すべき対策について (第1次景気対策)	当面構すべき対策について (第2次景気対策)
日時	73. 12. 22 (閣議了解)	75. 2. 14 (経済対策閣僚会議)	75. 3. 24 (経済対策閣僚会議)
内	1. 石油・電力節減対策 (1)石油の使用節減 (2)電力の使用節減 (3)その他の節減対策(自動車使用の抑制等) 2. 総需要抑制策の強化 (1)財政執行の一層の抑制 (2)金融面における引き締め措置の強化等 (3)民間設備投資及び民間建築の新規着工の見合せ等 3. 公共料金等の抑制 (1)国鉄運賃及び米穀の政府売渡価格の値上げの凍結 (2)その他についても厳に抑制 4. 生活必需物資の確保及び価格安定(需給状況の把握、供給の円滑化等) 5. 法の施行体制の充実(国民生活安定緊急措置法等三法)	1. 金融面での措置 (1)中小企業向け融資の円滑化 (2)個別業種等の実情に応じた弾力的配慮 (3)公害防止向けを中心とする財政投融资の円滑な実施 (4)社債発行額の増加 2. 財政面での措置 (1)74年度第Ⅳ期の公共事業等の契約枠の消化促進 (2)第Ⅳ期の財政投融资対象融資機関の事業の施行促進 3. 雇用面での措置 雇用調整給付金制度の対象業種の追加指定 4. その他の措置 (1)設備投資及び建築投資の抑制措置の弾力的運用 (2)官公需の中小企業者の受注機会の増大	1. 財政面の措置 (1)75年度上半期の公共事業等の円滑な執行 (2)地方公共団体に対する要請 (3)74年度地方債発行枠追加と75年度地方債の円滑な発行 2. 金融面の措置 (1)中小企業金融に対する配慮 (2)住宅向け融資の促進 (3)公害防止及び安全対策のための融資の促進 (4)社債発行額の増加 (5)個別業種等に対する弾力的配慮 (6)歩積、両建の自粛の徹底 3. その他の措置 (1)雇用調整給付金制度の対象業種の拡大 (2)設備投資、建築投資抑制措置の緩和 (3)官公需の中小企業者の受注機会の増大 その他、土地取得関連資金などで投機につながるおそれがあるものを厳に抑制
容			

名称	当面講ずべき対策について (第3次景気対策)	総合的な景気対策の推進について (第4次景気対策)	暫定予算に伴う景気対策上の措置について
日時	75. 6. 16 (経済対策閣僚会議)	75. 9. 17 (経済対策閣僚会議)	76. 3. 25 (経済対策閣僚会議)
内	1. 財政面の措置 (1)住宅建設の促進(住宅公庫等の貸付枠拡大等) (2)公害防止事業及び安全対策の促進 (3)75年度上半期の公共事業等の円滑な執行(契約率70%) 2. 金融面の措置 (1)金利負担の軽減 (2)中小企業金融の円滑化 3. その他の措置 (1)設備投資、建設投資の抑制措置の枠組みの廃止 (2)割賦販売の諸条件を引締め前の状態に戻す (3)官公需の中小企業者の受注機会の増大 上記施策を行うに当たり、物価安定のため、 ①価格騰貴及びそのおそれがある食料等の輸入の促進等 ②企業経営者へ価格引上げを厳に自粛するよう要請を行う	1. 財政面の措置 (1)公共事業等の推進(75年度に8000億円以上の追加) (2)住宅建設の促進(住宅公庫等の貸付枠の追加(事業規模5600億円)等) (3)公害防止事業等民間設備投資の促進(開銀等の貸付枠追加(事業規模1600億円)) 2. 金融面の措置 (1)金利政策の推進(金利水準引下げ促進) (2)個別企業に対する配慮 3. 中小企業に対する措置 (1)信用保証の推進 (2)中小企業金融の円滑化(貸付契約枠追加(4800億円)等) (3)連鎖倒産の防止 4. 貿易面の措置 輸銀の貸付契約枠を570億円追加 5. 雇用面の措置 雇用保険失業給付等への財源措置、高齢者を重点に機動的な職業紹介、職業訓練等 ○対策の効果 公共事業、住宅対策で1.5兆円を上回り、中小企業向け融資を足すとおおむね2兆円程度。需要創出効果は3兆円程度。下期にGNPは年率6%成長へ	1. 公共事業等の暫定予算への所要額計上、成立後すみやかな実施のための準備等 2. 地方の公共事業等の円滑な執行のための地方債許可の所要の配慮等 3. 暫定予算期間中の住宅公庫の貸付業務への必要な措置等 4. 暫定予算期間中の輸銀の輸出金融の円滑な実施への配慮 5. 業種、企業に応じた金融面での細かい配慮、市中貸出金利引下げの促進への配慮 6. 暫定予算期間中の政府系中小企業金融機関の貸付業務への必要な配慮 7. 電力等の民間設備投資の繰上げ実施の円滑化への配慮 8. 雇用保険失業給付等の円滑な運用のために暫定予算に所要額を計上等
容			

名称	当面の経済情勢とその対策について	当面講ずべき対策について	当面の財政金融政策の運営について
日時	76. 11. 12 (経済対策閣僚会議)	77. 3. 11 (経済対策閣僚会議)	77. 4. 19 (経済対策閣僚会議)
内容	1. 公共事業等の執行促進等 (1)年度内契約率の上昇 (2)冷害・災害対策の早期実施等 (3)地方公共団体への要請 2. 日本国有鉄道、日本電信電話公社に対する措置 工事削減分の4000億円の取戻しと所要の追加 3. 住宅建設の促進 (1)住宅公庫の個人貸付を2万戸(貸付枠810億円)追加等 (2)民間金融機関からの個人向け住宅融資に十分配慮 4. 民間設備投資の促進 (1)電力業の77年度以降分の発注繰上げ等(約8000億円) (2)石油精製業について、投資凍結分を部分解除 (3)開銀の公害防止融資等の推進 5. プラント輸出の推進 6. 中小企業に対する措置 (1)政府系中小金融三機関の貸付枠の追加(4870億円)等 (2)官公需の中小企業者の受注機会の増大 7. 雇用面の措置 (1)雇用調整給付金制度の活用 (2)中高齢者、身障者の雇用を指導 (3)求人の一層の開拓	1. 財政面の措置 (1)公共事業等の早期執行(76年度分を極力推進、年度内に大方消化、77年度上半期の契約率を70%) (2)地方公共団体に対する要請 2. 金利政策の推進 市中貸出金利低下が更に促進されるよう配慮 3. 住宅建設の促進 (1)住宅公庫の融資の円滑化(9万戸の繰上げ募集等) (2)住宅向け融資の促進 民間金融機関からの個人向け住宅融資に十分配慮 4. 民間設備投資の促進 (1)電力業設備投資の円滑化 (2)政府系金融機関の融資の推進	1. 公共事業等の上半期の契約率を73%とし、「公共事業等施行推進本部」を設置 2. 市中金利全般の低下を促進するため、預金金利を引下げ等
容			

名称	当面の経済対策について	(続き)	総合経済対策
日時	78. 3. 25 (経済対策閣僚会議)		78. 9. 2 (経済対策閣僚会議)
内	1. 公共事業等の推進 (1)公共事業等の施行促進 (78年度公共事業等の施行促進、上半期契約率を70%等) (2)大型プロジェクトの推進 (新幹線、高速道路、本四架橋等の事業の促進等) 2. 金利等の引下げ 長期金利を含めた金利全般の速やかな引下げの推進等 3. 民間投資の促進 (1)住宅建設の促進 (住宅公庫の融資の円滑化、金利の引下げ) (2)電源開発等の促進 (78年度分 3 兆2000億円及び設備繰上げ発注 1 兆円強の実施等で 5 兆円程度の投資を実現、ガス業も、500億円の繰上げ発注) (3)石油備蓄基地の建設促進 4. 雇用対策の推進 (1)地域の雇用情勢を配慮した公共事業等の重点配分 (2)公共事業への失業者の吸収 (3)求人開拓等による雇用機会の拡大 (4)円滑な職業転換 (5)地域雇用対策の推進 5. 構造不況業種対策 (1)特定不況産業安定臨時措置法の早期施行 (2)既往貸出金利の引下げ (政府系金融機関の既往貸出金利軽減措置の引下げ幅拡大) (3)個別業種対策 (官公庁船他の早期発注等)	6. 中小企業対策の推進 (1)政府系中小企業金融機関の金利引下げ (2)中小企業倒産対策緊急融資制度の延長 (3)中小企業信用保険法に基づく不況業種の指定追加 (4)中小企業倒産防止共済制度の実施 (5)中小企業円高緊急対策の推進 (6)事業転換の円滑化 (7)官公需の確保 7. 対外取引の円滑化等 (1)為替管理の自由化 (外為法等の全面見直し) (2)日中長期貿易取り決めの実施の円滑化 (重質油分解設備の導入等) (3)対外経済対策の推進 (輸入促進措置の具体化、ODAの推進等) ○対策の効果 対策の実施により78年度の成長率 7 % 程度を達成し、中期的な安定成長軌道に	1. 内需の拡大等 (1)公共投資等の推進 (2 兆5000億円の事業規模の追加) 公共事業等：8300億円 国民生活基盤充実：2600億円 両者に対し2500億円の債務負担の追加 地方単独事業：2700億円 (その他に公共施設の改良等：500億円) 住宅公庫：8400億円 (2)住宅建設の促進 (上記の貸付枠の追加等) (3)国民生活基盤の充実 (文教施設の設備促進等) (4)エネルギー関連投資の促進 (電力業 (3 兆2000億円、繰上げ発注 1 兆6000億円)、ガス事業 (3300億円、繰上げ発注500億円)、石油備蓄の拡大等) 2. 不況地域、不況産業に対する対策の推進 (1)不況地域対策 (特定不況地域中小企業対策緊急融資の実施等) (2)不況業種対策 (過剰設備の処理等) (3)中小企業円高対策等 (円高関連中小企業者への金融措置等) (4)雇用対策 (雇用安定資金制度の特例措置等の実施等)
容			

名称	総合経済対策 (続き)	経済の現状と経済運営の基本方針	(続き)
日時	78. 9. 2 (経済対策閣僚会議)	80. 9. 5 (経済対策閣僚会議)	
内 容	3. 緊急輸入等の推進 (1)新外貨貸付制度の創設 (2)緊急輸入等の促進(濃縮ウラン、石油等の緊急輸入の早期かつ強力な推進等) (3)公的機関による製品輸入(国立医療施設の医療機器等) (4)在外公館の土地、建物等の購入 (5)海外旅行者に対する措置(持ち帰り品の減税措置) (6)対日輸出促進調査団の受入れ体制の整備 (7)MTN交渉への積極的取組 4. 経済協力等の拡充 (1)政府開発援助の積極的拡充(3年間で倍増等) (2)共通基金問題等への積極的取組(共通基金交渉の早期妥結等) 5. 円高差益還元等物価対策の推進 (1)円高に伴う物価対策(電力料金の据え置き、割引き等) (2)建設資材の需給・価格動向の監視等 6. 新たな経済計画の策定 ○対策の効果 78年度経済は実質成長率は7%程度、国際収支黒字は2兆7000億円程度、WPIは△1.5%、CPIは4.9%	1. 公共事業等の円滑な執行等(下期に相当程度の伸びを確保) 2. 金融政策の機動的な運営 3. 中小企業対策の円滑な推進(円滑な金融の確保、倒産防止対策の機動的な運用等) 4. 住宅建設の促進等(住宅公庫の融資の的確な実施等) 5. 民間設備投資の推進(省エネ投資等に配慮しつつ、金融面を中心とする投資環境の整備、電力投資の計画的実施等) 6. エネルギー対策の推進(石油節減努力等によるエネルギー事情の安定化等) 7. 調和ある対外経済関係の形成(国際収支赤字の漸進的改善等) 8. 物価対策の推進 (1)生活関連物資、国民経済上重要な物資の価格安定等 (2)石油製品の価格監視の実施、同調的値上げを注視 (3)生活必需物資の安定的供給と価格の安定 (4)公共料金の厳正な取扱い (5)地価動向の厳重な監視等による投機的な土地取引の防止 (6)地方公共団体への要請	○対策の効果 80年度は政府見通し程度の実質成長率を確保、国際収支は予想を若干上回る赤字額、物価は政府見通し程度におさまるよう努力

名称	総合経済対策	(続き)	今後の経済対策について
日時	82. 10. 8 (経済対策閣僚会議)		83. 4. 5 (経済対策閣僚会議)
内	I. 内需の拡大等 1. 公共投資等の推進 (2兆円強の事業規模の追加) 災害復旧: 7500億円 一般公共: 4000億円 道路公団: 1200億円 地方単独: 5000億円 住宅公庫: 3000億円 2. 住宅建設の促進 (1)住宅公庫の貸付枠の追加等 (2)増改築、中古住宅の需要喚起、流通等の促進等 (3)市街化区域の区分の積極的な見直し等 (4)民間機関の個人向け融資資金の確保 3. 中小企業対策 (1)特定不況地域中小企業対策臨時措置法に基づく業種指定及び地域指定の追加等 (2)中小公庫、国民公庫の貸付限度額の引上げ、省エネ貸付の対象設備の拡大等 (3)中小企業向け官公需の契約目標の確実な達成等 (4)倒産防止対策の機動的運用等 4. 民間部門における需要喚起 (1)金融政策の適切かつ機動的な運営 (2)エネルギー関連投資等を中心に民間投資への開銀の貸付枠の追加 (3)乗用車、家電製品等の割賦販売標準条件の緩和 (4)プラント輸出等の促進等、輸銀の貸付枠追加等 (5)プラント・バージにかかる協力促進	II. 不況産業対策 基礎素材産業等の構造的問題への対応の検討及び (1)内需拡大、不況カルテル等を通じた需給バランスの改善 (2)アルミニウム地金の備蓄買上げ (3)木材産業の再編整備 III. 雇用対策 (1)雇用調整助成金制度の業種指定の機動的実施等 (2)法に基づく特定不況業種及び特定不況地域の追加指定 (3)特別の求人開拓の強力な実施、新卒者の求人確保対策の強化等 ○対策の効果 対策の実施により82年度の実質成長率は3.4%程度に、WPIは2%、CPIは3%の見込み	I. 当面の課題 1. 金融政策の機動的運営 (1)金融政策の機動的運営 (2)設備投資資金等の資金供給の円滑化 2. 公共事業等の前倒し執行 (1)83年度上半期の契約率を70%以上 (2)地方公共団体への要請等 3. 住宅建設の促進 (1)住宅公庫の適切な募集等 (2)民間機関の個人向け住宅融資についての配慮等 (3)増改築の推進 (工事の実施体制の整備等) (4)住宅取得控除制度、立体買換えに係る特例制度の改善等 4. 規制の緩和等による民間投資の促進等 (1)都市中心部の高度利用のための第一種住宅専用地域の適切な見直し等 (2)宅地供給の円滑化のための適切な線引きの見直し等 (3)宅地開発指導要綱の行き過ぎの是正等 (4)電力業設備投資の83年度下期以降分の繰上げ発注 (5000億円) (5)民間投資の環境の整備、政府系機関の貸付計画の円滑な実施等 (6)プラント・バージに係る協力の推進 5. 中小企業対策の推進 (1)政府系中小金融機関の貸付資金枠の十分な確保等
容			

名称	今後の経済対策について (続き)	(続き)	総合経済対策
日時	83. 4. 5 (経済対策閣僚会議)		83. 10. 21 (経済対策閣僚会議)
内容	5. 中小企業対策の推進 (続き) (2)倒産防止対策の機動的運用 (3)官公需の中小企業者の受注機会の増大等 (4)特定業種関連地域の振興対策等の早期実施 (5)中小企業投資育成会社の積極的活用等で新分野開拓促進 (6)中小企業設備投資の税制上措置の周知徹底 (7)設備の近代化、企業規模適正化等に係る新增設の緩和措置を踏まえ、投資を円滑化 6. 雇用対策の推進 (1)特定不況業種・特定不況地域関係労働者雇用安定法の業種、地域の機動的な指定等 (2)雇用調整助成金制度の業種の機動的指定、積極的活用等 7. 不況業種対策の推進 (1)特定産業構造改善臨時措置法の構造改善基本計画の早期策定等構造改善の円滑な実施 (2)内需拡大、不況カルテルの適切な運用等需給の改善 8. 調和ある対外経済関係の形成 (1)基準・認証制度の改善 (2)経済協力の推進 (3)産業協力の推進	II. 今後取り組むべき課題 1. 世界経済活性化のための国際協力に対する応分の貢献 2. 所得税の減税の検討 3. 公共的事業について民間活力導入の方策の検討	I. 内需拡大による景気振興 1. 公共投資等の推進 (1兆8800億円の事業規模の拡大) 災害復旧: 6300億円 一般公共: 4500億円 (債務負担) 住宅公庫: 2000億円 道路公団等: 1500億円 地方単独: 4500億円 2. 所得税及び住民税の減税合計1兆2100億円(平年度1兆円)の減税を実施 3. 公共的事業分野への民間活力の導入の促進等 (1)国鉄用地等国公有用地の有効活用の一層の推進、推進本部の設置 (2)都市再開発の推進(民間活力導入の点から高度利用を図るべき地域地区の見直し等) (3)住宅・宅地供給の促進(適切な線引きの見直し等) (4)公共的事業につき民間が主体的に事業を行うシステムの開発等の推進等 (5)民間活力の活用によるニューメディア振興等 (6)テクノポリス構想の推進(公共事業の重点的投資等) (7)地域中小企業の活性化(ベンチャービジネスの振興等) 4. 民間投資の促進 (1)エネルギー関連投資等を中心とした民間投資の推進、開銀の貸付枠の追加 (2)電力業の設備投資の繰上げ発注の追加(1100億円)、投資増加(5100億円)

名称	内需拡大に関する対策 (続き)	内需拡大に関する対策	総合経済対策
日時	85. 10. 15 (経済対策閣僚会議)	85. 12. 28 (経済対策閣僚会議)	86. 4. 8 (経済対策閣僚会議)
内	Ⅱ. 今後推進する対策 1. 公共的事業分野への民間活力の導入 (民活を利用したテクノポリス等の地方のプロジェクトの着実な推進等) 2. 規制緩和(住宅建設・都市開発、設備投資・研究開発投資分野などの規制緩和の諸処置を着実に実施) 3. 週休二日制の拡大(年間休日日数が5年間で10日程度増加するための諸対策を着実に実施) 4. 国公有地等の有効活用(特に土地信託制度の国有地への導入) Ⅲ. フォローアップ 内需拡大に関する作業委員会による継続的なフォローアップ	(注)10. 15決定の対策の予算、税制措置の具体化 1. 住宅・都市開発の促進 (1)住宅減税(住宅取得促進税制の創設、住宅取得資金に係る贈与税の特例の拡充等) (2)予算上の措置(住宅公庫の貸付戸数を51万戸(前年度比2万戸増)とする等) 2. 設備投資・技術開発の促進 (1)税制上の措置(エネルギー基盤高度化設備投資促進税制の創設等) (2)予算上の措置(基盤技術センターの運営基盤の強化等) 3. 公共投資の拡大 (1)公共事業の事業費の拡大(86年度は前年度以上の伸び率、国庫債務負担行為の1500億円追加、公共事業実施機関に対する財投規模は3兆5000億円) (2)地方単独事業(8兆7000億円の見込み、効果的な事業実施を期待等) 4. 公共的事業分野への民間活力の導入等 (1)大規模プロジェクトの着手(東京湾横断道路、明石海峡大橋) (2)(1)につき特別償却制度の創設、不動産取得税等の措置等 (3)(1)(2)の法制化 (4)関西国際空港の事業費の大幅増額 (5)民活プロジェクトの着実な推進	1. 金融政策の機動的運営 2. 公共事業等の施行促進 (1)86年度上半期の契約率を過去最高を上回ることを目標として施行促進 (2)地方公共団体への要請 3. 円高及び原油価格低下に伴う差益の還元と価格の適正化等 (1)電力・ガスの差益を暫定的料金の引下げで還元 (2)畜産物の価格帯の引下げ (3)輸入牛肉の小売目安価格の引下げ等 (4)国際航空運賃の方向別格差の縮小 (5)国際通信料金の引下げ (6)その他の公共料金の可能な限りの引下げへの努力等 (7)円高及び原油価格低下の効果が国内価格に反映させる努力及び関係業界への要請、37品目の輸入消費財の価格動向等調査等 4. 規制緩和による市街地再開発の促進等 (1)市街地再開発の促進等(第1種住居専用地域の第2種への指定替え等) (2)新市街地開発の促進(重点的な線引きの見直し等) (3)国公有地への土地信託制度の導入(民活を活用した国公有地の有効活用の促進)
容			

名称	総合経済対策 (続き)	当面の経済対策	総合経済対策
日時	86. 4. 8 (経済対策閣僚会議)	86. 5. 30 (経済対策閣僚会議)	86. 9. 19 (経済対策閣僚会議)
内	5. 住宅建設、民間設備投資等の促進 (1)住宅建設等の促進(住宅公庫の貸出金利の引下げ、住宅取得促進税制の活用等) (2)電気事業、電気通信事業等の設備投資の追加等(電気事業は86年度上半期に7000億円の追加発注、電線地中化は86、87年度に各々1000億円の追加、NTTは86年度に1500億円の追加等) (3)公共的事業分野における民間活力の活用(東京湾横断道路の事業の早期着手等) 6. 中小企業対策等の推進 (1)中小企業対策(資金調達の円滑化のための中小企業国際経済調整対策等特別貸付制度の貸付金利引下げ等) (2)金属鉱業対策(金属鉱業経営安定化融資の融資時期の繰上げ等) (3)雇用対策(雇用調整助成金の機動的な業種指定、積極的活動等) 7. 国際社会への貢献(内需拡大努力による経済の拡大均衡を通じた世界経済への好ましい影響を期待)	1. 中小企業対策等 (1)特定産地総合振興対策(産地構造改善ビジョンの策定及び指導事業の強化等) (2)中小企業国際経済調整対策等特別貸付制度の貸付金利の引下げ等 (3)不況業種企業の既往貸付金の返済負担の軽減 (4)不況業種に係る無担保保険の活用 (5)特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の指定業種の追加 (6)下請中小企業対策の推進(下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用等) (7)金属鉱業対策(金属鉱業経営安定化融資の対象鉱種の拡大) 2. 雇用対策 (1)雇用調整助成金制度の機動的な業種指定 (2)「特定不況業種・地域関係労働者雇用安定法」の特定業種・地域の追加指定等 3. 円高差益還元 (1)円高差益等の還元策(沖縄電力の差益還元、地方都市ガス事業者等の暫定的料金引下げ等) (2)その他(国内電話料金の引下げ促進等)	I. 公共投資等の拡大(3兆円の事業規模確保) 公共事業: 1兆4000億円 道路公団: 1000億円 地方単独: 8000億円 住宅公庫: 7000億円 II. 住宅建設、民間設備投資等の促進 1. 住宅の新築、建替の促進のための住宅公庫の融資制度の拡充強化(特別割増貸付の大幅増額等) 2. 開銀、北東公庫の基幹工業融資の拡充 3. 電気・ガス事業の投資の追加(86年度に1100億円)及び86年度下半期の電力事業の2000億円の繰上発注 4. NTT以外の第一種電気通信事業者の設備投資を86年下半年に500億円積み増し III. 規制緩和、インセンティブの付与等による民間活力の活用の推進 1. 規制緩和による都市開発の促進等 (1)市街地再開発の促進(高度利用等に係る容積率割増の基準の見直し等) (2)新市街地の開発の促進(線引き見直しの推進等) (3)その他の分野における規制緩和(ガソリンスタンドの業務範囲、貸切りバス事業免許、都市圏のタクシー事業促進等) (4)国公有地等の有効活用(民活を利用した国公有地等の有効利用、国公有地等の売却等)
容			

名称	総合経済対策（続き）	（続き）	緊急経済対策
日時	86. 9. 19 （経済対策閣僚会議）		87. 5. 29 （経済対策閣僚会議）
内 容	Ⅲ. 規制緩和、インセンティブの付与等による民間活力の活用等の推進（続き） 2. 公共的事業分野における民間活力の活用 (1)インセンティブの付与等の民活プロジェクトの推進（民活法の対象施設整備事業の前倒し等） (2)東京湾横断道路の建設の推進 (3)大都市臨海部の再開発等都市整備等の推進（東京臨海部の再開発の推進等） (4)地域開発等の推進（テクノポリス構想の推進等） Ⅳ. 中小企業対策等 (1)特定地域中小企業対策（特定地域中小企業対策臨時措置法の制定等） (2)既存の中小企業特別調整対策の拡充・延長（中小企業国際経済調整対策等特別貸付の拡充・延長等） (3)金属鉱業対策（金属鉱業経営安定化融資の貸付枠の拡充等） Ⅴ. 雇用対策 (1)雇用調整助成金の対象業種の指定基準、助成内容の改善に必要な措置 (2)高齢者、特定業種・地域の離職者等の求職者の特別の求人開拓の実施 (3)過剰人員を抱える業種の労働移動の円滑化の推進	Ⅵ. 円高及び原油価格低下に伴う差益の還元と価格の適正化等 1. 公共料金等 (1)可能な限り公共料金等の引下げへの努力 (2)輸入牛肉の差益還元 (3)国内航空の差益還元 (4)バス、タクシー等の運輸事業の差益還元を指導 (5)国際通信料金の引下げ (6)砂糖の安定価格帯の引下げ等 (7)塩の価格引下げ 2. その他 (1)国民生活に密着した消費財等の価格動向の監視、円高メリットの活用等 (2)石油製品の価格動向監視 (3)配合飼料の原料価格の動向監視 (4)主要輸入消費財等の50品目の価格動向調査、公表 (5)並行輸入に関する調査等 (6)円高活用の基本方針等を内容とする第2次円高活用プランの策定指導の取りまとめ等 (7)円高等による国内販売価格の変化等の消費者等への情報提供の拡充等 Ⅶ. 金融政策の機動的運営 Ⅷ. 国際社会への貢献（海外投資保険の活用、ODAの第3次中期目標に沿った着実な実施等）	Ⅰ. 公共事業等 1. 公共事業等の施行促進（87年度上半期の契約率80%以上を目指した施行を促進） 2. 公共投資等の拡大（5兆円の事業規模確保） 一般公共 : 2兆4500億円 災害復旧 : 4500億円 教育・研究開発等 : 3500億円 道路公団等 : 2500億円 地方単独 : 8000億円 住宅公庫 : 7000億円 Ⅱ. 減税（総額1兆円を下らない規模の所得税等の減税を先行） Ⅲ. 住宅投資の促進（住宅公庫の貸付金利の引下げ、融資制度の拡充等の措置等） Ⅳ. 地域活性化の推進（地域産業基盤の整備等） Ⅴ. 民間活力の活用等 1. 民間活力の活用（N T T株式売却収入の活用による地域経済の活性化等） 2. 設備投資減税（研究開発等内需指向型の設備投資促進のための減税） Ⅵ. 中小企業対策等の推進（特定地域中小企業対策臨時措置法に基づく特定地域の追加指定、政策金利の引下げ等）

名称	総合経済対策 (続き)	(続き)	
日時	87. 5. 29 (経済対策閣僚会議)		
内容	Ⅶ. 雇用対策の充実等 (「30万人雇用開発プログラム」の着実な実施等の雇用対策、週休2日制の普及等の労働時間の短縮) Ⅷ. 円高差益の還元等 1. 公共料金等の可能な限りの引下げ、円高差益の還元等の推進 2. その他一般商品の価格調査、情報提供等 Ⅸ. 金融政策の機動的運営等 1. 金融政策の適切かつ機動的な運営 2. 資金運用部の預託金利の引下げ、政策金利の引下げ 3. 民間金融機関等に対する消費者金融の拡充要請等 X. 輸入の拡大、市場アクセスの改善等 1. 10億円ドルの政府調達による追加的な外国製品の輸入 2. 政府調達手続の改善等 3. 輸銀の製品金融の拡充、金利の引下げ等 4. 一層の製品輸入拡大努力の要請 5. 「アクション・プログラム」の推進 6. 金融・資本市場の自由化・国際化 (金利の自由化等) 7. 海外旅行者の携帯品免税金額枠の2倍引き上げ	XI. 国際社会への貢献 1. ODA第3次中期目標の極力早期達成等 2. 開発途上国に対する資金還流の促進 (3年間で200億ドル以上のアンタイド資金の還流等) 3. 開発途上国に対する技術移転の一層の促進 (専門家派遣事業等の抜本的拡充等) 4. 後発開発途上国への特別の配慮 (3年間で5億ドルのノンプロジェクト無償援助の実施等)	

名称	緊急経済対策	総合経済対策	総合的な経済対策の推進について
日時	92. 3. 31 (経済対策閣僚会議)	92. 8. 28 (経済対策閣僚会議)	93. 4. 13 (経済対策閣僚会議)
内	I. 公共事業等の施行促進 - 公共事業等の施行促進(75%を上回る) - 地方公共団体への事業の施行促進の要請 II. 民間設備投資の促進 - 電力事業、ガス事業 - 第一種電気通信事業者 III. 省力化投資の促進 IV. 個人消費、住宅投資等の促進 - 労働時間の短縮 - 電話料金の引下げ - 住宅投資の促進 - 駐車場整備の促進 V. 中小企業対策 - 中小企業金融対策 - 下請中小企業対策、官公需対策 - その他 VI. 資金調達環境の整備 - 証券取引制度改革等の推進 - 社債市場 - 株式市場 VII. 金融政策の機動的運営	- 公共投資等の促進 (8.6兆円) - 公共用地の先行取得 (うち1.5兆円) - 住宅投資の促進 (1万戸促進追加) - 民間設備投資の促進 (1)設備投資減税 (2)政府関係金融機関の融資の活用等 (9000億円) (3)電力、ガス、NTT、KDD等の設備投資の円滑な実施 5. 中小企業企業対策等 (1.2兆円) (1)中小企業の経営安定対策 (2)中小企業の構造改革のための設備投資促進等 (3)下請企業対策 6. 雇用対策 7. 生活ニーズの多様化への対応 8. 輸入の促進 9. 金融システムの安定性の確保 (1)金融機関の不良資産問題 (2)金融機関の融資対応力の確保 (3)金融制度改革の実施 10. 証券市場の活性化等 (1)株式運用規制の見直し (2)政府保有株式の売却の凍結 (3)個人投資家の長期的で安定的な株式投資の促進 (4)企業の資金調達環境の整備 (5)証券会社の適正な投資勧誘の推進 (6)金融機関による安易な益出しの抑制等 (7)先物関連税制の検討 (8)証券関連税制の検討 11. 金融政策の機動的運営	- 公共事業等の施行促進(75%を上回る) - 公共投資等の拡大 (10.62兆円) - 社会資本整備の新たな展開 - 住宅投資の促進 (5万戸追加等) - 民間設備投資の促進 (1)設備投資減税 (2)政府関係金融機関の融資の活用等 (5200億円) (3)公共投資関連の民間投資 (4)電力、ガス、NTT、KDD等の設備投資の円滑な実施 6. 中小企業対策等 (1.91兆円) (1)中小企業等の資金調達の円滑化 (2)中小企業に対する信用保証の充実等 (3)設備投資の促進 (4)下請中小企業対策、官公需対策 7. 雇用対策 (280億円) 8. 税制上の措置 (約1500億円) 9. 規制緩和 10. 輸入の促進等 11. 金融システムの安定性の確保 12. 安定的で活力ある証券市場の確立 13. 金融政策の機動的運営
容		(注)総規模 10兆7000億円	(注)総規模 約13兆2000億円

名称	緊急円高・経済対策の具体化・増強を図るための諸施策（報告）	経済対策—景気回復を確実にするために—	
日時	95. 6. 27 （経済対策閣僚会議）	95. 9. 20 （経済対策閣僚会議）	
内容	1. 内需振興策 (1)公共事業等の施行の促進 (2)適切かつ機動的な財政運営 (3)特別減税 (4)公共投資基本計画の実施 2. 経済構造改革の推進 (1)経済フロンティアの拡大 (2)産業構造転換の加速化 (3)輸入・対日投資促進策 (4)内外価格差の是正・縮小に向けた新たな取組 (5)規制緩和等の推進 3. 国民生活に対する円高の影響への対応 (1)新総合的雇用対策の実施 (2)中小企業対策 (3)円高メリットの還元の促進 4. 金融・証券市場に関する施策 (1)証券市場活性化策 (2)資金供給の円滑化 (3)担保不動産等の流動化策の拡充 (4)金融システムの安定性確保	1. 思い切った内需拡大 (1)公共事業の推進（4.6兆円） (2)科学技術・情報通信の振興、教育・社会福祉施設等の整備等（0.9兆円） (3)土地の有効利用の促進（3.2兆円） (4)阪神・淡路大震災復興関連事業等の推進（1.4兆円） (5)ウルグァイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な実施（1.1兆円） (6)地方単独事業の推進（1.0兆円） (7)住宅投資の促進（追加3万戸、0.5兆円） (8)財政投融资の積極的な活用 (9)金融政策の機動的運営 2. 直面する課題の克服 (1)土地の有効利用の促進等（3.2兆円） (2)証券市場の活性化 (3)中小企業対策等（貸付規模1.3兆円） (4)雇用対策 (5)金融機関の不良債権問題の取扱い 3. 経済構造改革の一層の推進 (1)科学技術・情報通信の振興、教育、社会福祉施設等の整備等 (2)新規事業育成策 (3)新産業・生活インフラ整備等の促進 (4)輸入・対日投資の促進等 (5)規制緩和等の一層の推進	

関係審議会等の動き

社会保険審議会（27.12.24） 第13回審議会速報（抄）

厚生年金保険、船員保険の積立金は、被保険者、事業主が被保険者の老齢、廃疾、遺族等に備えていかなる資金を集めたものであるから、その運用方法においても被保険者の福祉に充分考慮を払うべきであり、又その運用機構においても被保険者、事業主の参加した民主的なものによらなければならない。なお、その予定を超えた運用収益は専ら保険給付の改善、労働者の福祉の増進にあてるべきものである。

この意味において、本積立金を大蔵省資金運用部が他の国家資金と一括管理運用している現行制度は速かにこれを根本的に改め、本積立金は先に述べた趣旨にそって、他の国家資金と分離し、独自の管理運用をなすべきである。

社会保障制度審議会（29.2.19） 第40回審議会「厚生年金保険法の改正に関する答申」（抄）

第四に、本制度の積立金は、毎年数百億円を増加し、将来は、巨額に達する見込であり、しかもこれは労使双方の拠出金に外ならない。従って本審議会がしばしば勧告したごとく、その運用については、民主的管理運用の途を開くとともに、その効率的な運用にそってその収益が還元しうるように措置すべきである。

社会保障制度審議会（33.6.14） 国民年金制度に関する答申（抄）

6. （前略）積立金の運用については、単に特別会計の方式をとるのみではもちろん不十分であって、その自主的な運営ができるよう慎重な考慮が必要である。また、その運用は被保険者の福祉のための諸施設に還元するなどの方途も忘れてはならないが、将来の貨幣価値の下落とか、金利の低下に対処する意味において、相当の利回りになるような運用のみちも考えておく必要がある。

社会保障制度審議会（34.1.22） 国民年金法の制定についての答申（抄）

10. 本制度は、拠出制年金には不慣れた国民を対象とするものであるから、本制度の趣旨徹底について十分な努力を払うべきことはもちろんであるが、そのほかインフレ並びに国民経済の発展に対処する方針を明らかにするとともに、積立金の運用についても被保険者の要望にこたえて社会福祉等その利益に還元される制度を確立することが

特に肝要であろう。また、国民皆年金の趣旨を生かすためには、各種公的年金制度との運用措置並びにこれに伴う調整を急がなければならない。

資金運用審議会（35.9.6） 資金運用部資金の運用に関する速報（全文）

前 文

終戦約10カ年の復興再建期においては、国民生活の安定のためには先ず生産の復興こそその前提をなすものとされたが、それがため必要とする民間資金の不足がはなはだしかったので、しぜん郵便貯金、簡保年金、厚生年金等あらゆる政府資金を統合した資金運用部資金が、基幹産業を中心として産業資金に重点的に運用され、経済の急速な復興が図られたのであった。その後産業が著しく復興し民間資金も充実するに伴って、資金運用部資金を中心とする財政投融资は、しだいに住宅の建設、生活環境の整備等国民の福祉に直結したものや、道路、鉄道、電話等産業の発展や国民生活の基盤をなす部門或いは中小企業金融、農林漁業金融等の部門に対する運用に重点が移り、現在ではこれらの部門に対する運用が財政投融资全体の75%程度を占めるに至っている。

さらに現下、所得倍増計画とも関連してこれら社会的公共的部門の充実が一層叫ばれており、これらに対する長期、低利の資金への要請が極めて強く、政府資金の安定的拡充に対する期待がますます高まっている状況である。

かかる際、来年度に拠出制国民年金の発足が予定されているが、その積立金の運用については、その拠出を円滑にし年金制度の発展に資するため、できるだけ資金の拠出者の福祉向上に直接寄与する部門へ運用すべしとの要望があり、またこれと併行して資金運用部資金を構成する郵便貯金、簡保年金、厚生年金の資金においても、資金運用部資金の運用の現状について、

(1) 資金の拠出者の福祉のための還元が十分でない。

(2) 運用利回りが低い。

等の不満の声が出ている。

われわれ資金運用部資金運用審議会は、この当面の問題について、各方面の意見を聞き、各種の資料にもとづいてこれらの主張や資金運用部資金の運用のあり方を慎重に検討した結果、次の如き結論に到達した。

1. 国民年金積立金の運用

(1) 昭和36年度から拠出制国民年金の発足するに伴い、その積立金の運用をいかにするかが問題となっているが、国民年金の拠出者は、農民、中小企業等の自営業者、

零細企業の被用者等、低所得者層を含めた広い国民の階層からなっている、その資金はこれを国民一般の福祉の向上に資せしめることが当然期待されている。

(2) この点については、この種資金は財政投融资の形で総合され、その全体が公共の目的のため運用せられているが、現に昭和35年度においてもその約75%4,400億円が住宅、上下水道、道路、鉄道あるいは中小企業、農林漁業等の資金に重点的に充当されており、今後そのウェイトが更に高まることが予想される状況にあるので、その資金が資金運用部に預託され総合的に財政投融资に運用されることこそ、国民一般の、従って国民年金の対象となっている国民層の福祉向上の目的に合致するものと考えられる。

(3) しかしながら、特にこれら拠出者の拠出意欲の向上を図り、国民年金制度の発展に役立たせる意味をもって、厚生年金の還元融資と同様毎年度預託金増加額の25%までの範囲において預託金の一部を特別融資として、厚生省において何らかの拠出者に明確に理解できるような形で老齢年金、障害年金、母子年金等の国民年金制度の趣旨に沿うような施設等の整備に充てることが望ましいと考えられる。この場合、その趣旨に適合した対象の選定、運用割合の決定等については、資金運用部資金運用審議会において財政投融资全般との調和や厚生年金の還元融資との調整を充分に考慮して検討する必要がある。

(4) 積立金の運用利回りについては、予定利回り5分5厘を確保することはもちろんであるが、この運用利回りが将来の保険料の調整、年金給付の充実等に多大の関係を持つ点にかんがみ、政府資金としての性格をそこなわない限度において極力利回りの向上を図ることが必要であり、資金運用部においても現行貸付基準金利(6分5厘)程度に国民年金の預託金の利回りを引き上げるよう努めるべきである。

2. 厚生年金積立金の運用

(1) 厚生年金積立金の運用については、厚生省は、同積立金が国家資金の性格を持つとはいえ、実質的には被保険者及び事業主が老齢等の場合の生活保障という特定の目的をもって拠出した、零細な保険料の集積であって、できるだけ有利に運用する必要があるとともに、被保険者の福祉の増進のために運用することが望まれるにかわらず、現在の運用はこれらいずれの点についても不十分であるとしている。

(2) 厚生年金積立金は、現在資金運用部に預託され、財政投融资として運用されているが、財政投融资は国民経済の発展と被保険者をも含めて一般国民の福祉の向上のために運用されている。すなわち、資金運用部資金が、それ自体として厚生年金の被保険者の福祉の向上に寄与していることは論のないところであろう。

しかし、さらに現在毎年度増加預託金の15%程度をもっていわゆる還元融資が行われ、直接被保険者のための住宅、病院、保健厚生施設等の整備に充てられているのであるが、このような被保険者に対する直接還元の要請の要望がきわめて強く、従来の枠では不十分であると考えられる。そこで厚生年金制度の円滑な運営に資する見地から、還元融資の枠は毎年度増加預託金の25%までの範囲においてこれを拡大すべきである。

なお、還元融資の枠が上述のごとく拡大される場合には財政投融资としても相当のウェイトを持つことになり、またそれ自体としても、一般財政投融资における住宅、病院その他の運用対象との調整等政府資金全体としての調和をはかる必要があるから、その内容については、国民年金の場合と同様資金運用部資金運用審議会でも十分これを検討する必要がある。

(3) なお、積立金の運用利回りについては、国民年金同様の考慮が払われねばならぬことはもちろんである。

6. 資金運用部資金審議会の運営の改善

資金運用部資金の運用の適正を期するため資金運用部資金運用審議会が設けられ、運用計画等についてはその議を経ることになっているが、国民年金資金の運用が加わるとか、厚生年金還元融資の枠を拡大するとかの事情もあるので、その組織及び運営の方法等に改善を加え、さらに詳細な実質的審議を行いうるようすべきものと考えられる。

社会保障制度審議会(35.10.12) 公的年金積立金の運用についての要望(全文)

きよ出制国民年金が発足すれば、その積立金は、ぼう大な金額に達することが予想される。従って、その管理運用については、慎重なる態度が必要である。国民年金の積立金は、国民の零細なる家計から強制的に徴収されたきよ出金から成るものであって、社会保障のためという特定の目的をもった一種の租税に外ならない。

積立金は全体として年金制度の健全な運営ならびに改善のために運用されなければな

らない。このため、その運用に当っては、できる限り高い利回りを確保することによって、将来、年金額の引上げや、保険料の引下げにも役立つようにする必要がある。しかし、わが国の社会保障の現状から、差し当っては、可能な範囲において社会保障施設の拡充に積立金を充てることもまた必要である。

そもそも、社会保障制度の総合調整の見地からみれば、社会保険の積立金は、将来、それが国民年金や厚生年金保険の積立金であると、また失業保険のような短期保険の積立金であるとを問わず、その一切をあげてこれを総合的な基金制度のもとに管理運用することが本来の行き方である。

これらの積立金は、国の資金として財政投融资の原資にするとともに、直ちに、資金運用部資金にくり入れなければならないということにはならない。しかし、この際の措置としては、暫定的に、資金運用部資金にくり入れるとしても、特別勘定として、他の資金とは厳密に区別して、社会保障の目的を十分に達するように管理・運用することを法律によって保障することが肝要である。かくすることによって、郵便貯金等の全く性質の異った資金とブールして運用されるようなことを、何としても避ける必要がある。またそのことによって社会保険の積立金が財政投融资計画の名のもとに、社会保障の目的に反する使途に使用されることをあくまでも防止すべきである。

元来、国民年金制度は、社会保障の充実・前進のために創設されたものであって、財政投融资資金としての国家資金が必要であるために創設されたものではない。積立金の運用については、国民の理解と納得を得ることによって、始めて国民年金制度の前進が期待できる。

右要する。

国民年金審議会（35.9.16） 国民年金積立金の運用について中間答申（全文）

1. 国民年金の積立金も国家資金であるから、他の資金と甚しい不均衡を生じてまで分離して運用するという考え方をもちべきではないと同時に国家資金だから資金運用部に一括して総合運用するのだときめてかかるのも正しくない。郵便貯金が主であったときと厚生年金や国民年金の積立金が大きな割合を占めるようになる場合とでは資金運用部のあり方が当然違ってゆかなくてはならない。しかし、現在の資金運用部では、
 - (i) 金利についてみると、積立金は年金給付の財源になるためのものであるから、できるだけ高い利回りで運用すべきであるが、資金運用部資金の枠内ではその目的にあうような仕組になっていない。また逆に国民年金をひろく国民に理解させ、その

円滑な発展を図るためには、ときには相当低い利率で貸付ける必要がある場合があるのに、現行制度による預託によっては至難である。

(2) 運用関係では

- ① 預託者側の意見が十分織りこまれるような仕組になっていない。
- ② 資金運用が、その年々の財源配分の見地だけからきめられがちである。
- ③ 財政投融资計画が国の予算と併行して実質的に国の予算の一部として決定されるために、審議会の審議も単に決定事項の事後承認に終わっている実情である。

2. これらの点も、郵便貯金等の運用にとどまる間は、別に問題ではないが、国民年金の発足にあたっては

- ① 積立金がどういう使途に使われているか一目でわかるような仕組にしてほしい。
- ② 積立金の運用にあたっては、拠出者の意向を十分反映させるような仕組を考えてほしい。
- ③ 積立金は国民生活に直結する分野に活用してほしいという要望がおこったことは、従来の運用に対する不満を表明したものにほかならない。これを無視することは国民年金制度の発足とその発展に大きな関係をもっている。

3. 結論としては、すべての国家資金が統一的に運用されることが望ましいことは、金融財政の原則上明らかであるが、その原則を貫こうとすればまず資金運用部の現行諸制度を抜本的に変革すべきであり、これは拠出制国民年金制度の発足という画期的な機会にこそ実行されるべきである。もしこれが不可能であるならば国民年金の積立金を資金運用部資金から切離し、これを自主運用させる途をとることも、またやむを得ないといわなければならない。

国民年金審議会（35.12.22） 国民年金積立金の運用について最終答申（全文）

ま え が き

国民年金積立金は、郵便貯金の資金とは異り、所定の利回りで運用されればよいというものではなく、限られた原資の中でよりよい給付を行うためには、できる限り多額の運用収益をあげなければならない。

それと同時に、その資金を被保険者等の生活の安定に寄与するような対象に運用する必要がある。

しかしながら、国家資金の統一的な運用を阻害するような結果を招くことは、避けなければならない。

以上の点を勘案して、国民年金積立金の運用は、資金運用部において行なうこととするが、現状の資金運用部による資金の運用方式では、上に述べたような種々の要請をみたすことは困難であるので、次のような信託的方式で運用すべきであるとの結論に到達した。

国民年金積立金運用方式要綱

- 1 国民年金積立金は、資金運用部に預託するものとする。
- 2 資金運用部においては、国民年金、厚生年金、船員保険および国家公務員共済組合の預託金をあわせて特別勘定（以下「年金特別勘定」という。）を設け、他の預託金の勘定（以下「一般勘定」という。）と区分して管理運用するものとする。
年金特別勘定の資金は、他の資金と区分して経理するものとする。
- 3 年金特別勘定は、国民年金特別会計、厚生保険特別会計年金勘定等の積立金のほか、いわゆる余裕金の預託をも受け入れるものとする。
- 4 年金特別勘定に預託された資金は、大蔵大臣が預託者の意見を聞いて定めた運用計画にもとづき運用するものとする。
- 5 年金特別勘定の資金は、運用対象により甲種および乙種に分け、次に掲げる方針によって長期運用するものとする。
 - イ 甲種運用 社会福祉の向上、生活環境の改善その他保険料の拠出者等の生活の安定に直接寄与するような対象に運用する。“福祉運用”ともいうべきものである。
 - ロ 乙種運用 可及的長期の約定期間および可及的有利な利率をもって一般勘定に（再）預託するが、その運用は一般勘定にまかせるものとする。“有利運用”ともいうべきものである。

なお、年金特別勘定に預託された資金は、長期運用を實行するまでの間、これを一年以内の約定期間で一般勘定に（再）預託し、その運用は一般勘定にまかせるとともに、預託利率は可及的有利となるよう預託期間を按配するものとする。
- 6 甲種運用のうち、従来の資金運用部の運用方式によって運用しがたいものについては、特別の公法人を設立し、（「年金福祉公庫」と仮称する。）、これに貸付けけるものとする。この公法人にたいしては、一般会計等から設立当初の出資をするほか、社会福祉施設等に対して特に低利の貸付を行なうため、爾後必要に応じて出資を期待する

ものとする。

- 7 甲種運用の貸付の条件は、原則としてこれまで資金運用部で行なってきたものと同様とする。
- 8 乙種運用については現行制度の枠内における可及的有利な運用対象および運用方法を選ぶことが期待されるとともに、能うなれば現行制度の枠を社債等の運用にまで拡大することとし、これに対しては資金の性質上できるだけ高い預託利子を附するものとするほか、一般勘定に剰余金が生じた場合は、これを預託額に応じて分配交付するものとする。この場合は郵便貯金特別会計の赤字は、当然政府の一般会計の負担で、解決されるべきものとする。
- 9 大蔵大臣が毎年度資金運用部資金運用審議会の意見をきいて運用計画を定めるに当たっては、甲種運用の運用対象および運用額ならびに甲種運用と乙種運用との資金の振り分けについては、厚生、大蔵両省の協議によって原案を作成するものとし、乙種運用として一般勘定に預託された資金については、従来の資金運用部における運用の方式によるものとする。
- 10 年金特別勘定の資金の運用収益は、一般勘定への（再）預託金の利子（乙種および短期運用）、一般勘定からの剰余分配および甲種運用より生ずる利子（但し運用に伴う事務経費を控除した残額）とし、これをおおむね預託額等に応じて預託者（国民年金特別会計、厚生保険特別会計、船員保険特別会計および国家公務員共済組合）に分配交付するものとする。
これらの運用収益は、たとえば国民年金特別会計については、積立金の予定運用利率を確保するものでなければならないのみならず、出来るだけそれを上回る率となるよう年金特別勘定の運用において配慮するものとする。なお、この分配額は積立金に繰入れ、年金特別勘定に預託するものとする。
- 11 資金運用部資金運用審議会の構成を改め、拠出者側の意向がよりよく反映されるような仕組みとする。
なお、厚生大臣は、国民年金積立金の運用に関し、国民年金審議会の意見を徴する等拠出者の意向が十分に反映しうよう特段の措置を講ずるものとする。

社会保障制度審議会（37. 8. 22） 社会保障制度の総合調整に関する基本方針についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告（抄）

すでに昭和35年10月に「公的年金の積立金の運用について」要望した際に述べたように、社会保障制度の総合調整の見地からすれば、厚生年金保険や国民年金等の公的年金の積立金のみならず、失業保険その他の短期保険の積立金は、その一切をあげてこれを総合的な基金制度のもとに管理運用することが本来のゆき方である。これらの積立金はこれを必ず資金運用部資金に繰り入れなければならないとはいいがたく、資金運用部資金に繰り入れるとしても、特別勘定として他の資金と区別して管理し、社会保障の目的を達成するうえにおいて効果的であるよう運用することを法律によって保証することが肝要である。

社会保障審議会（39. 4. 14） 厚生年金保険法及び船員保険法の一部改正について（答申）（抄）

（船員保険法の一部改正について）

5. 積立金については、特別勘定を設けて管理運用すること。

（厚生年金保険法の一部改正について）

被保険者側意見

9. 資金の管理運用について

従来主張の如く、区分管理とし、その運用は福祉面への優先還元を明確にすること。

事業主側意見

(3) 厚生年金の積立金の管理運用については、現在よりさらに有利運用がなされ、保険料負担増が緩和されるよう、資金運用部より分離して独立管理を図ること。

公益側意見

(2) 資金の管理運用

資金を区分管理すること及び厚生年金制度の発展に資するよう運用することについてさらに強化をはかるべきである。

社会保障制度審議会（39. 4. 16） 厚生年金保険法の一部を改正する法律案要綱および船員保険法の一部を改正する法律案要綱について（答申・抄）

7. スライド制、国庫負担および資金の管理運用については、一昨年8月の本審議会の勧告において指摘したとおりの措置をこの際徹底し、スライド制については明確な基準を定める。

国民年金審議会（41. 10. 3） 国民年金積立金の管理運用について意見書（抄）

本審議会は、昭和35年12月22日国民年金積立金の管理運用の在り方についてその意見を答申したが、現在までのところ満足すべき状態にないのはなほ遺憾である。そこで国民年金積立金の性質に鑑み前記答申の実現をはかるよう重ねて要望するとともに、当面の運用については、

1. 資金運用部に預託された国民年金の積立金は、厚生年金等の預託金と併せて特別勘定を設け、他の資金と区分して管理運用するよう要望したが、この実現できるまでの間においても、被保険者の意向を十分反映させるため運用計画にあたっては、毎年度予め厚生大臣と協議すること。
2. 国民年金特別融資資金は、本来被保険者の福祉のため用いられるべきものであるから、この回収金も当該資金原資とするのが至当である。
3. 国民年金制度は、農民、自営業者等を対象とし多数の低所得者層を含むものであるが、昭和41年度の法律改正により給付の改善とともに2回にわたり保険料の引上げが行なわれるので、この改正法律を円滑に実施するためには、被保険者等の十分な理解と協力を得る必要がある。

一方、財政投融资のうちでは厚生年金還元融資と国民年金特別融資とによって社会開発施策が行なわれているが、近時これらの施策の積極的な推進の要請に応じて、これらの融資、とくに国民年金特別融資に対する資金需要は益々増大している。

これらの要請から特別融資枠の拡大については、特別の配慮を加える必要がある。

社会保障審議会（43. 5. 30） 住宅資金貸付条件の改善について（全文）

わが国の住宅問題は、いろいろの角度から取り組まねばならない段階にある。その有力な一環として、労働者に持家をもたせる政策は、現在労使が一致して渴望するところ、その国民経済的意義は特に大きく、労働省もすでに労働者の財産形成としてその推進を提唱しつつある。

またこれは厚生年金積立金の還元融資の対象として最も適当なものであり、その需要は急激に増大しており、厚生省のこれに対する十分な配慮が望まれる。年金福祉事業団は、厚生年金積立金還元融資における中核的役割を担うものである。速やかにこの持家に対する労使の要請に応えねばならぬ。すなわち、住宅融資中分譲住宅分の融資枠を大幅にひろげると同時に、金利その他貸付条件につきできるだけの配慮をつくすべきである。この貸付はいわば保険契約者貸付的なものであり、また直接個人を対象とせずすべて団体を經由する方式を採用しているものであるから、償還期限、対象面積、貸付割合、標準単価、担保等の貸付条件は、実情に即し他の制度とは別に設けて然るべきであり、金利についても予定利廻り（現行5分5厘）まではその軽減を検討すべきものと認められる。これらの配慮は、現段階におけるわが国の住宅政策の多ルート主義の特徴を生かすゆえんともなるのである。

社会保険審議会厚生年金保険部会（43・10・17） 厚生年金保険制度改正に関する意見（抄）

積立金の管理運用については、これまで関係者から一致して繰り返し要望されて来た自主運用、他の資金との区分管理運用、管理運用に対する労使代表の参加、高利回り運用等がいまだ改善されていないことは、まことに遺憾であり、速やかに実施すべきである。還元融資については、現行の枠をさらに拡大するとともに、年金福祉事業団その他の直接労使の福祉に還元する分については、保険料拠出者の意向が直接反映するような方途を考慮すべきである。

国民年金審議会（43・10・19） 国民年金制度改正に関する考え方（抄）

積立金の管理運用については、昭和35年以来当審議会が再三にわたり答申したところであるが、その趣旨にそった改善が行なわれていないことは極めて遺憾である。とくに保険料負担が増大して積立金に対する関心はますます高まっており、一方において国債が積立金よりも高い利回りで発行されている現状等を考慮すれば、国民年金事業の円滑な推進を図るうえからも、その改善は急務である。

社会保険審議会（44・3・6） 厚生年金保険法の一部改正について答申（抄）

今回の再計算期は、これまで立ち遅れていた給付水準を引き上げ、本制度を本格的年金に前進させる機会として待望されてきた。諮問された政府案もその線に沿うものであ

るが、昨年10月、27回の会議を経て要望しておいた「厚生年金保険制度改正に関する意見」のうち採られなかった点が少なくないことは甚だ遺憾である。

以下、項を追って意見を示せば次のとおりである。

- ・ 積立金の管理運用については、先の意見書のとおり改善を図ること。（各側）

社会保険制度審議会（44・3・13） 厚生年金保険法及び船員保険法の一部改正の答申（抄）

6. 積立金の運用問題は基本的な点においていささかも前進していない。本審議会の勧告に沿い年金特別勘定の設定は勿論のこと、積立金の運用に拠出者側の立場をより強く反映させる措置については、早急な解決を図るべきである。

社会保険審議会厚生年金保険部会（45・8・15） 厚生年金保険制度緊急改正に関する意見（抄）

積立金の管理運用については、自主運用、他の資金との区分管理運用、管理運用に対する労使代表の参加、高利回り運用等を速やかに実施すべきである。

還元融資については、その枠を少なくとも $\frac{1}{3}$ に拡大するとともに、年金福祉事業団その他の直接労使の福祉に還元する分については、保険料拠出者の意向が直接反映するような方途を図るべきである。

社会保険審議会（46・2・10） 厚生年金保険法及び船員保険法（年金部門）の一部改正の答申（抄）

- ・ 厚生年金保険法の一部改正について

当審議会が繰り返し指摘してきた積立金の管理運用問題については、上記昨年8月の意見書の線に沿って引き続き改善のため努力を払うべきである。

- ・ 船員保険法（年金部門）の一部改正について

今回の改正については、特に次のような意見があったことを附記する。

3. 年金部門積立金の管理運用については、厚生年金と同様船員保険の還元融資制度が実施されるよう措置を講ずること。

国民年金審議会（47・7・31） 預託金利引下げ問題に関連する申入れ（口頭）

被保険者への福祉還元の一層の充実を図るため、現行の還元融資制度の内容および枠等について大幅な改善を図るべきである。

社会保険審議会（４７．８．１５） 預託金利引下げ問題に関連する申入れ（抄）

本審議会が繰り返し指摘した被保険者への福祉還元の充実、資金運用審議会への社会保険審議会代表の参加等の措置について、本審議会の意見の線にそい、大幅な改善を図るべきである。

社会保険審議会厚生年金保険部会（４７．１０．１７） 厚生年金保険制度改正に関する意見（抄）

積立金の使途について保険料拠出者の意向を最大限に尊重することは当然であり、かねて当部会が指摘している意見にそってすみやかに実現を図るべきである。

国民年金審議会（４７．１０．１８） 国民年金の改正についての意見（抄）

年金積立金の管理運用については、郵便貯金の預託金とは異なり、被保険者等から強制的に拠出させた保険料の集積であり、かつ、将来の給付財源であるという特性にかんがみ、有利運用の確保について具体的方策を検討するとともに、福祉還元の一層の充実につきその改善を図る必要がある。

社会保険審議会（４８．２．１３） 厚生年金保険法及び船員保険法（年金部門）の一部改正（抄）

積立金の管理運用については、拠出者の意向が反映するよう政府においてさらに検討すべきである。

社会保障制度審議会（４８．２．１６） 厚生年金保険法・国民年金法等の一部改正について（抄）

積立金の運用については、従来たびたび本審議会が答申した線に沿い、被保険者及び事業主の意向を反映するよう配慮すべきである。

社会保障制度審議会（４８．１１．１９） 当面する社会保障の危機回避のための建議（抄）

年金積立金の減価に対応し、年金額の実質価値の低下を防ぐためには、減価の補てんその他財政方式についての根本的な検討を加えなければならない。なお、当面積立金の運用については、インフレヘッジのためにも、現行より幅広い方策を早急に検討すべきである。

社会保険審議会厚生年金保険部会（５０．８．１５） 厚生年金保険制度改正に関する意見（抄）

積立金の管理運用については、従来より繰り返し要望してきた自主運用、福祉運用を目指して一層改善を図るべきである。当面、還元融資の枠をさらに拡大するよう努めるとともに、その使途についても見直しを行って被保険者に直接還元されるものに重点的に振り向けるようにすべきである。

国民年金審議会（５０．８．１９） 国民年金制度の改正について（抄）

年金積立金については、それは将来の給付財源であること。また、多数の低所得者を含む被保険者から徴収された保険料の集積であること、特に国民年金の財政が窮迫した状況にあることを考慮すれば有利運用が何よりも必要であり、そのための具体的方策の検討を急ぐべきである。また、福祉還元についてもその充実を図る必要がある。

社会保険審議会（５１．２．９） 厚生年金保険法の一部改正について（答申・抄）

今回の諮問内容には含まれていないが５人未満事業所に対する適用の推進、積立金の管理運用、老齢年金の非課税、業務処理体制の整備等についても、その改善に一層の努力を払われたい。

社会保障制度審議会（５１．２．１２） 厚生年金保険法等の一部改正について（答申・抄）

既に巨額に達している積立金についての現在のような管理運用には問題があり、関係者の意見が反映するよう民主的な機構を設けるべきである。

社会保険審議会厚生年金保険部会（５２．１１．２９） 厚生年金保険の緊急改善に関する意見（抄）

積立金の管理運用のあり方については、今後基本的に検討する必要があるが、当面還元融資の拡大充実に努めるべきであり、特に、被保険者住宅資金について貸付枠の大幅な拡大及び貸付条件（利率、限度額等）の改善を図る等、被保険者に直接還元される事業に重点的に運用すべきである。

社会保険審議会厚生年金保険部会（５３．１１．３０） 厚生年金保険の緊急改善に関する意見（抄）

積立金の管理運用のあり方については、従来繰り返して要望してきた自主運用の問題も含めて今後基本的に検討する必要があるが、当面還元融資の拡大充実に努めるべきである。特に、被保険者住宅資金について、貸付枠の大幅な拡大及び限度額等の貸付条件の改善を図る等、被保険者に直接還元される事業に重点的に運用すべきである。

社会保険審議会厚生年金保険部会（５４．９．３） 厚生年金保険制度改正に関する意見（抄）

積立金の管理運用のあり方については、従来から当部会が繰り返し要望してきたが、政府は自主運用の問題を含めて現行の管理運用の仕組みを再検討し、当面、すくなくとも共済組合程度の自主性を確立すべきであり、また、保険料拠出者の意向反映について一層努力すべきである。

更に、福祉運用を充実する立場から、年金福祉事業団の行う貸付事業については、貸付枠の拡大、貸付限度額の引上げ、貸付金利の安定等貸付条件の改善を図り、これにあわせ年金福祉事業団の貸付原資を特別会計から直接出資する等の方策を講ずべきである。

もとより、年金積立金は極力有利運用を図るべきであり、また、保険料財源については、将来の年金原資であることを十分配慮すべきである。

国民年金審議会（５４．９．２６） 国民年金制度の改正について（抄）

年金積立金の管理運用について

年金積立金の管理運用については、被保険者から拠出された保険料の集積であり、かつ、将来の給付財源であるという特性にかんがみ、有利運用を図るとともに、福祉還元についても充実に努める必要がある。

社会保険審議会厚生年金保険部会（５８．７．１５） 厚生年金保険制度改正に関する意見（抄）

年金積立金は、強制徴収によって集められた労使の保険料の集積であり、その運用収入は年金の支払に充てられる重要な財源であるので、拠出者の意向を反映させつつ、極力、有利運用を図る必要がある旨、当部会は繰り返し意見を述べて来たが、今日まで十分な措置が講じられていないのは、はなはだ遺憾である。政府は、現行の管理運用のあり方を抜本的に見直し、保険料拠出者の参加による自主運用を基本とする方式を採用すべきである。

なお、一方において、年金財政に与える影響を考慮しつつ福祉運用についても意を用いるべきであることは言うまでもない。

社会保険審議会（５９．１．２４） 厚生年金保険法及び船員保険法の一部改正について（答申・抄）

年金積立金は、労使の保険料の集積であり、その運用収入は年金の支払いに充てられる重要な財源であることにかんがみ、その管理運用については、昨年７月の意見書の趣旨に沿い、改善に努めるべきである。

年金審議会（５．１０．１２）国民年金・厚生年金保険制度改正について（意見）（抄）

<積立金・福祉施設>

○ 年金資金の被保険者還元融資については、被保険者や年金受給者のニーズに対応した融資制度とするため、要介護者向けの住宅新築・改造や介護機器、教育資金等に対する融資の創設を図るべきである。

○ 年金福祉施設については、国民に年金制度を身近なものとして感じてもらうとともに、高齢社会のニーズに応えていくため、更に工夫を凝らすべきである。

国会の附帯決議

第19回国会 衆議院（29. 4） 厚生年金保険法改正

本法案の運営に関しては政府は速かに次の諸施設の実現方に邁進すべきことを要望する。

1. 巨額に上る厚生年金保険積立金の管理運用については、効率的・民主的措置を講じ、特に提出者の意向を反映し得るよう工夫すること。
2. 老人ホーム等の収容施設及び療養施設を増設して年金受給者が年金により老後生活を営み得る方途を講ずること。

第19回国会 参議院（29. 5） 厚生年金保険法改正

政府は調査研究の上速やかに左記諸施策を実施して厚生年金保険の内容充実を図ると共に、各種年金制度を整備統合して国民年金制度を樹立するよう最善の努力を払うことを要望する。

7. 厚生年金積立金については、これを民主的、効率的に管理運用するよう特別の措置を講ずること。
8. 厚生年金積立金を大幅に還元融資し、老人ホーム、児童保護施設、医療施設及び住宅等を増設して、被保険者の福祉増進を図ること。

第31回国会 衆議院（34. 3. 19） 国民年金法制定

3. 積立金の運用については、一部を資金運用部資金として運用するほか、一部は被保険者の利益の為に運用する方途を講じ、努めて被保険者にその利益が還元されるよう特段の配慮を加えること。

第31回国会 参議院（34. 4. 8） 国民年金法制定

3. 積立金の運用については、被保険者の利益のために運用する方途を講じ、被保険者にその利益が還元されるよう配慮すること。

第34回国会 衆議院（35. 3. 17） 厚生年金保険法一部改正

厚生年金保険が勤労者のための年金制度の中核たることにかんがみ、政府は、将来これが給付内容の改善に努めるとともに他の年金制度との通算調整を含む総合調整についてなるべく速やかに結論を得るようすべきである。

また、政府は、厚生年金保険の運営に関し、特に次の諸施策の実現に努力すべきことを

要望する。

2. 積立金の管理運用については、特に提出者の意向を反映しうるものとするとともに、還元融資の枠を拡大すること。

第34回国会 参議院（35. 3. 28） 厚生年金保険法一部改正

政府は、厚生年金保険に関し、特に、次の諸施策の実現に努力すべきである。

1. 給付内容の改善に努めると共に他の年金制度との通算調整を図ること。
3. 積立金の管理運用については、特に提出者の意向を反映しうるよう自主管理を図るとともに、還元融資の枠を拡大すること。

第46回国会 参議院（39. 5. 26） 国民年金法一部改正

1. （前略）積立金については還元融資の枠を拡大するとともに特別勘定を設けること及び事務費についても速やかにその増額を図ること。

第48回国会 衆議院（40. 5. 13） 国民年金法一部改正

6. 拠出年金の積立金の運用については、被保険者の意向が十分反映できるよう配慮するとともに被保険者の福祉のため運用する部分を拡充すること。

第48回国会 参議院（40. 5. 18） 国民年金法一部改正

4. 拠出年金の積立金の運用については、被保険者の意向が十分反映できるよう配慮するとともに被保険者の福祉のために運用する部分を拡充すること。

第51回国会 衆議院（41. 5. 30） 国民年金法一部改正

6. 積立金の管理と運用について保険料負担者の意向が直接反映されるようにすること。
7. 積立金の還元融資率を大幅に引き上げること。

第51回国会 参議院（41. 6. 27） 国民年金法一部改正

4. 積立金の管理運用に関して保険料納付者の意向を反映させる措置を考慮するとともに、還元融資を引き上げること。

第55回国会 衆議院（42. 7. 21） 国民年金法一部改正

6. 拠出年金の積立金の運用については、被保険者の意向が充分反映できるようにし、被保険者の福祉のため運用する部分を大幅に拡充すること。

第58回国会 衆議院（43. 5. 17） 国民年金法一部改正

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ今後すみやかに左記事項を実現するよう努力すべきである。

7. 拠出制年金の積立金の運用については、被保険者の意向が充分反映できるようにし、被保険者の福祉のため運用する部分を大幅に拡充すること。

第58回国会 参議院（43. 5. 21） 国民年金法一部改正

政府は、次の各項について、その実現に努力すべきである。

第二 拠出制年金に関する事項

3. 積立金の運用について、被保険者の意向が充分反映できるよう配慮するとともに、被保険者の福祉に運用される部分の拡充を行なうこと。

第63回国会 衆議院（45. 4. 23） 国民年金法一部改正

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ、次の事項をすみやかに実現するよう努力すべきである。

1. 拠出制年金の積立金の運用については、被保険者の意向が充分反映されるようにし、被保険者の福祉のため運用する部分を大幅に拡充すること。

第63回国会 参議院（45. 5. 12） 国民年金法一部改正

政府は、次の各項について、その実現に努力すべきである。

1. 拠出制年金の積立金の運用については、被保険者の意向が充分反映できるよう配慮するとともに、被保険者の福祉に運用される部分の拡充を行なうこと。

第65回国会 衆議院（46. 3. 18） 国民年金法等の一部改正

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ、次の事項をすみやかに実現するよう努力すべきである。

1. 拠出制年金の積立金の運用については、被保険者の意向が充分反映されるようにし、

被保険者の福祉のため運用する部分を大幅に拡充すること。

第65回国会 参議院（46. 3. 23） 国民年金法等の一部改正

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ、次の各項について、その実現に努力すべきである。

4. 拠出制年金の積立金の運用については、被保険者の意向が充分反映できるよう配慮するとともに、被保険者の福祉のため運用される部分を大幅に拡充すること。

第65回国会 衆議院（46. 5. 14） 厚生年金保険法等の一部改正

政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

1. 積立金の運用については、被保険者の福祉が最優先するようにするとともに、拠出者の意向が充分反映するよう民主的な運用に努めること。

第65回国会 参議院（46. 5. 20） 厚生年金保険法等の一部改正

政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

1. 積立金の運用については、拠出者の意向が充分反映できるよう配慮するとともに、被保険者の福祉のため運用される部分を大幅に拡充すること。

第68回国会 衆議院（47. 6. 9） 国民年金法等の一部改正

政府は、老後保障において年金制度の果たす役割の重要性にかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

1. 年金積立金の管理運用については、被保険者の意向が充分反映されるようにし、運用用途の明確化、有利運用の確保及び被保険者の福祉のため運用する部分の拡充につき大幅な改善を行なうこと。

第68回国会 参議院（47. 6. 16） 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

1. 年金積立金の管理運用については、被保険者の意向が充分反映されるようにし、運用用途の明確化、有利運用の確保及び被保険者の福祉のため運用する部分の拡充につき大幅な改善を行なうこと。

第71回国会 衆議院（48. 6. 28） 厚生年金保険法等の一部改正

政府は、老後保障において年金制度の果たす役割の重要性にかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

10. 積立金の運用については、被保険者の福祉を最優先とし、拠出者の意向が十分反映されるよう民主的な運用に努め、そのための措置を検討すること。

第71回国会 参議院（48. 9. 14） 厚生年金保険法等の一部改正

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

9. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、拠出者の意向が十分反映されるよう民主的な運用に努め、そのための措置を検討すること。

第72回国会 衆議院（49. 4. 11） 国民年金法等の一部改正

政府は、老後保障において年金制度の果たす役割の重要性にかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

9. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、拠出者の意向が十分反映されるよう民主的な運用に努めること。

第72回国会 参議院（49. 5. 21） 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

9. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、拠出者の意向が十分反映されるよう民主的な運用に努めること。

第75回国会 衆議院（50. 4. 23） 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

12. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし民主的な運用に努めること。

第75回国会 参議院（50. 6. 3） 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

11. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、民主的な運用に努めること。

第77回国会 衆議院（51. 5. 17） 厚生年金保険法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

11. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、特に被保険者住宅資金の転貸制度の普及を図るとともに、積立金の民主的な運用に努めること。

第77回国会 参議院（51. 5. 20） 厚生年金保険法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

10. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、特に被保険者住宅資金の転貸制度の普及を図るとともに、積立金の民主的な運用に努めること。

第80回国会 衆議院（52. 4. 21） 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

9. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、被保険者住宅資金の転貸制度の普及におお一層努力するとともに、積立金の民主的な運用に努めること。

第80回国会 参議院（52. 5. 19） 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

9. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、特に被保険者住宅資金の転貸制度の普及をはかるとともに、積立金の民主的な運用に努めること。

第84回国会 衆議院（53. 4. 6） 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

10. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、被保険者住宅資金の転貸制度の普及におお一層努力するとともに、積立金の民主的な運用に努めること。

第84回国会 参議院（53. 5. 9） 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

8. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、被保険者住宅資金の転貸制度の普及に一層努力するとともに、積立金の民主的な運用に努めること。

第87回国会 衆議院（54. 4. 9） 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

1. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、被保険者住宅資金の転貸制度の普及になお一層努力するとともに、積立金の民主的運用に努めること。また、高齢化社会に対応する三世代同居住宅の促進に特段の配慮をすること。

第87回国会 参議院（54. 5. 2） 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

7. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、被保険者住宅資金の転貸制度の普及に一層努力するとともに、積立金の民主的運用に努めること。

第93回国会 衆議院（55. 10. 16） 厚生年金保険法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

10. 積立金の管理運用については、極力、有利運用を図るとともに、民主的な運用に努めること。また、被保険者に対する福祉還元についても、なお一層努力すること。

第93回国会 参議院（55. 10. 28） 厚生年金保険法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

10. 積立金の管理運用については、極力、有利運用を図るとともに、民主的な運用に努めること。また、被保険者に対する福祉還元についても、なお一層努力すること。

第94回国会 衆議院（56. 4. 23） 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

8. 積立金の管理運用については、極力、有利運用を図るとともに、民主的な運用に努めること。また、被保険者に対する福祉還元についても、なお一層努力すること。

第94回国会 参議院（56. 5. 12） 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

7. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、積立金の民主的運用に努めること。

第96回国会 衆議院（57. 4. 15） 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

10. 積立金の管理運用については、極力、有利運用を図るとともに、民主的な運用に努めること。また、被保険者に対する福祉還元についても、なお一層努力すること。

第96回国会 参議院（57. 8. 3） 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

9. 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、積立金の民主的運用に努めること。

第108回国会 参議院（62. 5. 22） 年金財政基盤強化法の新設

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

5. 還元融資について、内需拡大の面にも十分配慮し、年金住宅融資の貸付条件等の思い切った改善措置を講ずること。

第116回国会 参議院（元. 12. 14） 国民年金法等の一部改正

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 10 年金積立金の運用については、自主運用の拡大に最大限努力するとともに、被保険者代表及び事業主代表を運営に参加させるなど保険料提出者の意見が反映されるよう努めること。

新聞の記事

昭和47年10月 5日 日本経済新聞 社説「余暇対策を計画的、総合的に進めよ」

昭和49年 7月29日 読売新聞 社説「余暇利用施設の開発に本腰を」

昭和52年11月 7日 日本経済新聞 社説「公的余暇施設を見直せ」

社説

余暇対策を計画的、総合的に進めよ

[illegible][illegible]

通となる。目的地に着いても、海は防がれてい
か、いまだ船つちにはいりてゐるが、その船が
が多い。その船も、昔のうちに安くない。すべ
り不備供になつて、わが家に舞に展ふ始末にな
かぬ。

産業振興會議の小委員会の調査でも、余額の増加と、利用施設の貧困さとのギャップが逐次はらにできてゐる。旅館、ゴルフ場、キャンプ場など、増出のための施設の苦不足（利用希望と実際の利用との割合）は六十多に、一県のみなり盛つてゐるよつて、國民が利用したがつてゐる國民宿舎、國民休暇村、ニースホテルなど大衆的な宿泊施設は、希望者の三分の一しか埋まれない。さらに、皇廷は余額利用のためのプール、体育館、運動場、図書館などは希望者の五分の一しか埋も

ပုံစံအမျိုးမျိုး

一 傳説に「ヤウ・ヤウ」といふのは、日本の「ヤウ・ヤウ」である。ヤウ・ヤウの聲は、まことに哀れである。一方、
「ヤウ・ヤウ」産業は、有望だといふ。一方、
「ヤウ・ヤウ」の聲は、供給をほかに上回り、高収
益が約束されているからだ。しかし、それは真を
返せば、国庫が豊かになりたいから利用しやすい公共
施設が不足しているといふのだ。

「インシャー」は、人間らしさを回復する手段であり、今後ますます生活に欠かれないものとなる。これは正しいのである。ところで、インシャーの調査、研究をこのところまで進めるが、肝心の施設作りは遅々と進んでいない。總務部の「プロジェクト」による施設作りは困難に陥つてゐる。

余暇利用施設の開発に本腰を

母が「たうが明けて、季節的に盛夏となつた。いまだお花見に入つて、待つかれたらうに海へ山へといふ出ず家連れが目につく。夏三日間はかなりの会社で、もう当分の前の上は定額しているし、夏休休暇もまだ入庫ぐれに充ちてしまつた。」「貴族舞臺のため休みます」といふ商店の連休のほり様も珍しくなつた。とにかく、多くの人々が休みつて歸せば、十分に休みかゝれる時代になった。

年金の福祉施設の設置目的

国（社会保険庁）は、法律の規定に基づき、保険者として、厚生年金保険及び国民年金の被保険者及び受給権者等の福祉を増進するため、厚生年金会館や厚生年金病院等の福祉施設を設置し、その運営にあたっては、公益法人に委託する国有民営方式を採っている。

この福祉施設事業は、施設の利用を通じて、長期間にわたって保険料を納める年金被保険者等の公的年金制度に対する理解と信頼を得るとともに、保険料納付意欲の向上や制度の周知を図ることによって、各年金制度の発展の一助としての役割を果たしてきている。

（設置根拠）

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抜粋）

第四章 福祉施設

第七十九条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（抜粋）

第四章 福祉施設

第七十四条 政府は、第一号被保険者及び第一号被保険者であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

年金の福祉施設の類型別事業内容

(平成 16 年 11 月 1 日現在)

(厚生年金保険)

区 分	設置数	事 業 内 容	機 能 等
厚生年金病院	10カ所	・ 高度の整形外科療養及び医学的リハビリテーションを特色として、都市部の総合病院(5病院)と、主に温泉地に設置している専門病院(5病院)がある。 ・ 7病院においては、障害年金受給者等への義肢・装具等の支給・修理を行う「整形外科療養事業」の実施機関としての役割も担っている。 (「整形外科療養事業」については、平成16年度をもって廃止することとしている。) ・ 平成15年度の患者延べ数は、2,889千人。	500床以上(5病院) 300～500床(2病院) 300～200床(2病院) 200床未満(1病院)
厚生年金会館	21カ所	・ 地域に根ざした被保険者等の文化・教養の場として、大ホールや会議室等を備えた都市型の宿泊施設 ・ 平成15年度の延べ利用者数は、6,947千人。	宿泊(平均定員95人) 大ホール(7施設) 会議室 等
老人ホーム	28カ所	・ 自立した生活が可能な老齢年金受給者等を対象とした老人入居施設であり、長期的な居住の他、保養を目的とした高齢者の短期宿泊もできる施設(老人福祉法に基づく有料老人ホーム) ・ 平成15年度の延べ利用者数は、2,453千人。	長期(有料老人ホーム) : 4施設 長期(有料老人ホーム)・ 短期併設: 14施設 短期: 10施設

区 分	設置数	事 業 内 容	機 能 等
スポーツセンター	4 カ所	・ 被保険者等の健康の保持増進を図るため、体育館、プール、多目的グラウンド等を備えた体育施設。 ・ 平成 15 年度の延べ利用者数は、1,764 千人。	体育館、プール、テニスコート、ゴルフ練習場、多目的グラウンド 等 宿泊（平均定員 74 人）
総合老人ホーム （厚生年金休暇センター）	17 カ所	・ 年金受給者、被保険者及び被保険者の家族の世代間の交流が図れる場として、老人ホームの他、宿泊施設、体育施設を備えた総合施設。 ・ 平成 15 年度の延べ利用者数は、6,247 千人。	長期（有料老人ホーム）併設（8 施設） 宿泊（平均定員 187 人） 体育館、プール、テニスコート、ゲートボール場、多目的グラウンド 等
健康福祉センター （サンピア）	25 カ所	・ 被保険者等の健康増進や休養・保養を図るため、体育館、プール等の体育施設を備えた郊外型の宿泊施設。 ・ 平成 15 年度の延べ利用者数は、6,963 千人。	宿泊（平均定員 89 人） 体育館、プール、テニスコート、スケートリンク、多目的グラウンド 等
保養ホーム	4 カ所	・ 病中病後にある被保険者等の早期回復を支援するため、栄養士による栄養指導、生活指導や、近接する厚生年金病院との連携による歩行訓練等のリハビリテーションを行い、家庭復帰に向けた機能回復のための施設。 ・ 平成 15 年度の延べ利用者数は、93 千人。	滞在（平均定員 78 人） 天然温泉（4 施設） 健康相談室、栄養指導室、トレーニング室 等

区 分	設置数	事 業 内 容	機 能 等
終身利用老人ホーム	1 カ所	・ 老齢年金受給者等を対象とし、介護福祉士、看護師、管理栄養士等を配した、終身利用型の介護付有料老人ホーム。(介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業者) ・ 平成 15 年度の延べ利用者数は、43 千人。	(入所定員 129 人) 介護室、ケアルーム、 介護浴室、プール 等

(国民年金)

区 分	設置数	事 業 内 容	機 能 等
健康保養センター	4 7 カ所	・ 国民年金被保険者等の保養・休養を図るため、温泉や宿泊施設の他、健康の保持増進のためのテニスコートやゲートボール場を備えた施設。 ・ 平成 15 年度の延べ利用者数は、2,772 千人。	宿泊 (平均定員 75 人) 温泉 (天然 31 施設・人工 12 施設)、テニスコート、 ゲートボール場 等
国民年金会館	2 カ所	・ 国民年金被保険者等の教養・文化の場として、ホールや会議室を備えた都市型の宿泊施設。 ・ 平成 15 年度の延べ利用者数は、899 千人。	宿泊 (平均定員 127 人) ホール、会議室 等
健康センター・ 総合健康センター	1 0 カ所	・ 国民年金被保険者等の健康づくり、体力づくりのための体育館、テニスコート、トレーニング室等の体育施設を備えた郊外型の宿泊施設。 ・ 平成 15 年度の延べ利用者数は、1,358 千人。	宿泊 (平均定員 76 人) テニスコート、プール、 体育館、トレーニング 室 等

(制度共通)

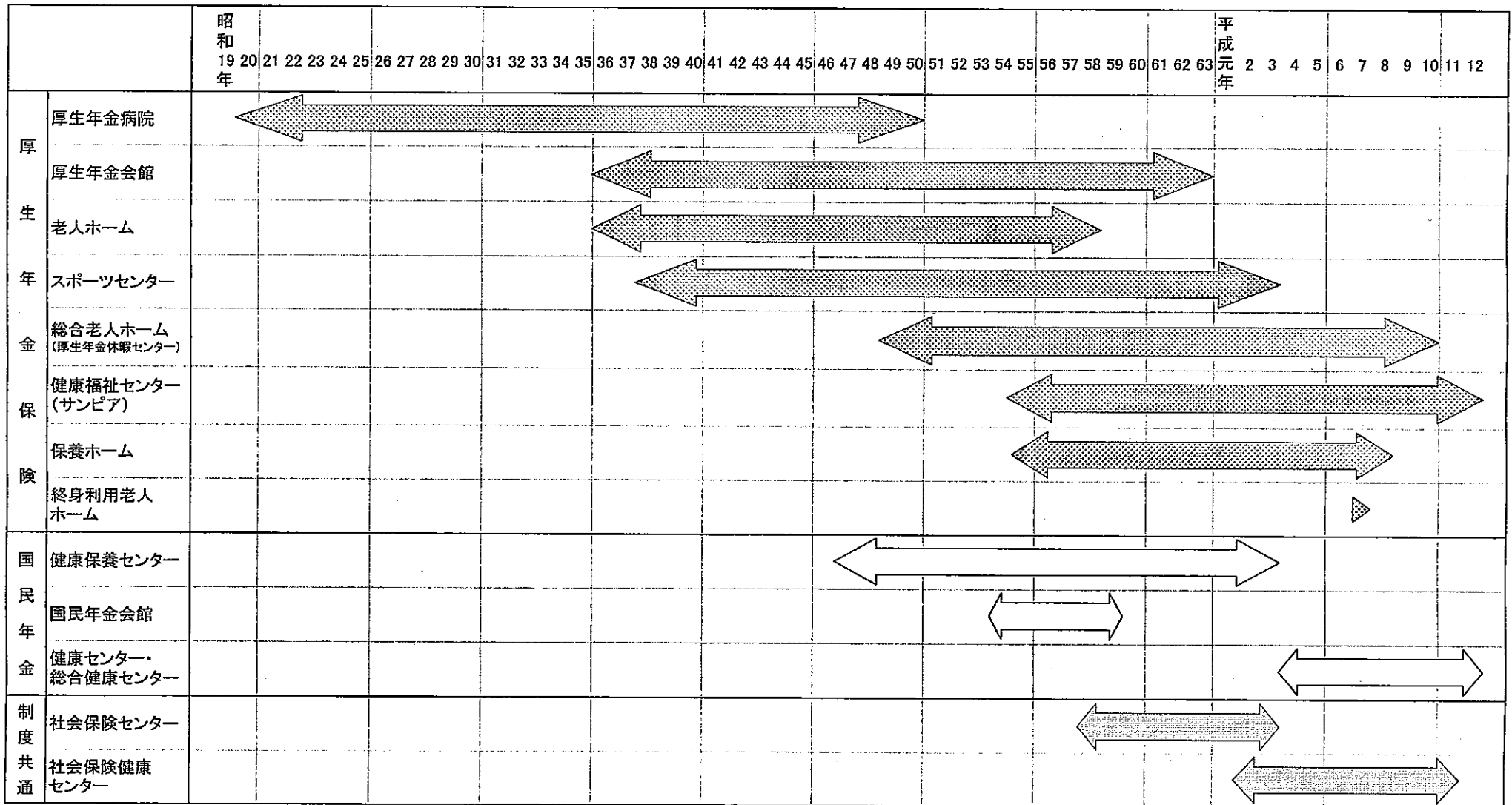
区 分	設置数	事 業 内 容	機 能 等
社会保険センター	48カ所	・健康づくり事業（運動指導講座※1）、生きがい対策事業（教養文化講座※2）、社会保険相談事業・健康相談事業及び公益事業※3を総合的に実施。 ・平成15年度からは、健康づくり事業の一環として、生活習慣病の一次予防を推進するためのモデル事業を実施。 （ ・昭和58年から平成3年にかけて、主に各都道府県の県庁所在地に設置。 ・平成15年度の延べ利用者数は7,096千人。 ）	相談室、温水プール（16施設）、トレーニング室、講習室、会議室 等
社会保険健康センター	44カ所	・健康づくり事業（運動指導講座※1）、生きがい対策事業（教養文化講座※2）、社会保険相談事業・健康相談事業及び公益事業※3を総合的に実施。 ・平成15年度からは、健康づくり事業の一環として、生活習慣病の一次予防を推進するためのモデル事業を実施。 （ ・平成2年から平成11年にかけて、主に各都道府県の第2,3の中核都市に設置。 ・体力測定を行うための健康・体力診断室及び温水プールを標準に設置し、社会保険センターの健康づくりのための機能を更に強化した施設。 ・平成15年度の延べ利用者数は4,459千人。 ）	健康・体力診断室（相談室を含む）、温水プール（43施設）、トレーニング室、講習室 等

※1 スイミング、エアロビクス、社交ダンス等の講座

※2 英会話、生け花、書道等の講座

※3 介護教室、手話教室、年金教室等

年金の福祉施設の開設状況



※ 平成16年4月1日現在における設置施設の開設状況である。

年金の福祉施設の設置、廃止の状況

H16.11.1現在

年度	厚生年金施設			国民年金施設			制度共通施設			合 計		
	設置	廃止	計	設置	廃止	計	設置	廃止	計	設置	廃止	計
S20	2		2							2		2
21	1		3							1		3
22			3									3
23			3									3
24			3									3
25			3									3
26			3									3
27	2		5							2		5
28			5									5
29	1		6							1		6
30			6									6
31			6									6
32			6									6
33			6									6
34			6									6
35			6									6
36	2		8							2		8
37	4		12							4		12
38	3		15							3		15
39	3		18							3		18
40	1		19							1		19
41	3		22							3		22
42	2		24							2		24
43	1		25							1		25
44			25									25
45			25									25
46	2		27	1		1				3		28
47	3		30	5		6				8		36
48	6		36	3		9				9		45
49	11		47	3		12				14		59
50	5		52	2		14				7		66
51	1		53	5		19				6		72
52	1		54	3		22				4		76
53	2		56	1		23				3		79
54	4		60	2		25				6		85
55	6		66	5		30				11		96
56	3		69	2		32				5		101
57	3		72	2		34				5		106
58	5		77	3		37	9		9	17		123
59	3		80	3		40	10		19	16		139
60	5		85	3		43	5		24	13		152
61	3		88	1		44	7		31	11		163
62	4		92	1		45	6		37	11		174
63	2		94	2		47	8		45	12		186
H 1	3		97	2		49	3		48	8		194
2	1		98			49	3		51	4		198
3	5		103	1		50	6		57	12		210
4	3		106	1		51	7		64	11		221
5	3		109	1		52	4		68	8		229
6	3		112	1		53	5		73	9		238
7			112	2		55	9		82	11		249
8	3		115	2	1	56	3		85	8	1	256
9	2		117			56	5		90	7		263
10	1		118	2		58	2	2	90	5	2	266
11		1	117			58	2		92	2	1	267
12	1		117	1		59			92	2	1	268
13		1	116			59			92		1	267
14		2	114			59			92		2	265
15			114			59			92			265
16		4	110			59			92		4	261
計	119		910	60	1	59	94	2	92	273	12	261

※設置＝営業開始日の属する年度（竣工年度ではない）、廃止＝最終営業日の属する年度

(厚生年金保険施設)

H16.11.1現在

年度	戒 断		児童ホーム		公 館		老人ホーム		サンピア		休暇村		サンテール		スノーデン		合 計		
	設置	廃止	設置	廃止	設置	廃止	設置	廃止	設置	廃止	設置	廃止	設置	廃止	設置	廃止	設置	廃止	
S20	2		2														2	2	
21	1		3														1	3	
22			3															3	
23			3															3	
24			3															3	
25			3															3	
26			3															3	
27	2		5														2	5	
28			5															5	
29	1		6														1	6	
30			6															6	
31			6															6	
32			6															6	
33			6															6	
34			6															6	
35			6															6	
36			6		1	1	1	1									2	8	
37	1		7			1	3	4									4	12	
38			7			1	2	6						1	1	3		15	
39			7		1	2	2	8							1	3		18	
40			7			2	1	9								1	1	19	
41			7			2	3	12								1	3	22	
42	1		8			2		12						1		2	2	24	
43			8		1	3		12								2	1	25	
44			8			3		12								2		25	
45			8			3		12								2		25	
46			8		1	4		12						1	3	2		27	
47	1		9			4	2	14								3	3	30	
48			9			4	6	20								3	6	36	
49			9		1	5	9	29			1	1				3	11	47	
50	1		10			5	3	32				1			1	4	5	52	
51			10		1	6		32				1				4	1	53	
52			10		1	7		32				1				4	1	54	
53			10		1	8		32			1	2				4	2	56	
54		1	10	1	1	8	2	34			1	3				4	4	60	
55			10		1	2	10	1	35	1	1	2	5			4	6	66	
56			10		1	1	11		35		1	2	7			4	3	69	
57			10		1	2	13		35		1	1	8			4	3	72	
58			10		1		13	1	36	1	2	3	11			4	5	77	
59			10		1	2	15		36	1	3		11			4	3	80	
60			10		1	3	18		36	1	4	1	12			4	5	85	
61			10		1	2	20		36	1	5		12			4	3	88	
62			10	1	2	1	21		36	2	7		12			4	4	92	
63			10	1	3		21		36		7	1	13			4	2	94	
H 1			10		3		21		36	1	8	2	15			4	3	97	
2			10		3		21		36		8	1	16			4	1	98	
3			10		3		21		36	4	12		16		1	5	5	103	
4			10		3		21		36	3	15		16			5	3	106	
5			10		3		21		36	3	18		16			5	3	109	
6			10		3		21		36	2	20		16	1	1	5	3	112	
7			10		3		21		36		20		16		1	5		112	
8			10	1	4		21		36	2	22		16		1	5	3	115	
9			10		4		21		36	2	24		16		1	5	2	117	
10			10		4		21		36		24	1	17		1	5	1	118	
11			10		4		21	1	35		24		17		1	5		117	
12			10		4		21		35	1	25		17		1	4	1	117	
13			10		4		21	1	34		25		17		1	4		116	
14			10		4		21	2	32		25		17		1	4	2	114	
15			10		4		21		32		25		17		1	4		114	
16			10		4		21	4	28		25		17		1	4	4	110	
計	10		10	4	4	21	21	36	8	28	25	17	17	1	1	5	1	4	119
																	9	110	

※設置＝営業開始日の属する年度（竣工年度ではない）、廃止＝最終営業日の属する年度

(国民年金施設)

H16.11.1現在

年度	健康保険センター			健康センター			会館			総合健康センター			合 計		
	設置	廃止	計	設置	廃止	計	設置	廃止	計	設置	廃止	計	設置	廃止	計
S20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
32															
33															
34															
35															
36															
37															
38															
39															
40															
41															
42															
43															
44															
45															
46	1		1										1		1
47	5		6										5		6
48	3		9										3		9
49	3		12										3		12
50	2		14										2		14
51	5		19										5		19
52	3		22										3		22
53	1		23										1		23
54	1		24				1		1				2		25
55	5		29						1				5		30
56	2		31						1				2		32
57	2		33						1				2		34
58	3		36						1				3		37
59	2		38				1		2				3		40
60	3		41						2				3		43
61	1		42						2				1		44
62	1		43						2				1		45
63	2		45						2				2		47
H 1	2		47						2				2		49
2			47						2						49
3	1		48						2				1		50
4			48	1		1			2				1		51
5			48	1		2			2				1		52
6			48	1		3			2				1		53
7			48	1		4			2	1		1	2		55
8		1	47	2		6			2			1	2	1	56
9			47			6			2			1			56
10			47	1		7			2	1		2	2		58
11			47			7			2			2			58
12			47	1		8			2			2	1		59
13			47			8			2			2			59
14			47			8			2			2			59
15			47			8			2			2			59
16			47			8			2			2			59
計	48	1	47	8		8	2		2	2		2	60	1	59

※設置＝営業開始日の属する年度(竣工年度ではない)、廃止＝最終営業日の属する年度

(制度共通施設)

H16.11.1現在

年度	社会保険センター			社会保険健康センター			合 計		
	設置	廃止	計	設置	廃止	計	設置	廃止	計
S20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									
46									
47									
48									
49									
50									
51									
52									
53									
54									
55									
56									
57									
58	9		9				9		9
59	10		19	(1)			10		19
60	5		24				5		24
61	7		31				7		31
62	6		37				6		37
63	8		45				8		45
H 1	3		48				3		48
2	1		49	2		2	3		51
3	1		50	5		7	6		57
4			50	7		14	7		64
5			50	4		18	4		68
6			50	5		23	5		73
7			50	9		32	9		82
8			50	3		35	3		85
9			50	5		40	5		90
10		2	48	2		42	2	2	90
11			48	2		44	2		92
12			48			44			92
13			48			44			92
14			48			44			92
15			48			44			92
16			48			44			92
計	50	2	48	44		44	94	2	92

※設置＝営業開始日の属する年度(竣工年度ではない)、廃止＝最終営業日の属する年度

※恵比寿社会保険福祉センターは昭和59年6月から平成10年3月までは、恵比寿厚生年金福祉センターとして設置・運営されてきたが、平成10年4月から健康づくり機能を追加し、新たに恵比寿社会保険福祉センターとして設置・運営している。

険発第 2378号

平成3年8月20日

社会保険庁長官
北郷 勲夫様

兵庫県知事
貝原 俊民

要望書

厚生年金健康福祉センター
設置について（要望）

平素は、兵庫県の社会保険事業の円滑な
推進につきまして、格別のご高配を賜り厚
くお礼申し上げます。

来るべき超高齢社会に備え、温かい「福
祉の心」が息づき、高齢者や障害者はもち
ろんのこと、すべての県民が「生きる喜び」
を分かちあい、健康で、安心して暮らせる
健やかな社会を築き上げるべく、兵庫県に
おいては、長寿社会対策大綱「人生80年
いきいきプラン」を策定し、健やかな社会

兵庫県

づくりを推進しているところであります。

つきましては、貴庁が構想され、全国各地に設置しておられる「厚生年金健康福祉センター」が本県の推進しています前述の計画の遂行上、その一翼を担う施設として不可欠であると考えますので、別紙「西播磨市町長会からの陳情書」のとおり、飾磨郡夢前町に設置していただきますよう、平成4年度の予算編成にあたり、得段のご配慮を賜りたく要望致します。

陳情書

西播磨市町長会

陳 情 書

健康と福祉の増進を図るために「厚生年金健康福祉センター(サンピア)」を夢前町に是非建設していただきたい。

夢前町は、播磨臨海工業地帯の中心都市姫路市の背後地でベッドタウン化が進み、町内外を問わず企業に勤務する勤労者がますます増加している現状であります。

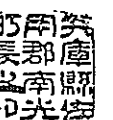
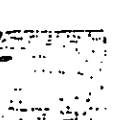
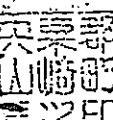
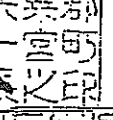
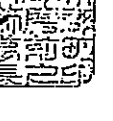
私たちの幸せは、まず健康であることから始まります。

すべての住民が生涯を通じて健康で文化的な生活を送ることは、こころ豊かな人づくりとすこやかな社会をつくるための理想的な条件であります。

しかし、近時地球的な社会変貌による生活環境の変化は、人々の健康をめぐる諸問題について大きな転換期を迎えていることは申し上げるまでもありません。

このようなとき、社会保険庁が主唱される厚生年金健康福祉センター「サンピア」は、被保険者年金受給者及びその家族等の健康づくり体力づくりを

1
5
5
1

佐	用	町	長	谷本正九	
上	月	町	長	石堂則本	
南	光	町	長	山田兼三	
三	日	月	町	岡田 守	
山	崎	町	長	安井淳三	
安	富	町	長	古川 茂	
一	宮	町	長	佐伯 仁	
波	賀	町	長	中田耕一郎	
千	種	町	長	小原 創	
夢	前	町	長	爲則政好	

生年第1140号
平成9年2月24日

社会保険庁長官 殿

沖縄県知事

大田 昌 秀



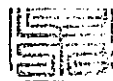
国民年金健康センターの早期設置について（要請）

本県の国民年金事業の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本県における国民年金事業も、年々着実に向上し、制度が県民の中に深く浸透してきております。

しかしながら、全国平均に比べると、依然として厳しい状況にあることから、県・市町村が一体となって、事業実績の更なる向上に取り組むことにしております。

さて、本県では、かねてから国民年金健康センターの設置について、要請を行ってきたところでございますが、制度に対する県民の理解を深め、国民年金制度の更なる普及推進を図る意味からも、国民年金健康センターの設置は是非必要でありますので、格段のご高配を賜り、早期に国民年金健康センターを設置していただきますようお願い申し上げます。



保険第 117号
昭和58年 4月14日

社会保険庁長官 大和田 潔 殿

徳島県知事 三 木



社会保険センターの早期設置について

このことについて、本県では全国に比して高齢人口の比率が高く、また医療費諸率も非常に高い数値を示しており、毎年の医療費の増嵩には目をみはるものがあります。したがって、老人福祉並びに医療費適正化の問題は、今後の県行政の上で重要な課題となっており、その施策の一環として特に健康づくり対策の推進や生きがい対策の強化を図るために、その拠点となるべき福祉施設の設置が緊要となっております。

さいわいにして、社会保険庁におかれては、本格的な高齢化社会の到来を迎えるに当たって、中高年齢被保険者並びに年金受給者の健康保持増進と生きがい創出を図るための施設として、昭和57年度から全国的に社会保険センターの設置が進められておりますが、本県においても当該施設の設置について関係団体をはじめ各方面か

ら強い要望が寄せられておりますので、貴庁に対して早期設置方を要望申し上げるものであります。

社会保険センターの建設が実現した場合は、有効な活用を図り健康づくり対策、生きがい対策を強力に推進すると共に、県民福祉の向上に積極的に取り組みたいと考えております。

どうか、要望の主旨を御賢察いただき、早期設置について、御高配賜わりますようお願い申し上げます。



田 企 第 211号
平成8年 9月17日

和歌山県福祉保健部
保 険 課 長 殿

田辺市長 脇 中



社会保険健康センターの設置にかかる要望について

標記のことについて、別紙のとおり要望書を提出いたしますので、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 書

田辺市は、豊かな自然資源を有し、古くから水陸交通の要衝として発展してきました。当市には和歌山県西牟婁県事務所、国立病院、田辺社会保険事務所の他、法務、運輸、林野等国の出先機関が配置され、現在も、県下第2位の都市として、また県南部の中核都市として行政、経済、文化等の面で大きな役割を担ってきているところであります。

平成7年には魅力ある新地方都市田辺の創造をまちづくりの目標とした第3次田辺市総合計画を策定し、広域的観点に立つて都市機能の強化、自然と共生し快適でうるおいのある生活を実現するための生活環境や保健・福祉の充実、地域を支える人材や産業の育成に取り組んでいっているところであります。

しかしながら、周辺町村を含め人口の高齢化と所謂成人病の増加が顕著となっていることから、これらへの早急な対応に迫られております。

当市におきましても、高齢者を中心とした心身の保持増進、健康・福祉、並びに生涯学習を推進すべく「田辺市民総合センター」を設置しているところでありますが、若年層への対応につきましてより一層の充実をはからなければならない状況であります。

つきましては、当市並びに紀南地方の社会保険の被保険者及び受給者の方々の健康保持・増進、成人病予防検診の拠点となる施設として、貴職におきまして推進を図られております「社会保険健康センター」を是非とも設置下さるよう要望いたします。

なお、設置への要望に向け、建設候補地の確保、類似競合の調整をはじめとして、設置の決定の際には、全市民に配布している「広報たなべ」に掲載する等、積極的な広報及び設置後の運営への協力等、市として全面的な取組みをさせていただく所存であることを申し添えます。

社会保険健康センターの設置基準

社会保険健康センター（以下「センター」という。）の設置については、その基本的考え方を次のとおりとする。

1. 設置場所

- (1) 当該施設の設置効果等を勘案し、原則として設置市人口が10万人以上の中核都市とする。
なお、利用圏人口及び地域の特徴を勘案のうえ、市場調査等の結果、運営上特段の問題がないと見込める場合は、上記要件を満たさない市においても設置することができる。
- (2) 当該都道府県において、成人病予防健診事業の推進に寄与しうる地域とする。
- (3) 原則として、類似の事業を行う社会保険施設が設置されていない地域とする。

2. 施設規模

社会保険健康センターの施設規模は、1,800㎡を基準とする。

3. 機構及び組織

各センターの機構及び組織は、設置市人口規模等により合理的な体制とする。

4. 運営方法

財団法人社会保険健康事業財団に運営を委託する。

5. 委託費

センターの委託事業に要する経費として、40,000千円の委託費を交付する。

6. その他

- (1) センターの設置にあたっては、市場調査の結果独立採算による運営を見込めることを前提とする。
- (2) センターの活動については、既存の社会保険センター等との競合を避け、あらかじめ調整を図る。

千葉厚生年金終身利用老人ホーム 「厚生年金サンテール千葉」の概要

設置目的

本格的な高齢社会の到来を控え、総合的な高齢者への施策が政府全体の大きな課題となっており厚生省においても活力ある長寿福祉社会の実現に向けて「高齢者保健福祉十か年戦略」を実施しているところである。

そこで、社会保険庁においても、厚生年金受給者を対象とし、万一介護が必要となった場合でも終身にわたって介護を行う機能を有する「終身利用（同一施設内介護）型老人ホーム」を厚生年金保険の福祉施設として整備することとしたものである。

「厚生年金サンテール千葉」は、厚生年金の受給者を対象とした終身利用権方式の老人ホームの第1号施設となります。

サンテール（SANTERRE）とは、“健康な生活の場”の象徴として、仏語のSanté（健康、健全の意）と、terre（大地、場所の意）を組み合わせで作成した名称です。

・所在地 千葉県中央区仁戸名町682-5

交通アクセス等
(車利用の場合)
JR千葉駅東口より15～20分、JR蘇我駅東口より約10分
(バス利用の場合)
JR千葉駅東口より25～30分、休暇センター入口下車

・土地 6,975.87 m²

・延床面積 9,936.28 m²

(高層棟：地下1F 地上9F 低層棟：地上3F)

1 施設内容

居室（一人入居用63室、二人入居用33室、計129人）、健康管理室、健康相談室、介護室（20床）、ケアルーム（4床）、ケアステーション、ケアサロン、介護浴室、ダイニングルーム、ラウンジ、ホール、多目的ルーム、プレイルーム（3室）、和室、アトリエ、リラクスパール、ヘアーサロン、ゲストルーム、屋上菜園

2 入居経費

居室タイプ	居室専用面積	入居一時金	月額管理費
Aタイプ (一人入居用)	40.03 m ²	2,970万円 (介護費を含む)	65,000円
Bタイプ (二人入居用)	49.99 m ²	4,530万円 (介護費を含む)	91,000円

(注) 月額管理費には、食費、電気、水道、電話等の料金は含まれておりません。

3 入居資格・条件

次のすべての資格・条件を満たす者とする。

- (1) 厚生年金の受給者。2人入居の場合は、いずれか一方が受給者。
- (2) 申込時の満年齢で65歳以上の者。夫婦で入居する場合は、どちらか一方が65歳以上、配偶者が55歳以上。
夫婦以外で2人入居する場合は、2人の関係が2親等以内で、2人とも65歳以上
- (3) 入居時において食事、排泄、入浴、清掃、洗濯等の日常生活における身の回りのことが自分でできる者で、集団生活が可能な者。
- (4) 医療保険（健保、船保、共済、国保）のいずれかに加入（扶養家族でも可）している者。
- (5) 契約時の入居一時金を始め、入居後の毎月の管理費や食費などを支払える者。
- (6) 身元引受人をたてられる者。
- (7) 入居指定日（平成7年4月上旬～平成7年6月下旬）の期間中に入居することが可能な者。

4 提携病院：千葉社会保険病院

5 設置・運営

設置：国（社会保険庁）

運営：財団法人 厚生年金事業振興団

6 入居申込期間等

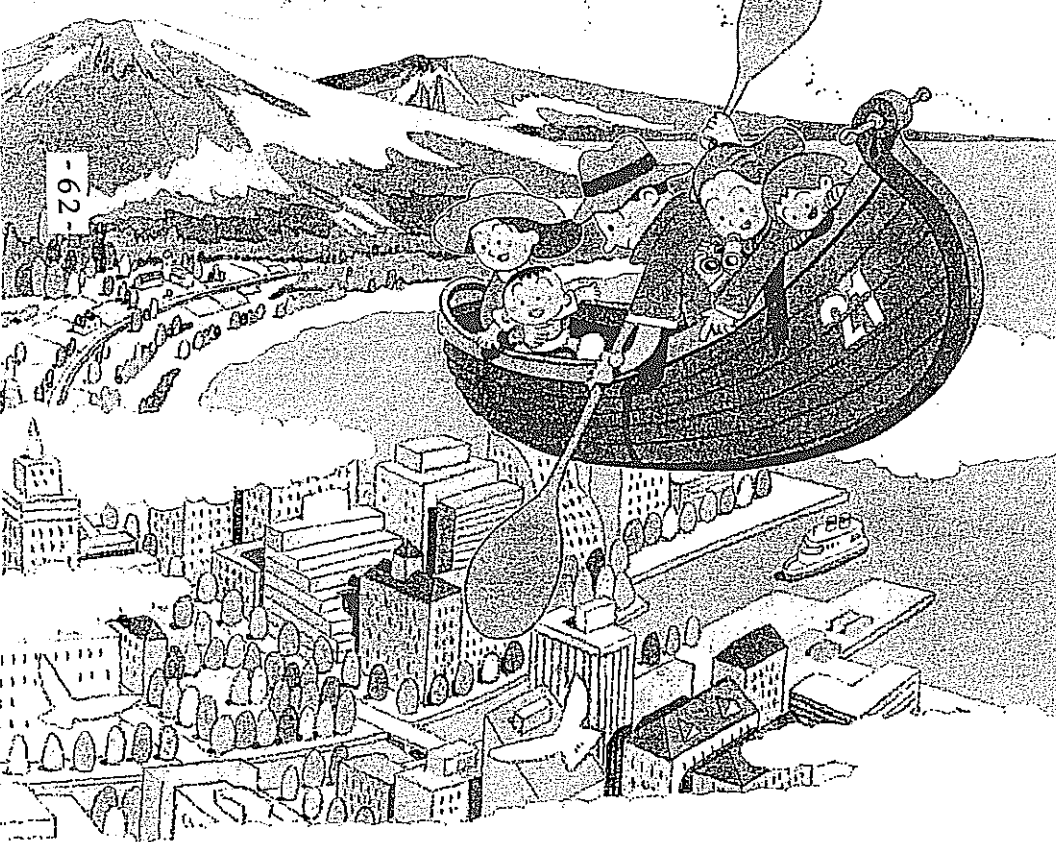
入居申込期間：平成6年1月18日（火）～ 3月31日（木）
公開抽選会：平成6年6月1日（水）
入居開始予定：平成7年4月上旬

7 申込み・問い合わせ先

〒260 千葉県千葉市中央区仁戸名町705 千葉厚生年金休暇センター内
厚生年金サンテール千葉開設準備室 ☎ 043(226)7500（代表）

健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現へ。 めざせ「健康日本21」 みんなでスタート

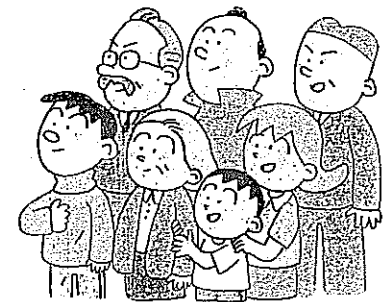
21世紀の
国民健康づくり
運動



個人と社会の

これからの健康づくり運動

我が国の健康づくり対策として、昭和53年からの第一次国民健康づくり対策および昭和63年からの第二次国民健康づくり対策があり、老人健康診査体制の確立、施設整備・人材の育成指導や活動指針の策定等の基盤整備を推進してきました。これらの成果を踏まえ、21世紀の健康寿命の延伸のため、新たに第三次国民健康づくり対策として「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が定められました。このような国民が主体的に取り組める健康づくり運動を推進していくには、個人の力に加え社会全体で支援していくことが重要となります。



これまでの健康づくり対策と「健康日本21」

第一次国民健康づくり対策 (昭和53年～)

(基本的考え方)

- 1.生涯を通じた健康づくりの推進
- 2.健康づくりの3要素(栄養・運動・休養)の健康増進事業の推進(栄養に重点)

(基本方針)

- 1.健康診査・保健指導体制の確立
- 2.健康づくりの基盤整備等
・健康増進センター、市町村保健センター等の整備
・保健婦、栄養士等のマンパワーの確保
- 3.健康づくりの啓発・普及
・市町村健康づくり推進協議会の設置
・栄養所要量の普及
・健康づくりに関する研究の実施
- 4.健康づくりのための食生活指針(昭和60年)

第二次国民健康づくり対策 (昭和63年～) (アクティブ80ヘルスプラン)

(基本的考え方)

- 1.生涯を通じた健康づくりの推進
- 2.栄養・運動・休養のうち遅れていた運動習慣の普及に重点を置いた、健康増進事業の推進

(基本方針)

- 1.健康づくりのための運動の普及
・マンパワーの確保
・健康増進認定施設の推進
- 2.健康づくりのための食生活指針(対象特異性) (平成2年)
- 3.健康づくりのための運動指針(年齢対象別身体活動指針) (平成5年)
- 4.健康づくりのための休養指針(平成6年)

第三次国民健康づくり対策 (平成12年～) (21世紀における国民健康づくり運動)

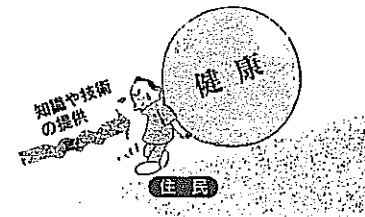
(基本的考え方)

- 1.全ての国民が、健康で明るく元気に生活できる社会の実現
- 2.早世(早死)の減少、痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間(健康寿命)の延伸等を目的に、国民の健康づくりを総合的に推進

(基本方針)

- 1.多様な経路による普及啓発の推進
- 2.推進体制の整備、地方計画への支援
- 3.各種保健事業の効率的・一体的推進
- 4.科学的根拠に基づく事業の推進

みんなで支える「健康日本21」



厚生保険特別会計について

設置時期：昭和19年2月15日

設置目的：健康保険法、厚生年金保険法等に基づき、被保険者等に対する療養給付、年金給付その他の給付を行う事業を経営するため並びに児童手当法に基づく児童手当及び特例給付に関する経理を明確にするため。

設置経緯：昭和2年1月健康保険法施行と同時に健康保険特別会計法が設置され、その後、昭和15年3月に船員保険特別会計、昭和17年6月に労働者年金保険特別会計が設置されたが、昭和19年に行政事務の簡素化の一環として、健康保険、労働者年金保険及び船員保険の各特別会計を厚生保険特別会計に統合した。

※変遷の経緯

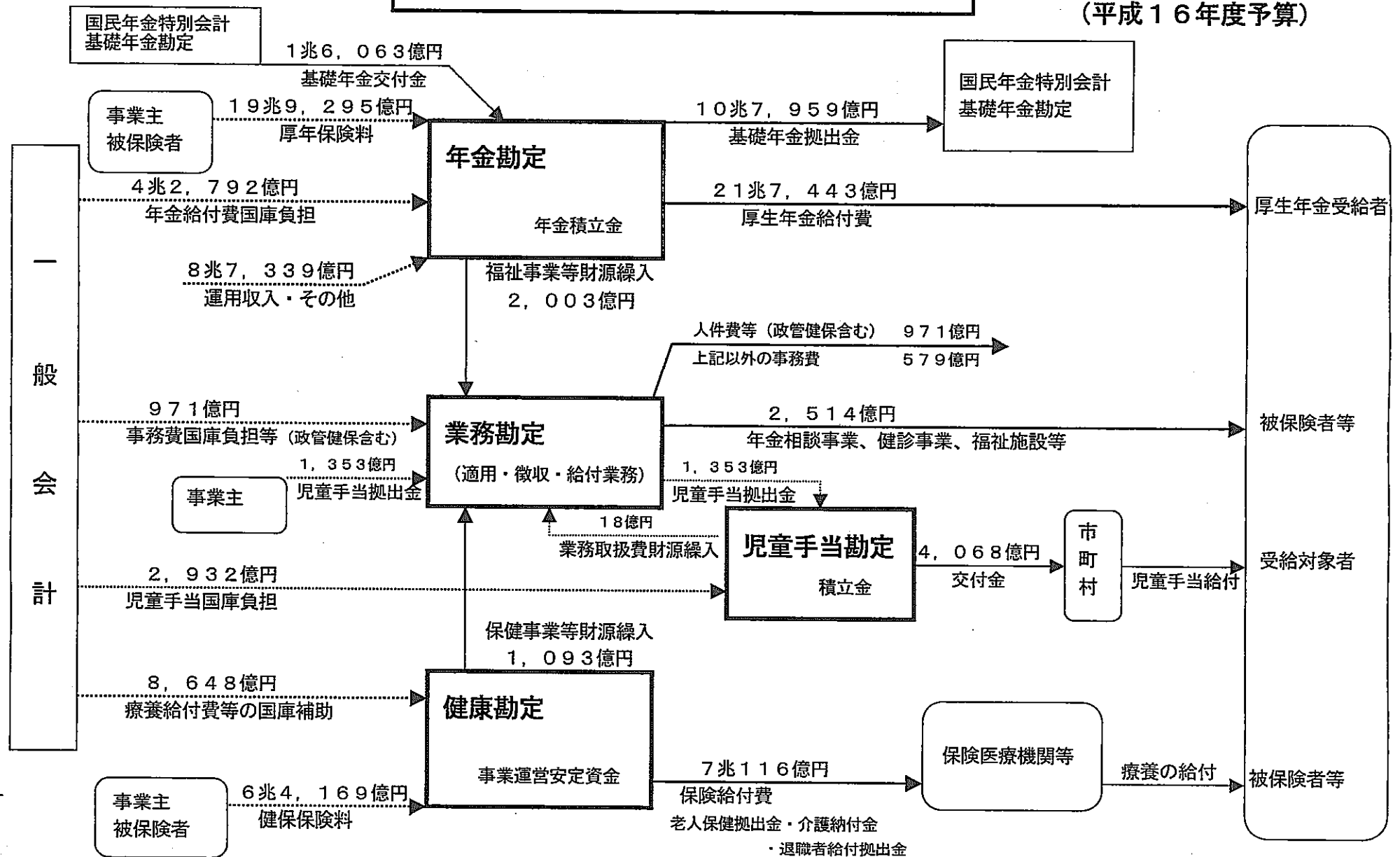
- 昭和22年12月 船員保険事業の船員勘定が、船員保険特別会計として分離独立。
- 昭和46年 5月 児童手当制度の創設に伴い、児童手当勘定を設置。
- 平成 元年12月 特別保健福祉事業資金を置き、特別保健福祉事業を経理。
- 平成2年～平成8年 被用者年金制度間の給付と費用の両面にわたる調整を図るための被用者年金制度全体の見直しの措置が完了するまで、当面の措置として、厚生年金保険及び共済組合が支給する老齢年金給付の各制度の共通性等に配慮し調整するための特別措置として、制度間調整勘定を設置。

経理区分については、4勘定により区分経理

- 健康勘定……政府管掌健康保険事業の保険収支を経理
- 年金勘定……厚生年金保険事業の保険収支を経理
- 児童手当勘定…児童手当に関する政府の収支を経理
- 業務勘定……政府管掌健康保険事業及び厚生年金保険事業の業務取扱や保健・福祉施設事業に係る収支を経理
特別保健福祉事業に関する収支を経理

厚生保険特別会計の仕組み

(平成16年度予算)



国民年金特別会計について

設置時期：昭和３６年４月１２日

設置目的：国民年金法に基づき、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な年金の給付等を行う国民年金事業を
経営するため。

設置経緯：昭和３４年国民年金事業が開始され、当初、福祉年金事業のみが実施されていたが、昭和３６年に拠
出年金が実施されると同時に国民年金特別会計が設置された。

※変遷の経緯

昭和６１年４月 国民年金法に基づく基礎年金に関する政府
の経理を明確にするため、基礎年金勘定を
設置。

経理区分については、４勘定により区分経理

基礎年金勘定……基礎年金事業の収支を経理

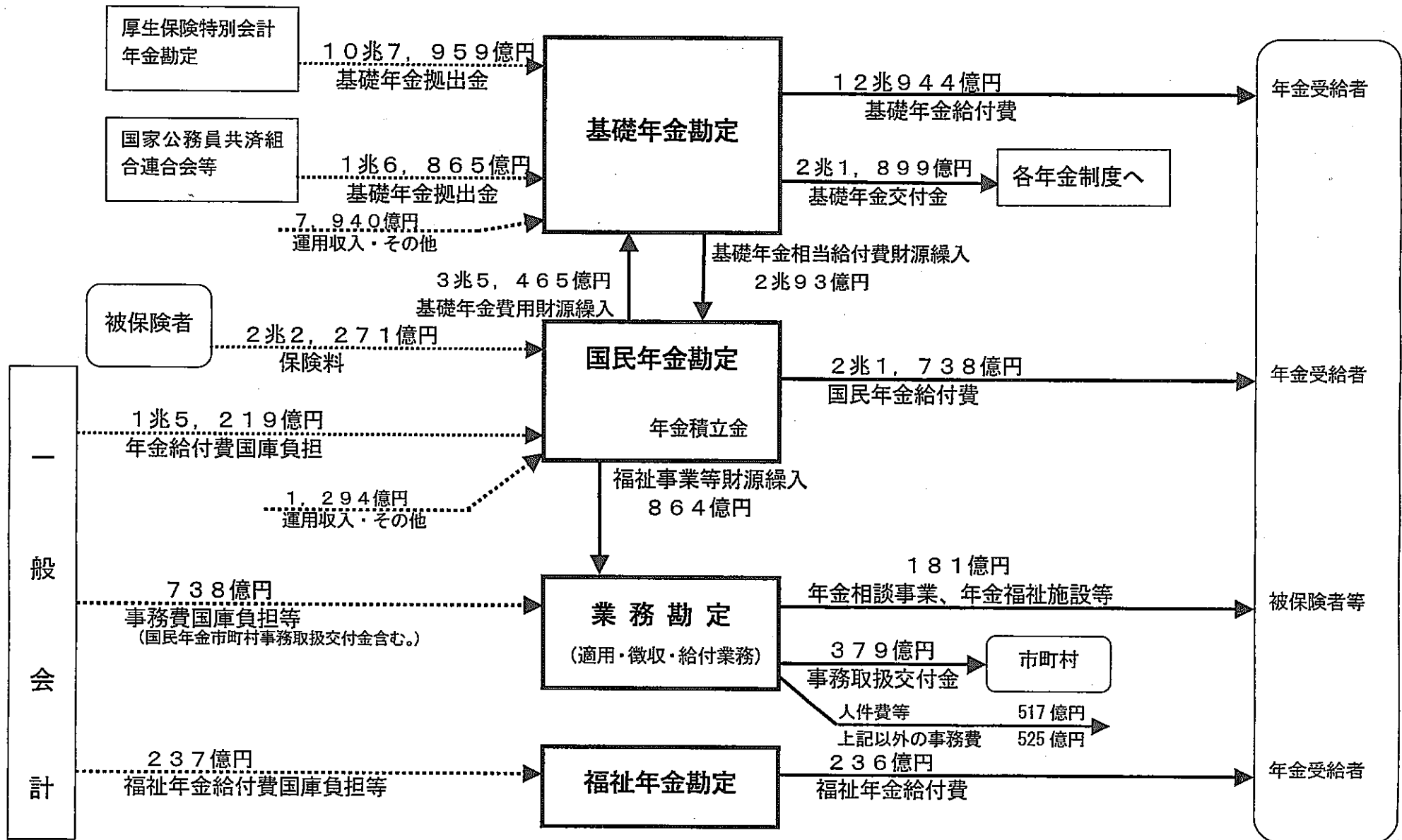
国民年金勘定……拠出制国民年金事業の保険収支を経理

福祉年金勘定……福祉年金事業の収支を経理

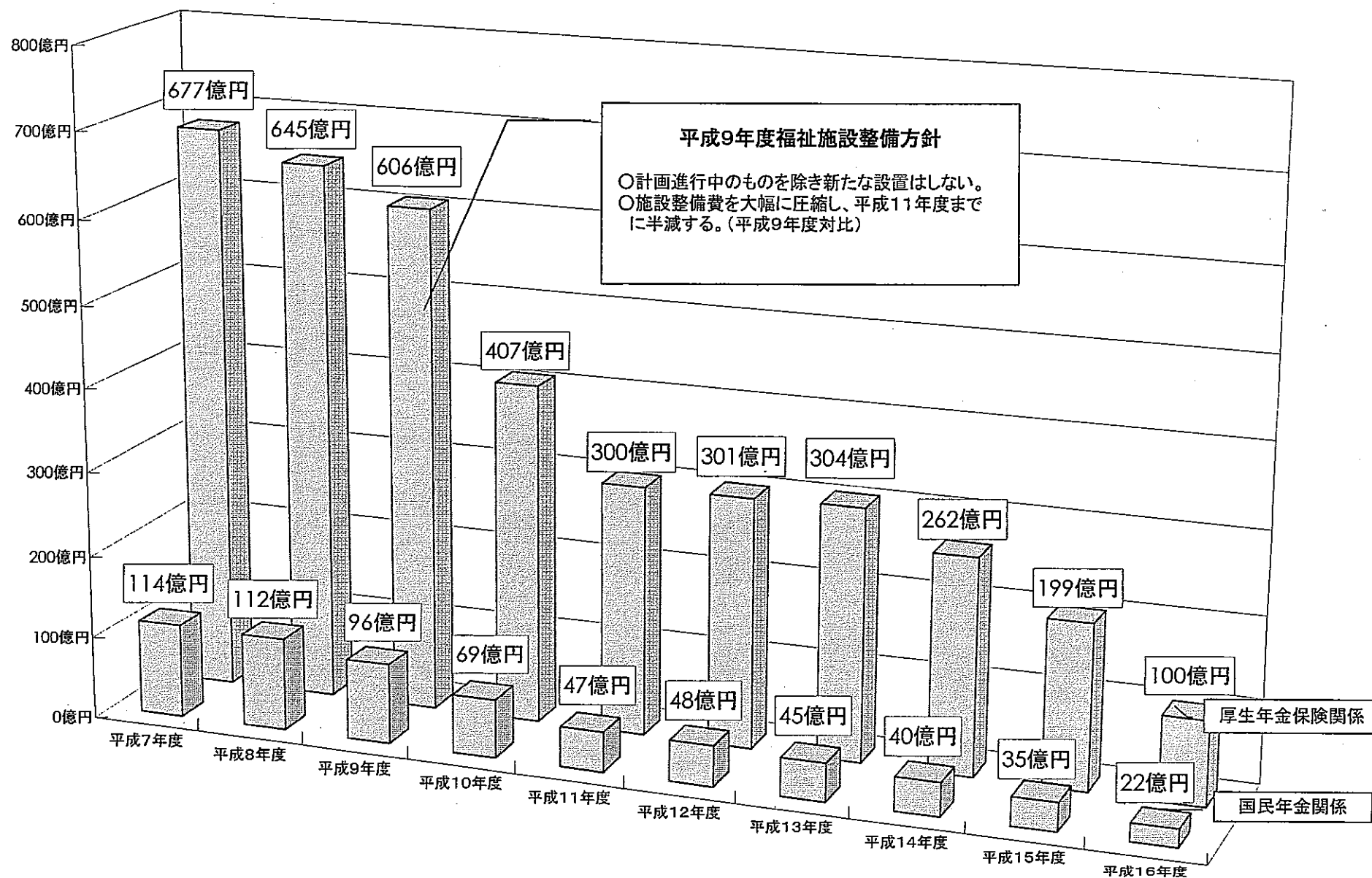
業務勘定……国民年金事業の業務取扱や福祉施設に
係る収支を経理

国民年金特別会計の仕組み

(平成16年度予算)



◇ 施設整備関係予算(厚生年金、国民年金関係)の推移(過去10年)



年金の福祉施設に係る整備費等の決算累計額

厚生保険特別会計

11,943億円

厚生年金保険関係整備費(注1)

9,948億円

(昭和27年度～平成15年度)

不動産購入費(注2)

1,994億円

(昭和44年度～平成15年度)

(注1) 昭和23年度～昭和26年度決算までは、(目)医療施設整備費として計上されており、健康保険と厚生年金保険の区分がなされていないため累計額から除外している。

(参考) 昭和23年度～昭和26年度

(目) 医療施設整備費の累計 13億円

(注2) 昭和44年度前の不動産購入については、整備費により実施。

国民年金特別会計

2,410億円

国民年金関係整備費

1,776億円

(昭和46年度～平成15年度)

不動産購入費

634億円

(昭和46年度～平成15年度)

合 計

14,353億円

年金の福祉施設関係整備費

11,724億円

不動産購入費

2,628億円

* 端数整理のため、一部合計が不一致である。

年金の福祉施設に係る国有財産評価価額

厚生保険特別会計	
9,171億円	
年金勘定	7,591億円
建物	2,426億円
工作物	1,727億円
その他	504億円
土地	2,933億円
その他	1,580億円
土地(健保勘定分)	1,580億円

国民年金特別会計	
1,428億円	
国民年金勘定	1,428億円
建物	479億円
工作物	275億円
その他	152億円
土地	522億円

合	計
10,599億円	
[厚生保険特別会計年金勘定 国民年金特別会計国民年金勘定]	
建物	2,906億円
工作物	2,003億円
その他	655億円
土地	3,455億円
その他	1,580億円
土地(健保勘定分)	1,580億円

* 国有財産については、減価償却を行っていないが、5年に1度評価替えを行っており、直近は平成12年度に行っている。

* 端数整理のため、一部合計が不一致である。

社会保険の保健・福祉施設整備方針

〔H10.12.21 策定〕
〔H12.12.14 改訂〕

1 整備の基本的な考え方

- (1) 新たな施設の設置は、計画進行中のものを除き、行わない。
- (2) 既存施設であって、利用者が限られ特定の者のみが恩恵を受ける施設や老朽化しているなどにより利用状況及び経営の好転が見込めない施設については、廃止、統合、譲渡等を含め計画的に見直しを行う。
- (3) 建替及び建物の機能等に影響を及ぼす基幹設備の改修や躯体の補強等国有財産の維持・管理のための必要最小限の整備は、国費で行うものとし、諸改修等については、原則、受託団体で行う。

2 国費で行う整備の範囲

(1) 建替

建替は、全施設とも利用状況、経営状況等を踏まえ、当該施設の必要性を含めて適否を判断して行う。

(2) 大規模改修

大規模改修は、建物の機能等に影響を及ぼす基幹設備（給排水衛生設備、電気設備、空調設備等）の改修や躯体の補強等は、当該施設の建替、廃止等に係る検討を踏まえながら、概ね10年毎を目途に行う。

(3) 備品

- ・ 建替に伴い必要となる初度備品
- ・ 高額医療機器（高度医療を提供するための必要不可欠な医療機器）

(4) 上記以外の整備

- ・ 法律改正などによる監督官庁からの指示、指摘事項に伴う整備
- ・ 自然災害等の復旧整備
- ・ 国が策定した施策を実施するための整備

3 その他

上記方針により難しい場合は、必要に応じ個別に整理する。

1. 整備の基本的な考え方

「民間と競合する公的施設の改革について」（平成12年5月26日閣議決定）の対象施設については、当該閣議決定によるほか、その他の施設も含め、次の考え方にに基づき整備するものとする。

- (1) 新たな施設の設置は、既に工事進行中のものを除き、行わない。
- (2) 既存施設については、利用者が限られ特定の者のみが恩恵を受けるものであって利用ニーズの実状に照らしてその役割が低下している施設や老朽化しているなどにより利用状況及び経営の好転が見込めない施設については、廃止、統合、譲渡等を含め見直しを行うこととする。
- (3) 建替及び建物の機能等に影響を及ぼす基幹設備の改修や躯体の補強等国有財産の維持管理のための必要最小限の整備は、国費で行うものとし、諸改修等については、原則、受託団体で行う。

2. 国費で行う整備の範囲

(1) 建替

建替は、全施設とも利用状況、経営状況等を踏まえ、当該施設の必要性を含めて適否を判断して行う。

(2) 大規模改修

建物の機能等に影響を及ぼす基幹設備（給排水衛生設備、電気設備、空調設備等）の改修や躯体の補強等の大規模改修は、当該施設の建替、廃止等に係る検討を踏まえながら、概ね10年毎を目途に行う。

(3) 備品

- ① 建替等に伴い必要となる初度備品
- ② 高額医療機器（高度医療を提供するための必要不可欠な医療機器）

(4) 上記以外の整備

- ① 法律改正などによる監督官庁からの指示、指摘事項に伴う整備
- ② 自然災害等の復旧整備
- ③ 国が策定した施策を実施するための整備

3. その他

上記方針により難しい場合は、必要に応じ個別に整理する。

庁文発第420号

平成15年2月18日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部企画課長

(公印省略)

平成15年度の保健・福祉施設整備計画の策定について(通知)

平成15年度において当課が策定する保健・福祉施設整備計画の策定にあたっての基礎資料としたいので、別添様式1～6『平成15年度保健・福祉施設整備計画書』を作成し、平成15年3月20日までに、当課施設管理室あて提出されたい。

なお、保健福祉施設の在り方については、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年5月26日閣議決定)及び「医療保険制度の運営効率化について(社会保険病院の在り方の見直しについて)」(平成14年12月25日厚生労働省)の方針と各制度の厳しい財政状況を踏まえ、廃止、譲渡等を含めた施設全般にわたる見直しを検討しており、追って連絡する予定であるが、計画書の作成にあたっては、こうした趣旨を踏まえ、下記の点に留意のうえ、十分精査のうえ作成願いたい。

記

1. 整備の基本的な考え方

社会保険病院については「社会保険病院の在り方の見直しについて」の方針によるほか、その他の施設も含め、次の考え方に基づき整備するものとする。

- (1) 新たな施設の設置は行わない。
- (2) 建替は原則として行わない。
- (3) 建物の機能等に影響を及ぼす基幹設備の改修や躯体の補強等国有財産の維持管理のための必要最小限の整備は、国費で行うものとし、諸改修等については、原則、当該施設の事業収益により経営受託団体で行う。

2. 国費で行う整備の範囲

(1) 基幹設備等改修

建物の機能等に影響を及ぼす基幹設備(給排水衛生設備、電気設備、空調設備等)の改修や躯体の補強等の整備は、当該施設の利用状況や経営状況等を踏まえつつ、必要なものについて行う。

(2) 備品

原則として、当該施設の事業収益により経営受託団体で行う。

(3) 不動産

借地の解消のため等、必要性が高いものについて、当該施設の利用状況や経営状況等を踏まえつつ行う。

(4) 上記以外の整備

- ① 法律改正などによる監督官庁からの指示、指摘に伴う整備
- ② 自然災害等の復旧整備
- ③ 当該施設の利用状況や経営状況等を踏まえつつ、国が策定した施策を実施するための整備

3. その他

上記方針により難しい場合は、必要に応じ個別に整備する。

施設整備実施状況(平成15年度)

○厚生年金保険施設

【厚生年金病院】

施設名	整備内容
登別東	水治療室改修その他工事 空調設備等改修工事 看護学校屋上防水等改修工事 看護学校学生宿舎屋上防水改修工事
湯河原	ボイラー設備等改修工事
大宮	高圧機器等更新工事
星ヶ丘	職員宿舎解体工事
玉造	設備等改修工事(3/3)
九州	建替工事(5/5) 看護師宿舎改修工事
湯布院	西病棟観察室整備工事 治療教育図書館補修工事

【保養ホーム】

施設名	整備内容
しらおい	真空ヒーター熱交換器取替工事
湯河原	客室扉バリアフリー化その他工事
玉造	レジオネラ菌対策その他工事
湯布院	2階通入口改修工事

【厚生年金会館】

施設名	整備内容
石川	ホール吊物機補修工事 ガス給湯器更新工事
福岡	配管改修工事
山梨	厨房設備等改修工事
大阪	大ホール空調機更新その他工事
九州	本館棟改修その他工事(2/2)
長崎	空冷ヒートポンプ更新工事

【老人ホーム】

施設名	整備内容
ハートヒルア函館	エレベーター設置工事
ハートヒルア山形	温泉設備補修工事
福島おおとり荘	簡易自動消火装置更新工事
茨城つくばね荘	解体工事
ハートヒルア大宮	屋上防水補修工事
ハートヒルア鎌倉	簡易自動消火装置更新工事
神奈川あやせ荘	厨房排気ダクト等補修その他工事
ハートヒル新潟瀬波	レジオネラ菌対策工事
富山つるぎ荘	レジオネラ菌対策及び配管改修工事 スプリンクラー増設工事
神明苑	浴場ろ過機更新工事
奈良いかるが荘	漏水補修及びレジオネラ菌対策工事
ハートヒル南紀田辺	災害復旧工事(テニスコート) 災害復旧工事(漏水)
鳥取ふじつ荘	簡易自動消火装置更新工事 汲み上げ式給湯設備補修工事 漏水補修工事
ハートヒルア松江	レジオネラ菌対策及び配管改修工事
福岡まつかぜ荘	浴槽漏水補修及びレジオネラ菌対策工事
ハートヒルア武雄	会議室棟補修工事
ハートヒル雲仙小浜	レジオネラ菌対策工事
ハートヒル日南杉の湯	レジオネラ菌対策及び配管改修工事
沖縄うらそえ荘	温水ボイラー更新工事
サンテール千葉	入居者管理システム更新工事

【サンピア】

施設名	整備内容
金ヶ崎	災害復旧工事(5.26宮城沖地震)
仙台	レジオネラ菌対策工事
日立	アリーナ改修工事
日連	レジオネラ菌対策及び配管改修工事
多摩	プール改修工事
小松	吸気式温水発生機等改修工事
岡崎	発電機補修工事
伊賀	基幹設備等改修工事
和歌山	バレーボールコート改修工事
倉敷	自家発電設備補修その他工事
さぬき	レジオネラ菌対策及び配管改修工事
高知	基幹設備等改修工事
佐保	基幹設備等改修工事
都城	屋上防水等改修工事
あい	レジオネラ菌対策及び配管改修工事

【厚生年金休暇センター】

施設名	整備内容
青森	災害復旧工事(5.26宮城沖地震)
秋田	体育館等補修工事
栃木	基幹設備等改修工事(2/2)
千葉	簡易自動消火装置更新工事 浴室天井一部補修工事
静岡	基幹設備等改修工事
滋賀	プール改修工事
京都	ゴルフ練習場屋根等補修工事
岡山	プール補修その他工事 漏水改修工事
山口	基幹設備等改修工事(2/2)
愛媛	レジオネラ菌対策及び配管改修工事
佐賀	給排水・衛生設備等改修工事 ガス管改修工事
大分	東館空調補修及びレジオネラ菌対策工事
沖縄	中央監視装置更新工事

【スポーツセンター】

施設名	整備内容
宮城	ゴルフ練習場補修工事
東京	駐車場整備工事
福岡	本館基幹設備改修工事

○国民年金施設

施設名	整備内容
こまばエミナース	改修工事(2階部分)
グリーンパークつるい	浄化槽及び排水管等改修工事
つがる富士見荘	基幹設備等改修工事
はなまき	厨房改修工事
もりおか	冷暖房装置配管・排煙装置補修工事 テニスコート補修工事
みちのく	地震災害復旧工事
阿多	エレベータ防煙設備等改修工事
むさしの	基幹設備等改修工事
春日部エミナース	テニスコート補修工事
そとぼ	基幹設備等改修工事
さがみ	浴室棟設備改修工事
こし	屋根補修工事
ひみ	厨房空調機器他改修工事
のと	基幹設備等改修工事
かすが	非常照明等改修工事

藤 枝 エ ミ ナ ー ス	厨房補修その他工事
サ ン パ ー ク 犬 山	ろ過装置等改修工事
は ま じ ま	動力制御盤取替工事
丹 後 お お み や	下水道接続他改修工事
京 都 エ ミ ナ ー ス	蒸気ボイラー更新工事
サ ン ヒ ル 柏 原	レジオネラ菌対策その他工事
サ ン ヒ ル 阪 南	テニスコート改修工事
ハ イ ラ ン ド ビ ラ 姫 路	空調設備改修工事
大 和 路	テニスコート改修等工事
湖 陵 荘	循環式浴槽改修その他工事
源 平 荘	基幹設備等改修工事
う わ じ ま	浄化槽設備補修工事
	レジオネラ菌対策工事
太 宰 府	基幹設備等改修工事
	食堂復旧工事
グ リ ー ン ヒ ル 若 宮	入浴設備改修工事
	災害復旧工事
か ん ざ き	基幹設備等改修工事
く ち の つ	海水浴場休憩所改修工事
く ま も と エ ミ ナ ー ス	レジオネラ菌対策等設備工事
く に さ き 望 海 苑	多目的ホール大屋根等防水改修工事
あ お し ま 大 陽 閣	換気ダクト等改修工事

○制度共通施設

施設名	整備内容
ほっかいどう社会保険センター	ホール壁等改修工事 高圧引込線補修工事
一関社会保険健康センター	プール等補修工事
石巻社会保険健康センター	緊急補修工事
とちぎ社会保険センター	擁壁改修工事
ちば社会保険センター	冷温水・冷却水ポンプ等補修工事 基幹設備等改修工事
恵比寿社会保険福祉センター	地下給水ポンプ更新工事
さいたま社会保険センター	空調設備改修工事外1件
上総社会保険健康センター	プール補修工事
高岡社会保険健康センター	プール等補修工事
ふくい社会保険センター	基幹設備等改修工事
武生社会保険健康センター	地盤等補修工事
あいち社会保険センター	外壁改修工事
わかやま社会保険センター	消防設備等改修工事
しまね社会保険センター	循環式浴槽改修工事
浜田社会保険健康センター	レジオネラ菌対策工事
ひろしま社会保険センター	自家発電機更新工事
とくしま社会保険センター	非常用発電機取替工事 冷却塔コイル損傷緊急復旧工事
かがわ社会保険センター	外装等改修工事 基幹設備等改修工事
えひめ社会保険センター	駐車場改修工事 外壁補修工事
こうち社会保険センター	外壁修繕工事
さが社会保険センター	外灯補修工事
ながさき社会保険センター	基幹設備等改修工事
おおいち社会保険センター	給水管漏水補修工事
みやぎ社会保険センター	基幹設備等改修工事

年金の福祉施設の利用状況(総括表)

		平成11年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度		
		施設数	延べ利用者数	被保険者 利用割合	施設数	延べ利用者数	被保険者 利用割合	施設数	延べ利用者数	被保険者 利用割合	施設数	延べ利用者数	被保険者 利用割合	施設数	延べ利用者数	被保険者 利用割合
厚生 年金 保険	厚生年金病院	10	3,325	-	10	3,294	-	10	3,221	-	10	2,975	-	10	2,889	-
	厚生年金会館	21	7,246	93	21	7,225	94	21	6,929	94	21	6,815	94	21	6,947	94
	老人ホーム	35	2,372	88	35	2,331	87	34	2,538	85	32	2,477	86	32	2,453	87
	スポーツセンター	4	1,987	88	4	1,937	88	4	1,813	90	4	1,879	90	4	1,764	90
	総合老人ホーム(休暇センター)	17	6,711	87	17	6,675	87	17	6,399	89	17	6,203	87	17	6,247	86
	健康福祉センター(サンピア)	24	7,267	92	25	7,690	92	25	7,335	91	25	7,339	90	25	6,963	91
	保養ホーム	4	85	94	4	70	94	4	90	94	4	92	96	4	93	97
	終身利用老人ホーム(サンテール)	1	43	95	1	43	95	1	44	95	1	44	97	1	43	97
	合 計	116	29,038	91	117	29,265	90	116	28,369	90	114	27,823	90	114	27,399	90
国民 年金	健康保養センター	47	3,010	54	47	2,953	56	47	2,956	57	47	2,910	59	47	2,772	60
	国民年金会館	2	708	67	2	720	71	2	703	71	2	891	45	2	899	74
	健康センター・総合健康センター	9	1,308	49	10	1,335	46	10	1,310	48	10	1,287	46	10	1,358	48
	合 計	58	5,026	54	59	5,009	55	59	4,970	56	59	5,088	57	59	5,029	59
制度 共通	社会保険センター	48	7,303	-	48	7,158	-	48	6,821	-	48	7,069	-	48	7,096	-
	社会保険健康センター	44	4,599	-	44	4,509	-	44	4,439	-	44	4,433	-	44	4,459	-
	合 計	92	11,903	-	92	11,667	-	92	11,260	-	92	11,502	-	92	11,555	-

注1. 施設数は各年度末現在の数である。

注2. 被保険者利用割合は、宿泊利用者数に対する被保険者及び年金受給者の利用割合である。

注3. 端数整理のため、一部合計が不一致である。

年金の福祉施設の延べ利用者数の推移(施設別)

I 厚生年金保険

(1) 厚生年金病院 (10力所)

(単位:人)

県名	施設名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合
北海道	登別厚生年金病院	142,522	-	132,406	-	129,056	-	131,012	-	126,514	-
宮 城	東北厚生年金病院	459,025	-	456,284	-	457,172	-	385,995	-	378,436	-
東 京	東京厚生年金病院	528,410	-	535,252	-	537,891	-	514,453	-	499,999	-
神奈川	湯河原厚生年金病院	172,940	-	180,088	-	182,071	-	176,448	-	173,935	-
大 阪	大阪厚生年金病院	574,909	-	551,970	-	528,910	-	510,805	-	498,864	-
	星ヶ丘厚生年金病院	579,466	-	581,002	-	549,238	-	470,727	-	434,054	-
島 根	玉造厚生年金病院	164,710	-	168,737	-	168,136	-	159,365	-	156,621	-
高 知	高知厚生年金リハビリテーション病院	115,235	-	113,540	-	114,799	-	117,328	-	117,398	-
福 岡	九州厚生年金病院	431,931	-	425,207	-	400,586	-	360,527	-	354,395	-
大 分	湯布院厚生年金病院	156,346	-	149,894	-	153,389	-	148,528	-	148,871	-
合 計		3,325,494	-	3,294,380	-	3,221,248	-	2,975,188	-	2,889,087	-

(2) 厚生年金会館 (21力所)

(単位:人)

県名	施設名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合
北海道	北海道厚生年金会館	941,233	91%	942,882	93%	933,426	94%	894,751	94%	851,844	94%
青 森	青森厚生年金会館	193,223	88%	188,099	89%	179,125	91%	105,211	92%	155,866	92%
群 馬	群馬厚生年金会館	216,731	89%	219,526	90%	130,086	89%	216,733	92%	206,180	94%
東 京	東京厚生年金会館	712,437	92%	712,745	92%	682,931	94%	687,337	95%	751,883	95%
新 潟	新潟厚生年金会館	145,443	89%	176,642	91%	188,359	92%	180,957	93%	176,525	93%
石 川	石川厚生年金会館	425,420	88%	397,635	86%	351,719	90%	375,800	90%	376,237	91%
福 井	福井厚生年金会館	171,743	92%	117,180	88%	169,041	92%	162,129	93%	163,414	95%
山 梨	山梨厚生年金会館	144,484	100%	133,445	99%	136,878	97%	135,611	93%	90,047	94%
長 野	長野厚生年金会館	133,776	95%	142,702	96%	151,225	95%	145,552	96%	144,452	96%

静 岡	湯河原厚生年金会館	254,518	100%	234,660	99%	225,320	97%	239,025	94%	235,835	95%
愛 知	愛知厚生年金会館	576,928	90%	668,179	92%	654,085	92%	629,699	93%	634,277	94%
大 阪	大阪厚生年金会館	1,059,562	93%	1,093,527	93%	966,435	95%	1,060,771	95%	1,031,867	97%
鳥 取	鳥取厚生年金会館	138,740	90%	85,444	91%	128,986	91%	123,245	92%	120,897	92%
島 根	島根厚生年金会館	139,987	88%	130,353	88%	137,637	90%	83,804	89%	215,904	93%
広 島	広島厚生年金会館	652,277	100%	630,347	98%	622,485	96%	523,716	95%	639,273	96%
徳 島	徳島厚生年金会館	167,096	97%	158,748	100%	99,469	98%	157,425	97%	156,680	94%
香 川	香川厚生年金会館	157,654	99%	154,204	98%	136,510	98%	136,832	98%	132,981	98%
福 岡	九州厚生年金会館	433,731	96%	437,289	98%	466,383	96%	375,467	96%	306,418	97%
長 崎	長崎厚生年金会館	217,206	97%	209,793	95%	159,321	95%	179,195	94%	182,554	93%
熊 本	熊本厚生年金会館	155,043	98%	170,400	98%	165,414	96%	161,383	94%	150,850	91%
宮 崎	宮崎厚生年金会館	209,191	90%	220,782	97%	243,922	89%	240,133	92%	223,456	92%
合 計		7,246,423	93%	7,224,582	94%	6,928,757	94%	6,814,776	94%	6,947,440	94%

(3)老人ホーム (32カ所)

(単位:人)

県名	施 設 名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合
北海道	ハートピア函館	46,888	94%	49,896	94%	57,178	94%	65,469	96%	66,934	96%
青 森	青森おのえ荘	96,331	80%	90,384	82%	86,703	82%	84,175	84%	82,355	89%
秋 田	ハートピア田沢湖	20,723	95%	8,223	94%	27,741	93%	33,500	93%	31,787	94%
山 形	ハートピア山形	134,599	97%	157,909	97%	163,101	95%	143,614	94%	125,463	94%
福 島	福島おおとり荘	40,648	67%	51,678	53%	57,233	61%	61,274	54%	66,095	49%
	相馬松川浦荘	61,497	87%	56,994	87%	53,182	86%	11,559	85%	-	-
茨 城	茨城つくばね荘	9,075	-	7,270	-	2,586	-	-	-	-	-
群 馬	ハートピア桐生	42,373	92%	41,581	95%	40,926	95%	5,795	93%	-	-
埼 玉	ハートピア大宮	28,266	-	28,006	-	28,425	-	27,563	-	28,164	-
神奈川	ハートピア鎌倉	56,850	97%	63,927	97%	68,831	96%	73,102	96%	70,514	95%
	神奈川あやせ荘	25,741	-	24,269	-	24,089	-	24,875	-	26,116	-
新 潟	ハートピア新潟瀬波	127,293	83%	130,227	83%	131,252	82%	120,782	82%	123,881	75%
富 山	ハートピア富山つるぎ	158,315	89%	149,512	85%	150,636	87%	164,488	90%	154,386	90%
福 井	神明苑	102,180	87%	86,325	82%	85,060	60%	83,401	45%	93,086	81%

長野	ハートピア長野	50,352	96%	50,891	96%	53,601	97%	55,606	98%	63,594	97%
静岡	ハートピア熱海	242,053	99%	242,704	99%	267,041	99%	251,322	99%	256,085	99%
三重	ハートピア長島	117,840	75%	115,972	75%	124,161	78%	152,811	81%	163,480	79%
兵庫	姫路鷺山荘	17,983	-	17,044	-	15,685	-	13,247	-	10,905	-
奈良	いかるが荘	23,788	-	21,789	-	21,024	-	20,221	-	17,453	-
	飛火野荘	36,121	78%	31,400	79%	36,459	78%	33,358	80%	30,169	80%
和歌山	ハートピア南紀田辺	72,112	88%	72,873	86%	71,048	85%	78,433	86%	85,296	86%
鳥取	鳥取ふじつ荘	34,041	95%	32,026	94%	33,653	95%	39,955	95%	38,019	96%
島根	ハートピア松江	36,798	93%	40,948	87%	45,897	92%	45,083	91%	49,594	91%
岡山	岡山吉備荘	10,193	-	7,848	-	6,702	-	6,477	-	3,898	-
広島	広島和光荘	12,189	-	10,529	-	9,252	-	7,878	-	888	-
山口	ハートピア萩	55,286	85%	66,583	81%	87,868	76%	97,882	71%	102,475	68%
香川	高松香風荘	9,545	-	9,041	-	7,804	-	6,563	-	2,529	-
福岡	ハートピア北九州	55,278	97%	54,037	97%	56,318	99%	58,563	96%	63,228	95%
	福岡まつかぜ荘	18,234	-	16,852	-	18,397	-	19,122	-	20,959	-
	大濠荘	52,629	92%	52,257	90%	51,963	93%	53,515	92%	58,609	92%
佐賀	ハートピア武雄	146,541	83%	151,697	84%	151,508	86%	147,524	89%	153,855	90%
長崎	ハートピア雲仙小浜	170,485	92%	175,059	92%	180,596	91%	177,899	90%	172,400	92%
大分	ハートピア別府	44,887	94%	26,217	94%	51,298	92%	55,024	95%	57,544	96%
宮崎	ハートピア日南杉の湯	106,925	80%	105,191	78%	186,952	42%	166,968	86%	146,470	84%
沖縄	沖縄うらそえ荘	81,257	83%	83,708	89%	83,605	83%	89,929	83%	86,923	79%
埼玉	埼玉厚生年金福祉センター	26,931	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		2,372,247	88%	2,330,867	87%	2,537,775	85%	2,476,977	86%	2,453,154	87%

(4)スポーツセンター (4カ所)

(単位:人)

県名	施設名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合
宮 城	宮城厚生年金スポーツセンター	347,838	99%	364,532	99%	358,679	99%	362,175	99%	342,325	100%
東 京	東京厚生年金スポーツセンター	614,008	68%	608,517	69%	628,014	75%	635,238	72%	640,722	73%
新 潟	新潟厚生年金スポーツセンター	603,169	97%	546,774	98%	420,120	98%	474,860	98%	468,148	97%
福 岡	福岡厚生年金スポーツセンター	422,384	89%	417,415	87%	406,588	90%	406,694	92%	312,689	90%
合 計		1,987,399	88%	1,937,238	88%	1,813,401	90%	1,878,967	90%	1,763,884	90%

(5)総合老人ホーム(休暇センター) (17カ所)

(単位:人)

県名	施設名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合
青 森	青森厚生年金休暇センター	523,989	91%	523,587	91%	546,044	92%	541,123	92%	538,271	93%
秋 田	秋田厚生年金休暇センター	382,950	96%	378,138	94%	391,579	91%	313,463	89%	336,965	90%
山 形	山形厚生年金休暇センター	588,647	88%	566,630	90%	400,354	89%	574,819	91%	615,403	85%
栃 木	栃木厚生年金休暇センター	311,193	81%	290,959	77%	275,727	78%	228,024	77%	216,319	78%
埼 玉	埼玉厚生年金休暇センター	538,847	98%	517,464	97%	482,007	97%	467,067	97%	449,757	98%
千 葉	千葉厚生年金休暇センター	674,517	99%	618,947	98%	561,200	97%	488,791	95%	456,149	84%
富 山	富山厚生年金休暇センター	256,169	64%	222,170	89%	206,242	87%	138,934	86%	277,963	85%
静 岡	静岡厚生年金休暇センター	306,864	93%	317,802	92%	328,095	93%	344,334	93%	219,714	93%
三 重	三重厚生年金休暇センター	198,281	84%	200,034	85%	175,242	85%	161,796	87%	172,068	87%
滋 賀	滋賀厚生年金休暇センター	358,440	88%	451,669	85%	442,328	88%	449,656	86%	448,058	84%
京 都	京都厚生年金休暇センター	422,426	92%	485,750	92%	500,142	93%	487,499	91%	466,545	92%
岡 山	岡山厚生年金休暇センター	367,880	87%	425,736	91%	390,335	97%	383,782	97%	403,050	94%
山 口	山口厚生年金休暇センター	297,785	91%	294,523	95%	286,091	96%	234,948	97%	251,170	98%
愛 媛	愛媛厚生年金休暇センター	425,965	95%	345,168	93%	408,795	96%	406,519	94%	428,377	93%
佐 賀	佐賀厚生年金休暇センター	346,301	98%	359,191	93%	352,093	94%	343,091	94%	332,991	93%
大 分	大分厚生年金休暇センター	256,529	98%	220,260	98%	227,268	96%	219,630	94%	210,876	93%
沖 縄	沖縄厚生年金休暇センター	454,273	43%	456,751	24%	425,768	38%	419,252	24%	423,377	25%
合 計		6,711,056	87%	6,674,779	87%	6,399,310	89%	6,202,728	87%	6,247,053	86%

(6)健康福祉センター(サンピア) (25カ所)

(単位:人)

県名	施設名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合
岩手	サンピア金ヶ崎	220,309	98%	201,932	81%	161,269	70%	156,000	70%	151,970	68%
宮城	サンピア仙台	402,710	98%	395,304	96%	354,521	95%	340,237	95%	321,443	94%
福島	サンピア会津	502,896	90%	474,332	86%	447,741	87%	436,637	86%	406,449	86%
茨城	サンピア日立	269,484	92%	303,420	92%	290,361	91%	313,825	93%	273,936	93%
群馬	サンピア高崎	295,014	95%	291,997	95%	275,095	94%	245,061	92%	290,034	93%
千葉	サンピア君津	228,426	71%	165,839	86%	168,506	88%	163,267	88%	151,132	88%
東京	サンピア多摩	430,862	94%	436,684	91%	392,625	90%	427,507	90%	447,229	94%
石川	サンピア小松	175,129	95%	178,983	92%	177,147	92%	193,351	92%	201,964	94%
福井	サンピア敦賀	123,273	90%	200,970	86%	251,352	88%	285,611	93%	264,669	92%
長野	サンピア松本	189,001	95%	191,730	94%	179,246	94%	170,734	92%	144,173	92%
	サンピア佐久	288,034	85%	273,148	91%	276,127	86%	285,192	92%	288,618	90%
岐阜	サンピア岐阜	161,049	87%	204,800	88%	191,348	80%	190,525	74%	184,091	72%
静岡	サンピア浜松	297,906	91%	291,544	95%	272,020	96%	266,615	96%	264,919	99%
愛知	サンピア岡崎	230,469	95%	246,607	95%	225,628	95%	223,879	94%	232,326	95%
三重	サンピア伊賀	388,950	96%	418,746	94%	437,120	95%	437,118	99%	344,360	99%
大阪	サンピア大阪	326,283	98%	275,310	97%	229,570	99%	289,410	99%	287,630	99%
兵庫	サンピア姫路ゆめさき	-	-	400,787	87%	371,265	87%	378,711	87%	348,859	87%
和歌山	サンピア和歌山	203,221	98%	203,347	98%	195,905	97%	195,251	88%	191,353	97%
岡山	サンピア倉敷	293,577	99%	283,738	100%	235,165	99%	248,855	93%	240,587	100%
広島	サンピア福山	310,070	94%	299,917	92%	299,969	93%	281,404	89%	296,752	91%
香川	サンピアさぬき	380,574	89%	362,591	92%	337,687	92%	326,816	91%	329,043	90%
高知	サンピア高知	529,861	100%	534,418	100%	523,364	95%	517,425	97%	455,520	95%
長崎	サンピア佐世保	533,801	90%	568,624	97%	539,082	98%	497,860	97%	369,796	94%
宮崎	サンピア都城	184,407	93%	189,390	95%	188,456	88%	186,675	79%	178,260	83%
鹿児島	サンピアあいら	301,769	83%	295,995	90%	314,062	92%	280,939	92%	298,027	93%
合 計		7,267,075	92%	7,690,153	92%	7,334,631	91%	7,338,905	90%	6,963,140	91%

(7) 保養ホーム (4カ所)

(単位:人)

県名	施設名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合
北海道	しらおい厚生年金保養ホーム	13,026	92%	13,194	94%	13,052	93%	15,637	95%	15,800	96%
神奈川	湯河原厚生年金保養ホーム	27,206	95%	27,454	94%	27,530	95%	28,431	94%	28,529	96%
島根	玉造厚生年金保養ホーム	20,111	95%	12,271	93%	21,896	95%	19,497	97%	20,700	98%
大分	湯布院厚生年金保養ホーム	24,958	92%	17,226	94%	27,676	95%	28,449	96%	27,995	96%
合 計		85,301	94%	70,145	94%	90,154	94%	92,014	96%	93,024	97%

(8) 終身利用老人ホーム(サンテール) (1カ所)

(単位:人)

県名	施設名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		延べ利用者数	受給者 利用割合	延べ利用者数	受給者 利用割合	延べ利用者数	受給者 利用割合	延べ利用者数	受給者 利用割合	延べ利用者数	受給者 利用割合
千葉	サンテール千葉	43,087	95%	42,691	95%	43,844	95%	43,579	97%	42,702	97%
合 計		43,087	95%	42,691	95%	43,844	95%	43,579	97%	42,702	97%

注1. 施設数は、平成16年3月31日現在の数である。

2. 被保険者利用割合は、宿泊利用者数に対する被保険者及び年金受給者の利用割合である。

Ⅱ 国民年金

(1)健康保養センター (47カ所)

(単位:人)

県名	施設名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合
北海道	グリーンパークいわない	121,444	73%	120,688	75%	130,368	73%	111,496	76%	128,392	75%
	グリーンパークつるい	89,008	52%	79,239	41%	75,357	46%	76,023	43%	83,690	36%
	グリーンパークしんとつかわ	97,227	84%	92,053	84%	92,680	83%	101,595	84%	90,608	75%
青森	つがる富士見荘	97,781	16%	92,669	18%	86,509	26%	68,716	36%	5,734	27%
岩手	はなまき	61,127	83%	56,576	94%	59,431	96%	57,209	97%	57,843	97%
宮城	みちのく路	142,297	44%	147,807	64%	144,225	51%	124,090	52%	110,383	56%
秋田	のしろ	81,088	24%	88,744	45%	92,322	24%	87,705	14%	84,750	20%
山形	もがみ	40,839	82%	39,178	79%	39,536	75%	35,289	79%	42,866	77%
福島	阿多多羅	40,727	84%	38,365	88%	40,153	86%	43,673	87%	41,860	87%
茨城	ときわ路	40,400	63%	39,398	62%	37,019	64%	36,693	65%	32,404	69%
栃木	きつれがわ	38,230	85%	39,666	82%	40,672	83%	43,216	87%	41,192	84%
群馬	草津グリーンパークハレス	24,141	60%	24,055	62%	25,664	62%	18,463	58%	24,002	53%
埼玉	むさしの	41,103	35%	28,553	33%	28,990	38%	32,596	39%	25,750	40%
千葉	そとぼう	41,475	29%	36,905	29%	37,071	34%	35,586	36%	24,199	37%
東京	おくたま路	36,723	56%	36,612	52%	37,627	52%	33,203	55%	35,846	54%
神奈川	さがみの	61,629	39%	60,095	42%	58,205	46%	56,965	45%	63,732	49%
新潟	こしじ	25,180	82%	22,280	83%	28,554	72%	33,551	75%	27,007	86%
富山	ひみ	81,661	28%	78,988	26%	80,762	27%	78,800	29%	89,551	36%
石川	のと	89,872	65%	90,975	63%	96,230	67%	96,633	68%	69,331	66%
福井	北潟湖畔荘	38,537	43%	38,861	45%	35,796	45%	43,069	46%	44,722	47%
山梨	かすがい	73,967	53%	72,815	71%	70,351	85%	65,401	85%	63,951	85%
長野	こもろ	107,871	96%	109,827	95%	104,543	92%	101,928	91%	105,700	92%
	ひるがみ	115,129	83%	109,130	85%	99,465	85%	70,829	85%	91,624	88%
岐阜	グリーンハイツ養老	78,713	43%	85,397	54%	90,926	57%	98,360	66%	93,873	68%
静岡	藤枝エミナース	183,517	73%	178,294	84%	172,552	52%	201,602	43%	179,988	52%
愛知	サンパーク犬山	45,682	26%	42,291	28%	37,573	27%	37,629	32%	45,717	33%
三重	はまじま	13,519	50%	14,667	49%	10,167	52%	11,391	55%	10,048	55%
大阪	サンヒル柏原	115,769	23%	120,425	23%	115,112	23%	105,247	28%	102,023	24%

兵 庫	ハイランドピラ姫路	44,268	40%	44,851	41%	47,369	48%	50,487	45%	49,545	47%
奈 良	大和路	35,707	37%	34,705	37%	33,900	40%	31,750	39%	34,289	48%
和歌山	くまのじ	30,862	88%	30,154	89%	31,059	90%	31,317	89%	33,167	88%
鳥 取	いなばじ	43,111	72%	40,271	75%	39,409	79%	29,000	75%	51,963	86%
島 根	湖陵荘	26,202	47%	24,298	50%	23,728	57%	29,752	63%	32,641	56%
岡 山	しもつい	78,507	58%	81,516	65%	75,210	66%	71,712	66%	68,549	63%
広 島	ひがし広島	104,050	22%	103,948	19%	116,952	18%	129,691	16%	111,567	16%
山 口	源平荘	36,144	36%	32,854	9%	26,684	37%	17,061	46%	13,075	50%
徳 島	グリーンヒルあなぶき	41,948	54%	38,367	54%	38,943	50%	42,599	61%	43,338	58%
香 川	かがわ	36,825	46%	34,722	62%	38,192	84%	35,332	94%	36,129	95%
愛 媛	うわじま	69,605	82%	70,016	82%	65,182	83%	67,083	83%	65,732	81%
高 知	サンリバー四万十	77,901	33%	75,176	33%	69,722	39%	57,797	37%	56,933	49%
福 岡	太宰府	39,863	40%	35,966	46%	72,595	52%	111,143	69%	88,267	70%
佐 賀	かんざき	40,561	32%	38,774	37%	41,857	42%	37,641	49%	24,940	59%
長 崎	くちのつ	34,796	46%	38,591	55%	35,795	57%	48,262	59%	42,529	61%
熊 本	ブルーマリンあしきた	34,519	31%	36,338	34%	37,716	29%	36,988	36%	33,951	37%
大 分	くにさき望海苑	49,013	43%	53,133	46%	48,990	46%	43,167	39%	39,878	43%
宮 崎	あおしま太陽閣	112,947	93%	109,121	92%	100,859	89%	87,239	91%	86,755	90%
鹿児島	たるみず	48,411	55%	45,987	56%	44,461	53%	45,246	53%	42,057	58%
合 計		3,009,896	54%	2,953,341	56%	2,956,483	57%	2,910,225	59%	2,772,091	60%

(2)国民年金会館 (2カ所)

(単位:人)

県名	施 設 名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合
東 京	こまばエミナース	336,437	52%	360,665	54%	350,094	48%	360,883	51%	336,841	52%
京 都	京都エミナース	372,057	83%	359,698	89%	352,673	94%	530,446	95%	562,586	96%
合 計		708,494	67%	720,363	71%	702,767	71%	891,329	73%	899,427	74%

(3)健康センター・総合健康センター (10カ所)

(単位:人)

県名	施設名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合	延べ利用者数	被保険者 利用割合
岩手	もりおか	89,760	22%	86,227	14%	86,608	28%	84,502	10%	86,440	54%
福島	いわき	146,152	77%	147,892	76%	149,298	75%	155,267	71%	162,422	68%
茨城	レイクサイドくさぎ	121,564	32%	116,325	37%	99,787	48%	97,891	49%	103,060	38%
新潟	上越	177,311	61%	178,829	61%	183,546	62%	179,845	54%	177,950	43%
京都	丹後おおみや	104,227	49%	101,523	48%	89,427	54%	83,047	54%	78,102	51%
大阪	サンヒル阪南	54,503	17%	56,605	17%	54,321	17%	62,701	28%	78,365	39%
福岡	グリーンヒル若宮	90,552	73%	94,694	68%	93,515	66%	99,061	76%	113,480	75%
沖縄	サンセット美浜	-	-	58,526	26%	74,994	34%	84,165	21%	78,380	11%
埼玉	春日部エミナース	269,208	66%	262,291	68%	256,494	62%	232,257	57%	275,072	55%
熊本	くまもとエミナース	254,542	45%	232,429	42%	222,360	36%	208,093	37%	204,565	46%
合 計		1,307,819	49%	1,335,341	46%	1,310,350	48%	1,286,829	46%	1,357,836	48%

注1. 施設数は、平成16年3月31日現在の数である。

注2. 被保険者利用割合は、宿泊利用者数に対する被保険者及び年金受給者の利用割合である。

Ⅲ 制度共通

(1) 社会保険センター (48カ所)

(単位:人)

県 名	施 設 名	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
北海道	ほっかいどう社会保険センター	146,209	146,623	149,775	140,967	130,714
	ほっかいどう社会保険センター旭川	127,366	117,370	113,477	102,400	100,649
青 森	あおもり社会保険センター	86,400	103,050	96,325	90,119	83,098
岩 手	いわて社会保険センター	133,170	133,375	120,063	122,587	121,758
秋 田	あきた社会保険センター	137,497	130,435	130,210	118,510	119,893
山 形	やまがた社会保険センター	205,723	209,129	208,140	166,411	193,918
福 島	ふくしま社会保険センター	161,433	148,894	152,749	149,226	154,329
茨 城	いばらき社会保険センター	156,055	145,684	163,108	159,842	160,398
栃 木	とちぎ社会保険センター	115,869	106,816	108,025	119,223	124,863
群 馬	ぐんま社会保険センター	140,474	140,269	112,622	121,827	126,901
埼 玉	さいたま社会保険センター	169,120	161,521	172,534	169,777	168,479
千 葉	ちば社会保険センター	108,016	106,341	117,715	125,996	84,024
東 京	とうきょう社会保険センター八王子	128,278	141,621	137,686	131,522	130,925
神奈川	かながわ社会保険センター	189,455	183,698	188,665	184,453	190,065
新 潟	にいがた社会保険センター	139,195	137,453	137,571	136,640	128,622
富 山	とやま社会保険センター	161,961	163,009	157,073	124,345	160,016
石 川	いしかわ社会保険センター	182,284	180,210	184,267	183,028	181,977
福 井	ふくい社会保険センター	132,030	123,905	120,400	117,427	98,215
長 野	ながの社会保険センター	161,049	171,676	138,076	163,930	175,408
岐 阜	ぎふ社会保険センター	126,708	124,662	124,946	127,456	125,884
静 岡	しずおか社会保険センター	157,896	133,942	148,049	151,096	152,327
	しずおか社会保険センター浜松	186,731	204,229	218,465	284,476	326,598
愛 知	あいち社会保険センター	140,100	134,464	132,825	130,611	130,348
三 重	みえ社会保険センター	108,666	110,372	105,637	111,676	114,452
滋 賀	しが社会保険センター	124,294	118,203	106,667	110,990	113,578
大 阪	おおさか社会保険センター堺	180,510	175,721	180,638	161,809	177,224
兵 庫	ひょうご社会保険センター	157,374	148,095	131,137	118,492	113,828
奈 良	なら社会保険センター	168,920	185,570	195,314	196,995	199,130
和歌山	わかやま社会保険センター	144,512	136,005	114,280	123,460	122,461
鳥 取	とっとり社会保険センター	114,748	111,926	119,728	128,781	128,795
島 根	しまね社会保険センター	91,716	91,387	98,169	102,935	107,565

岡 山	おかやま社会保険センター	210,679	211,421	19,654	203,699	207,456
	おかやま社会保険センター津山	122,962	121,924	24,410	103,570	98,907
広 島	ひろしま社会保険センター	140,437	132,339	126,440	127,009	140,448
山 口	やまぐち社会保険センター	134,604	119,249	82,343	111,971	103,943
徳 島	とくしま社会保険センター	205,392	181,747	203,290	203,441	192,811
香 川	かがわ社会保険センター	151,734	147,561	146,865	148,964	126,042
愛 媛	えひめ社会保険センター	159,150	194,399	197,121	198,491	207,250
高 知	こうち社会保険センター	141,949	118,999	142,553	143,994	132,383
福 岡	ふくおか社会保険センター	150,542	151,620	140,346	131,421	125,296
佐 賀	さが社会保険センター	173,189	137,643	149,692	154,661	150,234
	さが社会保険センター唐津	122,752	122,377	126,360	123,582	122,878
長 崎	ながさき社会保険センター	153,268	146,907	145,316	148,524	140,910
熊 本	くまもと社会保険センター	159,852	160,304	154,233	148,869	152,576
大 分	おおいた社会保険センター	200,546	187,177	175,474	174,326	159,921
宮 崎	みやざき社会保険センター	195,115	193,720	188,164	190,519	179,979
鹿児島	かごしま社会保険センター	211,838	205,529	204,650	181,620	218,174
沖 縄	おきなわ社会保険センター	185,721	199,725	209,520	197,045	190,362
合 計		7,303,489	7,158,296	6,820,767	7,068,713	7,096,012

(2) 社会保険健康センター (44カ所)

(単位:人)

県 名	施 設 名	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
北海道	函館社会保険健康センター	71,694	69,856	77,054	80,737	73,869
青 森	弘前社会保険健康センター	64,086	59,742	60,219	59,956	56,679
岩 手	一関社会保険健康センター	83,135	57,954	55,251	50,960	48,317
宮 城	石巻社会保険健康センター	124,405	119,680	112,224	107,490	114,564
秋 田	大曲社会保険健康センター	51,855	55,787	57,571	62,362	63,908
山 形	酒田社会保険健康センター	68,526	64,301	57,485	56,439	53,546
福 島	郡山社会保険健康センター	82,707	82,181	81,891	80,378	77,865
茨 城	土浦社会保険健康センター	115,843	123,956	124,907	122,628	132,470
栃 木	栃木社会保険健康センター	165,998	163,714	156,293	151,917	141,882
群 馬	桐生社会保険健康センター	164,005	162,461	155,756	152,123	147,410
埼 玉	入間社会保険健康センター	93,713	105,935	115,364	122,109	128,523
東 京	中央社会保険健康センター	140,604	135,660	136,252	134,769	132,744
	恵比寿社会保険福祉センター	73,251	66,147	65,430	67,448	72,179
神奈川	藤沢社会保険健康センター	109,677	126,042	131,180	142,461	149,100

新 潟	上越社会保険健康センター	117,761	112,680	105,834	105,436	106,853
富 山	高岡社会保険健康センター	193,646	185,097	160,203	147,239	149,253
石 川	金沢社会保険健康センター	124,411	126,890	122,078	120,592	118,986
福 井	武生社会保険健康センター	72,878	69,986	66,329	65,861	70,372
山 梨	甲府社会保険健康センター	172,184	151,814	149,677	145,430	148,613
長 野	伊那社会保険健康センター	78,996	89,151	90,419	88,627	89,441
岐 阜	大垣社会保険健康センター	108,746	109,432	105,367	103,664	103,498
静 岡	富士社会保険健康センター	89,383	90,715	78,250	79,099	83,173
愛 知	安城社会保険健康センター	133,893	127,891	121,611	122,732	117,542
三 重	四日市社会保険健康センター	103,103	93,307	91,667	94,634	109,259
滋 賀	彦根社会保険健康センター	111,694	108,477	106,102	105,256	104,765
京 都	宇治社会保険健康センター	88,512	93,432	96,790	96,032	94,003
大 阪	高槻社会保険健康センター	114,714	110,183	105,964	102,108	97,262
兵 庫	姫路社会保険健康センター	82,324	74,371	71,250	81,751	91,126
奈 良	生駒社会保険健康センター	105,582	107,838	105,529	108,188	108,082
和歌山	田辺社会保険健康センター	37,792	35,097	40,712	48,208	49,858
鳥 取	米子社会保険健康センター	78,342	79,219	83,671	84,930	87,830
島 根	浜田社会保険健康センター	46,460	44,943	42,423	44,231	47,221
岡 山	倉敷社会保険健康センター	103,855	105,914	119,590	115,449	119,643
広 島	呉社会保険健康センター	134,320	144,051	149,962	149,609	149,853
山 口	下関社会保険健康センター	80,751	72,658	69,275	70,743	64,074
徳 島	徳島社会保険健康センター	117,591	114,766	110,979	107,323	100,665
香 川	丸亀社会保険健康センター	120,823	115,912	111,376	109,755	105,398
愛 媛	今治社会保険健康センター	57,507	54,610	52,411	58,389	59,619
福 岡	北九州社会保険健康センター	94,191	87,747	82,212	77,574	71,198
長 崎	佐世保社会保険健康センター	91,923	97,137	97,747	101,688	108,521
大 分	日田社会保険健康センター	54,285	54,053	53,846	51,913	49,667
宮 崎	延岡社会保険健康センター	111,249	104,935	101,812	94,313	95,076
鹿児島	鹿児島社会保険健康センター	142,326	138,488	138,557	133,333	135,109
沖 縄	沖縄社会保険健康センター	220,718	214,366	220,425	227,517	230,043
合 計		4,599,459	4,508,576	4,438,945	4,433,401	4,459,059

注 施設数は、平成16年3月31日現在の数である。

年金の福祉施設の客室稼働率等状況(総括表)

		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		平均客室数等	平均客室稼働率等	平均客室数等	平均客室稼働率等	平均客室数等	平均客室稼働率等	平均客室数等	平均客室稼働率等	平均客室数等	平均客室稼働率等
厚生年金保険	厚生年金病院 (注1)	床 421	% 89	床 421	% 87	床 421	% 87	床 416	% 84	床 411	% 86
	厚生年金会館	室 59	74	室 59	73	室 60	71	室 59	70	室 59	70
	老人ホーム	27	62	28	61	28	64	28	64	28	65
	スポーツセンター	20	59	20	63	20	67	20	67	20	70
	総合老人ホーム (休暇センター)	58	66	57	68	57	67	57	68	57	66
	健康福祉センター(サンピア)	38	74	39	74	39	74	39	74	39	75
	保養ホーム	64	68	64	70	65	74	65	74	65	74
	終身利用老人ホーム (サンテール) (注2)	96	90	96	90	96	94	96	95	96	92
	平均 (注3)	44	68	44	69	44	69	44	69	44	70
国民年金	健康保養センター	19	67	19	66	19	65	19	64	19	62
	国民年金会館	67	71	67	70	67	74	67	79	63	78
	健康センター・ 総合健康センター	21	65	21	64	21	64	21	65	21	67
	平均	21	67	21	66	21	65	21	65	21	64

注1. 厚生年金病院については、平均病床数及び病床利用率を記載した。

注2. 終身利用老人ホームについては、居室数及び利用稼働率を記載した。

注3. 厚生年金保険の平均には、厚生年金病院及び終身利用老人ホームを除く施設の平均を記載した。。

年金の福祉施設の客室稼働率等の推移(施設別)

I 厚生年金保険

(1) 厚生年金病院 (10カ所)

(単位: 床)

県名	施設名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		病床数	病床利用率	病床数	病床利用率	病床数	病床利用率	病床数	病床利用率	病床数	病床利用率
北海道	登別厚生年金病院	257	86%	257	84%	249	84%	249	83%	249	82%
宮城	東北厚生年金病院	500	87%	500	84%	500	84%	500	76%	500	83%
東京	東京厚生年金病院	522	91%	522	92%	522	90%	522	90%	516	88%
神奈川	湯河原厚生年金病院	348	76%	348	78%	348	76%	348	75%	309	83%
大阪	大阪厚生年金病院	564	94%	564	89%	564	88%	564	84%	564	80%
	星ヶ丘厚生年金病院	644	87%	644	86%	644	89%	604	91%	604	87%
島根	玉造厚生年金病院	341	87%	341	87%	341	85%	337	78%	337	84%
高知	高知厚生年金リハビリテーション病院	165	88%	165	87%	165	88%	165	86%	165	89%
福岡	九州厚生年金病院	573	91%	573	91%	573	89%	573	86%	573	85%
大分	湯布院厚生年金病院	300	97%	300	95%	300	95%	297	93%	297	96%
平均		421	89%	421	87%	421	87%	416	84%	411	86%

(2) 厚生年金会館 (21カ所)

(単位: 室)

県名	施設名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率
北海道	北海道厚生年金会館	120	64%	120	61%	120	67%	120	69%	120	76%
青森	青森厚生年金会館	45	68%	45	70%	45	72%	45	78%	44	64%
群馬	群馬厚生年金会館	57	62%	57	67%	57	67%	49	66%	49	62%
東京	東京厚生年金会館	91	89%	91	88%	91	85%	91	86%	91	89%
新潟	新潟厚生年金会館	45	80%	45	71%	45	73%	45	72%	45	69%
石川	石川厚生年金会館	39	64%	39	65%	42	63%	42	69%	42	64%
福井	福井厚生年金会館	34	70%	34	74%	34	64%	34	68%	34	65%
山梨	山梨厚生年金会館	47	53%	47	58%	47	55%	47	59%	47	60%
長野	長野厚生年金会館	40	70%	40	70%	40	66%	40	68%	40	68%

静 岡	湯河原厚生年金会館	70	91%	70	88%	70	86%	70	86%	70	84%
愛 知	愛知厚生年金会館	81	89%	81	86%	89	85%	89	87%	89	86%
大 阪	大阪厚生年金会館	78	78%	78	74%	78	69%	78	62%	78	70%
鳥 取	鳥取厚生年金会館	38	78%	38	78%	38	70%	38	66%	38	66%
島 根	島根厚生年金会館	39	66%	39	66%	39	61%	39	51%	39	59%
広 島	広島厚生年金会館	72	81%	72	83%	72	82%	72	77%	72	79%
徳 島	徳島厚生年金会館	32	86%	32	85%	32	81%	32	78%	32	81%
香 川	香川厚生年金会館	54	74%	54	72%	54	63%	54	65%	54	65%
福 岡	九州厚生年金会館	108	58%	108	64%	108	63%	108	62%	108	57%
長 崎	長崎厚生年金会館	41	85%	41	81%	41	78%	41	75%	41	77%
熊 本	熊本厚生年金会館	74	70%	74	65%	74	65%	74	62%	74	63%
宮 崎	宮崎厚生年金会館	36	71%	36	72%	36	72%	36	69%	36	67%
平 均		59	74%	59	73%	60	71%	59	70%	59	70%

(3)老人ホーム (32カ所)

(単位:室)

県名	施 設 名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率
北海道	ハートピア函館	25	62%	25	62%	25	65%	25	69%	25	72%
青 森	青森おのえ荘	26	48%	26	46%	26	51%	26	54%	26	52%
秋 田	ハートピア田沢湖	15	46%	25	30%	21	49%	21	47%	21	49%
山 形	ハートピア山形	32	84%	32	80%	32	82%	32	79%	32	77%
福 島	福島おおとり荘	39	31%	39	39%	39	39%	39	43%	39	42%
	相馬松川浦荘	30	38%	30	37%	30	32%	30	32%	-	-
茨 城	茨城つくばね荘	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群 馬	ハートピア桐生	19	38%	19	47%	19	47%	19	47%	-	-
埼 玉	ハートピア大宮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川	ハートピア鎌倉	14	91%	14	92%	14	93%	14	91%	14	88%
	神奈川あやせ荘	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新 潟	ハートピア新潟瀬波	42	64%	42	62%	42	62%	42	58%	42	62%
富 山	ハートピア富山つるぎ	31	71%	31	70%	31	71%	31	71%	31	65%
福 井	神明苑	16	68%	16	60%	16	58%	16	63%	16	57%

長野	ハートピア長野	10	50%	10	52%	10	56%	10	56%	10	56%
静岡	ハートピア熱海	54	89%	54	88%	54	90%	54	92%	54	94%
三重	ハートピア長島	24	84%	24	86%	24	85%	24	85%	24	85%
兵庫	姫路鷺山荘	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈良	いかるが荘	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	飛火野荘	17	77%	17	74%	17	78%	17	74%	17	68%
和歌山	ハートピア南紀田辺	32	62%	32	50%	32	47%	32	49%	32	51%
鳥取	鳥取ふじつ荘	13	53%	13	48%	13	51%	13	51%	13	51%
島根	ハートピア松江	22	56%	22	63%	22	67%	22	67%	22	67%
岡山	岡山吉備荘	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島	広島和光荘	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山口	ハートピア萩	33	63%	33	70%	33	74%	29	77%	29	76%
香川	高松香風荘	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡	ハートピア北九州	30	67%	30	74%	30	70%	30	70%	30	70%
	福岡まつかぜ荘	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大濠荘	31	80%	31	80%	31	80%	31	79%	31	80%
佐賀	ハートピア武雄	39	51%	39	52%	39	52%	39	55%	39	55%
長崎	ハートピア雲仙小浜	36	61%	36	66%	36	66%	36	67%	36	69%
大分	ハートピア別府	19	61%	19	63%	22	74%	23	73%	23	73%
宮崎	ハートピア日南杉の湯	39	45%	39	51%	39	61%	39	58%	39	56%
沖縄	沖縄うらそえ荘	23	81%	37	56%	37	57%	37	55%	37	54%
平 均		27	62%	28	61%	28	64%	28	64%	28	65%

(4) スポーツセンター (4カ所)

(単位:室)

県名	施設名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率
宮 城	宮城厚生年金スポーツセンター	15	62%	15	72%	15	72%	15	74%	15	74%
東 京	東京厚生年金スポーツセンター	6	64%	6	73%	6	83%	6	82%	6	82%
新 潟	新潟厚生年金スポーツセンター	29	57%	29	57%	29	58%	29	53%	29	62%
福 岡	福岡厚生年金スポーツセンター	31	51%	31	51%	31	56%	31	60%	31	62%
平 均		20	59%	20	63%	20	67%	20	67%	20	70%

(5) 総合老人ホーム(休暇センター) (17カ所)

(単位:室)

県名	施設名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率
青 森	青森厚生年金休暇センター	85	83%	85	86%	85	88%	85	89%	85	89%
秋 田	秋田厚生年金休暇センター	66	55%	66	59%	66	62%	66	64%	66	65%
山 形	山形厚生年金休暇センター	46	79%	46	81%	46	86%	46	76%	46	74%
栃 木	栃木厚生年金休暇センター	47	65%	47	66%	47	72%	47	76%	50	61%
埼 玉	埼玉厚生年金休暇センター	48	63%	48	64%	48	63%	48	64%	48	65%
千 葉	千葉厚生年金休暇センター	88	53%	88	51%	88	49%	88	42%	88	41%
富 山	富山厚生年金休暇センター	59	61%	59	55%	59	53%	59	65%	59	57%
静 岡	静岡厚生年金休暇センター	43	88%	43	93%	43	88%	43	94%	43	98%
三 重	三重厚生年金休暇センター	69	43%	69	43%	69	42%	69	42%	69	44%
滋 賀	滋賀厚生年金休暇センター	44	86%	44	84%	44	82%	44	86%	44	88%
京 都	京都厚生年金休暇センター	85	62%	85	58%	85	66%	85	65%	85	67%
岡 山	岡山厚生年金休暇センター	58	54%	53	62%	53	59%	53	58%	53	60%
山 口	山口厚生年金休暇センター	50	57%	50	57%	50	60%	50	54%	50	54%
愛 媛	愛媛厚生年金休暇センター	53	53%	38	66%	38	56%	38	62%	38	57%
佐 賀	佐賀厚生年金休暇センター	44	76%	44	84%	44	86%	44	86%	44	82%
大 分	大分厚生年金休暇センター	55	71%	55	78%	55	63%	55	61%	55	57%
沖 縄	沖縄厚生年金休暇センター	53	73%	53	70%	53	63%	53	68%	53	65%
平 均		58	66%	57	68%	57	67%	57	68%	57	66%

(6)健康福祉センター(サンピア) (25カ所)

(単位:室)

県名	施設名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率
岩手	サンピア金ケ崎	31	56%	31	63%	31	56%	31	60%	31	54%
宮城	サンピア仙台	35	91%	35	91%	35	90%	35	90%	35	89%
福島	サンピア会津	35	75%	35	80%	35	79%	35	80%	35	80%
茨城	サンピア日立	24	81%	24	87%	24	90%	24	89%	24	89%
群馬	サンピア高崎	28	67%	28	69%	28	70%	28	65%	28	70%
千葉	サンピア君津	34	55%	34	54%	34	56%	34	56%	34	58%
東京	サンピア多摩	66	78%	66	76%	66	76%	66	79%	66	81%
石川	サンピア小松	41	75%	41	75%	41	72%	41	77%	41	79%
福井	サンピア敦賀	32	80%	34	75%	34	79%	34	88%	34	89%
長野	サンピア松本	27	80%	27	81%	27	81%	27	73%	27	71%
	サンピア佐久	46	76%	46	76%	46	76%	46	78%	46	78%
岐阜	サンピア岐阜	27	75%	32	78%	32	81%	32	83%	32	82%
静岡	サンピア浜松	47	78%	47	82%	47	84%	47	84%	47	81%
愛知	サンピア岡崎	44	62%	44	64%	44	62%	44	67%	44	66%
三重	サンピア伊賀	34	84%	34	85%	34	85%	34	83%	34	83%
大阪	サンピア大阪	66	70%	66	66%	66	76%	63	69%	63	68%
兵庫	サンピア姫路ゆめさき	-	-	55	49%	55	57%	55	62%	55	68%
和歌山	サンピア和歌山	49	77%	49	76%	49	67%	49	71%	49	72%
岡山	サンピア倉敷	21	78%	21	71%	21	69%	21	67%	21	69%
広島	サンピア福山	46	79%	46	75%	46	71%	46	72%	46	77%
香川	サンピアさぬき	42	75%	42	79%	42	77%	42	78%	42	78%
高知	サンピア高知	27	76%	27	75%	27	78%	27	79%	27	79%
長崎	サンピア佐世保	34	78%	34	90%	34	84%	34	83%	34	81%
宮崎	サンピア都城	32	56%	32	54%	32	53%	32	55%	32	57%
鹿児島	サンピアあいら	48	80%	48	73%	48	74%	48	73%	48	77%
平均		38	74%	39	74%	39	74%	39	74%	39	75%

(7) 保養ホーム (4カ所)

(単位: 室)

県名	施設名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率
北海道	しらおい厚生年金保養ホーム	60	43%	60	44%	60	43%	60	50%	60	50%
神奈川	湯河原厚生年金保養ホーム	64	90%	64	94%	64	94%	64	97%	64	97%
島根	玉造厚生年金保養ホーム	59	68%	59	71%	62	74%	62	65%	62	70%
大分	湯布院厚生年金保養ホーム	72	72%	72	70%	72	85%	72	83%	72	79%
平均		64	68%	64	70%	65	74%	65	74%	65	74%

(8) 終身利用老人ホーム(サンテール) (1カ所)

(単位: 室)

県名	施設名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		居室数	居室稼働率	居室数	居室稼働率	居室数	居室稼働率	居室数	居室稼働率	居室数	居室稼働率
千葉	サンテール千葉	96	90%	96	90%	96	94%	96	95%	96	92%
平均		96	90%	96	90%	96	94%	96	95%	96	92%

注1. 病床数、客室数及び居室数は、各年度末現在の数である。

注2. 施設数は、平成16年3月31日現在の数である。

Ⅱ 国民年金

(1)健康保養センター (47カ所)

(単位:室)

県名	施設名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率
北海道	グリーンパークいわない	18	70%	18	67%	18	63%	16	71%	16	63%
	グリーンパークつるい	17	70%	17	74%	17	73%	17	68%	17	65%
	グリーンパークしんとつかわ	18	56%	18	59%	18	67%	18	68%	18	63%
青森	つがる富士見荘	15	61%	15	54%	15	55%	15	57%	13	50%
岩手	はなまき	20	74%	20	78%	20	79%	20	80%	20	81%
宮城	みちのく路	14	76%	14	72%	14	74%	14	67%	14	63%
秋田	のしろ	20	56%	20	52%	20	53%	20	53%	20	53%
山形	もがみ	17	72%	17	73%	17	68%	17	73%	17	66%
福島	阿多多羅	22	84%	22	78%	22	80%	22	81%	22	83%
茨城	ときわ路	21	61%	21	58%	21	55%	21	54%	21	45%
栃木	きつれがわ	19	72%	19	65%	19	65%	19	64%	19	63%
群馬	草津グリーンパークハルス	29	76%	29	76%	29	81%	29	91%	29	80%
埼玉	むさしの	13	57%	13	57%	13	53%	13	57%	13	63%
千葉	そとぼう	18	58%	18	53%	18	51%	18	50%	18	49%
東京	おくたま路	16	83%	16	77%	16	75%	16	66%	16	71%
神奈川	さがみの	17	60%	17	63%	17	59%	17	55%	19	60%
新潟	こしじ	17	57%	17	54%	17	50%	16	48%	16	44%
富山	ひみ	21	89%	21	88%	21	90%	21	92%	21	90%
石川	のと	23	38%	23	42%	23	39%	23	39%	23	36%
福井	北潟湖畔荘	18	68%	18	70%	18	65%	18	66%	18	66%
山梨	かすがい	15	86%	15	84%	15	80%	15	74%	15	70%
長野	こもろ	15	90%	15	87%	15	82%	15	83%	15	80%
	ひるがみ	21	99%	21	99%	21	99%	21	99%	21	97%
岐阜	グリーンハイツ養老	18	66%	18	72%	18	73%	18	74%	18	73%
静岡	藤枝エミナース	33	59%	33	59%	33	70%	33	68%	33	67%
愛知	サンパーク犬山	21	55%	21	55%	21	53%	21	51%	21	51%
三重	はまじま	21	38%	21	43%	21	41%	21	35%	21	31%
大阪	サンヒル柏原	18	67%	18	68%	18	65%	18	58%	18	60%

兵 庫	ハイランドピラ姫路	16	79%	16	79%	16	76%	16	75%	16	75%
奈 良	大和路	20	60%	20	58%	20	57%	20	54%	20	53%
和歌山	くまのじ	23	66%	23	63%	23	67%	23	67%	23	65%
鳥 取	いなばじ	17	60%	17	58%	17	53%	17	52%	17	66%
島 根	湖陵荘	21	67%	21	66%	21	63%	21	61%	21	53%
岡 山	しもつ	16	84%	16	78%	16	72%	16	68%	16	64%
広 島	ひがし広島	19	52%	19	53%	19	57%	19	60%	19	67%
山 口	源平荘	19	44%	19	43%	19	47%	19	34%	19	35%
徳 島	グリーンヒルあなぶき	20	53%	20	47%	20	45%	20	46%	20	44%
香 川	かがわ	17	48%	17	51%	17	53%	17	51%	17	47%
愛 媛	うわじま	21	77%	21	75%	21	72%	21	72%	21	69%
高 知	サンリバー四万十	28	80%	28	76%	28	70%	28	68%	28	65%
福 岡	太宰府	15	70%	15	75%	15	82%	14	84%	14	86%
佐 賀	かんざき	20	55%	20	55%	20	57%	20	53%	20	52%
長 崎	くちのつ	19	64%	19	66%	19	63%	19	65%	19	66%
熊 本	ブルーマリンあしきた	17	59%	17	58%	17	50%	17	48%	17	45%
大 分	くにさき望海苑	19	79%	19	80%	19	78%	19	75%	19	72%
宮 崎	あおしま太陽閣	23	65%	23	72%	23	64%	21	65%	21	59%
鹿児島	たるみず	18	80%	18	78%	18	76%	18	75%	18	70%
平 均		19	67%	19	66%	19	65%	19	64%	19	62%

(2)国民年金会館 (2カ所)

(単位:室)

県名	施 設 名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率
東 京	こまばエミナース	99	73%	99	77%	99	79%	99	81%	90	81%
京 都	京都エミナース	35	68%	35	63%	35	69%	35	77%	35	76%
平 均		67	71%	67	70%	67	74%	67	79%	63	78%

(3)健康センター・総合健康センター (10カ所)

(単位:室)

県名	施設名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率	客室数	客室稼働率
岩手	もりおか	15	63%	15	61%	15	61%	15	61%	15	62%
福島	いわき	21	71%	21	74%	21	75%	21	77%	21	75%
茨城	レイクサイドくさぎ	25	57%	25	60%	25	53%	25	58%	25	61%
新潟	上越	17	57%	17	66%	17	67%	17	63%	17	59%
京都	丹後おおみや	16	73%	16	73%	16	69%	16	70%	16	71%
大阪	サンヒル阪南	19	65%	19	55%	19	55%	19	53%	19	56%
福岡	グリーンヒル若宮	18	67%	18	66%	18	60%	18	68%	18	75%
沖縄	サンセット美浜	-	-	21	60%	21	65%	21	69%	21	69%
埼玉	春日部エミナース	21	52%	21	47%	21	51%	21	59%	21	62%
熊本	くまもとエミナース	35	75%	35	80%	35	80%	35	75%	35	77%
平均		21	65%	21	64%	21	64%	21	65%	21	67%

注1. 客室数は、各年度末現在の数である。

注2. 施設数は、平成16年3月31日現在の数である。

年金の福祉施設の収支状況(総括表)

(単位:千円)

施設区分		平成11年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			15年度末					
		収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	累積剰余					
厚生年金保険	病院		71,956,928	70,546,139	1,410,789		71,961,806	70,461,039	1,500,767		72,055,956	69,702,567	2,353,389		70,230,852	69,019,913	1,210,939		71,184,075	69,412,134	1,771,941	23,432,558
		黒字	10			黒字	10			黒字	9			黒字	8			黒字	10			8
		赤字	0			赤字	0			赤字	1			赤字	2			赤字	0			2
	保養ホーム		566,814	580,655	▲13,841		503,357	556,544	▲53,187		615,137	628,502	▲13,365		668,789	670,487	▲1,698		677,587	680,243	▲2,656	▲84,747
		黒字	3			黒字	2			黒字	3			黒字	3			黒字	3			2
		赤字	1			赤字	2			赤字	1			赤字	1			赤字	1			2
	会館		22,780,145	22,819,211	▲39,066		21,530,163	21,422,614	107,549		20,801,361	20,695,734	105,627		19,837,913	19,810,343	27,571		18,705,062	18,766,542	▲61,480	5,598,550
		黒字	13			黒字	16			黒字	15			黒字	15			黒字	13			15
		赤字	8			赤字	5			赤字	6			赤字	6			赤字	8			6
	老人ホーム		6,226,702	6,116,889	109,813		6,084,283	6,106,505	▲22,222		6,301,415	6,288,419	12,996		6,021,727	6,023,010	▲1,282		5,875,600	5,862,146	13,455	▲291,300
		黒字	19			黒字	16			黒字	22			黒字	20			黒字	25			15
		赤字	16			赤字	19			赤字	13			赤字	14			赤字	7			17
	健康福祉センター (サンピア)		14,370,448	14,141,288	229,160		15,062,321	14,909,090	153,231		14,514,490	14,420,157	94,333		14,088,320	13,884,427	203,893		12,904,887	12,894,295	10,591	▲5,495,998
		黒字	17			黒字	19			黒字	21			黒字	21			黒字	17			7
		赤字	7			赤字	6			赤字	4			赤字	4			赤字	8			18
	総合老人ホーム (休暇センター)		12,856,771	12,667,208	189,563		12,453,890	12,296,434	157,456		11,957,768	11,770,159	187,609		11,321,689	11,364,360	▲42,670		11,333,776	11,201,111	132,664	1,107,060
		黒字	12			黒字	11			黒字	13			黒字	10			黒字	12			9
		赤字	5			赤字	6			赤字	4			赤字	7			赤字	5			8
	終身利用老人ホーム (サンデル)		404,493	386,734	17,759		349,742	338,376	11,366		340,721	333,023	7,698		360,172	352,317	7,855		360,034	347,093	12,941	330,920
黒字		1			黒字	1			黒字	1			黒字	1			黒字	1			1	
赤字		0			赤字	0			赤字	0			赤字	0			赤字	0			0	
スポーツセンター		2,417,783	2,247,961	169,822		2,371,517	2,151,013	220,504		2,322,643	2,124,725	197,919		2,367,457	2,120,953	246,504		2,223,515	2,028,663	194,852	2,207,479	
	黒字	3			黒字	4			黒字	3			黒字	4			黒字	3			3	
	赤字	1			赤字	0			赤字	1			赤字	0			赤字	1			1	
計		132,162,893	130,088,894	2,073,999		130,896,323	128,820,859	2,075,464		129,496,263	126,550,058	2,946,205		125,486,389	123,835,279	1,651,112		123,854,724	121,782,415	2,072,309	26,804,522	
	黒字	78			黒字	79			黒字	87			黒字	82			黒字	84			60	
	赤字	38			赤字	38			赤字	30			赤字	34			赤字	30			54	
国民年金	健康保養センター		10,307,904	10,364,682	▲56,778		9,969,241	9,979,094	▲9,853		9,820,236	9,797,457	22,779		9,453,755	9,378,182	75,573		8,831,551	8,787,070	44,481	1,876,109
		黒字	27			黒字	32			黒字	32			黒字	34			黒字	33			39
		赤字	20			赤字	15			赤字	15			赤字	13			赤字	14			8
	健康センター		1,805,034	1,805,537	▲503		1,969,947	1,939,621	30,326		1,879,734	1,854,246	25,488		1,858,728	1,813,617	45,111		1,898,977	1,846,111	52,866	230,283
		黒字	5			黒字	7			黒字	7			黒字	8			黒字	8			6
		赤字	2			赤字	1			赤字	1			赤字	0			赤字	0			2
	会館		2,143,154	2,185,019	▲41,865		2,073,562	2,108,611	▲35,049		2,065,624	2,145,902	▲80,278		2,263,607	2,201,947	61,660		2,190,863	2,144,056	46,812	▲353,260
		黒字	1			黒字	1			黒字	1			黒字	2			黒字	2			1
		赤字	1			赤字	1			赤字	1			赤字	0			赤字	0			1
	総合健康センター		1,146,992	1,143,408	3,584		1,130,403	1,178,852	▲48,450		1,130,533	1,127,923	2,609		1,001,932	1,040,170	▲38,238		1,011,484	999,712	11,772	▲201,752
		黒字	2			黒字	0			黒字	2			黒字	0			黒字	2			0
		赤字	0			赤字	2			赤字	0			赤字	2			赤字	0			2
	計		15,403,084	15,498,646	▲95,562		15,143,153	15,206,178	▲63,026		14,896,127	14,925,528	▲29,402		14,578,022	14,433,916	144,106		13,932,875	13,776,949	155,931	1,551,380
黒字		35			黒字	40			黒字	42			黒字	44			黒字	45			46	
赤字		23			赤字	19			赤字	17			赤字	15			赤字	14			13	
共通	社会保険センター		9,041,485	9,038,759	2,725		9,225,206	9,218,825	6,382		8,955,390	8,947,819	7,571		8,810,532	8,767,502	43,030		8,686,824	8,591,254	95,570	6,558,288
		黒字	25			黒字	26			黒字	34			黒字	36			黒字	42			48
		赤字	23			赤字	22			赤字	14			赤字	12			赤字	6			0
	社会保険健康センター (ベアール)		6,163,017	6,036,574	126,443		5,756,857	5,857,222	▲100,365		5,794,930	5,646,265	148,665		5,810,216	5,556,477	253,740		5,624,479	5,463,815	160,664	2,398,892
		黒字	28			黒字	14			黒字	29			黒字	37			黒字	37			39
		赤字	16			赤字	30			赤字	15			赤字	7			赤字	7			5
	計		15,204,502	15,075,334	129,168		14,982,063	15,076,046	▲93,983		14,750,320	14,594,084	156,236		14,620,748	14,323,978	296,770		14,311,303	14,055,069	256,234	8,957,179
黒字		53			黒字	40			黒字	63			黒字	73			黒字	79			87	
赤字		39			赤字	52			赤字	29			赤字	19			赤字	13			5	

年金の福祉施設の収支状況（施設別）

I 厚生年金保険

(1) 病院（10力所）

（単位：千円）

事務局名	施設名	11 年 度			12 年 度			13 年 度			14 年 度			15 年 度			15年度末	備 考
		収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	累積剰余	
北海道	釧路厚生年金病院	2,784,515	2,720,326	64,189	2,728,669	2,727,845	824	2,925,261	2,744,723	180,538	2,850,827	2,848,242	2,585	2,919,698	2,877,458	42,240	▲879,130	
宮 城	東北厚生年金病院	8,989,761	8,926,705	63,056	9,021,681	8,989,930	31,751	9,509,160	9,479,992	29,168	8,311,387	8,454,016	▲142,629	8,719,201	8,694,749	24,452	128,139	
東 京	東京厚生年金病院	9,665,659	9,458,941	206,718	9,699,883	9,514,451	185,432	9,613,773	9,259,862	353,911	9,542,897	9,380,770	162,127	9,578,328	9,226,688	351,640	1,477,186	
神奈川	横浜厚生年金病院	3,870,314	3,768,839	101,475	4,026,202	3,903,647	122,555	4,116,431	3,989,661	126,770	3,932,597	3,907,319	25,278	3,948,999	3,878,945	70,055	2,906,223	
大 阪	大阪厚生年金病院	13,262,262	13,077,377	184,885	12,481,875	12,397,119	84,756	12,223,147	11,794,976	428,171	12,348,161	11,997,957	350,204	12,816,819	12,521,337	295,481	4,863,812	
大 阪	豊ヶ丘厚生年金病院	12,067,703	12,018,377	49,326	11,917,515	11,911,556	5,959	11,468,807	11,324,076	144,731	11,076,349	10,937,282	139,067	10,933,353	10,845,631	87,722	1,092,164	
島 根	玉造厚生年金病院	3,662,143	3,455,197	206,946	3,822,854	3,601,676	221,178	3,885,840	3,661,195	224,645	3,688,741	3,647,664	41,077	3,825,822	3,772,713	53,109	2,169,012	
高 知	高知厚生年金病院	2,515,066	2,494,595	20,471	2,531,801	2,530,439	1,362	2,466,630	2,485,103	▲18,473	2,429,137	2,467,393	▲38,256	2,543,586	2,525,880	17,705	▲309,722	
徳 島	九州厚生年金病院	11,494,016	11,167,918	326,098	11,972,154	11,346,313	625,841	11,979,755	11,347,301	632,454	12,186,366	11,649,141	537,225	11,705,875	11,181,884	523,991	6,535,623	
大 分	湯布院厚生年金病院	3,062,680	2,875,055	187,625	3,179,928	2,958,819	221,109	3,280,380	3,028,906	251,474	3,274,920	3,140,659	134,261	3,602,205	3,296,660	305,546	5,449,250	
合 計		71,374,119	69,963,330	1,410,789	71,382,562	69,881,795	1,500,767	71,469,184	69,115,795	2,353,389	69,641,382	68,430,443	1,210,939	70,593,886	68,821,945	1,771,941	23,432,558	

(2) 保養ホーム（4力所）

（単位：千円）

事務局名	施設名	11 年 度			12 年 度			13 年 度			14 年 度			15 年 度			15年度末	備 考
		収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	累積剰余	
北海道	しらおい厚生年金保養ホーム	148,118	173,102	▲24,984	134,143	181,395	▲47,252	144,273	181,284	▲37,011	199,687	213,691	▲14,004	204,751	219,995	▲15,244	▲149,168	
神奈川	横浜厚生年金保養ホーム	160,636	159,409	1,227	175,460	171,200	4,260	184,901	181,461	3,440	181,971	177,532	4,439	184,167	181,182	2,985	16,351	
島 根	玉造厚生年金保養ホーム	119,725	119,725	0	83,099	93,294	▲10,195	127,215	122,709	4,506	123,696	123,696	0	126,984	126,984	0	▲5,689	
大 分	湯布院厚生年金保養ホーム	138,335	128,419	9,916	110,655	110,655	0	158,748	143,048	15,700	163,435	155,568	7,867	161,685	152,082	9,602	53,759	
合 計		566,814	580,655	▲13,841	503,357	556,544	▲53,187	615,137	628,502	▲13,365	668,789	670,487	▲1,698	677,587	680,243	▲2,656	▲84,747	

(3) 会館（21力所）

（単位：千円）

事務局名	施設名	11 年 度			12 年 度			13 年 度			14 年 度			15 年 度			15年度末	備 考
		収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	累積剰余	
北海道	北海道厚生年金会館	1,894,790	1,901,234	▲6,444	1,778,534	1,766,737	11,795	1,688,105	1,637,065	51,040	1,615,108	1,586,630	28,478	1,410,908	1,443,806	▲32,898	524,279	
青 森	青森厚生年金会館	989,668	983,953	5,715	859,529	887,672	▲28,143	811,750	788,625	23,125	675,655	707,251	▲31,597	688,457	695,618	▲7,161	330,884	
群 馬	群馬厚生年金会館	1,366,807	1,333,082	33,725	1,245,125	1,219,915	25,210	1,137,918	1,102,778	35,139	1,384,576	1,279,874	104,703	1,306,097	1,232,361	73,736	1,621,518	
東 京	東京厚生年金会館	2,162,536	2,154,535	8,001	2,067,355	2,027,959	39,396	1,982,807	1,977,973	4,834	1,736,812	1,734,588	2,223	1,526,075	1,523,445	2,630	1,817,433	
新 潟	新潟厚生年金会館	458,543	519,516	▲60,973	736,328	720,234	16,094	590,635	603,957	▲13,322	553,233	561,377	▲8,144	544,928	541,171	3,758	▲14,298	
石 川	石川厚生年金会館	679,188	748,410	▲69,222	630,944	685,762	▲54,818	631,121	718,153	▲87,032	754,143	745,079	9,063	668,815	698,427	▲29,612	▲106,578	
福 井	福井厚生年金会館	1,260,157	1,217,869	42,288	934,683	933,393	1,290	1,250,013	1,196,079	53,934	1,142,281	1,099,512	42,769	1,081,263	1,037,327	43,936	581,710	
山 梨	山梨厚生年金会館	703,587	727,757	▲24,170	555,742	624,462	▲68,720	498,338	559,170	▲60,832	446,405	463,466	▲17,061	301,359	393,212	▲91,853	23,661	
長 野	長野厚生年金会館	812,162	804,583	7,579	834,111	820,143	13,968	731,093	723,764	7,328	716,904	705,918	10,986	698,474	690,701	7,773	214,731	
静 岡	浜川原厚生年金会館	958,803	913,039	45,764	912,851	884,338	28,513	877,679	855,272	22,407	839,878	823,956	15,922	814,261	796,586	17,675	187,120	
愛 知	愛知厚生年金会館	1,537,874	1,609,583	▲71,709	1,733,933	1,644,642	89,291	1,657,704	1,614,466	43,238	1,492,789	1,463,884	28,905	1,414,300	1,404,763	9,537	411,209	
大 阪	大阪厚生年金会館	2,004,526	1,978,589	25,937	1,994,683	1,944,376	50,307	1,735,713	1,721,422	14,291	1,691,075	1,668,180	22,895	1,517,306	1,499,893	17,414	▲48,850	
鳥 取	鳥取厚生年金会館	715,970	707,070	8,900	508,360	579,125	▲70,765	803,191	765,807	37,384	729,698	707,651	22,047	715,166	685,822	29,344	2,145	
島 根	島根厚生年金会館	542,475	576,392	▲33,917	478,201	510,926	▲32,725	509,269	522,737	▲13,468	317,540	477,129	▲159,588	583,336	571,663	11,673	▲576,255	
広 島	広島厚生年金会館	1,339,554	1,338,801	753	1,268,268	1,254,803	13,465	1,295,580	1,214,932	80,648	1,269,453	1,235,322	34,131	1,277,443	1,223,541	53,903	127,769	
徳 島	徳島厚生年金会館	672,609	690,959	▲18,350	627,978	621,655	6,323	328,837	490,837	▲162,000	619,893	605,413	14,479	539,412	546,135	▲6,723	▲80,367	
香 川	香川厚生年金会館	750,878	727,927	22,951	696,642	670,895	25,747	578,817	573,749	5,068	567,206	568,855	▲1,649	484,496	542,534	▲58,037	176,826	
福 岡	九州厚生年金会館	1,070,486	1,125,133	▲54,647	962,401	954,868	7,533	952,805	923,831	28,974	701,453	821,721	▲120,268	622,351	738,796	▲116,444	▲849,123	
長 崎	長崎厚生年金会館	979,116	942,446	36,670	939,434	922,432	17,002	882,169	883,280	▲1,110	873,105	870,688	2,417	838,416	823,701	14,715	240,535	
熊本	熊本厚生年金会館	892,402	868,211	24,191	899,305	885,145	14,160	910,766	898,699	12,067	778,896	775,428	3,468	710,988	759,748	▲48,761	683,870	
宮 崎	宮崎厚生年金会館	988,014	950,122	37,892	865,756	863,130	2,626	947,050	923,138	23,912	931,813	908,420	23,393	961,209	917,292	43,917	330,332	
合 計		22,780,145	22,819,211	▲39,066	21,530,163	21,422,614	107,549	20,801,361	20,695,734	105,627	19,837,913	19,810,343	27,571	18,705,062	18,766,542	▲61,480	5,598,550	

年金の福祉施設の収支状況（施設別）

(4) 老人ホーム（32カ所）

(単位：千円)

事務局名	施設名	11 年 度			12 年 度			13 年 度			14 年 度			15 年 度			15年度末	備 考
		収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	累計剰余	
北海道	ハートピア函館	163,288	159,103	4,185	160,398	161,128	▲730	166,247	161,316	4,930	172,011	164,734	7,276	172,451	162,187	10,263	12,470	
青 森	青森おのえ荘	178,190	173,584	4,606	160,980	160,822	158	161,610	161,238	372	159,611	158,644	968	152,973	152,897	76	38,818	
秋 田	ハートピア田沢湖	66,792	64,195	2,597	36,822	57,380	▲20,558	119,119	113,867	5,252	99,887	94,275	5,612	99,765	94,485	5,281	▲95,361	
山 形	ハートピア山形	313,145	285,431	27,714	322,894	301,570	21,324	331,080	312,554	18,526	301,149	287,882	13,267	297,203	285,082	12,121	69,611	
福 島	福島おとり荘	105,937	123,449	▲17,512	119,820	126,884	▲7,064	127,478	127,400	79	128,006	132,110	▲4,104	128,646	124,084	4,561	▲36,137	
福 島	相模松川浦荘	144,967	171,605	▲26,638	136,963	157,112	▲20,149	128,926	146,633	▲17,707	27,215	41,155	▲13,940	-	-	-	-	14年度廃止
茨 城	茨城つくばね荘	37,382	54,301	▲16,919	31,054	56,963	▲25,899	12,961	47,799	▲34,838	-	-	-	-	-	-	-	13年度廃止
茨 城	ハートピア桐生	95,650	103,442	▲7,812	92,193	104,153	▲11,960	91,247	99,359	▲8,113	11,792	29,587	▲17,795	-	-	-	-	14年度廃止
埼 玉	ハートピア大宮	109,947	100,319	9,628	109,611	100,943	8,668	112,756	105,412	7,344	114,203	105,643	8,560	113,987	106,028	7,959	27,280	
神奈川	ハートピア鎌倉	162,537	156,232	6,305	170,804	166,214	4,590	185,448	175,994	9,454	175,299	171,809	3,489	172,911	166,935	5,977	▲37,243	
神奈川	神奈川あやせ荘	97,228	99,006	▲1,778	93,227	97,860	▲4,633	93,845	95,324	▲1,479	95,390	91,370	4,020	96,296	91,535	4,761	▲65,108	
新 潟	ハートピア新潟湖波	349,453	315,933	33,520	339,760	328,806	10,954	338,091	329,202	8,890	312,731	306,291	6,439	313,751	310,459	3,292	▲6,699	
富 山	ハートピア富山つるぎ	453,560	402,905	50,655	428,992	373,892	55,100	422,839	395,595	27,243	437,749	419,746	18,002	406,587	401,775	4,811	77,854	
福 井	神南苑	185,588	180,583	5,005	154,443	185,042	▲30,599	158,036	173,453	▲15,417	162,596	172,660	▲10,064	164,453	162,415	2,039	39,913	
長 野	ハートピア長野	165,205	153,727	11,478	166,732	160,230	6,502	178,782	170,484	8,297	176,615	171,030	5,585	189,221	181,346	7,875	17,423	
静 岡	ハートピア熱海	688,023	603,712	84,311	688,134	620,721	67,413	704,764	653,201	51,563	714,499	652,260	62,239	734,920	675,365	59,555	256,711	
三 重	ハートピア長島	268,294	256,296	11,998	265,127	252,167	12,960	274,273	264,283	7,990	301,817	292,718	9,099	313,863	304,761	9,102	104,273	
兵 庫	姫路箕山荘	68,386	75,229	▲6,843	66,030	75,143	▲9,113	60,978	74,207	▲13,228	49,391	70,876	▲21,485	40,501	63,425	▲22,924	▲84,742	
京 都	奈良いかるが荘	82,241	90,778	▲8,537	75,252	87,345	▲12,093	74,807	87,321	▲12,514	69,995	82,386	▲12,391	61,898	76,868	▲14,970	▲82,812	
京 都	風火野荘	109,239	104,586	4,653	104,506	104,156	350	104,511	100,297	4,213	101,418	101,806	▲387	95,154	94,899	256	34,435	
和歌山	ハートピア南紀田辺	165,826	171,113	▲5,287	162,093	167,915	▲5,822	171,158	170,795	363	169,936	169,022	▲914	158,084	157,743	340	200	
鳥 取	鳥取ふじつ荘	100,404	101,314	▲910	88,410	105,103	▲16,693	85,510	102,963	▲17,453	104,107	113,532	▲9,425	97,013	115,142	▲18,129	▲87,498	
鳥 取	ハートピア松江	108,025	114,950	▲6,925	109,504	114,177	▲4,673	115,711	112,742	2,969	113,203	115,663	▲2,460	117,317	115,379	1,939	▲59,674	
岡 山	岡山富田荘	43,852	70,114	▲26,262	38,206	67,350	▲29,144	33,798	61,753	▲27,955	32,742	60,943	▲27,751	24,059	54,568	▲30,510	▲157,949	16年度廃止
広 島	広島和光荘	45,138	65,610	▲20,472	40,194	64,100	▲23,906	38,371	62,596	▲24,226	30,441	55,779	▲25,337	6,616	38,056	▲31,440	▲127,611	16年度廃止
山 口	ハートピア萩	192,853	199,772	▲6,939	209,952	190,590	19,362	226,142	208,623	17,519	219,984	204,258	15,726	214,900	209,122	5,778	▲54,841	
香 川	高松香園荘	41,311	70,215	▲28,904	39,498	68,402	▲28,904	34,774	64,084	▲29,310	30,264	62,046	▲31,783	16,628	53,548	▲36,920	▲180,634	16年度廃止
福 岡	ハートピア北九州	178,831	176,901	1,930	176,488	171,771	4,717	177,204	171,759	5,445	189,914	183,458	6,456	205,153	194,181	10,972	▲62,952	
福 岡	福岡まつかぜ荘	64,694	77,907	▲13,213	65,822	65,412	410	68,501	65,244	3,257	69,893	66,413	3,481	72,030	68,297	3,733	▲2,389	
福 岡	大濠荘	152,918	151,143	1,775	156,369	160,208	▲3,839	141,381	144,485	▲3,105	140,355	139,164	1,191	142,995	141,005	1,990	57,302	
佐 賀	ハートピア武雄	390,707	365,268	25,439	403,543	382,896	20,647	409,730	394,319	15,411	404,574	388,217	16,357	385,753	373,325	12,428	94,910	
長 崎	ハートピア雲仙小浜	413,872	381,381	32,491	429,976	403,919	26,057	421,503	407,570	13,934	415,979	405,198	10,782	402,872	393,782	9,090	▲6,089	
大 分	ハートピア別府	143,629	138,085	5,544	106,359	118,821	▲12,462	161,540	145,259	16,281	171,306	162,891	8,415	173,247	164,529	8,718	77,108	
宮 崎	ハートピア日南杉の湯	213,332	240,221	▲26,889	214,805	229,928	▲15,123	251,754	266,298	▲14,544	204,565	231,216	▲26,651	187,615	214,238	▲26,623	▲88,455	
沖 縄	沖縄うらそえ荘	124,261	118,439	5,822	119,310	117,362	1,948	116,542	112,790	3,752	121,640	118,676	2,964	116,741	114,686	2,054	36,591	
合 計		6,226,702	6,116,889	109,813	6,084,283	6,106,505	▲22,222	6,301,415	6,288,419	12,996	6,021,727	6,023,010	▲1,282	5,875,600	5,862,146	13,455	▲291,300	

(5) 健康福祉センター（サンピア）（25カ所）

(単位：千円)

事務局名	施設名	11 年 度			12 年 度			13 年 度			14 年 度			15 年 度			15年度末 累計剰余	備 考
		収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余		
岩 手	サンピア金ケ崎	378,247	388,384	▲10,137	337,318	355,730	▲18,412	314,583	353,844	▲39,261	292,288	298,953	▲6,665	281,332	286,518	▲5,186	▲430,737	
宮 城	サンピア仙台	683,733	658,595	25,138	673,436	644,145	9,291	624,544	618,169	6,375	604,903	602,911	1,992	594,530	589,591	4,939	8,959	
福 島	サンピア会津	651,137	595,083	56,054	630,105	601,489	28,616	583,485	569,266	14,219	553,535	553,434	100	516,065	514,215	1,850	▲594,141	
茨 城	サンピア日立	498,043	498,255	▲212	519,814	499,797	20,017	541,176	522,532	18,645	530,577	510,825	19,752	495,860	476,582	19,278	▲43,306	
群 馬	サンピア高崎	451,319	438,476	12,843	439,559	427,172	12,387	414,671	407,438	7,233	329,831	364,673	▲34,842	419,312	393,510	25,802	▲413,270	
千 葉	サンピア習志野	355,682	355,321	361	304,476	324,006	▲19,530	315,393	306,254	9,140	304,062	302,056	2,006	283,690	299,040	▲14,350	▲130,480	
東 京	サンピア多摩	821,774	791,876	29,898	798,608	798,472	136	759,382	772,148	▲12,766	804,555	791,535	13,020	833,329	801,247	32,082	▲679,914	
石 川	サンピア小松	726,497	702,918	23,579	594,488	610,118	▲15,630	516,669	570,939	▲54,269	563,649	541,943	21,706	521,791	520,893	898	▲90,161	
福 井	サンピア敦賀	364,784	448,824	▲84,040	560,758	603,355	▲42,597	775,795	727,638	48,157	744,968	722,470	22,498	658,894	618,997	39,897	▲113,099	
長 野	サンピア松本	613,499	641,558	▲28,059	661,715	693,655	▲31,940	653,861	652,482	1,379	591,386	590,954	432	443,387	482,800	▲39,413	7,639	
長 野	サンピア佐久	676,521	635,142	41,379	669,346	646,986	22,360	635,774	610,836	24,938	593,854	578,778	15,076	640,769	621,205	19,564	22,621	
埼 玉	サンピア秩手	622,780	680,951	▲58,171	842,076	815,061	27,015	786,345	757,629	28,716	708,352	695,527	12,825	562,915	561,272	1,643	134,005	
静 岡	サンピア浜松	516,866	507,766	9,100	546,085	533,630	12,455	500,432	485,906	14,526	474,769	470,855	3,914	446,146	444,836	1,310	▲358,952	
愛 知	サンピア岡崎	755,137	720,117	35,020	739,326	696,832	42,494	637,601	623,967	13,634	623,646	609,934	13,713	583,000	570,112	12,888	▲24,468	
三 重	サンピア伊賀	676,633	666,290	10,343	682,770	661,280	21,490	683,584	651,857	31,726	671,106	643,790	27,316	505,245	517,266	▲12,021	▲502,649	
大 阪	サンピア大阪	560,015	543,059	16,956	487,052	513,821	▲26,769	557,870	495,972	▲61,898	506,725	516,344	▲9,619	517,769	502,303	15,466	▲304,538	
兵 庫	サンピア姫路ゆめさき	—	—	—	676,415	665,838	10,577	702,516	654,706	47,810	726,643	680,988	45,655	721,026	671,399	49,627	153,670	
和歌山	サンピア和歌山	697,240	692,493	4,747	655,890	650,465	5,425	590,500	586,892	3,608	575,562	572,500	3,062	507,384	507,359	25	99,395	
岡 山	サンピア倉敷	558,111	556,564	1,547	538,597	534,989	3,608	499,325	497,386	1,939	447,219	462,443	▲15,225	413,681	411,682	1,999	▲345,371	
広 島	サンピア福山	672,639	635,178	37,461	620,832	613,384	7,448	576,200	569,301	6,899	568,465	564,423	4,042	517,983	562,813	9,170	▲115,062	
香 川	サンピアさぬき	602,610	602,604	28,006	581,628	575,099	6,529	589,383	578,037	11,346	538,930	533,450	5,481	515,358	518,239	▲2,881	▲38,229	
高 知	サンピア高知	729,706	666,437	63,269	737,675	692,820	44,855	713,973	671,753	42,220	708,973	656,299	52,673	614,174	616,912	▲2,739	298,472	
兵 庫	サンピア佐世保	798,150	754,216	43,934	813,293	793,957	19,336	632,410	631,058	1,352	754,852	752,702	2,150	474,819	611,305	▲136,486	▲553,856	
宮 崎	サンピア都城	469,198	484,066	▲14,868	499,799	494,601	5,198	485,960	482,166	3,795	469,037	466,971	2,065	359,746	378,777	▲19,011	▲589,891	
鹿児島	サンピアあいら	462,127	477,115	▲14,988	451,260	442,188	9,072	423,158	421,982	1,176	400,435	399,659	776	422,663	416,421	6,242	▲472,636	
合 計		14,370,448	14,141,288	229,160	15,062,321	14,909,090	153,231	14,514,490	14,420,157	94,333	14,088,320	13,884,427	203,893	12,904,887	12,894,295	10,591	▲5,495,998	

年金の福祉施設の収支状況（施設別）

(6) 総合老人ホーム（休暇センター）（17カ所）

（単位：千円）

事務局名	施設名	11 年 度			12 年 度			13 年 度			14 年 度			15 年 度			15年度末 累積剰余	備 考
		収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余		
青 森	青森厚生年金休暇センター	940,128	900,325	59,803	948,636	879,502	69,134	979,457	909,976	69,481	965,997	917,061	48,936	986,132	924,966	61,166	316,662	
秋 田	秋田厚生年金休暇センター	616,157	614,445	1,712	589,431	595,009	▲5,578	593,909	566,536	27,374	497,846	531,053	▲33,207	574,966	552,321	22,645	15,792	
山 形	山形厚生年金休暇センター	790,794	772,586	18,208	761,837	744,852	16,985	554,028	628,569	▲74,541	778,787	715,174	63,612	759,944	718,750	41,194	363,082	
栃 木	栃木厚生年金休暇センター	612,635	597,517	15,118	581,403	580,881	522	584,477	571,025	13,452	445,741	517,152	▲71,411	423,596	491,935	▲68,339	▲82,838	
埼 玉	埼玉厚生年金休暇センター	848,692	802,755	45,937	835,604	815,246	20,358	799,704	770,770	28,934	759,980	741,449	18,531	791,917	739,414	52,503	207,994	
千 葉	千葉厚生年金休暇センター	1,182,949	1,175,605	7,344	1,081,149	1,098,583	▲17,434	1,020,522	1,012,007	8,515	894,053	875,076	18,977	843,565	831,927	11,637	497,512	
富 山	富山厚生年金休暇センター	632,789	602,179	30,610	556,540	531,111	25,429	493,921	482,088	11,833	332,949	483,102	▲150,133	645,528	587,194	58,334	▲199,575	
静 岡	静岡厚生年金休暇センター	713,695	674,778	38,917	691,223	670,290	20,933	701,659	681,206	20,453	709,141	684,897	24,244	496,103	603,928	▲107,825	130,171	
三 重	三重厚生年金休暇センター	758,558	781,478	▲22,920	700,528	723,956	▲23,428	567,471	592,461	▲24,989	520,188	529,383	▲9,195	451,618	471,019	▲19,401	92,020	
滋 賀	滋賀厚生年金休暇センター	853,778	906,793	▲53,015	1,063,637	993,290	70,347	993,817	956,891	36,926	1,042,942	981,293	61,649	1,057,681	998,611	59,070	528,728	
京 都	京都厚生年金休暇センター	797,727	796,206	1,521	924,035	901,911	24,124	971,687	934,680	37,008	962,786	910,253	52,533	939,118	892,197	46,921	315,547	
岡 山	岡山厚生年金休暇センター	702,893	699,550	3,343	734,656	694,462	40,194	692,107	671,494	20,613	636,311	623,635	12,676	608,362	593,255	15,108	▲228,411	
山 口	山口厚生年金休暇センター	636,808	644,602	▲7,794	575,847	588,138	▲12,291	568,132	563,038	5,094	407,248	474,065	▲66,817	436,506	498,005	▲61,499	▲248,613	
愛 媛	愛媛厚生年金休暇センター	622,471	591,631	30,840	453,250	490,335	▲37,085	560,551	545,779	14,771	532,025	527,875	4,149	525,022	517,752	7,270	▲239,565	
佐 賀	佐賀厚生年金休暇センター	681,237	697,064	▲15,827	693,599	692,361	1,238	683,538	701,679	▲18,141	625,475	649,179	▲23,704	637,113	643,234	▲6,122	▲80,736	
大 分	大分厚生年金休暇センター	631,927	634,768	▲2,841	483,821	545,395	▲61,574	533,364	509,938	23,426	490,899	503,686	▲12,787	469,008	461,317	7,691	▲104,700	
沖 縄	沖縄厚生年金休暇センター	813,533	774,926	38,607	776,694	751,112	25,582	659,422	672,021	▲12,599	719,302	700,026	19,276	687,598	675,286	12,312	▲176,010	
合 計		12,856,771	12,667,208	189,563	12,453,890	12,296,434	157,456	11,957,768	11,770,159	187,609	11,321,689	11,364,360	▲42,670	11,333,776	11,201,111	132,664	1,107,060	

(7) 終身利用老人ホーム（サンテール）（1カ所）

（単位：千円）

事務局名	施設名	11 年 度			12 年 度			13 年 度			14 年 度			15 年 度			15年度末 累積剰余	備 考
		収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余		
千 葉	サンテール千葉	404,493	386,734	17,759	349,742	338,376	11,366	340,721	333,023	7,698	360,172	352,317	7,855	360,034	347,093	12,941	330,920	
合 計		404,493	386,734	17,759	349,742	338,376	11,366	340,721	333,023	7,698	360,172	352,317	7,855	360,034	347,093	12,941	330,920	

(8) スポーツセンター（4カ所）

（単位：千円）

事務局名	施設名	11 年 度			12 年 度			13 年 度			14 年 度			15 年 度			15年度末 累積剰余	備 考
		収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余		
宮 城	宮城厚生年金クラブセンター	347,702	349,172	▲1,470	358,608	354,402	4,206	362,572	349,907	12,665	350,894	340,303	10,590	328,688	324,474	4,214	32,102	
東 京	東京厚生年金クラブセンター	987,413	834,801	152,612	1,010,811	800,572	210,239	1,073,796	848,614	225,182	1,062,673	841,897	220,776	1,079,442	862,263	217,180	2,126,362	
新 潟	新潟厚生年金クラブセンター	620,778	607,111	13,667	550,875	549,556	1,319	438,463	490,925	▲52,462	495,563	495,279	284	495,462	489,196	6,266	▲45,221	
福 岡	福岡厚生年金クラブセンター	461,890	456,877	5,013	451,223	446,483	4,740	447,812	435,278	12,534	458,327	443,473	14,854	319,923	352,731	▲32,807	94,236	
合 計		2,417,783	2,247,961	169,822	2,371,517	2,151,013	220,504	2,322,643	2,124,725	197,919	2,367,457	2,120,953	246,504	2,223,515	2,028,663	194,852	2,207,479	

年金の福祉施設の収支状況（施設別）

Ⅱ 国民年金

(1) 健康保養センター（47カ所）

（単位：千円）

事務局名	施設名	11 年 度			12 年 度			13 年 度			14 年 度			15 年 度			15年度末	備 考
		収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	累計剰余	
北海道	グリーンがーいわない	175,968	173,264	2,704	175,474	174,843	631	163,922	160,801	3,121	137,976	143,955	▲5,979	169,562	166,690	2,872	14,758	
北海道	グリーンがーつるい	147,475	139,668	7,807	136,623	130,256	6,367	141,484	139,534	1,950	130,978	131,991	▲1,013	140,679	137,966	2,713	29,154	
北海道	グリーンがーしんとつかわ	225,241	220,494	4,747	216,679	215,596	1,083	224,212	223,376	836	237,417	233,697	3,720	224,793	215,617	9,176	6,444	
青 森	つがる富士見荘	164,743	181,497	▲16,754	149,740	176,533	▲26,793	142,545	167,180	▲24,635	107,556	137,976	▲30,420	7,474	38,621	▲31,147	▲24,615	
岩 手	はなまき	220,449	219,676	773	231,380	229,736	1,644	235,584	234,873	711	244,815	243,811	1,004	246,515	244,913	1,602	▲15,306	
宮 城	みちのく路	257,432	256,749	683	246,676	247,617	▲941	234,938	237,365	▲2,427	248,640	243,570	5,070	190,049	192,212	▲2,163	3,710	
秋 田	のしろ	163,014	160,364	2,650	154,677	153,694	983	146,819	145,506	1,313	135,231	135,834	▲603	132,170	130,992	1,178	24,308	
山 形	もがみ	157,463	190,783	▲14,242	163,225	183,852	▲20,627	147,531	162,111	▲14,580	129,948	141,285	▲11,337	147,985	136,065	11,920	32,670	
福 島	阿多摩荘	220,170	219,120	1,050	198,396	197,705	691	192,118	190,691	1,427	195,587	187,378	8,209	179,027	177,973	1,054	69,430	
茨 城	ときわ路	182,733	185,760	▲3,027	179,144	178,867	277	170,220	187,496	▲17,276	150,161	162,088	▲11,927	127,622	142,299	▲14,677	48,073	
栃 木	きつれがわ	162,607	159,293	3,314	156,461	161,923	▲5,462	155,024	156,441	▲1,417	150,977	151,880	▲903	144,659	150,740	▲6,081	▲14,986	
群 馬	草津グリーンがーがー以	209,484	219,330	▲9,846	205,303	203,312	1,991	226,010	223,205	2,805	162,792	177,992	▲15,200	215,088	214,164	922	64,441	
埼 玉	むさしの	157,463	168,175	▲10,712	155,988	158,873	▲2,885	156,299	154,996	1,303	155,058	154,979	79	122,979	130,459	▲7,480	70,851	
千 葉	そとぼう	248,223	246,734	1,489	208,891	208,876	15	207,151	213,944	▲6,793	196,562	196,505	57	113,552	138,321	▲24,769	18,354	
東 京	おくたま路	246,015	251,493	▲5,478	235,479	238,846	▲3,367	236,008	234,394	1,614	224,811	216,376	8,435	226,253	212,983	13,270	16,901	
神奈川	さがみの	207,820	219,553	▲11,733	202,017	212,758	▲10,741	208,405	213,841	▲5,436	197,676	195,389	2,287	211,624	199,830	11,794	21,930	
新 潟	こしじ	118,564	117,834	730	102,173	102,302	▲129	109,941	109,901	40	110,130	109,102	1,028	85,000	86,041	▲1,041	11,501	
富 山	ひみ	378,379	362,691	15,688	358,591	348,645	9,946	367,360	344,338	23,022	359,976	333,999	25,977	369,316	343,650	25,666	225,000	
石 川	のと	160,568	149,674	10,894	161,528	146,845	14,683	155,796	146,106	9,690	152,973	144,429	8,544	114,326	119,035	▲4,709	103,677	
福 井	北湖湖畔荘	228,479	216,455	12,024	218,931	208,953	9,978	205,218	203,253	1,965	211,711	205,376	6,335	209,497	205,528	3,969	76,788	
山 梨	かすがい	282,691	288,878	▲6,187	267,433	266,959	474	244,003	243,633	370	224,367	228,881	▲4,514	206,538	206,511	27	35,317	
長 野	こもろ	262,136	257,701	4,435	259,275	254,394	4,881	255,667	252,272	3,395	238,644	234,415	4,229	234,892	227,746	7,146	66,265	
長 野	ひるがみ	341,814	337,590	4,224	332,108	327,654	4,454	323,763	320,244	3,519	269,975	268,587	1,388	305,230	304,752	478	56,017	
岐 阜	グリーンハイビス養老	229,012	214,719	14,293	241,813	227,759	14,054	234,526	221,196	13,330	243,219	232,232	10,987	238,045	226,822	11,223	72,151	
静 岡	西枝エミナース	460,682	503,691	▲43,009	471,512	471,062	450	489,168	520,074	▲30,906	534,258	519,175	15,083	443,267	442,664	603	▲24,614	
愛 知	サンパーク犬山	193,021	191,978	1,043	189,432	182,642	6,790	178,018	175,843	2,175	177,372	173,461	3,911	181,598	180,018	1,580	53,648	
三 重	はまじま	111,135	110,083	1,052	114,489	112,631	1,858	84,679	82,569	2,110	96,874	95,332	1,542	84,171	85,701	▲1,530	6,007	
大 阪	サンヒル伯原	427,964	399,684	28,280	441,621	427,593	14,028	432,843	403,091	29,752	388,403	364,687	23,716	377,660	353,029	24,631	160,268	
兵 庫	ハイランドピラ姫路	300,443	325,071	▲24,628	307,748	283,497	24,251	314,466	294,107	20,359	323,863	303,045	20,818	312,139	299,311	12,828	164,486	
奈 良	大和路	176,327	178,689	▲2,362	178,527	179,769	▲1,242	174,515	176,531	▲2,016	159,011	158,413	598	160,239	159,539	700	30,004	
和歌山	くまのじ	169,994	169,838	156	162,828	181,836	992	187,766	187,097	669	184,315	183,744	571	178,536	178,311	225	108,354	
鳥 取	いなばじ	183,846	201,048	▲17,202	177,524	206,084	▲28,560	166,247	179,182	▲12,935	120,037	140,592	▲20,555	202,372	191,367	11,005	14,899	
鳥 取	湖陵荘	160,700	164,130	▲3,430	147,828	161,386	▲13,558	142,678	147,156	▲4,478	149,702	148,769	933	134,262	135,608	▲1,346	▲3,990	
岡 山	しもつ	397,816	405,731	▲7,915	374,784	373,039	1,745	375,704	376,345	▲641	328,826	332,756	▲3,930	302,348	301,158	1,190	22,202	
広 島	ひがし広島	189,129	196,381	▲7,252	180,065	176,170	3,895	193,610	182,102	11,508	222,240	216,163	6,077	211,484	202,202	9,282	26,028	
山 口	源平荘	154,154	159,519	▲5,365	141,409	141,390	19	124,593	123,791	802	94,627	96,775	▲2,148	67,749	92,148	▲24,399	▲9,590	
徳 島	グリーンヒルあなぶき	150,827	160,351	▲9,524	131,242	144,776	▲13,534	140,245	153,292	▲13,047	138,374	138,026	348	135,668	135,597	71	▲64,042	
香 川	かがわ	142,359	142,867	▲508	131,775	137,581	▲5,806	141,513	139,848	1,665	131,900	136,808	▲4,908	129,734	125,641	4,093	▲6,198	
愛 媛	うわじま	248,108	232,881	15,227	224,344	221,946	2,398	201,871	201,038	833	201,917	201,033	884	184,055	184,554	▲499	1,035	
高 知	サンリバー四万十	286,606	279,267	7,339	250,519	263,822	▲13,303	242,807	240,943	1,864	221,724	219,192	2,532	199,481	198,961	520	39,782	
福 岡	太宰府	191,867	191,679	188	193,812	192,383	1,429	223,732	206,895	16,837	279,994	267,541	12,453	229,639	224,260	5,379	118,333	
佐 賀	かんざき	171,453	171,417	36	168,211	166,003	2,208	179,084	174,239	4,845	160,274	159,933	341	100,202	115,863	▲15,661	74,072	
長 崎	くちのつ	169,894	175,477	▲5,583	181,511	181,265	246	153,361	163,552	▲10,191	175,289	171,863	3,426	169,692	166,792	2,900	24,150	
熊 本	ブルーマリンあしきた	159,782	165,770	▲5,988	140,047	143,984	▲3,937	141,714	143,631	▲1,917	137,199	135,657	1,542	124,792	129,861	▲5,069	7,617	
大 分	くにさき望海苑	261,114	251,612	9,502	267,911	261,957	5,954	250,234	246,228	4,006	233,201	229,326	3,875	210,373	208,127	2,246	33,370	
宮 崎	あおしま太陽閣	224,322	224,273	49	219,841	219,146	695	205,407	202,791	2,616	190,408	188,711	1,697	171,779	170,367	1,412	13,184	
鹿児島	たるみず	209,340	205,750	3,590	194,256	192,334	1,922	191,437	190,415	1,022	186,747	185,453	1,294	157,236	156,059	1,177	64,269	
合 計		10,307,904	10,364,682	▲56,778	9,969,241	9,979,094	▲9,853	9,820,236	9,797,457	22,779	9,453,755	9,378,182	75,573	8,831,551	8,787,070	44,481	1,876,109	

年金の福祉施設の収支状況（施設別）

(2) 健康センター（8カ所）

（単位：千円）

事務局名	施設名	11 年 度			12 年 度			13 年 度			14 年 度			15 年 度			15年度末	備 考
		収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	累積剰余	
岩 手	もりおか	169,472	176,391	▲6,919	160,982	166,695	▲5,713	151,752	144,687	7,065	150,183	147,970	2,213	146,014	143,303	2,711	▲25,822	
福 島	いわき	302,099	296,316	5,783	303,013	292,264	10,749	293,053	282,554	10,499	292,966	283,270	9,696	290,895	276,873	14,022	58,582	
茨 城	レイクサイドくさぎさ	276,688	274,573	2,115	278,738	278,115	623	256,561	276,845	▲20,284	218,037	217,982	55	243,870	235,493	8,377	1,557	
新 潟	上越	242,393	232,210	10,183	251,976	241,116	10,860	238,185	227,199	10,986	244,157	235,392	8,765	246,502	236,037	10,465	70,888	
京 都	丹後おおみや	265,716	264,621	1,095	274,870	271,869	3,001	253,597	252,790	807	232,046	231,574	472	219,662	218,981	681	12,946	
大 阪	サンヒル阪南	291,905	283,476	8,429	287,330	285,913	1,417	288,856	286,759	2,097	285,038	284,702	336	314,200	311,036	3,164	76,189	
福 岡	グリーンヒル若宮	256,761	277,950	▲21,189	251,952	251,758	194	227,028	221,179	5,849	244,165	232,577	11,588	255,753	252,721	3,032	▲5,618	
沖 縄	サンセット美浜	—	—	—	161,086	151,891	9,195	170,702	162,233	8,469	192,134	180,150	11,984	182,081	171,667	10,414	41,561	
合 計		1,805,034	1,805,537	▲503	1,969,947	1,939,621	30,326	1,879,734	1,854,246	25,488	1,858,728	1,813,617	45,111	1,898,977	1,846,111	52,866	230,283	

(3) 会館（2カ所）

（単位：千円）

事務局名	施設名	11 年 度			12 年 度			13 年 度			14 年 度			15 年 度			15年度末	備 考
		収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	累積剰余	
東 京	こまばエミナース	1,439,873	1,437,430	2,443	1,400,785	1,399,041	1,744	1,362,333	1,446,052	▲83,719	1,237,375	1,230,170	7,205	1,201,766	1,200,682	1,084	35,523	
京 都	京都エミナース	703,281	747,589	▲44,308	672,777	709,570	▲36,793	703,291	699,890	3,401	1,026,232	971,777	54,455	989,097	943,374	45,723	▲388,783	
合 計		2,143,154	2,185,019	▲41,865	2,073,562	2,108,611	▲35,049	2,065,624	2,145,902	▲80,278	2,263,607	2,201,947	61,660	2,190,863	2,144,056	46,807	▲353,260	

(4) 総合健康センター（2カ所）

（単位：千円）

事務局名	施設名	11 年 度			12 年 度			13 年 度			14 年 度			15 年 度			15年度末	備 考
		収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	累積剰余	
埼 玉	春日部エミナース	574,606	572,132	2,474	551,854	563,097	▲11,243	569,604	568,450	1,153	494,829	515,095	▲20,266	520,774	511,994	8,780	▲57,205	
熊 本	くまもとエミナース	572,386	571,276	1,110	578,549	615,755	▲37,207	560,929	559,473	1,456	507,103	525,075	▲17,972	490,710	487,718	2,992	▲144,547	
合 計		1,146,992	1,143,408	3,584	1,130,403	1,178,852	▲48,450	1,130,533	1,127,923	2,609	1,001,932	1,040,170	▲38,238	1,011,484	999,712	11,772	▲201,752	

年金の福祉施設の収支状況（施設別）

Ⅲ 制度共通

(1) 社会保険センター（48カ所）

（単位：千円）

事務局名	施設名	11 年 度			12 年 度			13 年 度			14 年 度			15 年 度			15年度末	備 考
		収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	累計剰余	
北海道	ほっかいどう社会保険センター	196,318	196,318	0	199,061	199,061	0	206,232	206,232	0	177,621	176,411	1,210	167,208	166,047	1,161	137,751	
北海道	ほっかいどう社会保険センター旭川	157,190	157,190	0	161,087	161,087	0	142,204	142,204	0	132,628	132,628	0	132,364	127,402	4,963	64,632	
青 森	あおもり社会保険センター	133,863	133,863	0	149,119	149,119	0	130,653	130,653	0	117,310	117,310	0	111,561	111,561	0	60,349	
岩 手	いわて社会保険センター	174,397	176,231	▲1,834	177,163	173,437	3,727	169,614	170,183	▲569	171,612	171,660	▲48	189,961	188,128	1,834	71,175	
秋 田	あきた社会保険センター	163,855	163,208	647	162,062	162,709	▲647	165,534	165,133	401	171,216	171,254	▲38	141,640	136,251	5,389	134,088	
山 形	やまがた社会保険センター	219,440	219,682	▲243	220,529	219,403	1,126	219,878	220,514	▲636	194,518	188,167	6,351	202,572	200,697	1,874	193,775	
福 島	ふくしま社会保険センター	186,366	186,079	286	177,946	178,183	▲237	187,113	186,846	267	184,809	181,610	3,199	179,466	172,651	6,815	129,872	
茨 城	いばらき社会保険センター	171,103	170,843	260	165,082	165,396	▲313	157,867	157,751	116	162,026	161,807	219	154,836	154,984	▲148	146,327	
栃 木	とちぎ社会保険センター	155,652	154,908	744	147,567	148,156	▲590	139,449	139,288	161	145,148	145,451	▲303	136,413	135,814	599	106,997	
群 馬	ぐんま社会保険センター	166,477	166,662	▲185	171,486	171,507	▲21	146,517	146,335	182	151,978	152,175	▲196	147,071	146,941	129	159,900	
埼 玉	さいたま社会保険センター	207,619	206,742	877	219,056	218,795	261	229,381	228,929	452	227,245	226,920	325	221,361	221,147	215	92,354	
千 葉	ちば社会保険センター	155,088	155,088	0	146,667	146,667	0	146,825	146,058	767	157,752	157,552	201	110,771	111,006	▲235	69,310	
東 京	とうきょう社会保険センター八王子	220,410	220,788	▲379	222,979	223,500	▲522	216,430	215,064	1,366	209,401	208,875	526	216,646	213,471	3,174	53,251	
神奈川	かながわ社会保険センター	250,519	251,150	▲631	265,054	265,207	▲153	277,301	276,456	845	264,854	264,311	543	281,305	279,800	1,505	285,412	
新 潟	にいがた社会保険センター	173,116	173,132	▲16	164,433	164,146	288	167,096	167,364	▲268	166,942	166,968	▲26	162,890	157,883	5,007	171,689	
富 山	とやま社会保険センター	167,254	167,534	▲278	157,054	157,308	▲254	168,163	168,248	▲85	157,688	157,772	▲85	166,622	163,671	2,952	182,619	
石 川	いしかわ社会保険センター	192,381	192,878	▲497	201,210	200,086	1,124	192,965	191,712	1,253	190,625	186,927	3,698	185,866	183,450	2,416	230,111	
福 井	ふくい社会保険センター	152,697	152,737	▲40	155,125	156,097	▲972	141,227	140,024	1,203	135,205	136,936	▲1,731	121,945	121,945	0	131,980	
長 野	ながの社会保険センター	179,041	179,083	▲42	184,507	184,497	10	163,771	164,005	▲234	170,699	170,683	16	181,759	177,336	4,423	198,959	
枝 阜	えふふ社会保険センター	157,948	158,004	▲55	177,817	177,590	228	160,894	160,630	264	160,724	160,455	269	158,524	158,611	▲87	89,900	
静 岡	しずおか社会保険センター	195,938	195,922	16	182,024	181,971	53	187,198	186,838	360	197,678	197,978	▲300	178,013	177,926	88	222,269	
静 岡	しずおか社会保険センター浜松	226,356	226,356	0	278,861	278,385	476	281,016	280,995	21	329,035	328,943	93	368,991	369,367	▲376	290,432	
愛 知	あいち社会保険センター	193,814	193,272	543	190,380	190,841	▲461	187,939	188,005	▲66	171,299	171,273	26	166,664	163,233	3,431	99,535	
三 重	みえ社会保険センター	149,479	149,699	▲220	159,720	159,491	229	145,545	145,579	▲35	145,484	142,933	2,551	150,863	146,870	3,993	161,190	
滋 賀	しが社会保険センター	185,299	186,153	▲853	178,407	177,698	709	177,183	176,767	417	170,689	163,284	7,406	158,525	152,766	5,759	158,547	
大 阪	おおさか社会保険センター堺	245,086	259,155	5,931	259,776	261,415	▲1,639	270,056	265,727	4,328	274,537	272,352	2,185	266,977	260,377	6,599	128,250	
兵 庫	ひょうご社会保険センター	233,208	233,105	103	223,291	223,228	62	204,285	203,632	653	186,958	187,643	▲685	179,374	179,192	182	69,242	
京 良	なら社会保険センター	246,137	246,137	0	253,856	253,856	0	274,653	274,653	0	280,716	280,657	59	281,439	280,971	468	216,844	
和歌山	わかやま社会保険センター	184,092	184,276	▲183	180,250	179,392	858	168,883	170,400	▲1,517	171,713	171,628	85	170,215	169,614	601	99,162	
鳥 取	とっとり社会保険センター	158,976	158,662	314	171,556	171,899	▲343	157,816	157,604	212	165,406	153,941	11,465	164,781	151,857	12,925	130,272	
島 根	しまね社会保険センター	139,293	139,026	267	139,966	139,886	81	137,566	137,352	214	145,686	145,646	39	142,250	142,217	33	84,213	
岡 山	おかやま社会保険センター	302,122	302,625	▲503	302,990	303,538	▲548	291,885	292,027	▲142	312,883	311,681	1,203	298,166	297,908	258	115,083	
岡 山	おかやま社会保険センター津山	181,806	181,829	▲23	181,905	181,984	▲78	174,018	174,015	3	155,158	155,142	16	139,518	137,508	2,010	34,948	
広 島	ひろしま社会保険センター	176,024	175,787	236	170,781	170,762	19	163,955	163,982	▲27	166,714	166,617	97	169,309	169,307	1	112,600	
山 口	やまぐち社会保険センター	150,823	150,909	▲86	145,871	141,905	3,965	119,105	122,861	▲3,756	133,916	133,329	587	161,059	160,373	686	45,465	
徳 島	とくしま社会保険センター	206,786	206,929	▲143	318,659	318,600	59	207,503	207,392	111	209,392	209,427	▲35	226,048	225,706	342	255,701	
香 川	かがわ社会保険センター	199,858	200,291	▲433	199,974	199,974	0	190,780	190,780	0	176,234	175,157	1,077	140,460	141,537	▲1,077	168,568	
愛 媛	えひめ社会保険センター	165,155	166,033	▲878	195,427	195,021	406	198,560	198,418	141	190,210	190,074	136	192,826	191,907	919	198,673	
高 知	こうち社会保険センター	183,786	182,557	1,229	158,876	160,104	▲1,229	199,742	199,733	9	157,221	157,183	38	162,705	159,018	3,687	99,296	
福 岡	ふくおか社会保険センター	198,160	198,132	28	181,867	181,857	11	179,669	179,667	2	177,663	177,658	6	170,622	170,618	4	64,976	
佐 賀	さが社会保険センター	191,731	191,757	▲26	166,283	166,427	▲144	179,085	178,928	157	175,987	175,599	388	173,726	173,285	441	168,892	
佐 賀	さが社会保険センター唐津	148,732	148,093	639	152,123	152,210	▲87	155,109	155,047	62	143,604	142,752	851	138,118	133,965	4,153	84,539	
長 崎	ながさき社会保険センター	178,144	177,672	472	200,673	201,100	▲427	177,075	177,454	▲378	166,639	166,437	203	164,032	163,946	85	82,096	
熊 本	くまもと社会保険センター	194,949	194,448	501	191,101	191,512	▲411	185,583	185,498	85	188,151	188,049	101	190,620	190,548	72	145,583	
大 分	おおいた社会保険センター	215,043	215,448	▲405	227,128	227,149	▲21	213,289	213,150	139	188,005	188,048	▲43	184,269	180,803	3,466	137,924	
宮 崎	みやざき社会保険センター	189,210	189,200	11	193,099	194,029	▲930	187,523	187,564	▲41	186,133	185,022	1,111	181,554	182,561	▲1,007	191,231	
鹿児島	かごしま社会保険センター	198,332	198,288	44	182,639	183,179	▲539	187,174	187,539	▲366	183,540	183,615	▲74	187,366	187,168	198	189,523	
沖 縄	おきなわ社会保険センター	202,408	204,676	▲2,268	212,717	209,460	3,257	224,086	222,585	1,501	209,878	209,562	316	207,550	201,910	5,641	92,784	
合 計		9,041,485	9,038,759	2,725	9,225,206	9,218,825	6,382	8,955,390	8,947,819	7,571	8,810,532	8,767,502	43,030	8,686,824	8,591,254	95,570	6,558,288	

年金の福祉施設の収支状況（施設別）

(2) 社会保険健康センター（44カ所）

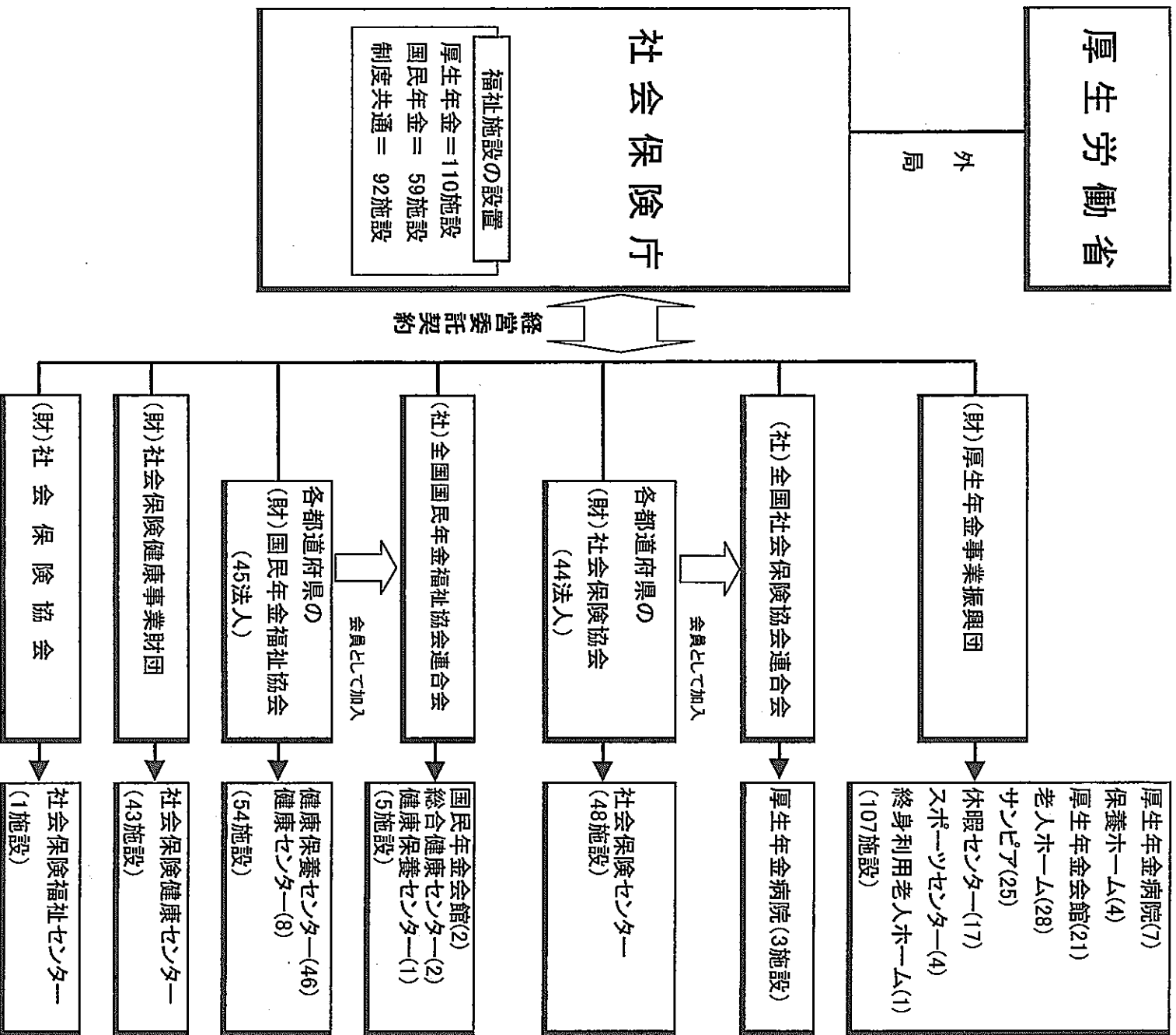
（単位：千円）

事務局名	施設名	11 年 度			12 年 度			13 年 度			14 年 度			15 年 度			15年度末 繰越剰余	備 考
		収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余	収 入	支 出	当期剰余		
北海道	函館社会保険健康センター	99,007	100,832	▲1,825	92,024	100,421	▲8,395	98,451	99,692	▲1,241	109,116	97,488	11,628	102,025	99,565	2,461	▲14,574	
青 森	弘前社会保険健康センター	96,924	112,030	▲15,106	83,714	90,433	▲6,719	85,012	85,767	▲755	83,060	81,338	1,723	74,918	78,688	▲3,770	2,176	
岩 手	一関社会保険健康センター	83,387	83,241	146	75,010	85,722	▲10,712	71,467	75,343	▲3,876	69,396	70,661	▲1,265	61,305	63,445	▲2,141	▲21,639	
宮 城	石巻社会保険健康センター	144,365	141,072	3,294	127,055	129,911	▲2,856	122,987	121,406	1,582	117,693	115,654	2,039	120,845	119,462	1,383	28,495	
秋 田	大曲社会保険健康センター	76,817	69,468	7,349	74,023	76,316	▲2,292	80,331	75,266	5,065	82,166	73,727	8,440	76,585	74,113	2,472	21,415	
山 形	酒田社会保険健康センター	96,181	85,175	11,005	83,006	84,961	▲1,955	75,764	74,285	1,479	75,741	64,673	11,068	68,934	60,637	8,297	52,783	
福 島	陸田社会保険健康センター	124,802	129,960	▲5,158	123,922	127,385	▲3,463	125,925	118,719	7,207	122,250	113,651	8,600	114,995	113,980	1,015	88,626	
茨 城	土浦社会保険健康センター	119,183	108,083	11,100	126,867	118,907	7,961	128,246	115,679	12,567	129,980	121,129	8,851	129,399	128,601	798	68,886	
栃 木	栃木社会保険健康センター	162,937	153,706	9,231	153,103	153,452	▲349	161,737	149,786	11,951	158,539	148,646	9,893	147,140	151,614	▲4,474	183,547	
群 馬	桐生社会保険健康センター	167,564	167,781	▲218	157,963	166,196	▲8,232	168,207	153,593	14,614	164,527	151,244	13,283	153,941	148,133	5,808	180,106	
埼 玉	上越社会保険健康センター	131,109	126,617	4,493	135,362	134,146	1,216	144,222	139,017	5,205	150,589	144,990	5,599	162,736	150,377	12,359	41,960	
東 京	中央社会保険健康センター	531,313	531,313	0	502,222	482,386	19,836	499,648	501,832	▲2,183	508,846	474,102	34,744	429,232	434,901	▲5,669	64,847	
東 京	恵比寿社会保険健康センター	165,780	163,847	1,933	135,260	135,174	86	137,451	136,339	1,112	147,804	146,939	865	133,233	131,052	2,181	34,946	
神 奈 川	横浜社会保険健康センター	146,263	141,063	5,199	152,451	147,549	4,902	161,281	148,615	12,666	172,049	157,798	14,251	169,724	159,841	9,883	47,147	
新 潟	上越社会保険健康センター	144,934	130,705	14,229	129,267	126,308	2,959	123,460	125,451	▲1,991	124,213	122,257	1,956	118,988	119,679	▲691	88,954	
富 山	高岡社会保険健康センター	180,104	174,213	5,891	165,498	164,499	999	154,899	148,300	6,599	144,045	147,832	▲3,787	142,715	141,225	1,490	176,354	
石 川	金沢社会保険健康センター	153,898	148,589	5,309	146,864	140,068	6,796	141,559	137,663	3,896	139,163	131,305	7,858	140,687	131,002	9,685	58,499	
福 井	武生社会保険健康センター	99,779	94,812	4,967	88,172	91,977	▲3,804	83,809	83,140	670	86,720	84,926	1,794	87,658	86,102	1,556	59,007	
山 梨	甲府社会保険健康センター	166,071	175,136	▲9,065	161,255	167,707	▲6,451	162,083	146,342	15,741	156,439	146,138	10,301	157,055	150,217	6,838	136,754	
長 野	伊那社会保険健康センター	99,142	102,089	▲2,947	101,692	105,557	▲3,865	112,232	103,805	8,427	111,156	101,460	9,696	105,932	99,367	6,565	32,547	
岐 阜	大垣社会保険健康センター	141,451	142,773	▲1,322	125,217	138,176	▲12,959	124,937	124,180	757	118,511	108,081	10,429	110,437	109,357	1,080	10,546	
静 岡	高土社会保険健康センター	118,116	116,159	1,956	108,708	115,627	▲6,919	103,291	100,926	2,365	103,398	98,108	5,290	103,404	103,019	385	34,522	
愛 知	安城社会保険健康センター	176,785	171,563	5,222	159,881	164,721	▲4,839	151,171	157,570	▲6,399	151,516	155,195	▲3,679	160,893	154,224	6,669	24,411	
三 重	四日市社会保険健康センター	135,063	127,363	7,700	115,823	119,231	▲3,408	113,600	116,253	▲2,652	118,043	115,758	2,285	134,689	128,905	5,785	161,405	
世 賀	彦根社会保険健康センター	140,132	140,000	132	130,844	140,512	▲9,668	143,231	142,437	793	141,760	144,219	▲2,459	138,063	133,597	4,466	48,597	
京 都	宇治社会保険健康センター	127,050	120,345	6,704	123,870	119,858	4,013	126,432	124,276	2,156	129,136	122,756	6,380	125,658	118,312	7,346	36,029	
大 阪	高槻社会保険健康センター	163,184	164,101	▲917	147,824	159,380	▲11,556	148,423	150,423	▲1,800	145,398	142,954	2,444	142,156	136,513	5,643	51,488	
兵 庫	姫路社会保険健康センター	117,491	118,325	▲834	101,394	114,606	▲13,212	99,377	105,254	▲5,877	107,449	108,811	▲1,362	119,004	116,003	3,001	25,249	
兵 庫	生駒社会保険健康センター	169,816	171,000	▲1,184	156,425	164,153	▲7,727	150,805	156,708	▲5,903	148,207	136,078	12,129	143,921	135,340	8,581	85,791	
和歌山	田辺社会保険健康センター	69,694	74,165	▲4,471	62,131	72,954	▲10,824	69,605	69,661	▲56	77,574	72,559	5,015	77,639	75,072	2,568	▲18,539	
鳥 取	米子社会保険健康センター	98,999	103,107	▲4,108	96,047	100,906	▲4,859	100,613	98,515	2,098	101,571	98,491	3,080	94,078	91,867	2,211	15,881	
島 根	浜田社会保険健康センター	73,791	71,131	2,660	62,333	70,860	▲8,527	63,990	69,863	▲5,873	65,209	64,259	950	63,978	62,420	1,558	5,175	
岡 山	倉敷社会保険健康センター	144,584	136,049	8,535	136,222	137,776	▲1,554	159,688	148,481	11,207	152,897	150,262	2,635	150,951	148,151	2,801	36,065	
広 島	呉社会保険健康センター	195,329	173,875	21,454	200,713	173,965	26,748	203,892	176,438	27,454	202,746	182,417	20,329	198,139	172,111	26,028	159,191	
山 口	下関社会保険健康センター	116,083	118,709	▲2,626	98,944	98,372	572	90,789	88,238	2,551	92,294	88,910	3,384	84,045	83,144	901	15,642	
徳 島	徳島社会保険健康センター	129,062	115,510	13,552	115,214	115,260	▲46	111,149	110,168	981	107,841	111,137	▲3,296	106,855	108,612	▲1,757	64,158	
香 川	丸亀社会保険健康センター	160,122	159,515	608	143,841	150,544	▲6,703	138,347	141,961	▲3,614	148,403	141,157	7,246	137,635	135,950	1,685	49,075	
愛 媛	今治社会保険健康センター	84,334	87,465	▲3,131	75,743	84,260	▲8,517	76,479	80,633	▲4,155	80,816	79,418	1,398	76,348	70,393	5,955	▲2,330	
福 岡	北九州社会保険健康センター	137,191	138,791	▲1,600	130,107	137,624	▲7,517	124,363	130,778	▲6,415	117,262	118,958	▲1,696	107,719	107,511	208	2,101	
長 崎	佐世保社会保険健康センター	116,435	113,646	2,789	114,082	113,063	1,019	112,729	110,502	2,228	113,925	112,486	1,438	123,923	116,657	7,266	20,550	
大 分	日田社会保険健康センター	74,209	81,266	▲7,057	66,188	77,232	▲11,044	69,794	63,088	6,706	69,627	62,716	6,912	57,957	60,934	▲2,977	▲9,350	
宮 崎	延岡社会保険健康センター	116,176	103,718	12,459	115,308	105,500	9,808	111,765	99,094	12,671	103,481	98,349	5,132	98,652	98,354	298	80,288	
鹿 児 島	鹿児島社会保険健康センター	159,119	142,935	16,183	146,173	143,556	2,617	146,799	141,995	4,804	140,887	136,738	4,149	147,032	139,041	7,991	74,507	
沖 縄	沖縄社会保険健康センター	209,244	205,331	3,913	209,089	209,792	▲703	214,688	198,783	15,905	218,774	210,705	8,069	223,256	216,329	6,927	95,604	
合 計		6,163,017	6,036,574	126,443	5,756,857	5,857,222	▲100,365	5,794,930	5,646,265	148,665	5,810,216	5,556,477	253,740	5,624,477	5,463,815	160,664	2,398,892	

年金の福祉施設に係る課税状況

		普通(民間)法人の場合	年金の福祉施設 (病院を除く)	医療法人の病院の場合	厚生年金病院
国 税	法人税	収益事業の30%	収益事業の22%	収益事業の30% (特定医療法人は22%)	非課税
地方税	住民税	(都道府県民税) 均等割 : 2万円~80万円 法人税割 : 法人税の5%~6% (市町村民税) 均等割 : 5万円~300万円 法人税割 : 法人税の12.3%~14.7%	(都道府県民税) 均等割 : 2万円 法人税割 : 同左 (市町村民税) 均等割 : 5万円 法人税割 : 同左	(都道府県民税) 均等割 : 2万円~80万円 法人税割 : 法人税の5%~6% (市町村民税) 均等割 : 5万円~300万円 法人税割 : 法人税の12.3%~14.7%	(都道府県民税) 均等割 : 2万円 法人税割 : 非課税 (市町村民税) 均等割 : 5万円 法人税割 : 非課税
	事業税	所得に応じ、概ね以下の税率 400万円以下 5.0% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6%	同左	社会保険診療報酬 : 非課税 社会保険診療報酬以外 : 軽減税率	非課税
	事業所税	資産割 : 1㎡600円 従業者割 : 給与総額の0.25%	・収益事業以外の所得 については非課税 ・事業所床面積に対す る資産割は非課税	非課税	同左
	固定資 産 税	固定資産の時価の1.4%~2.1%	非課税 (国有財産)	固定資産の時価の1.4%~2.1%	非課税 (国有財産)
	都市計 画 税	固定資産の時価の0.3%	非課税 (国有財産)	固定資産の時価の0.3%	非課税 (国有財産)

年金の福祉施設の運営形態



委託先法人の役職員数等調

(平成16年10月現在)

団 体 名	役 職 員 数	役員のうち国家 公務員出身者数
(財)厚生年金事業振興団	4,790 (15)人	4人
(社)全国社会保険協会連合会	20,923 (23)	3
都道府県の各(財)社会保険協会(44法人)	2,386 (870)	4
(社)全国国民年金福祉協会連合会	147 (17)	2
都道府県の各(財)国民年金福祉協会(45法人)	1,130 (428)	1
(財)社会保険健康事業財団	929 (11)	4
(財)社会保険協会	86 (8)	3
計	30,391 (1,372)	21

- (注) 1. 国家公務員出身者数は、本省庁企画官相当職以上で退職した者の数である。
 2. 役職員数の()内は、役員数の再掲であり非常勤役員を含む。
 3. 国家公務員出身者数の役員は非常勤を含む。

(財) 厚生年金事業振興団の概要

法人名称	財団法人 厚生年金事業振興団
所在地等	新宿区新宿 5-5-10 03(3354)8881
設立年月	昭和18年11月
設立根拠法	民法第34条
代表者	理事長 吉原 健二
目的	厚生年金保険の被保険者、被保険者であった者及び受給権者並びにこれらの者の家族の福祉を増進するために必要な事業を行い、厚生年金保険制度の円滑な運営と健全な発展を図り、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。
主な事業	厚生年金病院、厚生年金会館等の運営

(社) 全国社会保険協会連合会の概要

法人名称	社団法人 全国社会保険協会連合会
所在地等	港区高輪 3-22-12 03 (3445) 0800
設立年月	昭和 27 年 12 月
設立根拠法	民法第 34 条
会員数	47 団体 (都道府県の各 (財) 社会保険協会)
代表者	会長 安西 邦夫
目的	健康保険及び厚生年金保険その他社会保険事業の円滑な運営を促進し、併せて被保険者及び被扶養者の福祉を図るとともに社会保障制度の確立に資することを目的とする。
主な事業	社会保険病院・厚生年金病院等の運営、高額医療費貸付事業

都道府県の各（財）社会保険協会の概要

法人名称	(別紙)
所在地	(別紙)
設立根拠法	民法第34条
目的	健康保険、厚生年金保険等の被保険者、被保険者であった者及びその被扶養者の健康並びに福祉の増進を図るとともに社会保険制度の普及並びに事業推進に協力を行い、もって社会保険制度の円滑な運営に寄与することを目的とする。
主な事業	被保険者等の福祉増進及び健康の保持増進、社会保険制度の普及、社会保険センターの運営

都道府県(財)社会保険協会の所在地

名 称	所 在 地
(財)北海道社会保険協会	札幌市豊平区豊平3条3-2-25 大友ビル4階
(財)青森県社会保険協会	青森市堤町1-2-21 食糧会館5階
(財)岩手県社会保険協会	盛岡市大沢川原3-1-1
(財)秋田県社会保険協会	秋田市中通6-7-9
(財)山形県社会保険協会	山形市本町2-3-38岩城ビル3階
(財)福島県社会保険協会	福島市大町5-2 千代田生命福島ビル4階
(財)茨城県社会保険協会	水戸市桜川1-8-16
(財)栃木県社会保険協会	宇都宮市馬場通り2-1-1
(財)群馬県社会保険協会	前橋市紅雲町1-7-12
(財)埼玉県社会保険協会	さいたま市浦和区仲町1-4-10 浦和商エビル3階
(財)千葉県社会保険協会	千葉市稲毛区稲毛東4-12-2
(財)東京都社会保険協会	新宿区新宿7-26-9 フォーレ東京3階
(財)神奈川県社会保険協会	横浜市中区尾上町4-57
(財)新潟県社会保険協会	新潟市西大畑町5191-14
(財)富山県社会保険協会	富山市今泉西部町1-6
(財)石川県社会保険協会	金沢市額谷町ホ2-8
(財)福井県社会保険協会	福井市丸山1-103 ダイヤモンドビル3階
(財)長野県社会保険協会	長野市若里4-15-18 しなのビル201号
(財)岐阜県社会保険協会	岐阜市島栄町2-7
(財)静岡県社会保険協会	静岡市東町2
(財)愛知県社会保険協会	名古屋市中区東片端町24
(財)三重県社会保険協会	津市広明町70-3
(財)滋賀県社会保険協会	大津市馬場3-2-25 ワカヤマビル3階
(財)大阪府社会保険協会	大阪市中央区南船場2-5-12 クリスタフアイゾ8階
(財)兵庫県社会保険協会	神戸市中央区北長狭通4-9-26
(財)奈良県社会保険協会	奈良市西大寺国見町1-7-24
(財)和歌山県社会保険協会	和歌山市手平2-1-2
(財)鳥取県社会保険協会	鳥取市栄町657
(財)島根県社会保険協会	松江市西津田6-6-7 三島ビル
(財)岡山県社会保険協会	岡山市昭和町12-15
(財)広島県社会保険協会	広島市南区比治山本町11-25
(財)山口県社会保険協会	山口市楠木町6-6
(財)徳島県社会保険協会	徳島市沖浜東3-46 Jビル西館3階
(財)香川県社会保険協会	高松市番町2-10-4
(財)愛媛県社会保険協会	松山市北立花町9-11
(財)高知県社会保険協会	高知市小津町9-7 K・BLDG2階
(財)福岡県社会保険協会	福岡市中央区大名1-4-1 NDEビル2階
(財)佐賀県社会保険協会	佐賀市駅南本町6-4
(財)長崎県社会保険協会	長崎市宝町7-17
(財)熊本県社会保険協会	熊本市水前寺6-50-25
(財)大分県社会保険協会	大分市古国府943
(財)宮崎県社会保険協会	宮崎市橘通東5-7-10
(財)鹿児島県社会保険協会	鹿児島市城山町1-6
(財)沖縄県社会保険協会	那覇市泉崎1-17-19 クリーン泉崎ビル4階

(社) 全国国民年金福祉協会連合会の概要

法人名称	社団法人 全国国民年金福祉協会連合会
所在地等	渋谷区恵比寿 1 - 1 3 - 6 03 (5423) 2960
設立年月	昭和 5 3 年 1 0 月
設立根拠法	民法第 3 4 条
会 員 数	正会員 4 6 団体 (都道府県の (財) 国民年金福祉協会 (静岡県を除く))
代 表 者	理事長 加藤 陸美
目 的	国民年金福祉施設の円滑な運営を図り、あわせて国民年金の被保険者、受給権者等の福祉の増進に資する各種の事業を推進することにより、国民年金制度の健全な発展に寄与することを目的とする。
主 な 事 業	国民年金会館等の運営、国民年金制度の啓発事業

都道府県の各（財）国民年金福祉協会の概要

法人名称	（別紙）
所在地	（別紙）
設立根拠法	民法第34条
目的	国民年金制度の趣旨の徹底並びに国民年金の被保険者及び受給権者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。
主な事業	国民年金制度の広報、国民年金被保険者等に対する年金相談、国民年金健康保養センター等の運営

都道府県(財)国民年金福祉協会の所在地

名 称	所 在 地
(財)北 海 道 国民年金福祉協会	樺戸郡新十津川町字総進189-1
(財)青 森 県 国民年金福祉協会	北津軽郡鶴田町大字廻堰字大沢71
(財)岩 手 県 国民年金福祉協会	盛岡市北松園4-36-3
(財)宮 城 県 国民年金福祉協会	志田郡鹿島台町広長字石川原4番甲6-7
(財)秋 田 県 国民年金福祉協会	能代市落合字亀谷地1-11
(財)山 形 県 国民年金福祉協会	最上郡最上町大字大堀字蟹の又1360-19
(財)福 島 県 国民年金福祉協会	二本松市岳温泉1-197-2
(財)茨 城 県 国民年金福祉協会	常陸太田市増井町1800
(財)栃 木 県 国民年金福祉協会	塩谷郡喜連川町大字喜連川5445-1
(財)群 馬 県 国民年金福祉協会	前橋市本町1-4-4 安田火災群馬ビル5F
(財)埼 玉 県 国民年金福祉協会	川越市伊佐沼667-2
(財)千 葉 県 国民年金福祉協会	夷隅郡岬町和泉4437-10
(財)東 京 都 国民年金福祉協会	青梅市二俣尾2-371
(財)神 奈 川 県 国民年金福祉協会	相模原市弥栄3-1-5
(財)新 潟 県 国民年金福祉協会	上越市大字大日字木舟34-5
(財)富 山 県 国民年金福祉協会	氷見市姿400
(財)石 川 県 国民年金福祉協会	羽咋郡志雄町敷浪5号48-2
(財)福 井 県 国民年金福祉協会	坂井郡芦原町北潟211-31-1
(財)山 梨 県 国民年金福祉協会	東山梨郡善日居町鎮目178
(財)長 野 県 国民年金福祉協会	長野市鶴賀権堂町2215-3
(財)岐 阜 県 国民年金福祉協会	養老郡養老町若宮437-1
(財)愛 知 県 国民年金福祉協会	犬山市大字犬山字甲塚48-3
(財)三 重 県 国民年金福祉協会	志摩郡浜島町大字南張1534-1
(財)京 都 府 国民年金福祉協会	中郡大宮町字三坂小字有明105-15
(財)大 阪 府 国民年金福祉協会	柏原市安堂町115-1
(財)兵 庫 県 国民年金福祉協会	姫路市広瀬山樋ノ谷224-26
(財)奈 良 県 国民年金福祉協会	桜井市大字山田229-1
(財)和 歌 山 県 国民年金福祉協会	東牟婁郡那智勝浦町大字市屋1056
(財)鳥 取 県 国民年金福祉協会	鳥取市松原343
(財)島 根 県 国民年金福祉協会	松江市西津田6-6-7 三島ビル
(財)岡 山 県 国民年金福祉協会	倉敷市下津井1482-25
(財)広 島 県 国民年金福祉協会	東広島市西条下見6-5-45
(財)山 口 県 国民年金福祉協会	下関市みもすそ川町8-8
(財)徳 島 県 国民年金福祉協会	美馬郡穴吹町穴吹字市ノ下100-6
(財)香 川 県 国民年金福祉協会	香川郡塩江町上西甲30-2
(財)愛 媛 県 国民年金福祉協会	宇和島市丸穂字天満甲207-3
(財)高 知 県 国民年金福祉協会	中村市右山字明治383-14
(財)福 岡 県 国民年金福祉協会	太宰府市連歌屋3-8-1
(財)佐 賀 県 国民年金福祉協会	神埼郡神埼町大字城原3702-14
(財)長 崎 県 国民年金福祉協会	南高来郡口之津町白浜甲2829-1
(財)熊 本 県 国民年金福祉協会	葦北郡芦北町鶴木山1660-5
(財)大 分 県 国民年金福祉協会	東国東郡国東町大字小原3204-1
(財)宮 崎 県 国民年金福祉協会	宮崎市青島西1-16-2
(財)鹿 児 島 県 国民年金福祉協会	垂水市錦江町1-194
(財)沖 縄 県 国民年金福祉協会	中頭郡北谷町字美浜9-1

(財) 社会保険健康事業財団の概要

法人名称	財団法人 社会保険健康事業財団
所在地等	新宿区大久保 2-12-1 03 (5285) 8777
設立年月	平成 2 年 4 月
設立根拠法	民法第 3 4 条
代表者	理事長 金子 洋
目的	健康保険、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の被保険者等の健康の保持増進並びに福祉の増進に資するために必要な事業を行い、もって社会保険制度の円滑な運営に寄与することを目的とする。
主な事業	被保険者等に対する健康診査の普及推進、社会保険健康センターの運営

(財) 社会保険協会の概要

法人名称	財団法人 社会保険協会
所在地等	渋谷区恵比寿南 3 - 9 - 8 03 (3719) 4844
設立年月	昭和 1 2 年 9 月
設立根拠法	民法第 3 4 条
代表者	会長 山下 真臣
目的	健康保険、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の被保険者、被保険者であった者、受給権者及びこれらの者の家族並びに社会保険制度に携わる者の福祉を増進し、社会保険事業の普及発展のために必要な事業を行い、もって社会保険制度の円滑な運営と健全な発展に寄与することを目的とする。
主な事業	社会保険制度に携わる者の資質の向上を図るために必要な事業、社会保険福祉センターの運営

福祉施設経営委託契約書

福祉施設経営委託契約書

厚生年金保険法第79条の規定に基づいて設置された厚生年金病院、厚生年金看護専門学校、厚生年金保養ホーム、厚生年金会館、厚生年金老人ホーム、厚生年金健康福祉センター、厚生年金総合老人ホーム、厚生年金終身利用老人ホーム及び厚生年金スポーツセンター（以下「福祉施設」という。）の経営委託について、社会保険庁長官（以下「甲」という。）と財団法人厚生年金事業振興団理事長（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、別表1に掲げる福祉施設の経営を乙に委託する。

（運営の基準）

第2条 乙は、厚生年金病院（以下「病院」という。）設置の趣旨にかんがみ、厚生年金保険の被保険者、被保険者であった者及び受給権者（以下「被保険者等」という。）を優先して診療するものとする。

2 乙は、厚生年金看護専門学校（以下「学校」という。）設置の趣旨にかんがみ、病院に勤務するに必要な識見と技能を有する看護師を養成し、看護体制を確立させることを目途として学生を教育し、学校を運営するものとする。

3 乙は、厚生年金保養ホーム（以下「保養ホーム」という。）、厚生年金会館（以下「会館」という。）、厚生年金老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）、厚生年金健康福祉センター（以下「健康福祉センター」という。）、厚生年金総合老人ホーム（以下「総合老人ホーム」という。）、厚生年金終身利用老人ホーム（以下「終身利用老人ホーム」という。）及び厚生年金スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）設置の趣旨にかんがみ、被保険者等を優先して利用させ、その福祉の増進を図るものとする。

（経費の負担）

第3条 乙は、福祉施設の経営に必要な経費につき、第7条の規定により甲が負担するもの及び学校、保養ホームの経営に要する経費で別表2に定める費用のうち国の予算の範囲内で甲が負担するものを除き、これを負担するものとする。

（独立採算の原則）

第4条 乙は、福祉施設の経営につき、病院の経営については病院特別会計を、学校の経営については学校特別会計を、保養ホームの経営については保養ホーム特別会計を、会館の経営については会館特別会計を、老人ホームの経営については老人ホーム特別会計

を、健康福祉センターの経営については健康福祉センター特別会計を、総合老人ホームの経営については総合老人ホーム特別会計を、終身利用老人ホームの経営については終身利用老人ホーム特別会計を、スポーツセンターの経営についてはスポーツセンター特別会計を設置し、原則として、それぞれの福祉施設の収入をもってその支出にあてるものとする。

2 乙は、福祉施設の効率的かつ安定的な経営に資するため、各会計間の調整及び共同事業を実施するための管理特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第5条 福祉施設の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(利益及び損失の処理)

第6条 乙は、第4条の特別会計において、毎会計年度の決算上生じた利益金の額の10分の50以上に相当する額を積立金として積み立て、残余の額を繰越利益金として処理するものとする。

2 乙は、第4条の特別会計において、毎会計年度の決算上生じた損失を繰越利益金から減額し、なお、不足があるときは甲と協議のうえ積立金から減額し、なお、不足があるときは繰越欠損金として処理するものとする。

(整備)

第7条 福祉施設の土地、立木竹、建物、工作物及び機械器具（国の財産であるものに限る。）の維持管理のための必要最小限の整備については、甲の負担において行うものとし、それ以外は、原則、乙の負担において行うものとする。

(重要財産の取得及び処分の協議)

第8条 乙は、福祉施設の経営のため不動産を取得しようとするとき又は処分（売却、交換、譲与又は私権を設定することをいう。）しようとするときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

(病床数の増減等)

第9条 乙は、病院の病床数の増減、病床種別の変更及び診療科目の変更を行うときは、あらかじめ甲又は地方社会保険事務局長（当該施設が所在する住所地を管轄する地方社会保険事務局長をいう。以下同じ。）に届け出るものとする。

(事業種目)

第10条 乙は、会館、老人ホーム、健康福祉センター、総合老人ホーム及びスポーツセンターの事業種目を決定するときは、甲に届け出るものとする。これを変更した場合も同様とする。

(利用料金)

第11条 乙は、病院及び学校を除く福祉施設の効率的な経営に要する費用等を考慮して適正な利用料金を決定し、すみやかに甲に届け出るものとする。

2 前項の規定は、利用料金を変更する場合に準用するものとする。

(火災保険の付保)

第12条 乙は、国の財産である福祉施設の建物、工作物及び機械器具（以下「施設」という。）について、甲又は乙を受取人とする火災保険契約を締結し、これに要する保険料を負担するものとする。

2 乙は、前項の火災保険契約による保険金の支払を受けたときは、すみやかに甲の指示に従い、当該保険金をもって火災により焼失した施設を復元し、これを国（厚生保険特別会計）に寄附するものとする。

3 第1項の火災保険契約の保険金額は、国の財産である施設の適正な評価額を基準として、乙が定めるものとする。

(維持管理)

第13条 乙は、国の財産である福祉施設の土地、立木竹及び施設を、常に国有財産及び国有物品の管理責任者と同様の善良なる管理者の注意をもって、その用に供するものとし、天災その他の事故により、国の財産を滅失し、又はき損したときは、ただちに甲に通知するとともに、国有財産又は国有物品の管理責任者に報告し、その指示に従うものとする。

2 乙は、前項の注意を怠ったことにより、又は職員の故意若しくは重大な過失により国有財産又は国有物品を滅失し、又はき損したとき、その他国に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙が職員の選任及びその事業の監督につき相当の注意をしたとき、又は相当の注意をするも損害がさけられなかったであろうときは、この限りでないものとする。

(任免及び懲戒)

第14条 乙は、次に掲げる者の任命（任命時の給与の決定を含む。）、昇格、解職及び懲戒については、あらかじめ甲と協議するものとする。

- (1) 病院の院長、副院長及び事務局長
- (2) 保養ホームの所長
- (3) 会館の館長、副館長及び総支配人
- (4) 老人ホームの所長
- (5) 健康福祉センターのセンター長及び総支配人
- (6) 総合老人ホームのセンター長及び総支配人
- (7) 終身利用老人ホームの所長
- (8) スポーツセンターのセンター長

(予算の届出)

第15条 乙は、毎会計年度開始前に、第4条に規定する各特別会計の予算を作成し、甲に届け出るものとする。

2 乙は、前項の予算を変更しようとするときは、変更後の予算を作成し、すみやかに甲に届け出るものとする。

(決算の報告)

第16条 乙は、毎会計年度、第4条に規定する各特別会計の決算を行い、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書及び附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、翌年度の6月末日までに甲に提出するものとする。

(諸規程の制定)

第17条 乙は、福祉施設の運営に関し、次の事項について規程を定めるものとする。

- (1) 組織及び就業規則に関する事項
- (2) 会計に関する事項
- (3) 給与及び退職手当に関する事項
- (4) 旅費に関する事項
- (5) 文書の保存に関する事項
- (6) 病院、学校及び終身利用老人ホームを除く福祉施設の利用に関する事項
- (7) その他甲が必要と認める事項

乙は、前項に掲げる諸規程を制定し、又は改正したときは、すみやかに甲に届け出るものとする。

(調査等)

第18条 乙は、甲から福祉施設に関する調査、研究又は報告を求められたときは、すみやかに調査、研究し、又は報告するものとする。

(監査)

第19条 甲又は地方社会保険事務局長は、必要に応じ福祉施設に関する帳簿、書類を検査し、又は福祉施設の経営の状況につき実地に監査を行うことができるものとする。

(経営権の譲渡禁止等)

第20条 乙は、この契約に基づき委託された経営権を第三者に譲渡し、又はその名義を第三者に貸与してはならない。

(指示)

第21条 乙は、この契約に定めるもののほか、甲の指示する方針に従い、福祉施設を運営するものとする。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、いつでもこの契約を解除することができる。

(契約解除時の清算)

第23条 乙は、経営委託契約が解除されたときは、第4条に規定する特別会計を清算し、剰余の資産は、甲に引き渡すものとする。

(協議)

第24条 この契約に関し疑義を生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、その都度決定するものとする。

(契約の有効期間)

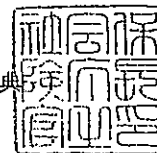
第25条 この契約の有効期間は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙から解除の意思表示がないときは、期間満了後1箇年間順次この契約を継続するものとする。

この契約の确实を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

平成14年3月29日

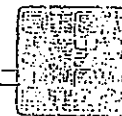
甲 社会保険庁長官

中西明



乙 財団法人厚生年金事業振興団理事長

吉原健



別表 1 (第 1 条関係)

厚生年金病院

名 称	所 在 地
登別厚生年金病院	北海道登別市
東京厚生年金病院	東京都新宿区
湯河原厚生年金病院	神奈川県足柄下郡
大阪厚生年金病院	大阪府大阪市福島区
玉造厚生年金病院	島根県八束郡
九州厚生年金病院	福岡県北九州市
湯布院厚生年金病院	大分県大分郡

厚生年金看護専門学校

名 称	所 在 地
東京厚生年金看護専門学校	東京都新宿区
大阪厚生年金看護専門学校	大阪府大阪市福島区
九州厚生年金看護専門学校	福岡県北九州市

厚生年金保養ホーム

名 称	所 在 地
しらおい厚生年金保養ホーム	北海道白老郡
湯河原厚生年金保養ホーム	神奈川県足柄下郡
玉造厚生年金保養ホーム	島根県八束郡
湯布院厚生年金保養ホーム	大分県大分郡

厚生年金終身利用老人ホーム

名 称	所 在 地
厚生年金サニテール千葉	千葉県千葉市

厚生年金会館

名 称	所 在 地
北海道厚生年金会館	北海道札幌市
健康文化センター 青森厚生年金会館	青森県青森市
健康文化センター 群馬厚生年金会館	群馬県前橋市
東京厚生年金会館	東京都新宿区
健康文化センター 新潟厚生年金会館	新潟県新潟市
健康文化センター 石川厚生年金会館	石川県金沢市
健康文化センター 福井厚生年金会館	福井県福井市
健康文化センター 山梨厚生年金会館	山梨県甲府市
健康文化センター 長野厚生年金会館	長野県長野市
湯河原厚生年金会館	静岡県熱海市
愛知厚生年金会館	愛知県名古屋市中
大阪厚生年金会館	大阪府大阪市
健康文化センター 鳥取厚生年金会館	鳥取県鳥取市
健康文化センター 島根厚生年金会館	島根県出雲市
健康文化センター 広島厚生年金会館	広島県広島市
健康文化センター 徳島厚生年金会館	徳島県徳島市
健康文化センター 香川厚生年金会館	香川県高松市
九州厚生年金会館	福岡県北九州市
健康文化センター 長崎厚生年金会館	長崎県長崎市
健康文化センター 熊本厚生年金会館	熊本県熊本市
健康文化センター 宮崎厚生年金会館	宮崎県宮崎市

厚生年金総合老人ホーム

名 称	所 在 地
青森厚生年金休暇センター	青森県八戸市
秋田厚生年金休暇センター	秋田県由利郡
山形厚生年金休暇センター	山形県山形市
栃木厚生年金休暇センター	栃木県鹿沼市
埼玉厚生年金休暇センター	埼玉県入間郡
千葉厚生年金休暇センター	千葉県千葉市
富山厚生年金休暇センター	富山県上新川郡
静岡厚生年金休暇センター	静岡県沼津市
三重厚生年金休暇センター	三重県伊勢市
滋賀厚生年金休暇センター	滋賀県近江八幡市
京都厚生年金休暇センター	京都府京田辺市
岡山厚生年金休暇センター	岡山県総社市
山口厚生年金休暇センター	山口県宇部市
愛媛厚生年金休暇センター	愛媛県伊予市
佐賀厚生年金休暇センター	佐賀県伊万里市
大分厚生年金休暇センター	大分県速見郡
沖縄厚生年金休暇センター	沖縄県島尻郡

厚生年金スポーツセンター

名 称	所 在 地
宮城厚生年金スポーツセンター	宮城県黒川郡
東京厚生年金スポーツセンター	東京都世田谷区
新潟厚生年金スポーツセンター	新潟県新潟市
福岡厚生年金スポーツセンター	福岡県宗像郡

厚生年金健康福祉センター

名 称	所 在 地
岩手厚生年金健康福祉センター サンピア金ヶ崎	岩手県胆沢郡
厚生年金健康福祉センター サンピア仙台	宮城県仙台市
福島厚生年金健康福祉センター サンピア会津	福島県会津若松市
茨城厚生年金健康福祉センター サンピア日立	茨城県日立市
群馬厚生年金健康福祉センター サンピア高崎	群馬県高崎市
千葉厚生年金健康福祉センター サンピア君津	千葉県君津市
東京厚生年金健康づくりセンター サンピア多摩	東京都多摩市
石川厚生年金健康福祉センター サンピア小松	石川県小松市
福井厚生年金健康福祉センター サンピア敦賀	福井県敦賀市
長野厚生年金健康福祉センター サンピア松本	長野県松本市
長野厚生年金健康福祉センター サンピア佐久	長野県佐久市
厚生年金健康福祉センター サンピア岐阜	岐阜県岐阜市
静岡厚生年金健康福祉センター サンピア浜松	静岡県浜松市
愛知厚生年金健康福祉センター サンピア岡崎	愛知県岡崎市
三重厚生年金健康福祉センター サンピア伊賀	三重県上野市
厚生年金健康福祉センター サンピア大阪	大阪府大阪市
兵庫厚生年金健康福祉センター サンピア姫路ゆめさき	兵庫県飾磨郡
厚生年金健康福祉センター サンピア和歌山	和歌山県和歌山市
岡山厚生年金健康福祉センター サンピア倉敷	岡山県倉敷市
広島厚生年金健康福祉センター サンピア福山	広島県福山市
香川厚生年金健康福祉センター サンピアさぬき	香川県木田郡
厚生年金健康福祉センター サンピア高知	高知県高知市
長崎厚生年金健康福祉センター サンピア佐世保	長崎県佐世保市
宮崎厚生年金健康福祉センター サンピア都城	宮崎県都城市
鹿児島厚生年金健康福祉センター サンピアあいら	鹿児島県姶良郡

厚生年金老人ホーム

名 称	所 在 地
厚生年金ハートピア函館	北海道函館市
厚生年金青森おのえ荘	青森県南津軽郡
厚生年金ハートピア田沢湖	秋田県仙北郡
厚生年金ハートピア山形	山形県山形市
厚生年金福島おおとり荘	福島県福島市
厚生年金相馬松川浦荘	福島県相馬市
厚生年金ハートピア桐生	群馬県桐生市
厚生年金ハートピア大宮	埼玉県さいたま市
厚生年金ハートピア鎌倉	神奈川県鎌倉市
厚生年金神奈川あやせ荘	神奈川県綾瀬市
厚生年金ハートピア新潟瀬波	新潟県村上市
厚生年金ハートピア富山つるぎ	富山県中新川郡
厚生年金神明苑	福井県鯖江市
厚生年金ハートピア長野	長野県長野市
厚生年金ハートピア熱海	静岡県熱海市
厚生年金ハートピア長島	三重県桑名郡
厚生年金姫路鷺山荘	兵庫県姫路市
厚生年金奈良いかるが荘	奈良県生駒郡
厚生年金飛火野荘	奈良県奈良市
厚生年金ハートピア南紀田辺	和歌山県田辺市
厚生年金鳥取ふじつ荘	鳥取県東伯郡
厚生年金ハートピア松江	島根県松江市
厚生年金岡山吉備荘	岡山県岡山市
厚生年金広島和光荘	広島県佐伯郡
厚生年金ハートピア萩	山口県萩市
厚生年金高松香風荘	香川県高松市
厚生年金ハートピア北九州	福岡県北九州市
厚生年金福岡まつかぜ荘	福岡県宗像郡
厚生年金大濑荘	福岡県福岡市
厚生年金ハートピア武雄	佐賀県武雄市
厚生年金ハートピア雲仙小浜	長崎県南高来郡
厚生年金ハートピア別府	大分県別府市
厚生年金ハートピア日南杉の湯	宮崎県南那珂郡
厚生年金沖縄うらそえ荘	沖縄県浦添市

別表2（第3条関係）

費 用	内 容
(学 校) 経営に必要な経費 の実支出額	
(保養ホーム) 給 与 費 経 費	本俸 手当 賞与 臨時給 法定福利費 旅費交通費 職員被服費 通信運搬費 消耗品費 消耗備品費 光熱水料 燃料費 修繕費

変 更 契 約 書

平成14年3月29日付をもって締結した「福祉施設経営委託契約書」の一部を次のように改め、平成14年9月30日から適用する。

記

別表1中「厚生年金相馬松川浦荘」及び「厚生年金ハートピア桐生」の項を削除する。

- 123 -
上記変更の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を原契約書とともに所持するものとする。

平成14年9月25日

社 会 保 険 庁 長 官 堤 修

財団法人 厚生年金事業振興団理事長 吉 原 健



変 更 契 約 書

平成14年3月29日付をもって締結した「福祉施設経営委託契約書」の一部を次のように改め、平成16年4月30日から適用する。

記

別表1中「厚生年金岡山吉備荘」、「厚生年金広島和光荘」及び「厚生年金高松香風荘」の項を削除する。

上記変更の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を原契約書とともに所持するものとする。

平成16年4月28日

社 会 保 険 庁 長 官 真 野

財団法人 厚生年金事業振興団理事長 吉 原 健



變更契約書

平成14年3月29日付をもって締結した「福祉施設経営委託契約書」の一部を次のように改め、平成16年9月30日から適用する。

記

別表 1 中「厚生年金姫路鷺山荘」の項を削除する。

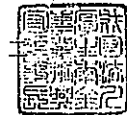
上記変更の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を原契約書とともに所持するものとする。

平成16年9月29日

社 会 保 険 庁 長 官 村 瀬 清



財団法人 厚生年金事業振興団理事長 吉 原 健



国民年金中央会館経営委託契約書

国民年金法第84条の規定に基づいて設置される国民年金中央会館（以下「会館」という。）の経営委託について社会保険庁長官（以下「甲」という。）と社団法人全国国民年金福祉協会連合会理事長（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、会館の経営を乙に委託する。

（運営の基準）

第2条 乙は、会館設置の趣旨にかんがみ、国民年金の被保険者、被保険者であつた者及び年金給付を受けている者（以下「被保険者等」という。）を優先して利用させ、その福祉の増進を図るものとする。

2. 乙は、被保険者等の利用を妨げない範囲において、被保険者等以外の者に利用させることができる。

（経費の負担）

第3条 会館の経営は、乙の責任において行ない、それに要する費用は、原則として乙が負担するものとする。

（独立採算の原則）

第4条 乙は、会館の経営については、会館特別会計を設置し、原則として会館の収入をもつてその支出にあてるものとする。

（利益及び損失の処理）

第5条 乙は、前条の特別会計において、毎会計年度の決算上生じた利益の額の100分の50以上に相当する額を積立金として積み立て、残りの額を繰越利益金として処理するものとする。

2. 乙は、前条の特別会計において、毎会計年度の決算上生じた損失については、繰越損失金として処理するものとする。

3. 乙は、あらかじめ承認した当該収入予算額をこえて積立金をとりくずす場合は、甲の承認を受けるものとする。

（整備）

第6条 会館の土地、建物、工作物及び機械器具（国の財産であるものに限る。）の拡充及び補修は甲の負担において行なうものとする。

ただし甲は、必要と認めた場合は、乙の同意を得て、
乙の負担において行なわせることができるものとする。
(重要財産の取得及び処分の協議)

第6条の2 乙は、会館の経営のため重要財産を取得しようとするとき又は処分(売払い、交換、譲与又は私権を設定することをいう。)しようとするときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

(事業種目)

第7条 乙は、事業種目を決定するときは、甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、前項の事業種目を変更しようとするときは、甲の承認を受けるものとする。

(利用料金)

第7条の2 乙は、会館が国民年金の福祉施設としての性格及びその効率的な経営に要する費用等を考慮して適正な利用料金を決定し、その実施の日の1月前までに甲に届け出るものとする。

2 前項の規定は、利用料金を変更する場合に準用するものとする。

(火災保険の付保)

第8条 乙は、国の財産である会館の建物、工作物及び機械器具(以下「施設」という。)について甲又は乙を受取人とする火災保険契約を締結し、これに要する保険料を負担するものとする。

2 乙は、前項の火災保険契約による保険金の支払いを受けたときは、すみやかに甲の指示に従い当該保険金をもつて、火災により焼失した施設を復元しこれを国(国民年金特別会計)に寄附するものとする。

3 第1項の火災保険契約の保険金額は、国の財産である施設の適正な評価額を基準として、乙が甲に協議して定めるものとする。

(維持管理)

第9条 乙は、国の財産については、常に国有財産及び国有物品の管理責任者と同様の善良な管理者の注意をもつて財産を管理するものとし、天災、地変その他の事故により、国の財産を滅失し、又はき損したときは、ただちに甲に通報するとともに、国有財産又は国有物品の管理責任者に届出し、その指示に従うものとする。

(損害賠償責任)

第9条の2 乙は、前条の注意を怠つたことにより又は職員の重大な過失により国有財産又は国有物品を滅失し又はき損したとき、その他国に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(任免及び懲戒)

第10条 乙は、会館の館長、副館長及び支配人(これに相当する職務を含む。)の任免(任命時の給与の決定を含む)昇格、降格及び懲戒については、あらかじめ、甲の承認を受けるものとする。

(予算の承認)

第11条 乙は、毎会計年度、会館特別会計の予算を作成し、前年度の3月20日までに甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、前項の予算を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

(決算の報告)

第12条 乙は、毎会計年度、会館特別会計の決算を行い、決算書を翌年度の6月末日までに甲に提出するものとする。

(諸規程の制定)

第13条 乙は、会館の運営に関し次の事項について規定を定めるものとする。

1 組織及び就業規則に関する事項

2 会計に関する事項

3 給与及び退職手当に関する事項

4 旅費に関する事項

5 文書の保存に関する事項

6 利用に関する事項

7 その他甲が必要と認める事項

2 乙は、前項に掲げる諸規程を制定し、または改正しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

3 乙は、会館の運営に関し第1項各号に掲げる事項以外の事項について、規程を定めた場合には、甲に報告するものとする。

(調査等)

第14条 乙は、甲から会館に関する調査または報告を求められたときは、すみやかに調査し、または報告するものとする。

(監査)

第15条 甲は、会館に関する帳簿、書類を検査し、または会館の経営につき実地に監査を行なうことができるものとする。

(定例報告)

第16条 乙は、定例報告書を甲に提出するものとする。

2 前項の定例報告書の様式、作成期間及び提出期限は別に甲が定めるものとする。

(経営権の譲渡禁止等)

第17条 乙は、この契約に基づき委託された経営権を第三者に譲渡し、またはその名義を第三者に貸与してはならない。

(指示)

第18条 乙は、この契約に定めるもののほか、甲の指示する方針に従い会館を経営するものとする。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、いつでもこの契約を解除することができる。

(契約解除時の清算)

第19条の2 乙は、この契約が解除されたときは第4条の規定による会館特別会計を清算し、剰余の資産は甲に

引き渡すものとする。

(協議)

第20条 この契約に関し疑義を生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、甲乙協議のうえその都度決定するものとする。

(契約の有効期間)

第21条 この契約の有効期間は、昭和54年10月1日から昭和55年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙から解除の意思表示がないときは、期間満了後1箇年間順次この契約を更新するものとする。

この契約の確実を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

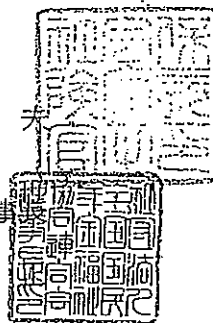
昭和54年9月27日

甲 社会保険庁長官 八木 哲 夫

社団法人

乙 全国国民年金福祉協会連合会理事

大 山



変 更 契 約 書

昭和54年9月27日付をもって締結した「国民年金中央会館経営委託契約書」の一部を次のように改め、平成11年4月1日から適用する。

- 1 第5条第3項中、「の承認を受ける」を「に協議する」に改める。
- 2 第6条中、「拡充及び補修は」を「維持・管理のための必要最小限の整備については」に、「行なうものとする。ただし甲は、必要と認めた場合は、乙の同意を得て、」を「行なうものとし、それ以外は原則」に、「行なわせることができる」を「行う」に改める。
- 3 第7条第1項中、「の承認を受け」を「に届け出」に改め、「ものとする。」の次に「これを変更した場合も同様とする。」を加え、第2項を削る。
第7条の2第1項中、「が国民年金の福祉施設としての性格及びそ」を削り、「その実施の日の1月前まで」を「すみやか」に改める。
- 5 第8条第3項中、「甲に協議して」を削る。
- 6 第10条中、「の承認を受け」を「と協議のうえ定め」に改める。
- 7 第11条の見出し中、「承認」を「届出」に改め、同条第1項中、「会計年度」の次に「開始前に」を加え、「前年度の3月20日までに甲の承認を受け」を「甲に届け出」に改め、同条第2項中、「あらかじめ甲の承認を受け」を「変更後の予算を作成し、すみやかに甲に届け出」に改める。
- 8 第12条の見出し中、「報告」を「提出」に改め、同条中、「決算書を」を削る。

- 9 第13条第2項中、「しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受け」を「したときは、すみやかに甲に届け出」に改める。

- 10 その他の条項については、原契約書のとおりとする。

上記変更の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を原契約書とともに所持するものとする。

平成11年4月1日

社 会 保 険 庁 長 官

高 木 俊 明

社団法人全国国民年金福祉協会連合会理事長

川 崎 幸

国民年金健康保養センター経営委託契約書

国民年金法第84条第1項の規定に基づいて設置された国民年金健康保養センター「グリーンパークいわない」（以下「健康保養センター」という。）の経営委託について社会保険庁長官（以下「甲」という。）と財団法人北海道国民年金福祉協会理事長（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（委 託）

第1条 甲は、健康保養センターの経営を乙に委託する。

2 前項の規定により経営の委託を受ける法人は、社団法人全国国民年金福祉協会連合会（以下「連合会」という。）の正会員となるものとし、連合会が実施する事業に積極的に参加するものとする。

（運営の基準）

第2条 乙は、健康保養センター設置の趣旨にかんがみ、国民年金の被保険者、被保険者であった者及び受給権者（以下「被保険者等」という。）を優先して利用させ、その福祉の増進を図るものとする。

2 乙は、被保険者等の利用を妨げない範囲において、被保険者等以外の者に利用させることができる。

（経営の責任）

第3条 乙は、健康保養センターの経営にあたっては、広くその周知を図り被保険者等の積極的利用に努めるとともに、健全財政を確保し、収支の均衡を含め経営の責任にあたるものとする。

（独立採算の原則）

第4条 乙は、健康保養センターの経営については、健康保養センター特別会計を設置し、原則として健康保養センターの収入をもってその支出にあてるものとする。

（利益及び損失の処理）

第5条 乙は、前条の特別会計において、毎会計年度の決算上生じた利益は、これを全額繰越利益金として処理するものとする。

2 乙は、前条の特別会計において、毎会計年度の決算上生じた損失については、繰越損失金として処理するものとする。

（整 備）

第6条 健康保養センターの土地、建物、工作物及び機械器具（国の財産であるものに限る。）の維持・管理のための必要最小限の整備については、甲の負担において行うものとし、それ以外は原則乙の負担において行うものとする。

（重要財産の取得及び処分の協議）

第7条 乙は、健康保養センターの経営のため重要財産を取得若しくは借地しようとするとき、又は処分（売払い、交換、譲与又は私権を設定することを行う。）しようとするときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

（事業種目）

第8条 乙は、事業種目を決定するときは、甲に届け出るものとする。これを変更した場合も同様とする。

（利用料金）

第9条 乙は、健康保養センターの効率的な運営に要する費用等を考慮して適正な利用料金を決定し、すみやかに甲に届け出るものとする。

2 前項の規定は、利用料金を変更する場合に準用するものとする。

（火災保険の付保）

第10条 乙は、国の財産である健康保養センターの建物、工作物及び機械器具（以下「施設」という。）について甲又は乙を受取人とする火災保険契約を締結し、これに要する保険料を負担するものとする。

2 乙は、前項の火災保険契約による保険金の支払いを受けたときは、すみやかに甲の指示に従い当該保険金をもって、火災により焼失した施設を復元し、これを国（国民年金特別会計）に寄附するものとする。

3 第1項の火災保険契約の保険金額は、国の財産である施設の適正な評価額を基準として、乙が定めるものとする。乙は、契約等について、必要に応じて連合会の指導を受けるものとする。

（維持管理）

第11条 乙は、国の財産については、常に国有財産及び国有物品の管理責任者と同様の善良な管理者の注意をもって財産を管理するものとし、天災、地変その他の事故により、国の財産を滅失し、又はき損したときは、ただちに甲に通報するとともに、国有財産又は国有物品の管理責任者に届出し、その指示に従うものとする。

(損害賠償責任)

第12条 乙は、前条の注意を怠ったことにより、又は職員の重大な過失により国有財産又は国有物品を滅失し、又はき損したとき、その他国に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(任免及び懲戒)

第13条 乙は健康保養センターのセンター長及び支配人（これに相当する職務を含む。）の任免（任命時の給与の決定を含む。）、昇格、降格及び懲戒については、あらかじめ甲と協議のうえ届け出るものとする。

(事業計画及び予算の届出)

第14条 乙は、毎会計年度開始前に、健康保養センターの事業計画及び特別会計の予算を作成し、甲に届け出るものとする。

2 乙は、前項の事業計画及び予算の変更をしようとするときは、変更後の事業計画及び予算を作成し、すみやかに甲に届け出るものとする。

3 乙は、前2項の届け出を行う場合は、必要に応じて連合会の指導を受けるものとする。

(事業報告及び決算の提出)

第15条 乙は、毎会計年度、健康保養センター特別会計の決算を行い、決算書及び事業報告書を翌年度の6月末日までに甲に提出するものとする。

2 乙は、連合会に決算書及び事業報告書の写しを提出するものとする。

(諸規程の制定)

第16条 乙は、健康保養センターの運営に関し次の事項について規程を定めるものとする。

1. 組織及び就業規則に関する事項
2. 会計に関する事項
3. 給与及び退職手当に関する事項
4. 旅費に関する事項
5. 文書の保存に関する事項
6. 利用に関する事項
7. その他甲が必要と認める事項

2 乙は、前項に掲げる諸規程を制定し、又は改正したときは、すみやかに甲に届け出るものとする。

3 乙は、健康保養センターの運営に関し第1項各号に掲げる事項以外の事項について、規程を定めた場合には、甲に報告するものとする。

4 乙は、前2項の届け出及び報告をする場合には、必要に応じて連合会の指導を受けるものとする。

(調査等)

第17条 乙は、甲から健康保養センターに関する調査又は報告を求められたときは、すみやかに調査し、又は報告するものとする。

2 甲が必要と認めたときは、連合会は乙に経営状況につき実地指導を行うことができるものとする。

(監査)

第18条 甲は、健康保養センターに関する帳簿、書類を検査し、又は健康保養センターの経営につき実地に監査を行うことができるものとする。

(利用状況の提出)

第19条 乙は、毎月の利用状況を翌月末までに甲及び連合会に提出するものとする。

(指示)

第20条 乙は、この契約に定めるもののほか、甲の指示する方針に従い健康保養センターを経営するものとする。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、いつでもこの契約を解除することができる。

(契約解除時の清算)

第22条 乙は、この契約が解除されたときは第4条の規定による健康保養センター特別会計を清算し、剰余の資産は甲に引き渡すものとする。

(協議)

第23条 この契約に関し疑義を生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。

(契約の有効期間)

第24条 この契約の有効期間は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から解除の意思表示がないときは、期間満了後1か年間順次この契約を更新するものとする。

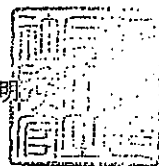
この契約の確実を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成12年4月1日

甲 社会保険庁長官

高木

俊明



乙 財団法人北海道国民年金福祉協会

理事長

岩城

成治



契 約 書

社会保険センター（以下「センター」という。）の運営委託について、社会保険庁長官佐々木 典夫（以下「甲」という。）と財団法人 北海道 社会保険協会会長 村 井 将 一（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（委 託）

第1条 甲は、ほっかいどう社会保険センターの運営を乙に委託する。

（運営の基準）

第2条 乙は、センターの運営にあたっては、その設置の趣旨に鑑み、健康保険、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の被保険者等（以下「被保険者等」という。）の福祉の増進を図るものとする。

乙は、被保険者等の利用を妨げない範囲において、被保険者等以外の者に利用させることができる。

（費用の負担）

第3条 センターの運営は、乙の責任において行い、それに要する費用は、原則として乙が負担するものとする。

（独立採算の原則）

第4条 乙は、センターの運営については、センター特別会計を設置し、原則としてセンターの収入をもってその支出にあてるものとする。

（利益及び損失の処理）

第5条 乙は、前条の特別会計において、毎会計年度の決算上生じた利益の額の100分の50以上に相当する額を必要な額に達するまでの間積立金として積立て、残りを繰越利益金として処理するものとする。

2 乙は、前条の特別会計において、毎会計年度の決算上生じた損失については、積立金の取りくずし等を行い、これを処理するものとする。

3 乙は、あらかじめ承認した当該収入予算額を超えて積立金を取りくずす場合は、甲の承認を受けるものとする。

（整 備）

第6条 センターの土地、建物、工作物、及び機械器具（国の財産であるものに限る。）の拡充及び補修は、国有財産管理者において行うものとする。

ただし、甲は、必要と認めた場合は、国有財産管理者及び乙の同意を得て、乙の負担において行わせることができるものとする。

（重要財産の取得及び処分の協議）

第7条 乙は、センターの運営のため重要財産を取得しようとするとき又は処分（売払い、交換、譲与又は私権を設定することをいう。）しようとするときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

（事業種目）

第8条 乙は、事業種目を決定するときは、甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、前項の事業種目を変更しようとするときは、甲の承認を受けるものとする。

（利用料金）

第9条 乙は、福祉施設としてのセンターの性格及びその効率的な運営に要する費用等を考慮して適正な利用料金を決定し、その実施の1月前までに甲に届け出るものとする。

2 前項の規定は、利用料金を変更する場合に準用するものとする。

（火災保険の付保）

第10条 乙は、国の財産であるセンターの建物、工作物及び機械器具（以下「施設」という。）について、甲又は乙を受取人とする火災保険契約を締結し、これに要する保険料を負担するものとする。

2 乙は、前項の火災保険契約による保険金の支払いを受けたときは、速やかに甲の指示に従い当該保険金をもって、火災により焼失した施設を復元し、これを国に寄附するものとする。

3 第1項の火災保険契約の保険金額は、国の財産である施設の適正な評価額を基準として、乙が甲に協議して定めるものとする。

(維持管理)

第11条 乙は、国の財産については、常に国有財産及び国有物品の管理責任者と同様の善良な管理者の注意をもって財産を管理するものとし、天災、地変その他の事故により、国の財産を滅失し、又はき損したときは、直ちに甲に通報するとともに、国有財産又は国有物品の管理責任者に届出し、その指示に従うものとする。

(損害賠償責任)

第12条 乙は、前条の注意を怠ったことにより又は職員の重大な過失により国有財産及び国有物品を滅失し又はき損したとき、その他国に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(任免及び懲戒)

第13条 乙は、センターの長たる者及びこれに準ずる者(これに相当する職務を含む。)の任免(任免時の給与の決定を含む。)、昇格、降格及び懲戒については、あらかじめ、社団法人全国社会保険協会連合会(以下「全社連」という。)に協議したうえ、甲の承認を受けるものとする。

(予算の承認)

第14条 乙は、毎会計年度、センター特別会計の予算を作成し、前年度の3月20日までに甲に提出し、その承認を受けるものとする。

2 乙は、前項の予算を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

(決算の報告)

第15条 乙は、毎会計年度、センター特別会計の決算を行い、決算書を翌年度の6月末日までに甲に提出するものとする。

(諸規定の制定)

第16条 乙は、センターの運営に関し、次の事項について規定を定めるものとする。

- (1) 組織及び就業規則に関する事項
- (2) 会計に関する事項
- (3) 給与及び退職手当に関する事項

(4) 旅費に関する事項

(5) 文書の保存に関する事項

(6) 利用に関する事項

(7) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、前項に掲げる諸規定を制定し、又は改正しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

3 乙は、センターの運営に関し第1項各号に掲げる事項以外の事項について、規程を定めた場合には、甲に報告するものとする。

(調査等)

第17条 乙は、甲からセンターに関する調査又は報告を求められたときは、速やかに調査し、又は報告するものとする。

(監査)

第18条 甲は、センターに関する帳簿、書類を検査し、又はセンターの運営につき実地に監査を行うことができる。

2 甲は、前項の検査等について、甲が必要な範囲内で全社連に行わせることができるものとする。

(定例報告)

第19条 乙は、定例報告書を甲に提出するものとする。

2 前項の定例報告書の様式、作成期間及び提出期限は別に甲が定めるものとする。

(報告等)

第20条 この契約書に基づき、乙が甲に承認を受け、協議を行い、報告をし又は提出をすることとされているものについては、全社連を経由して行うものとする。

(運営権の譲渡禁止等)

第21条 乙は、この契約に基づき委託された運営権を第三者に譲渡し、又はその名義を第三者に貸与してはならない。

(指示)

第22条 乙は、この契約に定めるもののほか、甲の指示する方針に従いセ

ンターを運営するものとする。

(契約の解除)

第23条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、いつでもこの契約を解除することができる。

(契約解除時の精算)

第24条 乙は、この契約が解除されたときは第4条の規定によるセンター特別会計を精算し、剰余の資産は甲に引き渡すものとする。

(協議)

第25条 この契約に関し疑義を生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、甲乙協議のうえその都度決定するものとする。

(契約の有効期間)

第26条 この契約の有効期間は、平成9年4月1日から平成10年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から解除の意志表示がないときは、期間満了後1ヶ年間順次この契約を更新するものとする。

この契約の確実を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成9年4月1日

甲 社会保険庁長官

佐々木 典 夫



乙 財団法人 北海道 社会保険協会

会長

村井 将一



変 更 契 約 書

平成9年4月1日付をもって締結した「契約書」の一部を次のとおり改める。

第1条 第5条（利益及び損失の処理）を削る。

第2条 第6条（整備）を第5条（整備）とし、同条中「拡充及び補修は、国有財産管理者において行うものとする。ただし、甲は、必要と認めた場合は、国有財産管理者及び乙の同意を得て、乙の負担において行わせることができるものとする。」を「維持・管理のための必要最小限の整備については、国有財産管理者において行うものとし、それ以外は甲及び国有財産管理者の同意を得て、原則乙の負担において行うものとする。」に改める。

第3条 第7条（重要財産の取得及び処分の協議）を第6条（重要財産の取得及び処分の協議）とし、第8条（事業種目）を第7条（事業種目）とし、第9条（利用料金）を第8条（利用料金）とする。

第4条 第10条（火災保険の付保）を第9条（火災保険の付保）とし、同条第3項中「甲に協議して」を削る。

第5条 第11条（維持管理）を第10条（維持管理）とし、第12条（損害賠償責任）を第11条（損害賠償責任）とし、第13条（任免及び懲戒）を第12条（任免及び懲戒）とし、同条中「に協議したうえ、甲の承認を受ける」を「及び甲と協議する」に改める。

第6条 第14条（予算の承認）を第13条（予算の承認）とし、同条第1項中「毎会計年度」の下に「開始前に」を加え、「前年度の3月20日までに甲に提出し、そ」を「甲」に改める。

第7条 第15条（決算の報告）を第14条（決算の報告）とし、第16条（諸規程の制定）から第23条（契約の解除）までを1条ずつ繰り上げる。

第8条 第24条（契約解除時の清算）を第23条（契約解除時の清算）とし、同条中「剰余の」を「センター特別会計に計上されている」に改め、ただし書として次のように加える。

なお、甲の承認を受け、センターの事業を継承する施設等に当該資産を引き渡すことができるものとする。

第9条 第25条（協議）を第24条（協議）とし、第26条（契約の有効期間）を第25条（契約の有効期間）とし、同条中「平成9年4月1日」を「平成10年2月2日」に改める。

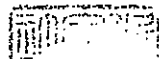
第10条 その他の条項については、原契約書のとおりとする。

136
変更の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を原契約書とも
も所持するものとする。

平成10年2月2日

甲 社会保険庁長官

佐々木典夫



乙 財団法人 北海道 社会保険協会

会長

村井 将一



社会保険健康センター運営委託契約書

社会保険健康センター（以下「センター」という。）の運営委託について、社会保険庁長官（以下「甲」という。）と財団法人社会保険健康事業財団理事長（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（委 託）

第1条 甲は、別表に定めるセンターの運営を乙に委託する。

（運営の基準）

第2条 乙は、センターの運営に当たっては、その設置の趣旨にかんがみ、健康保険、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等（以下「被保険者等」という。）の福祉の増進を図るものとする。

2 乙は、被保険者等の利用を妨げない範囲において、被保険者等以外の者に利用させることができる。

（経費の負担）

第3条 センターの運営は、乙の責任において行い、それに要する費用は原則として乙が負担するものとする。

（独立採算の原則）

第4条 乙は、センターの運営については、センター特別会計を設置し、原則としてセンターの収入をもってその支出に充てるものとする。

（利益及び損失の処理）

第5条 乙は、前条の特別会計において、毎会計年度の決算上生じた利益の100分の50以上に相当する額を積立金として積み立て、残りの額を繰越利益金として処理するものとする。

2 乙は、前条の特別会計において、毎会計年度の決算上生じた損失については、繰越損失金として処理するものとする。

3 乙は、あらかじめ承認した当該収入予算額をこえて積立金をとりくずす場合は、甲の承認を受けるものとする。

（整 備）

第6条 センターの土地、建物、工作物及び機械器具（国の財産であるものに限る。）の拡充及び補修は甲の負担において行うものとする。

ただし、甲は、必要と認めた場合は、乙の同意を得て、乙の負担において行わせることができるものとする。

（重要財産の取得及び処分の協議）

第7条 乙は、センターの運営のため重要財産を取得しようとするとき又は処分（売払い、交換、譲与または私権を設定す

ることをいう。)しようとするときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

(事業種目)

第8条 乙は、事業種目を決定するときは、甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、前項の事業種目を変更しようとするときは、甲の承認を受けるものとする。

(利用料金)

第9条 乙は、福祉施設としてのセンターの性格及びその効率的な運営に要する費用等を考慮して適正な利用料金を決定し、その実施の日の1月前までに甲に届け出るものとする。

(火災保険の付保)

第10条 乙は、国の財産であるセンターの建物、工作物及び機械器具(以下「施設」という。)について甲又は乙を受取人とする火災保険契約を締結し、これに要する保険料を負担するものとする。

2 乙は、前項の火災保険契約による保険金の支払を受けたときは、すみやかに甲の指示に従い当該保険金をもって、火災により焼失した施設を復元し、これを国に寄附するものとする。

3 第1項の火災保険契約の保険金額は、国の財産である施設の適正な評価額を基準として、乙が甲に協議して定めるものとする。

(維持管理)

第11条 乙は、国の財産については、常に国有財産及び国有物品の管理責任者と同様の善良な管理者の注意をもって財産を管理するものとし、天災、地震その他の事故により、国の財産を滅失し、又はき損したときは、ただちに甲に通報するとともに、国有財産又は国有物品の管理責任者に届出し、その指示に従うものとする。

(損害賠償責任)

第12条 乙は、前条の注意を怠ったことにより又は職員の重大な過失により国有財産又は国有物品を滅失し又はき損したとき、その他国に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(任免及び懲戒)

第13条 乙は、センターの長たる者及びこれに準ずるものの任免(任命時の給与の決定を含む。)、昇格、降格及び懲戒については、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

(予算の承認)

第14条 乙は、毎会計年度、センター特別会計の予算を作成し、前年度の3月20日までに甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、前項の予算を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

(決算の報告)

第15条 乙は、毎会計年度、センター特別会計の決算を行い、決算書を翌年度の6月末日までに甲に提出するものとする。

(諸規定の制定)

第16条 乙は、センターの運営に関し次の事項について規程を定めるものとする。

- (1) 組織及び就業規則に関する事項
- (2) 会計に関する事項
- (3) 給与及び退職手当に関する事項
- (4) 旅費に関する事項
- (5) 文書の保存に関する事項
- (6) 利用に関する事項
- (7) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、前項に掲げる諸規程を制定し、又は改正しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

3 乙は、センターの運営に関し第1項各号に掲げる事項以外の事項について規程を定めた場合には、甲に報告するものとする。

(調査等)

第17条 乙は、甲からセンターに関する調査又は報告を求められたときは、すみやかに調査し、又は報告するものとする。

(監査)

第18条 甲は、センターに関する帳簿、書類を検査し、又はセン

ターの運営につき実地に監査を行うことができるものとする。

(定例報告)

第19条 乙は、定例報告書を甲に提出するものとする。

2 前項の定例報告書の様式、作成期間及び提出期限は別に甲が定めるものとする。

(運営権の譲渡禁止等)

第20条 乙は、この契約に基づき委託された運営権を第三者に譲渡し、又はその名義を第三者に貸与してはならない。

(指示)

第21条 乙は、この契約に定めるもののほか、甲の指示する方針に従いセンターを運営するものとする。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、いつでもこの契約を解除することができる。

(契約解除時の清算)

第23条 乙は、この契約が解除されたときは、第4条の規定によるセンター特別会計を清算し、剰余の資産は甲に引き渡すものとする。

(協議)

第24条 この契約に疑義を生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は甲乙協議のうえ、その都度決定す

るものとする。

変 更 契 約 書

(契約の有効期間)

第 2 5 条 この契約の有効期間は、平成 2 年 4 月 2 日から平成 3 年 3 月 3 1 日までとする。

ただし、期間満了の日の 1 箇月前までに甲又は乙から解除の意思表示がないときは、期間満了後 1 箇年間順次この契約を更新するものとする。

この契約の確実を証するため、契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自 1 通を所持するものとする。

平 2 年 4 月 4 日

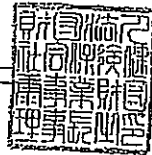
甲 社会保険庁長官

小 林 功



乙 財団法人 社会保険健康事業財団理事長

加 藤 威



平成 2 年 4 月 4 日付をもって締結した「社会保険健康センター運営委託契約書」の一部を次のとおり改める。

第 1 条 第 5 条（利益及び損失の処理）を削る。

第 2 条 第 6 条（整備）を、第 5 条（整備）とし、同条中「拡充及び補修は甲の負担において行うものとする。ただし、甲は、必要と認めた場合は、乙の同意を得て、乙の負担において行わせることができるものとする。」を「維持・管理のための必要最小限の整備については、国有財産管理者において行うものとし、それ以外は甲及び国有財産管理者の同意を得て、原則乙の負担において行うものとする。」に改める。

第 3 条 第 7 条（重要財産の取得及び処分協議）を第 6 条（重要財産の取得及び処分協議）とし、第 8 条（事業種目）を第 7 条（事業種目）とし、第 9 条（利用料金）を第 8 条（利用料金）とする。

第 4 条 第 10 条（火災保険の付保）を第 9 条（火災保険の付保）とし、同条第 3 項中「甲に協議して」を削る。

第 5 条 第 11 条（維持管理）を第 10 条（維持管理）とし、第 12 条（損害賠償責任）を第 11 条（損害賠償責任）とし、第 13 条（任免及び懲戒）を第 12 条（任免及び懲戒）とし、同条中「甲の承認を受ける」を「甲と協議する」に改める。

第 6 条 第 14 条（予算の承認）を第 13 条（予算の承認）とし、同条第 1 項中「毎会計年度」の下に「開始前に」を加え、「前年度の 3 月 20 日までに」を削る。

平成2年4月4日付をもって締結した「社会保険健康センター運営委託契約書」の一部を次のように改め、平成11年3月11日から適用する。

第1条 別表を

名 称	委託開始年月日	所 在 地
高岡社会保険健康センター	平成2年12月19日	高岡市中川1-1-10
四日市社会保険健康センター	平成3年1月18日	四日市市新正4-3-19
弘前社会保険健康センター	平成3年3月11日	弘前市本町71-1
上越社会保険健康センター	平成3年3月16日	上越市大町5-5-12
栃木社会保険健康センター	平成3年10月11日	栃木市錦町7-8
北九州社会保険健康センター	平成3年10月11日	北九州市八幡西区岸の浦1-3-18
丸亀社会保険健康センター	平成3年10月18日	丸亀市大手町3-3-21
郡山社会保険健康センター	平成4年4月1日	郡山市桑野2-13-7
姫路社会保険健康センター	平成4年9月10日	姫路市北条1丁目250
武生社会保険健康センター	平成4年10月15日	武生市新町5-4-4
生駒社会保険健康センター	平成4年12月4日	生駒市東生駒1-556-8
金沢社会保険健康センター	平成4年12月25日	金沢市小坂町北168
彦根社会保険健康センター	平成4年12月25日	彦根市開出今町1351-3
甲府社会保険健康センター	平成4年12月25日	甲府市南口町1-40
高槻社会保険健康センター	平成5年3月10日	高槻市幸町4-3
日田社会保険健康センター	平成5年7月21日	日田市上城内町1107-1
米子社会保険健康センター	平成5年9月16日	米子市錦町3-77-9
桐生社会保険健康センター	平成5年10月28日	桐生市宮前町2-1797-18
安城社会保険健康センター	平成6年3月4日	安城市箕輪町正福田121
延岡社会保険健康センター	平成6年3月23日	延岡市横口1-169-3
中央社会保険健康センター	平成6年3月25日	新宿区大久保2-12-1
下関社会保険健康センター	平成6年3月28日	下関市大坪本町44-20
伊那社会保険健康センター	平成7年2月13日	伊那市伊那5845-1

第7条 第15条（決算の報告）を第14条（決算の報告）とし、第16条（諸規程の制定）から第22条（契約の解除）までを1条ずつ繰り上げる。

第8条 第23条（契約解除時の清算）を第22条（契約解除時の清算）とし、同条中「剰余の」を「センター特別会計に計上されている」に改め、ただし書として次のように加える。

なお、甲の承認を受け、センターの事業を継承する施設等に当該資産を引き渡すことができるものとする。

第9条 第24条（協議）を第23条（協議）とし、第25条（契約の有効期間）を第24条（契約の有効期間）とし、同条中「平成2年4月2日から平成3年3月31日」を「平成10年2月2日から平成10年3月31日」に改める。

第10条 その他の条項については、原契約書のとおりとする。

ただし、別表については平成9年11月28日付変更契約書によるものとする。

記変更の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を原契約書とともに所持するものとする。

平成10年2月2日

甲 社会保険庁長官

佐々木 典夫

乙 財団法人 社会保険健康事業財団理事長

正 木



名 称	委託開始年月日	所 在 地
宇治社会保険健康センター	平成7年2月16日	宇治市宇治式番88-7
佐世保社会保険健康センター	平成7年3月17日	佐世保市島地町10-13
大垣社会保険健康センター	平成7年3月27日	大垣市林町7-618-1
徳島社会保険健康センター	平成7年3月30日	徳島市川内町平石若宮92-4
鹿児島社会保険健康センター	平成7年8月17日	鹿児島市谷山塩屋町675
土浦社会保険健康センター	平成7年10月27日	土浦市大字佐野子字天神165-4
浜田社会保険健康センター	平成7年11月15日	浜田市浅井町64-14
倉敷社会保険健康センター	平成7年11月30日	倉敷市羽島 666-1
酒田社会保険健康センター	平成8年1月30日	酒田市浜田1-7-20
富士社会保険健康センター	平成8年2月20日	富士市本市場新田170-1
石巻社会保険健康センター	平成8年3月15日	石巻市立町一丁目7-3
沖縄社会保険健康センター	平成8年4月1日	沖縄市松本1-8-1
函館社会保険健康センター	平成9年2月1日	函館市乃木町8-15
入間社会保険健康センター	平成9年2月28日	入間市大字新久206-3
藤沢社会保険健康センター	平成9年4月1日	藤沢市藤沢1018
一関社会保険健康センター	平成9年10月20日	一関市地主町8-1
今治社会保険健康センター	平成9年11月28日	今治市北室来町3-2-10
呉社会保険健康センター	平成10年3月10日	呉市室町1-2
田辺社会保険健康センター	平成11年3月4日	田辺市文里2-37-25
大曲社会保険健康センター	平成11年3月11日	大曲市中通町28-20

に改める。

第2条 その他の条項については、原契約書のとおりとする。

上記変更の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を原契約書とともに所持するものとする。

平成11年3月11日

社 会 保 険 庁

長 官 高 木 俊 明

財団法人 社会保険健康事業財団

理事長 正 木





恵比寿厚生年金福祉センター経営委託契約書

厚生年金保険法第79条第1項の規定に基づき、東京都渋谷区恵比寿南3-9-8に設置された恵比寿厚生年金福祉センター（以下「センター」という。）の経営委託について、社会保険庁長官（以下「甲」という。）と財団法人社会保険協会会長（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（運営の基準）

第1条 乙は、センターの運営に当たっては、その設置の趣旨にかんがみ、厚生年金保険の被保険者、被保険者であつた者及び年金給付を受けている者（以下「被保険者等」という。）を優先して利用させ、その福祉の増進を図るものとする。

2 乙は、被保険者等の利用を妨げない範囲において、被保険者等以外の者に利用させることができる。

（経費の負担）

第2条 センターの経営は、乙の責任において行い、それに要する費用は、原則として乙が負担

するものとする。

（独立採算の原則）

第3条 乙は、センターの経営については、センター特別会計を設置し、原則としてセンターの収入をもつてその支出に充てるものとする。

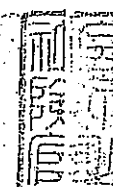
（利益及び損失の処理）

第4条 乙は、前条の特別会計において、毎会計年度の決算上生じた利益の額の100分の50以上に相当する額を積立金として積み立て、残りの額を繰越利益金として処理するものとする。

2 乙は、前条の特別会計において、毎会計年度の決算上生じた損失を繰越利益金から減額し、なお不足があるときは甲の承認を受けて積立金から減額し、なお不足があるときは、繰越欠損金として処理するものとする。

（整備）

第5条 センターの土地、建物、工作物及び機械器具（国の財産であるものに限る。）の拡充及び補修は、甲の負担において行ふものとする。ただし、甲は、必要と認めた場合は、乙の同意を得て、乙の負担において行わせることができるものとする。



(重要財産の取得及び処分の協議)

第6条 乙は、センターの経営のため重要財産を取得しようとするとき又は処分（売払い、交換、譲与又は私権を設定することをいう。）しようとするときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

(事業種目)

第7条 乙は、事業種目を決定するときは、甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、前項の事業種目を変更しようとするときは、甲の承認を受けるものとする。

(利用料金)

第8条 乙は、厚生年金保険の福祉施設としてのセンターの性格及びその効率的な経営に要する費用等を考慮して適正な利用料金を決定し、その実施の日の1月前までに甲に届け出るものとする。

2 前項の規定は、利用料金を変更する場合に準用するものとする。

(火災保険の付保)

第9条 乙は、国の財産であるセンターの建物、

工作物及び機械器具（以下「施設」という。）について甲又は乙を受取人とする火災保険契約を締結し、これに要する保険料を負担するものとする。

2 乙は、前項の火災保険契約による保険金の支払いを受けたときは、速やかに甲の指示に従い、当該保険金をもつて火災により焼失した施設を復元し、これを国（厚生保険特別会計）に寄附するものとする。

3 第1項の火災保険契約の保険金額は、国の財産である施設の適正な評価額を基準として、乙が甲に協議して定めるものとする。

(維持管理)

第10条 乙は、国の財産については、常に国有財産及び国有物品の管理責任者と同様の善良な管理者の注意をもつて財産を管理するものとし、天災、地変その他の事故により、国の財産を滅失し又はき損したときは、直ちに甲に通知するとともに、国有財産又は国有物品の管理責任者に報告し、その指示に従うものとする。

(損害賠償責任)

第 1 1 条 乙は、前条の注意を怠つたことにより又は職員の重大な過失により国有財産又は国有物品を滅失し又はき損したとき、その他国に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(任免及び懲戒)

第 1 2 条 乙は、センター長、支配人(これに準ずるものを含む。)の任命(任命時の給与の決定を含む。)、昇格、解職及び懲戒については、あらかじめ、甲の承認を受けるものとする。

(予算の承認)

第 1 3 条 乙は、毎会計年度、センター特別会計の予算を作成し、前年度の 3 月 2 0 日までに甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、前項の予算を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

(決算の報告)

第 1 4 条 乙は、毎会計年度、センター特別会計の決算を行い、決算書を翌年度の 6 月末日までに甲に提出するものとする。

(諸規程の制定)

第 1 5 条 乙は、センターの運営に関し次の事項

について規程を定めるものとする。

- (1) 組織及び就業規則に関する事項
- (2) 会計に関する事項
- (3) 給与及び退職手当に関する事項
- (4) 旅費に関する事項
- (5) 文書の保存に関する事項
- (6) 利用に関する事項
- (7) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、前項に掲げる諸規程を制定し又は改正しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

3 乙は、センターの運営に関し、第 1 項各号に掲げる事項以外の事項について規程を定めた場合には、甲に報告するものとする。

(調査等)

第 1 6 条 乙は、甲からセンターに関する調査又は報告を求められたときは、速やかに調査し、又は報告するものとする。

(監査)

第 1 7 条 甲は、センターに関する帳簿、書類を検査し、又は、センターの経営の状況につき実地に

監査を行うことができるものとする。

(定例報告)

第 1 8 条 乙は、定例報告書を甲に提出するものとする。

2 前項の定例報告書の様式、作成期間及び提出期限は別に甲が定めるものとする。

(経営権の譲渡禁止)

第 1 9 条 乙は、この契約に基づき委託された経営権を第三者に譲渡し、又はその名義を第三者に貸与してはならない。

(指示)

第 2 0 条 乙は、この契約に定めるもののほか、甲の指示する方針に従いセンターを運営するものとする。

(契約の解除)

第 2 1 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、いつでもこの契約を解除することができる。

(契約解除時の清算)

第 2 2 条 乙は、この契約が解除されたときは、「福祉施設経営委託事業の清算に関する契約」(昭和 5 9 年 6 月 1 日締結) の定めるところに

より第 3 条の規定によるセンター特別会計を清算し、剰余の資産は甲に引き渡すものとする。

(協議)

第 2 3 条 この契約に関し疑義を生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、甲乙協議のうえその都度決定するものとする。

(契約の有効期間)

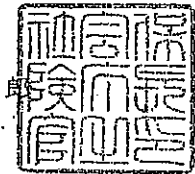
第 2 4 条 この契約の有効期間は、昭和 5 9 年 6 月 1 日から昭和 6 0 年 3 月 3 1 日までとする。

ただし、期間満了の日の 1 月前までに甲又は乙から解除の意思表示がないときは、期間満了後 1 年間順次この契約を更新するものとする。
この契約の確実を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自 1 通を所持するものとする。

昭和 5 9 年 6 月 1 日

甲 社会保険庁

長 官 金 田 一



乙 財団法人社会保険協会

会 長 曾根田 郁



変 更 契 約 書

昭和59年6月1日付をもって締結した「恵比寿厚生年金福祉センター経営委託契約書」の名称を「運営委託契約書」に改め、本文以下の一部を次のとおり改める。

第1条 運営委託契約書本文中「厚生年金保険法第79条第1項の規定に基づき、東京都渋谷区恵比寿南3-9-8に設置された恵比寿厚生年金福祉センター」を「恵比寿社会保険福祉センター」に、「経営委託」を「運営委託」に改める。

第2条 第4条（利益及び損失の処理）を削る。

第3条（独立採算の原則）を第4条（独立採算の原則）とし、同条中「経営」を「運営」に改める。

第2条（経費の負担）を第3条（経費の負担）とし、同条中「経営」を「運営」に改める。

第1条（運営の基準）を第2条（運営の基準）とし、同条第1項中「厚生年金保険の被保険者、被保険者であった者及び年金給付を受けている者」を「健康保険、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の被保険者等」に改め、「を優先して利用させ、そ」を削り、同条の前に次の一条を加える。

（委 託）

第1条 甲は、恵比寿社会保険福祉センターの運営を乙に委託する。

第3条 第5条（整備）中「拡充及び補修は、甲の負担において行うものとする。ただし、甲は、必要と認めた場合は、乙の同意を得て、乙の負担において行わせることができる」を「維持・管理のための必要最小限の整備については、国有財産管理者において行うものとし、それ以外は甲及び国有財産管理者の同意を得て、原則乙の負担において行う」に改める。

第4条 第8条（利用料金）第1項中「厚生年金保険の」を削り、「経営」を「運営」に改める。

第5条 第9条（火災保険の付保）第2項中「（厚生保険特別会計）」を削り、同条第3項中「甲に協議して」を削る。

第6条 第10条（維持管理）中「通知」を「通報」に、「報告」を「届出」に改める。

第7条 第12条（任免及び懲戒）中「センター長、支配人（これに準ずるものを含む。）の任命（任命時の給与の決定を含む。）」を「センターの長たる者及びこれに準ずる者（これに相当する職務を含む。）の任免（任免時の給与の決定を含む。）」に、「解職」を「降格」に、「甲の承認を受ける」を「甲と協議する」に改める。

第8条 第13条（予算の承認）第1項中「毎会計年度」の下に「開始前に」を加え、「前年度の3月20日までに」を削る。

第9条 第17条（監査）中「経営の状況」を「運営」に改め、「ものとする」を削る。

第10条 第19条（経営権の譲渡禁止等）中「経営権」（見出しを含む。）を「運営権」に改める。

第11条 第20条（指示）中「経営」を「運営」に改める。

第12条 第22条（契約解除時の清算）中「「福祉施設経営委託事業の清算に関する契約」（昭和59年6月1日締結）の定めるところにより第3条の規定による」を「第4条の規定による」に、「剰余の」を「センター特別会計に計上されている」に改め、同条に次のただし書を加える。

なお、甲の承認を受け、センターの事業を継承する施設等に当該資産を引き渡すことができるものとする。

第13条 その他の条項については、原契約書のとおりとする。

上記変更の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を原契約書とともに所持するものとする。

平成10年4月1日

甲 社会保険庁長官

佐々木 典夫

乙 財団法人社会保険協会

会長 八木 哲夫



行政改革に関する第5次答申～最終答申～

序章 総論

- 1 審議経過と答申全体の考え方
- 2 行政改革と財政再建
- 3 行政の基本方向及び改革の主要点
- 4 今後における行政改革の推進

第1章 行政組織

- 1 改革の方向
- 2 総合調整機能の強化等
- 3 内部部局の再編合理化
- 4 附属機関等の整理合理化
- 5 自己改革と今後の課題

第2章 現業・特殊法人

- 1 改革の方向
- 2 現業等の合理化
- 3 特殊法人等の整理合理化

(1) 整理合理化方針

特殊法人等及びその事業について、社会・経済情勢の変化に対応して的確な改革を進めていくため、次のような措置が必要と考えらる。

ア 共通的观点

- (ア) 社会的意義が低下しているもの、効果が不明確なもの、特定の対象を過度に優遇しているもの等については、廃止、縮小、事業分野の限定を図る。
- (イ) 民間の活動にゆだねても差し支えないものについては、法人を廃止するか、後記4の(2)のアに述べる「自立化の原則」により民間法人化を図る。
- (ウ) 事業執行に当たり、効率性・適正性が確保されていないものについては、運営の改善に努めるとともに、機構・定員の見直しを行う。

イ 事業類型別观点

- (ア) 政策金融関係法人については、金融構造の変化を踏まえ、民間にゆだねても差し支えない分野については、縮小あるいは撤退する。
また、近年、政策金融機関の経営状況は著しく悪化し、さらに、政策金融機関に対する利子補給や出資額が漸増している状況にかんがみ、基準金利による貸出しのウエイトが高い機関については、収支相償を基本とした経営を行うほか、貸出利率が極めて低利で一般会計や特別会計から多額の利子補給、出資等の出ているものについては、他の政策手段との均衡に配慮しつつ、財政負担を軽減する方向で見直しを行う。
- (イ) 産業助成関係法人については、生産面・流通面における産業構造の改善を進め、受益者の過度の依存や限界的な企業の温存を招かないよう、その方法や内容、受益者負担の在り方等について見直しを行う。
- (ウ) 公共事業関係法人については、経済の低成長と逼迫した財政状況下において、事業の必要性や整理目標、進捗ペースについて厳しい見直しを行う必要がある。
このため、一般会計からの出資、補助を必要とする事業については、極力、事業規模の抑制・縮小を図るほか、特に民間事業と競合する分野等については、事業分野を限定するとともに、事業費を抑制するための新たな仕組みを導入する等の措置を講ずる。
- (エ) 施設関係法人については、民間と競合する会館、宿泊施設等の施設の新設を原則的に中止するとともに、既存施設については、運営の民間委託を進める等経営の効率化を進める。
また、これらの施設を管理する法人については、経営の効率化と施設の利活用を図る見地から、可能なものについては民間法人化する。
- (オ) 国際関係法人、(カ) 検査・検定関係法人、(キ) 公営競技関係法人、(ク) その他・・・・内容省略

(2) 具体的措置

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| ア 北海道開発庁関係法人 | ・北海道東北開発公庫 |
| イ 経済企画庁関係法人 | ・海外経済協力基金、国民生活センター |
| ウ 科学技術庁関係法人 | ・理化学研究所、日本科学技術情報センター |
| エ 環境庁関係法人 | ・公害防止事業団 |
| オ 国土庁関係法人 | ・地政振興整備公団 |
| カ 外務省関係法人 | ・国際協力事業団 |
| キ 大蔵省関係法人 | ・国民金融公庫、日本開発銀行、日本輸出入銀行 等 |
| ク 文部省関係法人 | ・国立競技場、国立教育会館、国立劇場、日本私学振興財団 等 |

ケ 厚生省関係法人

(ア) 医療金融公庫については、全国的な病床不足の解消状況及び医療事業と社会福祉事業との関連性にかんがみ、社会福祉事業振興会に統合することとし、同公庫は廃止する。

(イ) 環境衛生金融公庫については、環境衛生関係営業の近代化及び衛生水準の向上に配慮しつつ、利子補給金の抑制の見地から業務の効率化を図る。また、貸付計画額の策定に当たっては、適正を期する。

(ウ) 年金福祉事業団については、被保険者住宅資金貸付けに関し、借入申込み手続きの簡素化を図るなど利用者の便を図るとともに、大規模年金保養基地の新設を原則として中止し、運営の民間等への委託を行う。

- | | |
|-------------|---|
| コ 農林水産省関係法人 | ・農用地開発公庫、森林開発公庫、畜産振興事業団、農林中央金庫 等 |
| サ 通商産業省関係法人 | ・石油公庫、金属鉱業事業団、中小企業金融公庫、中小企業事業団 等 |
| シ 運輸省関係法人 | ・軽自動車検査協会、日本航空株式会社 等 |
| ス 郵政省関係法人 | ・簡易保険郵便年金福祉事業団については、原則として会館、宿泊施設等の新設を行わないこととするともに、今後は各種施設の民間委託を推進する等、経営の一層の効率化を図ることによって、交付金を縮減する。 |

郵便貯金振興会については、原則として会館、宿泊施設等の新設を行わないこととするともに、会館運営については利用料金の見直し及び経営の効率化を推進し、自立化の原則に従い民間法人化する。

- | | |
|-----------|--|
| セ 労働省関係法人 | ・通産・放送衛星機構 |
| | ・雇用促進事業団については、原則として会館、宿泊施設等の新設を行わないこととするともに、移転就職者の新設については、真に必要なものに限定し、既存の施設のうち継続的に移転就職者の入居が見込まれないもの等は、地方公共団体に移管するとともに、管理の適正化を行う。 |
| | ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会 等 |

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ソ 建設省関係法人 | ・日本道路公団 等 |
| タ 自治省関係法人 | ・公営企業金融公庫 等 |
| チ その他の法人 | ・日本中央競馬会、日本自転車振興会、日本船舶振興会 等 |

4 特殊法人等の活性化方策

第3章 国と地方の関係及び地方行政

- 1 改革の方向
- 2 地方支分部局の整理合理化
- 3 地方事務官制度の廃止

第4章 補助金等

- 1 改革の方向
- 2 補助金等の整理合理化
- 3 整理合理化の一般的方策

第5章 許認可等

- 1 改革の方向
- 2 許認可等の整理合理化
- 3 新設の審査と定期的見直し等

第6章 公務員

- 1 改革の方向
- 2 一般公務員制
- 3 外務公務員制
- 4 特殊法人等の役職員

第7章 予算・会計・財政投融资

- 1 改革の方向
- 2 予算・会計制度
- 3 特別会計制度
- 4 財政投融资

第8章 行政情報公開、行政手続等

- 1 改革の方向
- 2 行政情報の公開と管理
- 3 行政情報制度
- 4 QA等事務処理の近代化
- 5 オンブズマン等行政監視・救済制度

おわりに

(抜粋)

昭和58年5月24日

閣 議 決 定

臨時行政調査会の最終答申後における行政具体化方策について

(2) 特殊法人等の整理合理化等

ア 特殊法人等の統廃合

医療金融公庫、国立競技場等統廃合を答申で指摘された法人については、原則として、昭和59年度末までに措置することとし、所要の法律案を次期通常国会に提出すべく、諸般の準備を進めるものとする。

ウ 特殊法人等の事業の縮小等

雇用促進事業団、住宅・都市整備公団等事業の縮小、重点化等上記ア及びイに掲げる事項以外の事項を答申で指摘された法人については、次の方針により、昭和59年度予算編成過程において具体的措置を検討し、一括して成案を取りまとめるものとする。

(ア) 政策金融関係法人については、貸出利率の引上げ、協調融資比率の引下げ等、財政負担を軽減する方向で見直しを行う。

(エ) 施設関係法人については、民間と競合する会館、宿泊施設等の新設を原則的に中止するとともに、既存施設の運営に民間委託等を進める。

(オ) その他の法人についても、答申の指摘に即してそれぞれの見直しを行う。

国及び特殊法人による宿泊施設の 設置・運営に関する地方監察の結果

昭和58年9月

行政管理庁 行政監察局

前書き

国、特殊法人、認可法人、地方公共団体等は、公的医療、年金保険等の加入者等の福祉を増進するため、又は、国民のたれもが健全なレクリエーションを楽しむつつ健康の増進を図るなどのため、会館、宿泊施設等民間の旅館やホテルと類似の施設を整備し、運営しているが、近年、その数は相当なものに上っている。これらの施設については、設置の目的からみて効果が十分掌がっていない、あるいは、設置する必要性に乏しい等の指摘があり、また、これらの施設の原資を負担している各種の保険事業に関し、高齢化の進展、重症度の増大等に伴う制度の見直し等も指摘されている。

他方、我が国経済の発展、国民の生活水準の向上等に伴い、国内旅行が活発になり、これに対応して民間の旅館、ホテル等の宿泊休養施設の整備が図られてきたが、近年低成長経済への移行等に伴い、宿泊を伴う国内旅行回数も横ばい傾向となり、過当競争による1施設当たりの客数の減少などが指摘される状況となっている。

この監察は、このような状況を踏まえて、国及び特殊法人が設置している宿泊施設のうち、民間宿泊施設等と競合又は紛争を生じているもの、及び既に全国的に設置され、身近に利用が可能なもので紛争が生ずるおそれがあるものを中心に11種類（注参照）を対象として、その設置、運営の実態を調査し、今後の改善に資することとしたものである。

なお、本監察の調査対象とした施設のうち郵便貯金会館、簡易保険郵便年金保養センター、中小企業レクリエーションセンター、勤労総合福祉センター、勤労者いこいの村及び勤労者福祉センターの在り方については、昭和58年3月14日臨時行政調査会の行政改革に関する第5次答申（最終答申）で指摘がなされ、その後更に昭和58年3月24日の閣議決定「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」において言及されたので、同答申及び閣議決定を踏まえつつ取りまとめを行った。

(四) 厚生省所管

政府管掌健康保険保険所

厚生年金会館

船員保険保険所

国民年金保養センター

1 施設新設の原則中止

国、特殊法人、認可法人、地方公共団体等が設置し、運営している宿泊施設（以下「公的宿泊施設」という。）のうち、今回調査対象とした施設は、公的な団体の、年金、雇用、災害補償保険等の被保険者、加入者等特定の利用対象者（以下「会員」という。）の福祉の増進を図ることを目的とするもの及び特定の事業の周知を図ることを目的とするものであるが、その設置に際しては、会員の福祉の増進を図るものについては会員の宿泊需要が見込まれ、かつ福祉の増進に適した地域に、事業の周知を図るものについてはその周知効果が見込まれる地域に設置することとされている。

これら施設を実際に新設する場合についてみると、通常の場合、観光開発、観光振興政策等を意図する地元地方公共団体等の要請を受け、上記の設置要件について検討した上で実施することが多いが、他方、それらが設置される地域においては、民間の旅館、ホテル等の宿泊施設が既に整備されているところが多く、このため一部の地域では、設置時において地元旅館組合等から民営化圧迫になるという理由で、その建設の中止、規模の縮小、施設内容の変更等の申し入れ等があるなど地元旅館組合等と紛争を生じたり、また、施設の設置により、既設の民間宿泊施設の宿泊利用率の減少等経営上の影響を与えていると考えられる例がみられる。

宿泊施設を取り巻く一般的状況は、低成長経済への移行とともに、観光型の宿泊需要が伸び悩んでおり、宿泊施設の経営は、全般的に悪化していると考えられ、公的宿泊施設と民間宿泊施設等とのあつれきは、今後更に増大する可能性が高い。

したがって、これら施設の新設に關しては、臨時行政調査会の行政改革に関する第5次答申（最終答申）及び昭和58年5月24日の閣議決定「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」の意旨をも踏まえ、民間と競合するものについては、原則として行わないこととする必要がある。

厚生省……全施設
労働省……全施設

（注）郵政省所管の郵便貯金会館及び簡易保険郵便年金会館センターについては、上記閣議決定により「原則として新設を行わないこととする」とされている。

2 利用低調な施設の廃止等

今回調査対象とした公的宿泊施設（郵便貯金会館を除く。）は、会員の福祉を増進するために設置されたもので、その設置に際しては、福祉の増進に適した地域であること、会員の宿泊需要が十分あること等を考慮することとされており、更に、運営面においては、施設を良好な状態に保ち、福祉施設としてのサービスに努め、できるだけ会員に多く利用されることを趣旨としている。

これらの施設の利用状況をみると、一部の施設では、①設置年次が古く、施設が老朽化し利用が低調となっているもの、②会員が減少したこと及び施設を巡る環境が変化したこと等によって宿泊需要そのものが減少し利用が低調となっているもの、③一般利用の促進を図ってもなお利用が低調となっているものがみられ、非効率な運営となっている。

また、これらの施設には、建設費のほか施設整備費及び施設によっては運営費の一部が各特別会計及び経営受託者等から支出されているが、利用が低調なため、これらの支出も非効率なものとなっている。

したがって、以下の施設について、それぞれ所要の措置を講ずる必要がある。

① 政府官等退職保険保養所のうち利用の低調な施設については、当該施設の会員の宿泊需要、地域の宿泊需要、当該地域における他の公的宿泊施設等の設置状況等を勘案し、施設を維持する必要性を見直し、その必要性が高いと認められないものは廃止することとし、その他の施設については、会員の需要動向の変化、当該施設の財政事情等を考慮し所要の整備等を行うとともに会員の利用の増進を図ること。〔厚生省〕

② 役員保険保養所のうち利用の低調なものについては、当該施設の会員の宿泊需要、地域の宿泊需要、当該地域の他の公的宿泊施設等の設置状況等を勘案し、今後とも宿泊需要の見込みが高くない施設については、廃止すること。〔厚生省〕

③ 労働福祉事業団休養所のうち利用の低調なものについては、継続して運営する必要性が乏しいとみられるので、民間委託契約旅館、身障者等専用設備を備えた他の公的宿泊施設等の活用を図るなどにより必要とし、その廃止を図ること。

なお、当該施設には、介助用手すりがない施設がみられる等被災労働者のための休養施設としては不備なものがあるため、当該施設の早急に即したものとすよう整備を図ること。〔労働省〕

3 運営の適正化

(1) 今回調査対象とした公的福祉施設（郵便貯金会館を除く。）は、会員のための福祉施設であるが、各施設とも会員の利用に支障がない場合には、その他の者（以下「員外」という。）についても施設を利用させることができるとされている。

ア これらの施設の利用料金は、一般的に、当該施設が会員の福祉施設であること、合理的な経費が確保されること等を勘案し、当該地域における類似施設の利用料金、施設運営費等を考慮して定めることとされており、多くの施設では、会員の利用料金は、地域の民間水準より低く定められている。会員に対し、民間福祉施設に比して一定の範囲内で低い料金を設定することは、当該施設が会員の福祉の増進のために会員等の負担による保険料の一部を財源として設置されたものであることから、容認されるものと思える。

一方、員外の利用料金については、会員と同一料金で地域の民間水準より低く設定されているもの、会員よりは高いが地域の民間水準よりは低く設定されているものがみられるが、員外について、民間福祉施設に比して低い料金を設定することは、全体的に福祉需要が伸び悩み、福祉施設が過剰な情勢の下では、公的機関の設置に係る施設としての運営の有り様としては、妥当性を欠くものと考えられる。

したがって、これら施設の利用料金の設定及びその適用に関し、次の措置を要する必要がある。

① 利用料金の設定に当たり、員外の利用料金は、地域の民間水準並みとすること。

厚生省 …… 政府管掌健康保険保険所、労災保険保険所、国民年金保険センター
郵政省 …… 簡易保険郵便年金保険センター
労働省 …… 労働福祉事業団休養所、中小企業インテリゲンシヨンセンター、勤労総合福祉センター、勤労者いこいの村

② 一部の施設では、会員より員外の方を高く料金設定しているものの、会員と員外との適用が同一なものが見られるので、会員と員外との適用については、適正を図ること。

（厚生省 …… 厚生年金会館、国民年金保険センター）

イ これらの施設は、その運営に当たり、会員に対して施設の周知を図り、なるべく会員

に多く利用してもらうように努める必要があるが、一部の施設では、①会員と員外とを区別した運営がなされていないもの、②一応会員と員外とを区別しているものの会員の優先利用が確保されていないとみられるもの、③会員のための施設であることを表示せず、だれでも利用できる施設であるかのような宣伝を行っているもの、会員以外の団体等と利用契約を締結しているもの等一般利用の促進を図っていると認められるものがあり、会員より員外の方が利用者数が多くなっている施設もあるなど会員のための福祉施設としての本来の趣旨に必ずしも沿わない運営となっているものがみられる。

したがって、これらの施設の運営に当たっては、会員のための福祉施設としての節度を守るとともに会員の利用動向及び志向に応じた運営に努める等その適正化を図る必要がある。

厚生省 …… 厚生年金会館
国民年金保険センター
郵政省 …… 簡易保険郵便年金保険センター
労働省 …… 全施設

(2) 郵便貯金会館は、郵便貯金の普及のための周知宣伝を目的としたもので、国民一般を対象とした施設であり、その利用料金については、地域における同種の公共施設及び民間における同業種の水準に配慮して設定することとされているが、施設の中には、同種の公共施設等よりも低廉となっているものがある等地域の料金水準を反映していない状況がみられるので、地域の料金水準を反映したものとする必要がある。（郵政省）

（説明）

今回調査対象とした施設の運営は、設置主体自らが行っているもの（簡易保険郵便年金保険センター）と民間法人等に運営委託しているもの（その他の施設）とがあり、民間法人等に委託している場合は、委託先との間に委託契約を取り交わし、その中で運営の基本方針を示しており、各施設とも国の運営方針に従って運営がなされることとなっている。

今回調査対象とした施設（郵便貯金会館を除く。）は、会員のための福祉施設ではあるが、各施設とも会員の利用に支障がない場合には、員外についても施設を利用させることができるとされており、表2-①によると、員外利用率の高い施設が多くなっている状況にある。

利用料金、会員と員外との取扱い、簡易保険郵便年金について今回調査した結果、以下の状況が認められた。

目 次

年金福祉施設事業の基本的方向について (中間報告)

—— 年金福祉施設の有効活用を目指して ——

平成7年4月

年金福祉施設事業のあり方検討会

1. 年金福祉施設事業の現状	1 頁
2. 年金福祉施設事業を取り巻く環境変化	2 頁
(1) 年金制度の成熟化	
(2) 高齢化、少子化の進行	
(3) 国民の意識、ライフスタイルの多様化	
(4) 経済成長の鈍化	
3. 年金福祉施設事業の基本的方向	3 頁
4. 今後の年金福祉施設事業の展開	5 頁
(1) 既存施設の今後のあり方	
(2) 年金制度を支える現役世代の福祉の向上	
(3) 高齢化に対応した福祉施設事業の取り組み	

1. 年金福祉施設事業の現状

- 年金福祉施設事業については、厚生年金保険法の目的において、「老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること」（第1条）とされ、これを受けて、「政府は、被保険者、被保険者であった者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる」（第79条）と規定されている。このように、年金福祉施設事業は厚生年金保険制度において保険給付と並ぶ重要な事業とされており、国民年金法においても同様に位置づけられている。
- 上記のような考え方にに基づき、厚生年金保険の年金福祉施設事業は、長期間にわたって保険料を納付する被保険者の年金制度に対する理解と信頼を得るとともに、納付意欲の向上を図ることを目的に、積立金を活用して被保険者等の福祉を増進する仕組みとして、昭和19年にスタートしたものである。
- 当初は、疾病や事故により身体に障害を生じた工場労働者等の被保険者を対象に、高度の整形外科療養やリハビリテーションを行う施設として厚生年金病院の整備が進められ、その後、昭和30年代後半以降、被保険者のニーズや社会環境の変化等に対応して、厚生年金会館、健康文化センター、厚生年金スポーツセンターや健康福祉センターの整備が逐次図られてきた。
- また、厚生年金受給者の増加等に対応し、老齢年金受給者の健康で文化的な生活に資するため、昭和36年からは厚生年金老人ホームの設置が、昭和49年からは親、子、孫の三世代で利用できる複合施設である厚生年金休暇センターの設置が、それぞれ図られてきた。
- 昭和51年からは、厚生年金保険の被保険者と受給者の教養の向上、健康の維持増進、年金制度の周知等を図るための事業として、高齢者文化福祉事業が開始され、上記各種施設において高齢者教養講座、健康講座、趣味の教室、年金相談、運動教室等として実施されている。
- 一方、国民年金の福祉施設事業については、厚生年金保険における福祉施設事業と同様の考え方にに基づき、国民皆年金が達成されて約10年が経過した昭和40年代後半から、国民年金健康保養センター、国民年金会館及び国民年金健康センターの整備が図られてきている。
- 現在、厚生年金保険及び国民年金における各種年金福祉施設は、平成5年度末で167施設に達し、年間延べ3,105万人と極めて多くの被保険者等に利用されている。これらの施設は、保険者としての国の負担により設置され、受託団体により独立採算制の原則の下に運営されている。

- 年金福祉施設事業は、以上見てきたように戦後の年金制度の発展や、被保険者、受給者の増加やニーズの変化等に対応して展開されてきたものであり、多くの被保険者、受給者に利用されることを通じて、公的年金制度に対する理解や信頼、保険料納付意欲の向上を図る面で大きな役割を果たしてきたといえる。また、医療サービスの提供や健康づくり、余暇活動の充実等に資することにより、被保険者等の福祉の増進にも大きく貢献してきたといえる。

2. 年金福祉施設事業を取り巻く環境変化

(1) 年金制度の成熟化

今日、厚生年金及び国民年金の受給者数は2,500万人に達し、高齢者世帯の97%が公的年金を受給している。年金給付も国際的に遜色ない水準となり、高齢者の平均所得に占める公的年金のウェイトは54%に達し、年金制度は国民全体にすっかり定着している。その一方において、保険料負担は厚生年金保険で16.5%、国民年金では平成7年度月額11,700円と上昇してきている。このような中で、被保険者の年金制度に対する関心や要望も極めて高くなってきており、被保険者の理解を得ることが一層重要となってきた。また、国民年金においては、人口移動の激しい都市部の若年齢層を中心として、未加入者や未納者の解消が大きな課題となっている。

(2) 高齢化、少子化の進行

高齢化、少子化の急速な進行や夫婦共稼ぎ世帯の増加等により、老後の所得保障だけでなく、要介護老人や独居老人に対する介護サービス等の提供や、女性の就業と育児の両立支援等に向けた少子対策が必要となってきた。

(3) 国民の意識、ライフスタイルの多様化

所得や生活水準の向上、労働時間の短縮による自由時間の増大、家族形態の多様化等に伴い、福祉施設において提供されるサービスに対するニーズは高度化、多様化している。

(4) 経済成長の鈍化

わが国経済の成熟とともに、人口構造の高齢化・少子化が進行しバブル崩壊後の構造調整期にある中で、かつてのような経済成長は期待できなくなっており、限られた資源の配分の公正性の確保や各種制度及び事業運営の一層の効率化が求められている。

3. 年金福祉施設事業の基本的方向

- 今日、公的年金制度が国民の老後生活に占める役割は極めて大きくなってきており、高齢化がピークに達する21世紀に向けて、国民が安心できる年金制度を構築していくことは最も重要な課題である。

平成6年11月の年金制度改革も、このように長期的な安定を図ることを目的として行われたものであるが、年金福祉施設事業の面でも、年金給付事業を補完する観点から、年金制度に対する被保険者の理解の深化や福祉の増進を図るという役割が一層大きくなっている。

- 年金福祉施設事業は、先に見たとおり、医療、文化等の面で先駆的、モデル的事業を展開してこれまでに大きな役割を果たしてきたところであるが、今後さらにその役割を果たしていくため、21世紀を視野に入れた長期的展望の下に事業のあり方を絶えず見直し、その再構築（リストラクチャリング）を図りつつ、被保険者等のニーズや社会環境の変化に即応して事業を進めていく必要がある。

- その際の基本的視点としては、次のような点に留意すべきである。

- 155-
 - ① 年金制度の長期的安定への貢献
 - ② 高齢化、少子化に伴う被保険者等の新しいニーズへの対応
 - ③ 施設、サービス水準の質的向上、多様化・ソフト化の推進
 - ④ 経営の効率化

- 今後の基本的方向

① 既存施設と同種の施設の新設抑制等

相当な整備水準に達した既存施設と同種の施設については、民間の各種施設も相当整備されてきていることから、既に計画進行中のものを除き、設置は行わない。また、既存の施設については、被保険者等のニーズに即して、その役割や機能について絶えず見直すこととし、その更新に際しては、年金制度の安定的運営への貢献、被保険者等への効果的な利益還元という観点から、必要に応じて施設機能の改善、効率化、質の向上等を図っていく必要がある。

② 高齢化、少子化に伴う新しいニーズに対応した新規福祉施設事業の展開

被保険者や受給者の福祉の向上を図る上で、真に必要でありながら既存の制度や仕組みの中で展開されにくい介護や育児等に関連する事業について、各種施策やサービスの進展状況等を踏まえつつ、先駆的・モデル的、弾力的に実施していくことを検討する必要がある。また、今後の施設設置にあたっては、高齢者、障害者、乳

幼児を持つ母親等にとって利用しやすい施設とするよう配慮していくことが必要である。

③ 高齢者の就労や社会貢献等を支援する事業の推進

- ・ 高齢者だけでなく、現役中高年被保険者等も対象として、定年後の就労支援等退職後の第二の人生の準備や、地域活動、ボランティア活動等を行いやすい環境づくり、人づくり等のソフト面での事業の充実について検討する必要がある。
- ・ 年金相談、年金制度の周知・広報など、公的年金制度の運営に対して積極的に貢献していくことを検討する必要がある。
- ・ さらに、国民年金の未加入・未納問題の解消に向けて、国民年金保険料の長期間完納者、口座振替利用者等に施設利用面でメリットを与える等の優遇措置などについても検討する必要がある。

④ 経営の効率化及び地域における役割の重視

- ・ 独立採算制の原則は今後も維持するという考えに立って、赤字基調の施設についての合理化の促進、施設を管理運営する職員の人材養成など一層の経営の効率化、利用率の向上等に努めていく必要がある。
- ・ また、施設事業の原資は貴重な年金財源であることから、その趣旨、目的に沿って多くの被保険者の利用に供されるよう努めるとともに、施設事業の内容などについても、民間を圧迫することのないように留意すべきである。
- ・ 今後は事業運営の効率化を図る観点から、厚生年金と国民年金あるいは医療保険など他の社会保険関連施設との連携を考慮しつつ、合同で施設を整備することも検討するとともに、事業内容についても相互に連携を図り、重複を避けるよう努めるべきである。
- ・ また、福祉施設の整備に当たっては、都道府県や市町村の地域計画、将来構想等との整合性の確保について配慮することや、総合的視点に立って相乗効果を発揮することなどにも努める必要がある。
- ・ 施設の設置・更新に当たっては、公共的施設であるという性格を踏まえ、大規模な災害に対する耐久性や災害時の拠点としての機能などにも十分配慮する必要がある。

4. 今後の年金福祉施設事業の展開

(1) 既存施設の今後のあり方

○ 厚生年金病院、厚生年金会館、厚生年金サンピアなどの新設は、既に計画進行中のものを除き、「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」（昭和58年5月閣議決定）の趣旨を踏まえ、今後、原則として行わない。

国民年金総合健康センター、国民年金健康センターなど、大都市部における国民年金の未加入・未納対策を推進する見地から重要な役割を果たすべき施設については、既存施設との重複や競合を避けつつ、なおその設置を検討する必要がある。

既存施設の整備に際しては、施設を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、利用者の動向予測を行うなどして、事業内容の見直し、変更、統合等などについて検討する必要がある。

① 厚生年金会館・国民年金会館

厚生年金会館等については、東京厚生年金会館に代表されるように、年金制度に対する理解と信頼の確保とともに、被保険者等に対する福祉や文化等の面における貢献にも大きなものがあり、今後も、長期的な観点に立って被保険者等のニーズや利用動向を勘案しつつ、地域の公共施設の中核として果たすべき役割や機能について絶えず見直しを図っていく必要がある。

② 厚生年金病院

- ・ 厚生年金病院の従来からの特色である整形・リハビリ機能については、技術開発、人材の育成を含め、今後も充実を図っていくことが重要である。
- ・ 地域医療における位置付け・役割を勘案しつつ、必要に応じ、事業内容や規模を見直す必要がある。
- ・ 高齢化の進展に伴って重要性が高まる疾病予防、生活指導、在宅介護等をきめ細かく行うため、これらの機能をあわせもった複合的な医療施設として、健康管理センター及び老人保健施設の設置、在宅高齢者に対する事業等の実施について検討する必要がある。
- ・ 整形外科療養委託事業については、障害者福祉施策の進展状況等を考慮し、そのあり方について見直す必要がある。

③ 厚生年金有料老人ホーム

従来の有料老人ホームは年金受給者の生活を援助する上で重要な役割を果たしてきたが、高齢化の進展に伴い、新ゴールドプランの推進等高齢者保健福祉施策の充実が図られてきている状況を勘案し、建替に当たっては、可能な限り多様なニーズに応えられるよう、施設機能の基本的な見直しを行う必要がある。

④ その他

- ・ 老朽化が進んだその他の年金福祉施設の建替等に当たっても、時代や地域のニーズの変化等を十分踏まえて、その機能の見直しを図っていく必要がある。この場合、例えば、乳幼児を連れた若夫婦なども利用しやすい機能、保険料の負担者である企業が研修の場として活用しやすい機能等の整備などについて検討する必要がある。
- ・ 高齢者や身体障害者による利用を促進するため、施設整備に当たっては、例えば、スロープ、エレベーター、洋式トイレを設置するなど、高齢者や身体障害者が利用しやすい施設となるような配慮を、今後も徹底していくことが重要である。
- ・ 労働時間の短縮などによる自由時間の増加に伴い余暇活動に対する需要が増加していくことにかんがみ、企業の福祉施設などが十分でない中小企業の被保険者等がリーズナブルな料金で利用できる滞在型（1～2週間程度）施設の併設や、滞在型の利用を促進するような既存施設の有効活用についても検討する必要がある。

(2) 年金制度を支える現役世代の福祉の向上

① 若年世代に対する福祉施設事業

- ・ 将来の年金制度を担う若年世代を対象として、年金制度を身近に感じるとともに、年金制度に加入しているメリットを実感できるような福祉施設事業の実施について、今後さらに検討する必要がある。また、福祉施設事業において年金教育や年金に関する研究の振興を図ることも検討する必要がある。
- ・ 国民年金保険料の長期間完納者、口座振替利用者等を対象として年金福祉施設の利用券を発行するなど、国民年金保険料の納付を促進するための方策を検討する必要がある。

また、長期間にわたり厚生年金保険の保険料を納付してきた事業所への優待券の発行、学生に対する施設利用料金の割引など、制度を支える者を優遇することなどについても検討する必要がある。

- ・ 社会保険事務所等と連携しつつ、施設において年金制度の理解のための資料の提供・ビデオの放映・パネルコーナーの設置、年金相談体制の充実などの事業を行うことを検討する必要がある。

② 壮年世代に対する福祉施設事業

- ・ 定年退職後の円滑な就労や生活設計に向けた知識及び技術の習得、健康なシニアライフを過ごすためのセミナーの開催など、壮年世代を対象として福祉施設事業を充実していく必要がある。
- ・ 市町村等との連携を図りつつ、地域の被保険者等による福祉ボランティア活動など社会参加や地域活動を促進するような環境づくり、人づくり事業の充実について検討する必要がある。

③ 海外におけるサービス提供

国際化の進展に伴い、海外に進出した我が国企業の駐在員や年金受給者等のニーズにも対応した年金相談等の社会保険サービスを提供できるような体制整備について検討する必要がある。

④ 少子社会への対応

- ・ 施設利用者の子供の一時預かり、授乳室・ベビーベッドの設置、児童広場の併設など子育て中の被保険者が気軽に利用できる施設づくりを検討する必要がある。
- ・ 子育て支援のためのソフト事業として、子育てに関する学習、親子競技大会、子供向けパソコン教室などの事業を充実する必要がある。

(3) 高齢化に対応した福祉施設事業の取り組み

介護問題については、老人保健福祉審議会等において介護システムのあり方について検討が進められている状況にあり、制度や施策の面で今後大きく変化することが予想される。従って、その動向を見つつ、年金福祉施設事業として実施すべきものとしてどのようなものがあるか検討していく必要があるが、当面、先駆的、実験的な施設として、次のような事業をモデル的に実施することを検討すべきである。

① 介護サービスを受けながら利用できる中短期滞在施設（ケア付きゲストハウス〔仮称〕）の設置

- ・ 軽度の要介護者が、介護サービスを受けながら、保養・リハビリのため相当の期間にわたり利用し、また、家族の旅行中などに気軽に一時利用できるような中

短期滞在施設（ケア付きゲストハウス〔仮称〕）を設置することについて検討する必要がある。この場合、現在老朽化している厚生年金有料老人ホームの建替に際し、こうした施設へ転換することや既存施設にこういった機能を付加することなども検討する必要がある。

- ・ 軽度の要介護者とともに、家族である被保険者が短期間利用できる施設としても検討する必要がある。
- ・ この際、地域における世代間の交流のための場としての機能を有する施設としても併せて検討する必要がある。

② 終身利用老人ホームの設置

終身利用老人ホームについては、今後の需要動向、介護対策の方向等が流動的な状況にあることや、利用者が少数に限定されてしまうこととなることから、入居者のニーズの動向、ゴールドプランの進捗状況、介護システムの検討状況など年金福祉施設事業としての費用対効果を勘案しつつ、当面、モデル事業として実施していく必要がある。

③ 老人保健施設の設置

厚生年金病院併設型の老人保健施設の設置だけでなく、地域の医療機関や福祉施設と連携した老人保健施設の設置についても、老人保健福祉審議会等での介護システムについての検討の動向を踏まえつつ、検討する必要がある。

④ 高齢社会における福祉施設事業の総合的研究の推進

年金給付の役割やウェイトの増大に対応し、年金福祉施設事業についても、高齢社会におけるその役割や機能の評価、将来展望等を総合的に研究し、絶えず見直しを図っていくことも重要である。

年金福祉施設事業のあり方検討会委員名簿

検討経過

うえ	にし	つね	お	郎	全国国民年金福祉協会連合会常務理事
植	西	常			
か	がわ	まさ	ひろ		上智大学教授
香	川	正	弘		
か	のう	よし	なか		働厚生年金事業振興団常務理事
加	納	良	晃		
○	かみ	むら	はじめ		東京厚生年金会館長
	上	村	一		
こ	たま	けい	こ		日本社会事業大学教授
児	玉	桂	子		
せ	ち	かおり			野村総合研究所システムサイエンス部研究員
銭	谷	馨			
たか	なし	しょう	せう		日本経営者団体連盟環境社会部長
高	梨	昇	三		
つじ	むら	よし	お		日本労働組合総連合会福祉社会保障部会長
辻	村	義	男		
はら	だ	さとし			元日本放送協会解説委員
原	田	暁			
ほそ	の	ゆういちろう			国民年金健康保養センターむさしのセンター長
細	野	有一郎			
やま	もと	たか	し		東京厚生年金病院副院長
山	本	登	司		

○ 座 長

(五十音順 敬称略)

第1回	平成6年 7月21日	年金制度及び年金福祉施設事業の概要
第2回	平成6年 9月22日	年金福祉施設事業へのニーズ
第3回	平成6年10月12日 平成6年10月13日	現地視察
第4回	平成6年11月30日	年金制度を支える年代の年金福祉施設事業 高齢社会における年金福祉施設事業
第5回	平成7年 2月13日	フリーディスカッション
第6回	平成7年 3月13日	現地視察
第7回	平成7年 3月30日	報告書案の検討、とりまとめ

年金福祉施設事業の概要

(平成5年度末現在)

参 考 資 料

施設区分		設置数	主な設置目的	開設年度
厚生年金	厚生年金病院	10	整形外科に重点を置いた総合病院5ヵ所と、医学的リハビリテーションの専門病院5ヵ所を設置している	20～50
	休 療 ホ ー ム (保養ホーム)	3	入院には至らない人のために一定期間医学的リハビリ、生活指導、栄養指導をおこなう	55～
	看 護 婦 養 成 所	3	厚生年金病院に適格な看護婦となる者を養成する	33～
	厚生年金会館	21	福祉の増進、教養文化の向上を図る	36～62
	老 人 ホ ー ム	36	年金受給者が健康で文化的な老後の生活を送ることができることを目的とする	36～58
	健康福祉センター (サンピア)	20	健康指導、体力測定等に基づく正しい健康づくりや余暇の有効利用を図る	55～
	総合老人ホーム (休暇センター)	16	受給者、被保険者及び家族の保養、教養文化の向上、健康づくりを目的とした3世代交流の場を提供する	49～
	スポーツセンター	5	体位の向上と健康保持増進を図る	38～H.3
小 計		114		
国民年金	国民年金会館	2	福祉の増進と教養文化の向上を図る	54、59
	健康保養センター	48	保健休養の場として健康増進及び福祉の向上を図る	47～H.3
	健 康 セ ン タ ー	3	スポーツを中心とした健康づくり・体力づくりを目的に、健康の増進及び福祉の向上を図る	H.4～
	小 計	53		
合 計		167		

年度別利用者数

厚生年金

(単位：人)

		平成 3 年度	平成 4 年度	平成 5 年度
病 院	入 院	1,411,649	1,388,661	1,421,610
	外 来	1,758,434	1,778,784	1,779,577
	計	3,170,083	3,167,445	3,201,187
保 養 ホ ー ム	利 用 者	72,924	71,622	70,958
会 館	宿 泊	535,959	526,168	504,734
	会 議 等	1,698,442	1,680,327	1,627,468
	ホ ー ル	3,546,032	3,398,176	3,107,455
	そ の 他	4,029,496	3,946,108	3,725,092
	計	9,809,929	9,550,779	8,964,749
老人ホーム	長 期	448,649	430,377	404,661
	宿 泊	326,341	321,511	317,200
	日帰り保養	175,817	178,163	197,296
	そ の 他	155,744	148,425	228,136
	計	1,106,551	1,078,476	1,147,293
健康福祉センター (サンピア)	宿 泊	175,794	242,261	282,316
	会 議 等	471,662	661,752	738,925
	日帰り保養	49,188	59,401	60,152
	スポーツ施設	1,272,183	1,646,910	1,499,447
	そ の 他	1,360,012	1,748,724	1,735,656
	計	3,328,839	4,359,048	4,316,496

厚生年金

(単位：人)

		平成 3 年度	平成 4 年度	平成 5 年度
総合老人ホーム (休暇センター)	長 期	190,047	181,303	167,144
	宿 泊	634,211	627,033	652,022
	会 議 等	871,681	853,961	894,070
	日帰り保養	542,986	518,476	531,739
	スポーツ施設	2,105,061	2,170,321	1,840,101
	そ の 他	3,267,896	3,273,538	2,915,852
	計	7,611,882	7,624,632	7,000,928
スポーツセンター	合 宿	39,243	38,374	52,083
	会 議 等	96,447	105,179	115,029
	スポーツ施設	1,474,396	1,580,660	1,378,279
	そ の 他	793,124	911,588	811,578
	計	2,403,210	2,635,801	2,356,969

国民年金

		平成 3 年度	平成 4 年度	平成 5 年度
健康保養センター	宿 泊 (人)	7 2 3, 3 4 4	7 5 3, 5 9 0	7 4 5, 4 1 3
	陽射 (人)	9 7 7, 2 0 4	7 8 6, 5 5 0	8 0 1, 6 0 6
	会議等 (件)	4 0, 7 5 6	4 2, 4 6 0	3 2, 6 1 4
	計	1, 7 4 1, 3 0 4	1, 5 8 2, 6 0 0	1, 5 7 9, 6 3 3
健康センター	宿 泊 (人)	—	1 0, 8 4 3	2 9, 6 6 0
	陽射 (人)	—	4, 3 1 7	3 2, 2 4 7
	会議等 (件)	—	5 9 6	2, 1 8 6
	ｽﾎｰﾙ (人)	—	3 2, 8 5 2	8 2, 7 2 7
	計	—	4 8, 6 0 8	1 4 6, 8 2 0
国民年金会館	宿 泊 (人)	7 2, 5 2 2	6 8, 5 3 4	6 6, 1 2 2
	会議等 (件)	3, 2 6 0	3, 0 5 4	2, 8 6 8
	ホール (件)	3 8 8	3 6 9	2 6 0
	ｽﾎｰﾙ (人)	1 5 2, 2 7 7	1 4 9, 0 1 0	1 2 8, 7 4 1
	そ の 他	3 4 8, 7 7 0	3 5 1, 9 2 3	3 3 1, 1 0 1
	計	5 7 7, 2 1 7	5 7 2, 8 9 0	5 2 9, 0 9 2

年金審議会提出資料
(平成9年10月21日)

(6) 厚生年金保険及び国民年金の福祉施設事業

1. 経緯

厚生年金保険及び国民年金の福祉施設は、被保険者及び年金受給者等の福祉の増進制度の周知、保険料納付意欲の向上を図るため、厚生年金保険にあっては昭和21年から、また、国民年金にあっては昭和47年から順次整備を行ってきている。

2. 現状
別紙

3. 今後の方針

少子・高齢化の急速な進展、経済成長の鈍化等、社会経済環境が変化していること、また、年金制度の成熟化とも相まって年金財政も大きく変化してきたことなどから、厚生年金保険及び国民年金の福祉施設の在り方を見直し、次の基本方針に基づき整備・運営を行うこととする。

(基本方針)

(1) 新規の施設整備について

従来の方針を転換し、計画進行中のものを除き新たな設置をしない。

(2) 施設整備費を大幅に圧縮し、平成11年度までに半減する。(9年度対比)

(3) 施設の整備及び運営について保険料拠出者(労使)の参加を求める。

(4) 既存施設の見直し

① 利用者の状況、経営状況から廃止、統合、譲渡等を含め見直しを行う。

② 全施設とも建替え時期には、その施設の必要性を含めて建替えの適否を判断する。

③ 利用料金の適正化及び運営方法の改善等により採算性の向上を図り、修繕費は施設の負担とする。

年金福祉施設の概要

区分	施設内容又は事業の実施内容	目的
厚生年金保険	病院 (10)	診療室、入院棟、検診室、リハビリテーション室 ・社会復帰を目的とした整形外科的後療法の実施
	保養ホーム (4)	入居室、健康相談室、トレーニング室 ・入院には至らない人のための一定期間のリハビリ、生活指導及び栄養指導の実施
	会館 (21)	宿泊室、ホール、会議室、レストラン、結婚式場、学園 ・福祉の増進、教養文化の向上
	老人ホーム (36)	居室、集会室、娯楽室、ゲートボール場 ・年金受給者が健康で文化的な老後の生活を送る場の提供
	総合老人ホーム (16) 〔休暇センター〕	クラブ棟(集会室、宿泊室)、入居棟、体育館、グラウンド、テニスコート、プール、ゴルフ練習場 ・受給者、被保険者及び家族の保養、教養文化の向上、健康づくりの場の提供
	介護付老人ホーム (1) 〔サンテール〕	居室、集会室、娯楽室、介護居室、静養室、食堂 ・社会福祉士、介護福祉士、嘱託医及び看護婦等による介護体制を備えた入居施設
	スポーツセンター (5)	クラブ棟(集会室、合宿室)、体育館、アスレチック室、グラウンド、テニスコート、プール、ゴルフ練習場 ・体位の向上及び健康の保持増進
国民年金	健康福祉センター (24) 〔サンピア〕	クラブ棟(集会室、宿泊室)、体育館(アスレチック室)、テニスコート、プール、ゴルフ練習場 ・健康指導、体力測定等に基づく正しい健康づくりや余暇の有効利用の場の提供
	会館 (2)	宿泊室、ホール、会議室、結婚式場、学園 ・福祉の増進、教養文化の向上
	健康保養センター (48)	宿泊室、会議室、体育館、テニスコート、ゲートボール場 ・保養休養の場として健康増進及び福祉の向上
	健康センター (7)	本館棟(集会室、宿泊室)、体育館、アスレチックルーム、プール、テニスコート、ゴルフ練習場 ・スポーツを中心とした健康づくり、体力づくりの場の提供

() 内は平成9年3月末現在の施設数である。

年金に関する行政監察結果

ー 国民年金を中心としてー

(要旨)

勧告日：平成 10 年 6 月 8 日

勧告先：厚生省

[監察の背景事情等]

- 公的年金制度は、国民の老後における所得保障の支柱。国民年金制度は、65 歳以上の全国民に基礎年金を支給するものであり、基本的には賦課方式（給付に必要な費用を現役世代の保険料で賄う方式）
- 少子化・高齢化の進行に伴い、現在の基礎年金給付水準を維持するためには、平成 27（2015）年度には現在の 2 倍の水準の保険料負担が必要（厚生省試算）
- 多数の未適用者、保険料免除者及び保険料未納者が存在し、国民年金の財政基盤を危うくしている。
- 対象機関：厚生省、都道府県(15)、社会保険事務所(30)、市区町村(45)、福祉施設(20)、基金(10)等
- 担当部局：行政監察局、管区行政監察局（7）、行政監察事務所（8）

[勧告事項]

- 1 国民年金業務の適正化
- 2 国民年金福祉施設事業の見直し

第 1 号被保険者等の福祉を増進するため、国民年金福祉施設（宿泊施設）を、平成 10 年 3 月末現在 57 施設設置。施設の整備は、保険料を財源として厚生省が実施し、その経営は、公益法人に委託（4 施設は全国団体に、53 施設は都道府県単位の法人に委託）しており、経営受託法人が独立採算により行うことを契約。施設経営に関する厚生省の運営費助成なし

- 調査した施設（20）の平均宿泊利用者数は過去 5 年間で 1 割強減少。施設の老朽化が進み、類似施設との競合が生じている施設もある現状から、今後も宿泊利用者数の増加は期待できない。
- 単年度収支において赤字を計上する施設増加（平成 8 年度 8 施設）。また、累積赤字を計上している施設 6 施設
- 国民年金の財政見通しが厳しい一方で、施設整備費は年々増加し、8 年度 89 億円(4 年度 68 億円)。
8 年度の施設整備費は、建て替えに係る経費が 9 億円、大規模修繕工事等の修繕経費が 20 億円増加
- 厚生省は、今後、新設を行わない方針としているが、築後 20 年を経過した施設が多い（全体で 11 施設）ことから、建て替え、大規模修繕工事を要する施設が増加の見込み

<勧告要旨>

1. 累積赤字を計上している施設については、早急に収支改善を図り、収支改善の見込みのない施設については廃止を検討すること。その他の施設については、中期の収支改善計画を立て、これに基づき収支改善を図るとともに、計画達成が困難と認められる施設及び計画最終年度までにおいて計画達成ができなかった施設については、同様に廃止を検討すること。
2. 施設の建て替えは、利用状況や周辺地域における類似施設の立地状況を勘案し、収支の改善が確実に見込まれるものに限定して行うこと。

3 国民年金基金の運営等の見直し

4 その他の勧告事項

- 保険料免除制度の運用の適切化
- 保険料納付に係る印紙制度の見直し 等

年金に関する行政監察結果

－厚生年金を中心として－（要旨）

勧告日：平成 10 年 9 月 18 日

勧告先：厚生省

〔監察の背景事情〕

- 厚生年金（老齢年金）は、被保険者（民間の被用者）であった 65 歳以上の者に対し、基礎年金（国民年金）に上積みして年金を支給するものであり、老後における所得保障の主要な柱。
- 少子化・高齢化の進行に伴い、現行の厚生年金給付水準を維持するとすれば、平成 37（2025）年度には現在の 2 倍の水準の保険料負担が必要（厚生省試算）。このような、厳しい厚生年金の財政見込みにかんがみ、被保険者の適用の徹底とともに、厚生年金保険料等を財源とする各種の福祉施設事業の見直しや厚生年金基金の経営の安定化が重要。また、閣議決定に基づく年金福祉事業団の各種事業からの撤退等の円滑かつ確実な実施が必要。
- 対象機関：厚生省、年金福祉事業団、都道府県(15)、社会保険事務所(26)、施設(51)、厚生年金基金(24)等
- 担当部局：行政監察局、管区行政監察局（7）、行政監察事務所（9）

〔調査結果〕

- 1 適用業務の適正化
- 2 福祉施設事業の見直し

厚生年金福祉施設や年金保険施設については、国の負担額を極力縮減するため、既設の施設の必要性の再検討、厳しいコスト意識に基づく経営の合理化・効率化が重要

(1) 厚生年金福祉施設事業の見直し

厚生年金保険料を財源とする厚生年金福祉施設の設置(10 年 4 月現在 118 施設)は、厚生省が実施。施設の運営は、(財)厚生年金事業振興団等に委託

- 平成 8 年度、調査した 31 施設中 13 施設は赤字（うち、11 施設は累積赤字）。また、施設の部門別収支等経営分析を行っていないなど経営改善努力は不十分。

- 厚生省は、今後、施設の新設は行わない方針。一方、118 施設中建築後 20 年を経過し、今後建て替え等を見込んでいる施設が 43 施設。この中には赤字施設も含まれている。

＜勧告要旨＞

1. 外部の専門家を活用した経営分析の実施及びその結果を踏まえた経営コストの改善の徹底を図ること。
特に、赤字を計上している施設について、早急に収支改善を図り、収支均衡の見込みのない施設については廃止を検討すること。
2. 施設の建て替えは、周辺地域における立地条件を十分勘案するとともに、事業の採算が確実に見込まれる場合に限定して実施すること。

(2) 年金保険福祉施設事業の見直し

厚生省は、厚生年金、国民年金及び健康保険の保険料を財源として、カルチャーセンターとスポーツセンターとの機能を有する社会保険センター（9 年度末現在 50 施設）及び社会保険健康センター（同 40 施設）を設置。両センターは公益法人に運営委託（法人の独立採算）

厚生省は、両センターを用いて実施する健康づくり・生きがい対策に関する事業等に対して、委託費を交付（8 年度交付額：約 43 億円）

- 社会保険センター及び社会保険健康センターにおける事業（講座等）実施に係る利用者の受講料は、近傍類似施設の 7 割程度の額に設定。厚生省は、各センターに 1 施設当たり 4,000 万円程度の委託費を交付。
なお、調査した 20 施設とも累積黒字を計上（1 億円以上 11 施設、最高 2 億 6 千万円）。
- 受講料を類似施設の 7 割程度に設定していること、原則として一律に委託費を交付していることの合理性は乏しい。

＜勧告要旨＞

施設運営の合理化、効率化を推進し、事業委託費について廃止を含め、その在り方を見直すこと。

- 3 厚生年金基金に対する支援の充実
- 4 年金福祉事業団の事業の見直し
- 5 その他の勧告事項

厚生年金福祉施設、年金保険福祉施設の業務運営の適正化等

第1章 検査結果の概要

第2節 検査結果の概要

第1 事項等別の検査結果

C 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況の概要

「国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況」として計9件掲記した。

1 国会からの検査要請事項に関する検査状況

1件

平成10年次において、国会から検査の要請を受けて検査を実施し、その結果を報告したものは1件である。その検査状況の概要は、次のとおりである。

・公的宿泊施設の運営に関する会計検査の結果について

本院は、衆議院議長から会計検査院長に対してなされた検査の要請を受け、厚生省(社会保険庁)、郵政省、雇用促進事業団、簡易保険福祉事業団及び年金福祉事業団の公的宿泊施設370施設の設置・運営状況等について検査を実施した。公的宿泊施設については、民間同種施設の充実などを背景として、臨時行政調査会の答申や閣議決定において新設の抑制方針が示され、以降の新設施設は、従来の宿泊保養といった単機能型から健康増進機能等を併せ備えた多機能型へと変化してきた。

一方、各種社会保険の給付と負担を巡っては、制度のあり方を含めて様々な議論がなされており、資金運用面では、簡易生命保険を含めて、金利の低下や収益率の低迷など厳しい環境下にある。

このような状況の下で、被保険者の支払保険料などの限られた財源を用いて施設の設置目的を有効かつ効率的に達成するためには、設置者において施設の稼働率や収支の状況を十分把握・検討すること、被保険者等は施設の本来的な利用者であり、費最終的な負担者であることを念頭に置いて施設の運営を行うこと、設置者において業績評価制度を確立するなどして事業の遂行を適切に行うことなどが、今後の公的宿泊施設の設置・運営の課題として考えられる。

いずれの公的宿泊施設においても、施設の設置・運営に関わる者、施設利用者及び財源の最終負担者だけでなく、地方公共団体住民、さらには民間の同種事業者など多くの人々も様々な利害関係を持ち、相互に影響を及ぼしていること、公的宿泊施設の中には、宿泊機能のみならずその他の機能を併せ持つものが少なくないことから、公的宿泊施設のあり方について幅広く議論がなされることが肝要である。

第3章 国会からの検査要請事項及び特定検査対象に関する検査状況

第1節 国会からの検査要請事項に関する検査状況

平成9年12月、国会法等の一部を改正する法律(平成9年法律第126号)が成立し、同法により、国会の各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができることとされた。これに対応して、会計検査院法(昭和22年法律第73号)が改正され、会計検査院は、国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができることとされた。

10年1月から10月までの間に、国会法第105条の規定による要請を受諾したものは公的宿泊施設の運営に関するもの1件であり、これについては検査を実施してその結果を報告した。その報告の概要は次のとおりである。

公的宿泊施設の運営に関する会計検査の結果について

要請を受諾した年月日	平成10年4月22日
検査の対象	厚生省(社会保険庁)、郵政省、雇用促進事業団、簡易保険福祉事業団及び年金福祉事業団の各機関が設置運営する宿泊施設(運営を委託しているものを含む。)
検査の内容	施設の設置状況、施設の運営状況及び運営のあり方についての調査検討
検査期間	平成10年4月～9月
報告を行った年月日	平成10年9月28日

1 要請の概要

衆議院決算行政監視委員会において、平成10年4月22日、歳入歳出の実況に関する件及び行政監視に関する件の調査に關し、会計検査院に対し、会計検査を行いその報告を求めることが協議決定され、同日衆議院議長から会計検査院長に対しその要請がなされた。

要請を受けた内容は次のとおりである。

(1) 検査の対象

次に掲げる機関が設置運営する宿泊施設(運営を委託しているものを含む。)

(1) 厚生省(社会保険庁)

(2) 郵政省

(3) 雇用促進事業団

(4) 簡易保険福祉事業団

(5) 年金福祉事業団

(2) 検査の内容

(1) 施設の設置状況

(2) 施設の運営状況

(3) 運営のあり方についての調査検討

会計検査院は、同日検査官会議において上記の要請を受諾することを決定し、要請に係る検査を実施して、9月28日、その結果について会計検査院長から衆議院議長に対して報告した。

2 検査の実施状況

(1) 検査対象とした公的宿泊施設

厚生省(社会保険庁)、郵政省、雇用促進事業団、簡易保険福祉事業団及び年金福祉事業団(以下、これらを「設置者」という。)が設置した次表に示す宿泊設備を備える370施設(以下「公的宿泊施設」という。)を対象として検査を実施した。

設置者	施設種別	検査対象箇所数
厚生省(社会保険庁)	健康保険保養所	25
	健康保険保健福祉センター	11
	船員保険保養所	31
	船員保険福祉センター	4
	厚生年金会館	21
	厚生年金休暇センター	16
	厚生年金健康福祉センター	23
	国民年金健康保養センター	48
	国民年金会館	2
	国民年金健康センター	7
	小計	188
郵政省	郵便貯金会館	15
	郵便貯金総合保養施設	2
	小計	17
雇用促進事業団	勤労者職業福祉センター	4
	勤労者福祉センター	2
	勤労者野外活動施設(B型)	32
	勤労総合福祉センター	25
	全国勤労青少年会館	1
	中小企業レクリエーションセンター	6
	勤労者リフレッシュセンター	1
	小計	71
簡易保険福祉事業団	簡易保険保養センター	79
	簡易保険会館	2
	小計	81
年金福祉事業団	大規模年金保養基地	13
合 計		370

(2) 検査の方法

検査に当たっては、検査の対象とした公的宿泊施設について、その設置者及び施設の運営を受託している公益法人から各種資料の提出を受け、説明の聴取等を行うとともに、検査の対象とした370施設の17.5%に当たる65施設については、現地に職員を派遣して実地検査を行った。また、官公庁、各種団体等から説明を受けたほか、関連する資料や文献を参考とするなどした。

3 検査の結果

(1) 総論

ア 公的宿泊施設の設置・運営の目的

公的宿泊施設は、社会保険の被保険者等の福祉の増進、郵便貯金の普及等、施設種別ごとに法律上定められた目的のもとに設置・運営されている。

イ 公的宿泊施設に関する閣議決定等の状況

臨時行政調査会(第2次)の最終答申(昭和58年3月14日)を受けて、昭和58年から59年にかけて数次にわたり、郵政省、雇用促進事業団、簡易保険郵便年金福祉事業団(当時)及び年金福祉事業団の設置する会館、宿泊施設等の新設は原則として行わないことなどの閣議決定が行われている。

また、厚生省が設置する施設については、上記の各閣議決定の対象とはされていないものの、行政管理庁(当時)の行政監察

(58年報告)を受け、その後は新設されていない(行政監察の対象とならなかった施設種別や当時既に計画決定済であった施設を除く。))。

(2) 設置状況

ア 公的宿泊施設の概要

(施設の規模等)

平成8年度末における366施設(8年度末で未開業の4施設を除く。)の規模は、客室数計12,694室、宿泊定員計41,187人である。

昭和61年度(年度末施設数334施設)以降の10年間で、施設数は32施設(9%)の増加となっており、客室数と定員数はそれぞれ2,897室(29%)、9,135人(28%)増加している。

(健康増進機能への重点化)

61年度以降に建設された公的宿泊施設では、厚生省所管の施設を中心にテニスコート、プール等のスポーツ施設を併設した多機能型の施設が多く、従来の宿泊保養を中心とした単機能型の施設と機能面で差異が認められる。

イ 設置手続と建設費等

公的宿泊施設の設置手続は、設置箇所の選定から基本構想、施設の設計、建設工事等の段階を経て行われるようになっており、この設置手続には地方公共団体からの設置要望等及び地元の旅館組合等との調整が含まれている。

土地取得費及び当初建設費の累計は、それぞれ2126億69百万円、5756億78百万円に上っている。また、平成8年度の増改築費は、555億23百万円となっている。そして、これらは、基本的に社会保険の保険料等を財源としている国の特別会計から支出されている。

(3) 運営状況

ア 運営の仕組み

多くの公的宿泊施設では、設置者が公益法人等に施設運営業務の全般を委託している。そして、施設運営の損益は、運営受託者に帰属している(簡易保険福祉事業団の全施設(直営)と雇用促進事業団の一部の施設を除く。))。

イ 利用状況

公的宿泊施設の8年度における総宿泊者数は約850万人で、近年その数は横ばいである。また、国内旅行の延べ宿泊者数に対する公的宿泊施設の総宿泊者数の割合は、1.4%程度である。

公的宿泊施設の定員稼働率は、郵便貯金会館、簡易保険保養センター及び簡易保険会館が70%台から80%台と高稼働率となっているのに対し、他の施設種別ではおおむね40%台から60%台となっており、近年は公的宿泊施設全体でわずかながら低下傾向にある。なお、民間の旅館及びホテルの定員稼働率は、それぞれ40%程度、60%程度である。

ウ 利用者

(被保険者等の優先利用と利用者の確認)

公的宿泊施設では、被保険者等に対して、その他の一般利用者比べて安い料金を適用するなど、被保険者等の優先利用を図ることとしている施設が多い。

しかし、被保険者等であることの確認状況について調査したところ、その確認方法等が十分でない施設が見受けられた。なお、郵便貯金会館等は、郵便貯金の普及のための施設とされているため、利用者の区分を設けていない。

(被保険者等の利用割合)

平成8年度における実際の総宿泊者数に占める被保険者等の割合を、利用者の区分を行っている施設についてみると、全体では83%となっているが、設置者、施設種別ごとにはかなりの差異が見られ、船員保険保養所等のようにその割合の低い施設種別も見受けられた。

(利用料金)

利用料金は、当該施設の運営経費、経営状況、地域の同種施設の料金との均衡などを考慮して設定されている。また、利用者の区分を設けている施設では、一般利用者には割増料金を設定している。

公的宿泊施設と民間の旅館・ホテルの料金水準については、設置者又は運営受託者が実施した周辺類似施設との料金比較に

関する調査結果によると顕著な傾向は見いだせなかった。

エ 運営経費及び国の負担等

(運営経費及び国の負担)

1施設当たりの年間運営費用は8年度で平均5億97百万円で、近年はわずかに減少する傾向にある。
また、別途、大規模な維持修繕費、固定資産税、土地借料の一部の費用について、国の各特別会計が直接又は間接に負担しているものがあり、その合計は8年度で169億08百万円に上っている。
その他、施設の運営者に対して、設置者から施設の備品が無償で貸し付けられていたり、国の特別会計から委託費等が交付されていたりしているものがある。
なお、前記の増改築費を含めると、施設の毎年の総支出に占める国の特別会計の直接又は間接の負担額の割合は、本院の試算によれば過去5年間の平均で28.3%となる。

(税制上の取扱い)

公的宿泊施設については、その土地や建物が国有財産であるため固定資産税が非課税となっていたり、施設を運営している法人が特殊法人又は社団、財団等公益法人であるため法人税が株式会社等である民間の旅館・ホテルと異なって非課税又は低税率となっていたりなどの取扱いを受けている。

オ 運営の収支

8年度の1施設当たりの収支は、収入が5億81百万円、支出が5億97百万円となっている。
運営に係る収支率(支出／収入又は費用／収益)が100%を超え、いわゆる赤字となっている施設は180施設あり、このうち81施設が110%を、更に39施設が120%を超える状況となっていて、なかには150%を超える施設も5施設見受けられた。

(4) 運営のあり方についての調査検討

(行政改革との関連)

1 各省庁等では、前記の各閣議決定の対象施設については、閣議決定当時既に着工していたり、計画が進行中であったなど理由により建設を続行した施設を除き、新設は行っていないとしている。
最近新設された郵便貯金総合保養施設(9年4月に1施設が開業。更に11年度に1施設が開業予定)及び勤労者リフレッシュセンター(10年3月に1施設が開業)について、各施設を設置する郵政省及び雇用促進事業団では、施設の内容や性格から、前記の各閣議決定に反しているものではないとしている。

(ウ) 厚生省では、前記の行政監察を受け、当時計画決定済のものを除き、新設は行っていない。ただし、行政監察の対象とならなかった施設種別についてはその後も新設されてきた。

同省は、現在、公的宿泊施設関係予算の大幅な縮減、新規設置の抑制、既存施設の一層の運営の効率化等を進めている。

(エ) 雇用促進事業団及び年金福祉事業団については、行政改革の一環として廃止の方針が9年6月に閣議決定されている。両事業団廃止後の施設の取扱方針の検討状況を見ると、雇用促進事業団の施設については、労働省が今後の取扱いについて検討しているところであり、年金福祉事業団の施設については、地元道県に対して施設の利用方策及び資産の取得について検討を依頼しているが、10年8月現在、合意が得られた施設はまだ見受けられない。

(収支の状況)

公的宿泊施設の運営における損益(収支)は、基本的には運営受託者にとっての損益(収支)であり、運営上の損失が国の特別会計や各事業団の負担に直結する仕組みとはならない。
しかし、運営上の損失が著しく大きく、その状態が継続している施設については、運営受託者の財政面の制約から運営の継続に支障を来し、ひいては事業の目的を達成できなくなるおそれもある。したがって、このような施設については、収益に及ぼす要因と費用に及ぼす要因を十分把握し、収支の改善見込みなどを適切に予測することが重要である。

(利用状況と利用料金)

公的宿泊施設の稼働率は、全般的に見れば平均的な民間の旅館の水準を上回っているが、一部において稼働率の低い施設も見受けられる。
郵便貯金会館等を除く公的宿泊施設においては、事業の目的を踏まえて、被保険者等を施設本来の利用者と位置付けて、それ以外の一般利用者と取扱いを区別しており、特に利用料金では、一般利用者には被保険者等より高い料金を適用している。
一般利用者の料金の設定に当たっては、運営収支への影響、周辺類似施設との料金比較と並んで、国の特別会計の負担状況を考慮することが必要と考えられる。

(事業の評価システム)

公的宿泊施設の設置・運営に係る国の特別会計の負担は、最終的には社会保険等各制度の被保険者等や事業主の負担に帰着している。
したがって、これらの施設事業に対して保険給付等に充てることもできる貴重な保険料等の財源を使用していることを考慮し、施設事業の運営、とりわけ国の特別会計からの負担に関しては、最終的な負担者の十分な合意を得ることが重要と思われる。
この点について、各省庁等は、運営等に関する会合を開き最終負担者等から意見を聞くなどしている。
また、公的宿泊施設の事業の評価に当たっては、事業全体の費用と便益を把握する見地から、被保険者等の福祉の増進など事業の本来的な目的の達成度の測定基準や、国の特別会計の負担状況等に関する評価指標についても開発を検討する意義が大きい。

(まとめ)

公的宿泊施設については、民間同種施設の充実などを背景として、臨時行政調査会の答申や閣議決定において新設の抑制方針が示され、以降の新設施設は、従来の宿泊保養といった単機能型から健康増進機能等を併せ備えた多機能型へと変化してきた。
一方、各種社会保険の給付と負担を巡っては、制度のあり方を含めて様々な議論がなされており、資金運用面では、簡易生命保険を含めて、金利の低下や収益率の低迷など厳しい環境下にある。
このような状況の下で、被保険者等の支払保険料などの限られた財源を用いて、被保険者等の福祉の増進などの目的を、有効かつ効率的に達成するためには、今後の公的宿泊施設の設置・運営の課題として次のような事項が考えられる。

【1】施設の稼働率や収支の状況は、それぞれの施設の設置・運営の有効性又は健全性を示す重要な指標であるので、設置者においてこれらを十分把握し、稼働率が著しく低かったり、収支が著しく悪い施設については、その原因を十分究明した上、今後の事態の改善や事業継続の可能性あるいは統廃合の要否等を検討する必要がある。

【2】被保険者等は設置目的上施設の本来的な利用者であり、また、その多くは費用の最終的な負担者であることから、このことを十分念頭に置いた上で施設の運営を行う必要がある。

【3】事業運営に最終負担者の意見を反映させるためには、まず、現在の仕組みを積極的に活用することが重要である。

【4】事業の評価を適切に行うためには、設置者において業績評価制度の確立や内容の充実が望まれる。その際、国の特別会計の負担状況と、事業の便益が誰にどれだけ及んでいるかなどについて把握する努力も必要である。

【5】今後とも閣議決定等に沿った措置を採ることはもとより、閣議決定等の対象とされていない施設についても、民間同種施設の充実、利用者のニーズ等公的宿泊施設を取り巻く状況や、国の特別会計の財政見通しなどを十分考慮した上で設置・運営する必要がある。

なお、雇用促進事業団については、新法人への移管に合わせて設置施設の今後の取扱いについて速やかに処理方針が決定されることが望まれる。また、年金福祉事業団については、大規模年金保養基地業務から撤退方針が決定しているため、速やかに関係者と合意の上、設置施設について適切な処理がなされることが望まれる。

いずれの公的宿泊施設においても、施設の設置・運営に関わる者、施設利用者及び財源の最終負担者だけでなく、地方公共団体、地域住民、さらには民間の同種事業者など多くの人々も様々な利害関係を持ち、相互に影響を及ぼしていること、公的宿泊施設の中には、宿泊機能のみならずその他の機能を併せ持つものが少なくないことから、公的宿泊施設のあり方について幅広く議論がなされることが必要である。

民間と競合する公的施設の改革について

〔平成12年5月26日〕
閣議決定

国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議室、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設で、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。以下「施設」という。）について、累次の閣議決定に沿った措置を引き続き推進することとし、下記のように決定する。

記

1 施設の新設及び増築の禁止

不特定の者が利用し得る施設の新設及び増築は禁止する。なお、現在、計画段階にあり、工事（設計を含む。）未着手のものについては、これを取り止める。

2 既存施設の廃止、民営化その他の合理化措置

官民のイコール・フッティング（税制を含めた同一競争条件の確保）の観点から、施設ごとの独立採算制を原則とし、一定の基準に基づいて個々の施設ごとに企業会計原則に準ずる特殊法人等会計処理基準により経営成績等を明確にし、早期（5年以内）に廃止、民営化その他の合理化を行う。

3 地方公共団体における措置の要請

地方公共団体についても、上記の措置に準じて措置するよう要請するものとする。

行政改革大綱

～抄～

〔平成12年12月1日〕
閣議決定

V 中央省庁等改革の的確な実施

2 行政の組織・事務の減量・効率化

(5) 民間と競合する公的施設の改革

国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設で特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。）について、「民間と競合する公的施設の改革について」（平成12年5月26日閣議決定）に従い、平成13年度予算編成過程等において厳しく対処する。

総 括 調 査 票

所官	厚生労働省	組織	会計	厚生保険特別会計
事業名	厚生保険特別会計における福祉施設		予算措置	14年度 13,508百万円 15年度 12,769百万円
契約価格等				
事業の概要	被保険者等の福祉の増進を目的とし、時代の要請に応じつつ、健康の保持・増進などを図るため、厚生年金保険法第79条等に基づき厚生年金会館等の保健福祉施設を設置・運営している。			

① 調査の視点

○福祉施設における被保険者等の施設の利用状況について調査。

○施設の収支状況等について、料金設定等を踏まえ、調査。

○施設の利用実態から見て、福祉施設としての今日的意義が乏しくなっているものはないか。

② 調査結果及びその分析

○厚生年金老人ホーム等7種類の104施設について調査を実施。

○利用状況等

◎被保険者等利用割合(13年度107施設平均) 89.9%
※被保険者等の確認については、利用者による申告等に基づき把握している。

◎宿泊施設における定員利用率(13年度107施設平均) 64.3%

◎厚生年金老人ホーム32施設の中には、特定の者によって長期にわたって利用されている状況のものが8施設あることが確認された。

○収支状況等

◎料金設定の状況

実地調査によると、宿泊施設についての料金設定の状況は、次のようになっていた。

- ①都市型の宿泊施設については、近隣の類似施設と同程度。
- ②保養型の宿泊施設については、近隣の類似施設よりも2割から3割程度安くしている。
- ③被保険者については一般料金、受給者については一般料金の2割引、それ以外は一般料金の2割増。
- ④被保険者であることの確認については、事業所名を利用者が申告することによって行われている。

◎107施設のうち

- | | |
|-------------------|------|
| ①13年度単年度の収支が赤字の施設 | 29施設 |
| ②13年度末で累積赤字を抱える施設 | 57施設 |

◎13年度末における107施設全体の収支状況 +23.4億円

◎売上高人件費率(13年度107施設平均)

※法人企業統計季報(財務総合政策研究所)による、「旅館・その他の宿泊所」の売上高人件費率(平成13年度) 26.9%

○福祉施設としての今日的意義

◎実地調査した施設の運営者によると、「企業による保養所の閉鎖など、社会保険として逆に被保険者等への還元の意味は高まっている。」とのことであるが、一部の老人ホームのように、特定の者が長期にわたって利用するなど、保険事業としての意義に乏しい施設があるのではないかと。

③ 今後の改善点・検討の方向性

○福祉施設については、以下の見直しを行うべきである。

◎全ての施設について、独立採算による運営の原則に立ち、自己財源で整備費を賄うこととし、保険料財源を投入しないことを基本とする。
(注)自己財源による維持補修工事等の実施に当たっては、国有財産管理上の問題、資金調達の方法等、施設整備の具体的方法について更に検討が必要。

◎以下の施設については、早急に廃止する。

- ①累積赤字を計上し、かつ、収支改善の見込みのない施設
- ②利用者の実態等に鑑み、保険事業としての意義に乏しい施設(例:老人ホーム)

◎今後も特別会計施設として運営していく施設については、一定期間を設けて合理化計画(人件費の削減、利用料設定の見直し等)を策定し、一定期間経過後収支改善の見込みが立たない施設については、廃止する。

◎委託先法人について、経営の効率化、透明性の確保を図るよう検討する。

総 括 調 査 票

所官	厚生労働省	組織		会計	国民年金特別会計
事業名	国民年金特別会計における福祉施設			予算措置	14年度 3,824百万円 15年度 3,282百万円
契約価格等					
事業の概要	被保険者等の福祉の増進を目的とし、時代の要請に応じつつ、健康の保持・増進などを図るため、国民年金法第74条に基づき国民年金会館等の保健福祉施設を設置・運営している。				

① 調査の視点

- 福祉施設における被保険者等の施設の利用状況について調査。
- 施設の収支状況等について、料金設定等を踏まえ、調査。
- 施設の利用実態から見て、福祉施設としての今日的意義が乏しくなっているものはないか。

② 調査結果及びその分析

○国民年金健康保険センター等4種類の59施設について調査を実施。

○利用状況等

- ◎被保険者等利用割合(13年度59施設平均) 26.4%
※被保険者等については、年金手帳等の提示のあった者のみをカウントしている。
- ◎宿泊施設における定員利用率(13年度59施設平均) 46.1%

○収支状況等

- ◎料金設定の状況
実地調査によると、宿泊施設についての料金設定の状況は、次のようになっていた。
①都市型の宿泊施設については、近隣の類似施設と同程度。
②保養型の宿泊施設については、近隣の類似施設よりも2割から3割程度安くなっている。
③被保険者及び受給者以外については、一定の割増あり。
④被保険者であることの確認については、年金手帳の提示をもって行っている。
- ◎59施設のうち
①13年度半年度の収支が赤字の施設 17施設
②13年度末で累積赤字を抱える施設 14施設
- ◎13年度末における59施設全体の収支状況 +12.8億円
- ◎売上高人件費率(13年度59施設平均) 42.7%
※法人企業統計季報(財務総合政策研究所)による、「旅館・その他の宿泊所」の売上高人件費率(平成13年度) 26.9%

○福祉施設としての今日的意義

- ◎実地調査した施設の運営者によると、「被保険者及び受給者への還元という観点で有効である」とのことであるが、そもそも利用率が極端に低いなど、保険事業としての意義に乏しい施設があるのではないか。

③ 今後の改善点・検討の方向性

○福祉施設については、以下の見直しを行うべきである。

- ◎全ての施設について、独立採算による運営の原則に立ち、自己財源で整備費を賄うこととし、保険料財源を投入しないことを基本とする。
(注)自己財源による維持補修工事等の実施に当たっての国有財産管理上の問題、資金調達の方法等、施設整備の具体的方法について更に検討が必要。
- ◎以下の施設については、早急に廃止する。
①累積赤字を計上し、かつ、収支改善の見込みのない施設
②利用者の実態等に鑑み、保険事業としての意義に乏しい施設
- ◎今後も特別会計施設として運営していく施設については、一定期間を設けて合理化計画(人件費の縮減、利用料設定の見直し等)を策定し、一定期間経過後収支改善の見込みが立たない施設については、廃止する。
- ◎委託先法人について、経営の効率化、透明性の確保を図るよう検討する。

平成 15 年 7 月 16 日

財務大臣
塩川 正十郎 殿

日本再建のため行革を推進する
700 人委員会
小委員会 予算効果評価委員会
委員長 金子 晃

平成 15 年度 予算効果評価委員会による提言

1. はじめに
2. 調査結果
 - (1) 全般的指摘事項
 - (2) 個別事業の問題点
3. 今後、検討を要する事項
 - (1) 会計検査院と財務省主計局との関係について
 - (2) 政策評価結果等を予算に反映させる仕組みの構築
 - (3) 公共調達における競争の確保
 - (4) 科学技術の開発促進のための研究費配分のあり方

評価委員会の提言

日本再建のため行革を推進する 700 人委員会
小委員会 予算効果評価委員会

1 はじめに

(1) 小委員会（予算効果評価委員会）の設置

塩川財務大臣指揮の下、財務省主計局では昨年に引き続き予算執行調査を今年度も行うこととなった。財務省自身が予算編成に際して、これまでの予算の執行状況、事務事業の実施状況を調べ、非経済的・非効率的予算執行および事務事業を見直し、それを予算編成に反映させようとの考に基づくものである。今回は主計局に 20 人、地方財務局 30 人、計 50 人により構成される特別班を編成して調査を実行したことは画期的なことで評価できる。

予算執行状況に関しては既に、会計検査院が毎年度の予算の執行状況を会計検査の観点から検査しており、また事務事業の目的達成度に関しては、総務省行政評価局が行政評価の観点から調査を行っている。さらに公正取引委員会は公的機関の公共調達における入札談合の摘発を強化し、公的機関の経費節減に貢献している。

したがって、まず制度的には財務省が、会計検査院および総務省行政評価局両機関の調査結果、および公正取引委員会の官製談合を含む入札談合に対する取締りを最大限に予算編成ないし予算の適正な執行に反映させることが求められる。しかし、これまでに財務省がこうしたことを十分に行ってきたかは疑問である。次に、これら機関の調査および取締りには検査対象および範囲等に制度的なまた事実上の限界もあり、財務省が予算編成に当たり必要とする情報をすべて提供できるわけではない。したがって財務省主計局が予算編成上調査を必要とする政府の事務事業等を調査することは評価できる。むしろ、予算編成機関である財務省主計局自身が予算の実際の執行現場および執行の状況を実際に見て知ることが必要不可欠なことと考える。これまでに、このような努力がなされてこなかったことこそが問題である。

700 人委員会は、本年 1 月の初めに塩川財務大臣から、財務省主計局が行う調査を支援するよう要請された。この要請に応え、700 人委員会では、財務省主計局の予算執行調査には様々な制約（人、費用、時間、能力等）があり、また、法的、制度的制約からの限界も考えられること、また予算編成機関と予算執行機関との対立等も考えられることから、こうした限界・困難を取り除き、あるいは乗り越えて調整機関として機能することにより財務省の予算執行調査を支援することが必要であると考えた。また、委員会自体が独自の調査により財務省が調査対象としていない事務事業について予算執行状況を調査し、財務省の予算編成を支援することも意義のあることと考えた。

なお、最近、政府税調は消費税 10%以上の引き上げを将来せざるを得ない旨答申しており、その前提として予算の無駄のない効率的執行の確保が不可欠であると考えます。

そこで、700 人委員会は、小委員会・予算効果評価委員会（委員長金子 晃慶 応義塾大学名誉教授・前会計検査院長）を設置し、財務省主計局が調査対象としている事務事業および委員会が必要と考える事務事業について、予算執行状況に関し調査を行うこととした。

（２）調査の経緯

小委員会は、必要に応じ関係省庁および機関の関係担当者から説明を受けるなどして一連の調査を行った。塩川財務大臣も可能な限り委員会に参加され、議論に加わった。小委員会は調査が塩川財務大臣を通じ主計局の調査に反映されることを期待し、調査結果を随時塩川財務大臣にお伝えした。

財務省主計局の調査結果「平成 15 年度予算執行調査」は 6 月 27 日に発表された。小委員会も一連の調査を一応終了し、そのとりまとめを行った。

小委員会は、われわれの調査が財務省主計局の調査結果に反映されているものと考えているが、われわれが満足する程度に十分なものとは認められない。また小委員会では独自に調査した予算執行および事務事業があり、それらも含め小委員会の調査結果を予算編成に是非とも反映させたいと考えている。そこでこの度、調査結果を「予算効果評価委員会提言」として取りまとめ、塩川財務大臣に提出すると同時に懇談の機会を設け委員会報告を予算編成に反映するよう要請することとした。

2 調査結果

（１）全般的指摘事項

今回財務省の予算執行調査において取り上げられている事業の多くは、過去において会計検査院および総務省行政評価局による指摘がなされ改善の要請がなされている事業である。今回委員会が行った調査においてもこれまでの両機関による検査・調査により指摘されたと同様の事態が指摘できる。今回委員会が調査対象とした事務事業に関し、全体的な観点から以下の点を指摘する。予算編成作業において、これらの観点からの事務事業の徹底的な見直しが求められる。

１）施設整備事業（いわゆるハード事業）について

ハコモノ事業は最近少なくなったが、それでも調査対象とした事務事業の多くに施設整備が含まれている。新設については、その必要性、実際のニーズの存在を厳正にチェックする必要がある。また、既設のハコモノで有効利用がなされておらず、維持管理に多額の維持管理費を要したり、地方自治体の財政を圧迫しているものもある。こうした施設に関しては、閉鎖を含め厳しい見直しが行われる必要がある。

２）ソフト事業

施設整備等ハードを伴わない事業に関しても、その必要性に疑問があるものが少なくない。職業安定事業、生活保護適正実施事業、各種訓練・研修事業等について厳正な見直しが必要である。特に、補助金や交付金により行われる事業に関しては、実際に事務事業が行われる地域のニーズを的確に踏まえたものであるか、中央省庁の一方的指示、指導の下に地域のニーズと関係なく全国一律に行われていないかを厳格にチェックする必要がある。

３）長期継続の事業

事業の必要性およびニーズの減少・消滅・変化等により事業継続に対する疑問のあるものがある。一度、開始されると社会のニーズと関係無しに、事務事業そのものために、事務事業が継続される傾向がみられる。すでに長期にわたり行われている事務事業、特にここ数年見直しのなされていないものについては、その必要性、およびいつまで継続する予定なのかを厳格にチェックすべきである。

4) 事業廃止に伴う新事業

省庁内部で一つの事業や企画を廃止すると、これを代替する同規模の予算を必要とする次の新規事業を立ち上げ主計局に提案する事例がある。主計局はこれを安易に認めるべきではない。新規事業の必要性、それに対する社会的ニーズを厳しくチェックする必要がある。

5) 割高な予算単価

査定された単価が民間の実勢価格等に比して割高であるほか、合理的な必要性がないにもかかわらず、汎用品を用いることなく、特別仕様の物品や原材料を用いることによって、調達価格が引き上げられていることが見られる。

建設工事に係る建設資材の価格については、その調査を国土交通省などの官公庁が（財）経済調査会及び（財）建設物価調査会のみを指名して入札により発注していた。公正取引委員会は、長年にわたり入札談合に係っていたとして独占禁止法違反で両者に排除勧告を行った（本年6月）。両者が談合により官公庁の価格調査業務のほとんどすべてを安定的に折半していたこと、また発注官庁側が成果物の受領に際しその内容の正確性を必ずしも検査していないことから、調査がずさんになされ内容が信頼できるものに疑問がある。マスコミ報道によれば、両者の調査した評価は、被調査関係者の意向が反映された実勢よりかなり高いものとされている。主計局はこのことを念頭に予算単価の査定を行う必要がある。

6) 不適正な公共調達

官公庁における公共事業等の発注や物品の調達（公共調達）は会計法上、原則として一般競争入札によることとされている。しかし、発注側の不適切な行為もあり、入札に際し業者による談合が行われるなど、競争の利点が生かされていない。入札談合が独占禁止法違反として排除されると、落札価格が平均20%前後低下するケースが少なくない。主計局はこうした事実を踏まえた予算査定を行うと同時に、発注官庁に対し、随意契約を安易に認めることなく、会計法令に基づき、一般競争入札を厳正に実施すべきことを求めなければならない。なお、総合評価方式、提案方式等の導入など入札制度も最近多様化されるようになってきているが、これらの方式は価格だけの一般競争入札では競争が十分に機能しない場合に、実質的に競争を機能させる競争入札の方式であることを確認して運用することを財務省に強く要請する。

(2) 個別事業の問題点

委員会は財務省主計局が調査対象とした51事業および委員会独自に調査した事業から39事業を重要指摘事業として選び出しこれら事業に関して、予算編成

において必ず反映させるべき事項を指摘した。それらについては以下に一覧表の形で述べることとする。

個 別 事 業 の 問 題 点

(注) 問題事業数 38 事業

38 事業のうち(総合科学技術会議について内閣府と文部科学省の両省に記載)

(通関行政における電子手続きの一元化について、財務省と国交省の両省に記載)

※ は 700 人委員会の調査事業 (23 事業)

・ 印は財務省主計局の予算執行調査事業 (15 事業)

外務省	※ 外務公務員の給与、特に在外手当問題		検討の要あり。しかし最近続く外務省の問題で大使の手当は30%程度削られている。また大使が接待のためにコックの給料をこの手当から支出している点は考慮してやるべきで、むしろ表に出して支払う方がよくないか。
財務省	・ 合同宿舍施設改修費	国費約 54 億 5700 万円	改修の単価が割高になっていないか検討。
	※ 国有財産（国有地）の現状について		担当者の努力は認めるが、もっと売却を進める方式を考えるべきである。例えば民間に根本的委託が出来ないか？
	※ 通関行政における電算手続きの一元化（国交省と重なる）		財務省関税局所管の通関情報処理システムと、国土交通省所管の港湾物流処理システムについて港湾通関業務の情報処理の一元化は、見通しがつきつつあるが、最後まで両者の接続でもめ続けている。タテワリ行政の好例。
文部科学省	・ 学校給食事業	国費約 70 億 9500 万円	業務の外部委託化を徹底すれば約半額で出来る。これを妨げているのは学校栄養士の使い方と給食のため炊事場で働く人が地方公務員で高給取りであることで約全国 7 万人いる。
	※ O-157 対策費	国費約 41 億 3800 万円	出来上がった食事を配分する所を滅菌室にする為、なお継続の必要である事は分かるが、O-157 対策の名称は便乗的である。これも外部委託をしないと、PTA の人々まで滅菌室内に入ると殺菌の意味がないという話がある。
	※ 総合科学技術会議（内閣府の項にも記載）	国費約 3 兆 6000 億円 （含む人件費 6000 億円）	将来の我が国の科学技術の発展を考えた場合、これまでの予算が妥当であるか疑問である。人件費を除いて 3 兆円という研究費を必要な所に十分配分しているか、再検討すべきである。総務省評価局の評価をするといっても科学研究費に対する評価能力があるのか…？何等かの組織が必要である。
	・ 科学研究費補助等	科研費 899 億円弱	配分の適正化（国公立と私学の間の） 補助金の処理の適正化
	※ 日本学術振興会	科研費及び研究成果公開促進費 866 億円	同上
厚生労働省	・ 厚生保険特別会計における福祉施設	平成 15 年度 379 億円 （社会保険料から）	新設についてはその必要性、既設については有効利用がなされているかを廃止を含め見直す。
	・ 国民年金特別会計における福祉施設	平成 15 年度 補助費 35 億円 （社会保険料から）	"

年金制度改正に関する意見

平成15年9月12日
社会保障審議会年金部会

本部会は、次の年金改革に向けての検討を行うため、平成14年1月に設置された。以来、26回にわたり、「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」での検討（平成13年12月報告）、雇用と年金に関する研究会報告「多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して」（平成15年3月）、社会保障審議会「今後の社会保障改革の方向性に関する意見」（平成15年6月）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月閣議決定。以下「基本方針2003」）などを踏まえ、「公的年金制度に関する世論調査」（平成15年2月実施）、「年金改革に関する有識者調査」（平成15年3月実施）、関係方面での検討、意見を参考にしながら、年金制度の体系の在り方、年金制度における給付と負担の在り方、多様な働き方への対応、女性と年金の問題を軸に検討を重ねてきた。また、平成15年3月から9月にかけて全国8か所で開催された年金対話集会では一般の方々との意見交換も行ってきた。

これまでの検討の結果を以下のとおり取りまとめたところであり、政府においては、これまでの審議の経過も十分に参酌しつつ、改正案の立案に当たられたい。

IV. 公的年金制度の運営

(3) 福祉施設等

○ 厚生年金保険及び国民年金の被保険者等の福祉を増進する観点から行ってきた年金の福祉施設事業については、被保険者等の公的年金制度に対する理解を深めること等に一定の役割を果たしてきたところであるが、厚生年金保険及び国民年金の厳しい財政状況、福祉施設を取り巻く社会環境や国民ニーズの変化等を踏まえ、その見直しを行う必要がある。

○ 年金資金運用基金（旧・年金福祉事業団）が行ってきた大規模年金保養基地（グリーンピア）事業及び年金加入者住宅等融資事業については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月閣議決定）のとおり、早期に廃止すべきであり、また、年金政策上の被保険者還元融資の在り方については、さらに検討すべきである。これに対しては、特殊法人改革の趣旨から慎重を期すべきとの意見があった。

特別会計の見直しについて

— 基本的考え方と具体的方策 —

平成 15 年 11 月 13 日

財政制度等審議会財政制度分科会

歳出合理化部会

目 次

はじめに	1
1. 特別会計見直しの基本的考え方	
(1) 特別会計の現状	3
(2) これまでの見直しの経緯	5
(3) 特別会計の意義と問題点	6
(4) 特別会計の見直しの基本的考え方	8
2. 事務事業等の見直し	
(1) 事務事業の見直し	9
(2) コストの縮減、事業の重点化・効率化等	12
(3) 事務費等のあり方の見直し	14
3. 歳入・歳出を通じた構造の見直し	
(1) 歳入・歳出構造の硬直性の排除	15
(2) 特別会計の財務の健全性の確保	18
4. 説明責任（アカウンタビリティ）の強化	
(1) 特別会計の分かり易い説明	20
(2) 新たな特別会計財務書類について	20
5. 特別会計として区分経理を行う必要性の点検	
(1) 特別会計の設置	22
(2) 既存の特別会計の取扱い	22
結び	24

2. 事務事業等の見直し

(1) 事務事業の見直し

国全体としての財政規律を確保し、歳出の合理化・効率化を進める観点から、特別会計についても事務事業の不断の見直しを進める必要がある。その際、固有の財源の有無に関わらず、事業の性格に応じ、予算執行の状況や個々の事業内容に踏み込んだ厳しい見直しが必要である。

具体的な見直しに当たっては、次のような視点から、不断に見直しを行っていくことが必要である。特に、各特別会計の設置目的との関連性が希薄化している事業については、その廃止・縮減を進めるべきである。

- ① 〈事業意義の低下〉 内外の社会経済情勢の変化により、事業の対象が著しく減少又は変質する等により、事業の意義が低下していないか。
- ② 〈事業目的の達成〉 事業の本来の目的を概ね達成し、又は、近い将来、その目的を達成することが見込まれていないか。
- ③ 〈財源と事業との整合性〉 負担金、手数料、保険料等を収入財源とし、その財源と事業との関係に合理性が失われていないか。
- ④ 〈他の会計の事業との重複〉 一般会計又は他の特別会計における類似の事業により政策目的は達せられており、当該特別会計の事業は不要ではないか。
- ⑤ 〈主体の見直し（一般会計）〉 一般会計からの繰入れを財源とする事業で、その性格上、むしろ一般会計において直接行うべきではないか。
- ⑥ 〈主体の見直し（独立行政法人化）〉 事業の独立行政法人化を行った方が効率的ではないか。
- ⑦ 〈主体の見直し（民営化等）〉 民間において類似の事業が現に行われ、又は民間と競合しており、事業の民営化又は全面的な民間委託を行った方が効率的ではないか。

【具体的方策】

- 都市開発資金融通特別会計の行う土地の先行取得事業に対する貸付けについては、土地の先行取得に対するニーズが低くなっていること等から、取得対象を真に必要なものに限定すべきである。特に財政融資資金からの借入れによる事業については、極力、その規模を縮減すべきである。
- 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計におけるソーラーパネル導入促進事業については、ソーラーパネルの最低設置費が著実に低下していること等から、当該補助事業は終了することとし、その終期等について早急に検討すべきである。
- 農業経営基盤強化措置特別会計が有する国有農地は、戦後、自作農創設のために取得した小作地や、農地として開発し売渡すことを目的として取得した土地が大宗を占めている。現在、担い手の経営安定のための農地の売渡しという位置づけに移行しているが、自作農創設という制度発足時の積極的な意義が薄らいでいることを踏まえ、速やかに国有農地の処分を進めるべきである。
- 食糧管理特別会計における米の生産調整関連事業については、本特別会計の目的である「主要食糧の需給及び価格の安定を図る」側面が弱く、むしろ産地づくり対策を主眼とした事業であるため、一般会計において直接措置することとし、一般会計からの繰入れを縮減すべきである。
- 漁船再保険及漁業共済保険特別会計より交付される漁船保険付加保険料率適正化事業費補助金については、各漁船保険組合の自助努力による経営合理化・効率化を進めるため、縮減・廃止を行うべきである。
- 登記特別会計の委託先の事業について、独自事業の黒字の累積による積立金等が存在していることなどを踏まえ、同積立金等を公益目的の事業に充当することなどを検討すべきである。

特に、特別会計からの出資金や補助金、委託費等により運営されている特殊法人等や公益法人の業務のあり方や、公的宿泊施設等の設置・運営については、保険料等の財源を使って安易な事業を進めるなど本来の目的を逸しているものもあるのではないか、その結果として大きな損失をもたらしていたり、運営が著しく不効率となっているのではないか、といった厳しい批判があることを踏まえ、抜本的な見直しを行う必要がある。

また、同様に、独立行政法人の業務についても、予算の効率化の観点から、十分に注視していく必要がある。【資料10】

【具体的方策】

- 労働保険特別会計における雇用保険3事業については、以下のよう
な事業の見直し・運営の効率化の徹底を図り、事業全体の縮減・合理
化を進めていく必要がある。
 - ① 特別会計から補助金等の交付を受けている特殊法人・公益法人
等の業務について、自助努力を適切に求めつつ、真に必要な事業
に重点化し、実績の乏しい事業や費用に比して効果が低い事業を
廃止するとともに、運営の効率化を図る。
 - ② 特に、雇用・能力開発機構については、以下の措置を講ずる。
 - ・ 勤労者福祉施設については、引き続き、適切な資金の回収に
努めつつ、早期に廃止する。その他の施設については、新規の
建設は厳に抑制するとともに、既存の施設についてもそのあり
方を具体的に検証し、効率的な運営を行う。
 - ・ 公共職業訓練委託事業のうちIT訓練については、就職に直
接結びつく訓練に重点化する観点から、廃止を含め抜本的な見
直しを行う。
 - ・ 16年3月の独立行政法人化に当たっては、これまでの同機
構の事業運営に対する厳しい批判があることを踏まえ、業務内
容全体を改めて見直すとともに、業務費を含めた経費全体の大
幅な縮減など厳格な目標を設定し、予算の効率化を図る。
 - ③ 事業者等に対する各種助成金について、政策効果や支給実績を
踏まえ、雇用維持支援・雇入れ助成から労働移動支援・ミスマッ
チの解消等に重点化する観点から、廃止を含めた見直しを行う。
 - ④ 地域求職活動援助事業について、都道府県の産業・雇用施策と
の連携や民間団体の活用等による当該事業のメリットを活かす観

点から、都道府県の企画・立案による年次計画の事前チェック、
目標の達成状況の事後評価、次年度の計画への反映など事業スキ
ームの見直しを行う。

- 厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の設置・運営する福祉施設
については、これまで、累次の閣議決定等により、既に新設の禁止措
置等が講じられているが、更に、既存の施設についても、保険事業と
しての本来の目的を逸しているのではないかと指摘等を踏まえ、以
下の見直しを進めるべきである。
 - ① 全ての施設について、独立採算による運営原則を徹底することと
し、自己財源で整備費を賄い、保険料財源を投入しないことを基本
とする。
 - ② 累積赤字を計上し、かつ、収支改善見込みのない施設、及び、利
用実態等に鑑み、保険事業としての意義に乏しい施設については、
早急に廃止する。
 - ③ 今後も運営する施設については、一定期間を設けて合理化計画
(人件費の縮減、利用料設定の見直し等)を策定し、一定期間経過
後収支改善の見込みが立たない施設については、廃止する。
- 船員保険特別会計における保養施設等については、これまでも順次
廃止等の措置を進めてきているが、今後も、経営改善状況等を踏ま
えつつ、更なる整理・統合を進めていくべきである。

(2) コストの縮減、事業の重点化・効率化等

特別会計の事務事業については、上記の廃止・縮減等のみで
なく、コストの縮減による歳出の合理化を進めるとともに、事
業評価の活用による事業の重点化や、PFIを活用した事業の
効率化等を進める必要がある。

【具体的方策】

- 特許特別会計については、IT化やアウトソーシング等による業務
の効率化に引き続き取り組む必要がある。その際、機械化に係る現行

(抜粋)

第4 社会保険庁が設置した厚生年金老人ホーム等及び政府管掌健康保険保養所等の事業運営の現況について

検査対象	社会保険庁
会計名	厚生保険特別会計
施設設置の根拠	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) 健康保険法(大正11年法律第70号)
厚生年金老人ホーム等の概要	厚生年金受給者が健康で文化的な生活を送ることを目的とした有料老人ホームを基本とし、受給者等の余暇利用等のための宿泊等の機能を併せ有する施設
政府管掌健康保険保養所等の概要	政府管掌健康保険等の被保険者等の病後の保養や機能回復訓練等による健康な日常生活への復帰等を図ることなどを目的とした施設
検査を実施した施設の概要	(1) 厚生年金老人ホーム等 31施設 934億円
平成14年度末国有財産現在額	(2) 政府管掌健康保険保養所等 22施設 206億円
計	53施設 1140億円

1 保健・福祉施設の概要

(保健・福祉施設の概要)

社会保険庁では、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、健康保険法(大正11年法律第70号)等に基づき、厚生年金保険、政府管掌健康保険等の被保険者又は年金受給者等に対して保険給付を行うほか、健康の保持増進、福祉の増進を図ることなどを目的として、病院、老人ホーム、保養所等の保健・福祉施設を設置している。

これらの施設(平成14年度末現在において458施設)は、国有財産として被保険者である国が設置しており、公益法人等にその委託し、施設を無償で使用させている。委託を受けた公益法人等は、施設の経営につき原則としてそれぞれの施設の収入、支出に充てるものとされている。そして、同庁では、これらの施設の建替、改修等の施設整備に係る予算を厚生保険会計等に計上しており、その予算額は13年度694億2634万余円、14年度540億2762万余円となっている。また、一部施設に対しては、運営等に要する経費の一部について厚生保険特別会計等から委託費を交付しており、その額は13年度計3,386万余円、14年度計35億7999万余円となっている。

(保健・福祉施設設置の経緯)

これら保健・福祉施設のうち、厚生年金保険の福祉施設は、年金制度が老後に受給権が発生する老齢年金を主たる給付とした長期保険であることから、長期間保険料を納める被保険者等の制度に対する信頼感、安心感の確保を図るとともに年金制度の周知を図るための一つの手段として、昭和19年から設置・運営されてきた。そして、その後、教養と文化の向上、保養、健康の保持増進など被保険者、年金受給者等の生活の向上のための施設として増設されてきている。

また、政府管掌健康保険の保健・福祉施設は、被保険者等の疾病予防、健康の保持増進を図ることにより、保険給付費を適切なものとし、保険財政の安定化を図るとともに、疾病又は負傷の療養等による被保険者等の福祉の向上を目的として、20年代から設置・運営されてきた。そして、その後、健康教育、健康診査、リハビリテーション、健康づくり等のための施設として増設されてきている。

2 検査の背景、着眼点及び対象

(検査の背景)

我が国では少子・高齢化が進行しており、厚生年金保険、政府管掌健康保険等の財政状況は近年特に厳しさを増しており、その給付と負担のあり方等について各方面で議論が行われ、今後、給付水準の低下、事業主及び被保険者の負担率の上昇も懸念されているところである。そして、厚生保険特別会計の平成14年度決算においては、年金勘定では本年度利益が9年度の7兆3179億円から5年連続減少して4289億円(対前年度比26%減)にまで落ち込んでおり、健康勘定では本年度損失が前年度の約5.6倍の5984億円になっており3年連続で赤字決算となっている。このような財政状況の中で、保健・福祉施設の設置・運営に要する費用は厚生年金保険等の保険料によって賄われていることから、これらの施設のあり方などについて国民の関心が高くなっている。

本院では、10年4月に国会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による要請を受け、社会保険庁が設置した施設を含む公的宿泊施設を対象として、その設置・運営状況について検査を行い、その結果として、被保険者等が本来的な利用者であることを念頭において施設の運営を行うことなど、設置・運営の課題を示しつつ、施設のあり方について幅広い議論が肝要である旨を、10年9月に「公的宿泊施設の運営に関する会計検査の結果について」として国会に報告した。その後、12年5月に「民間と競合する公的施設の改革について」の閣議決定が行われ、国又は特殊法人等が設置主体となる会館、宿泊施設等の公的施設について、施設の新設及び増築の禁止、既存施設の廃止、民営化その他の合理化を行うこととされた。

社会保険庁では、この閣議決定に沿って、[1]閣議決定の対象となる施設に限定せず、すべての施設を見直しの対象とする、[2]保険財政からの支弁を抑制する、[3]各施設の事業実績等の評価を行い、統合、譲渡、廃止等を含めた整理合理化計画を策

定する、ことを保健・福祉施設の見直しの基本的方向として検討を進めているところである。

(検査の着眼点)

本院が10年に検査の対象とした施設及び政府が上記の閣議決定で対象とした施設は主として宿泊機能をもった施設で、この中には、社会保険庁の保健・福祉施設の一部も含まれていたが、保健・福祉施設の中には、宿泊機能を有しながら、本来的な独自の設置目的をもった次のような施設がある。

(ア)厚生年金老人ホーム及び厚生年金総合老人ホーム

厚生年金老人ホーム及び厚生年金総合老人ホームは、表1のとおり、厚生年金の受給者(注1)(以下「受給者」という。)が健康で文化的な生活を送ることなどを目的とした有料老人ホームを基本とする施設として設置されている。

表1 厚生年金老人ホーム等の設置目的等

施設種別 (通称)	厚生年金老人ホーム (ウェルハートピア)	厚生年金総合老人ホーム (ウェルサンピア)
制度	厚生年金保険	
設置時期	昭和36年～	昭和49年～
設置目的	受給者が健康で文化的な生活を送ることを目的とした有料老人ホームを基本とし、後に、受給者の生きがい、余暇利用のための宿泊、保養機能を付加した施設	受給者が健康で文化的な生活を送ることを目的とした有料老人ホームにとどまらず、受給者の生きがい、余暇利用及びその家族、地域住民等との交流、被保険者等の健康増進を目的とした総合的な施設
施設数	32	17

上記の有料老人ホームとは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく施設で、常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設である。そして、厚生年金老人ホーム等における有料老人ホームは、日常生活に支障のない程度の健康状態にある受給者を対象とし、毎月の入居料により運営されている。

(注1) 厚生年金の受給者厚生年金老人ホームにあっては老齢厚生年金受給者、厚生年金総合老人ホームにあっては老齢・障害・遺族の各厚生年金受給者である。

(イ)政府管掌健康保険保養所、政府管掌健康保険保健福祉センター及び厚生年金保養ホーム

政府管掌健康保険保養所(健康増進所を含む。以下同じ。)、政府管掌健康保険保健福祉センター及び厚生年金保養ホームは、表2のとおり、被保険者等の病後の保養、退院した被保険者等の健康な日常生活への復帰、入院までに至らない被保険者等の早期の社会復帰などを目的として設置されている。

表2 政府管掌健康保険保養所等の設置目的等

施設種別 (通称)	政府管掌健康保険保養所 (健康増進所はホールサムイン)	政府管掌健康保険保健福祉 センター (ヘルシーバル)	厚生年金保養ホーム
制度	政府管掌健康保険		厚生年金保険
設置時期	昭和26年～	昭和59年～	昭和55年～
設置目的	政府管掌健康保険の被保険者等が病後の保養又は健康の保持増進を図ることを目的とした施設	政府管掌健康保険の被保険者等であって、病院を退院した者などの健康な日常生活への復帰又は健康の保持増進を図ることを目的とした施設	厚生年金保険の被保険者、受給者等であって、入院までに至らない患者の早期の社会復帰・生活復帰を目的とした施設
施設数	21	13	4

そして、これらの施設は、健康の保持増進等を図るべく、栄養士やトレーナー等を配置するなどし、医師が必要と認める被保険者等に対して、トレーニング又は食事療法等の生活指導、軽度な機能回復訓練、リハビリテーション等を行うものとされている。そこで、これらの施設の設置目的は十分達成されているかなどに着目し、これらの施設の設置状況、利用状況、収支・損益状況等を分析するとともに、今後の保健・福祉施設の見直し及び施設のあり方などの検討に当たり、特に留意すべき点がないかなどの観点から検査を実施した。

また、上記(ア)の厚生年金老人ホーム等については、介護保険制度の導入(12年4月)など老人福祉を取り巻く環境の変化にも着目した。

(検査の対象)

上記の施設について、北海道社会保険事務局ほか25社会保険事務局(注2)管内に所在する53施設を対象として検査を実施した。その内訳は、次のとおりである。

厚生年金老人ホーム	20施設(施設数32施設)
厚生年金総合老人ホーム	11施設(同 17施設)
政府管掌健康保険保養所	11施設(同 21施設)
政府管掌健康保険保健福祉センター	7施設(同 13施設)
厚生年金保養ホーム	4施設(同 4施設)
計	53施設(同 87施設)
(注2) 北海道社会保険事務局ほか25社会保険事務局 北海道、岩手、秋田、山形、群馬、埼玉、千葉、神奈川、富山、山梨、岐阜、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、福岡、大分、宮崎、沖縄各社会保険事務局	

なお、以下、これらの施設を次のように略称する。また、個々の施設については50音(カタカナ)又はアルファベットの記号で示す。

〔1〕厚生年金老人ホーム	「老人ホーム」
〔2〕厚生年金総合老人ホーム	「総合老人ホーム」
〔3〕上記の〔1〕及び〔2〕をあわせて	「老人ホーム等」
〔4〕政府管掌健康保険保養所	「保養所」
〔5〕政府管掌健康保険保健福祉センター	「保健福祉センター」
〔6〕厚生年金保養ホーム	「保養ホーム」
〔7〕上記の〔4〕、〔5〕及び〔6〕をあわせて	「保養所等」

3 検査の状況(%)

4 本院の所見

(1)老人ホーム等について

老人ホーム等は、受給者等が健康で文化的な生活を送ることを目的に設置されている。しかし、本来の設置目的を達成するため、長期入居施設(有料老人ホーム)を設置していない施設があったり、設置している施設においても入居者は年々減少している。また、設備等については老朽化した施設が多数あり、また、入居資格では、介護を要する状態になったときは退居しなければならぬという制約がある。一方、入居基準等が老人ホーム等と同程度となっていて、介護サービスを受けることが可能なケアハウス、施設数や入居定員、入居者数は年々増加していて、長期入居施設はその存在意義が希薄になっている。

また、短期宿泊施設は、受給者等の生きがい、余暇利用等のために設置されたものであるが、本来の利用者である受給者又は被保険者の利用が低調で、一般的な観光などを目的とした宿泊、宴会などの利用が主となっていて、受給者等のための施設としての存在意義が希薄になっている施設が見受けられる。そして、これらの施設の中には、施設規模が大きく、維持、修繕に多額の費用を要する施設もある。

損益の状況についてみると、本来の利用対象者以外の者の利用により経営が成り立っている施設もあるが、累積赤字を抱えている施設も見受けられる。

(2)保養所等について

保養所等のうち保養所及び保健福祉センターでは、要保養者の病後の保養及び機能回復訓練などを利用目的としているが、要保養者の利用が全くなかったり、わずかでしかなかったりしており、また、要保養者に対する機能回復訓練等についても、これらを実施する職員の配置状況が十分でなく、実施状況も十分なものとはいえない状況である。また、利用者が年々減少していたり、要保養者、被保険者等の利用が著しく低率となっていたりして、一般的な観光などのための宿泊、宴会等の利用が主となるなど施設運営の実態が設置目的とかけ離れており、要保養者、被保険者等の健康の保持増進のための施設としての存在意義が希薄となっている施設が見受けられる。

保養所等の収支あるいは損益の状況についてみると、委託費が交付されなければほとんどの施設が赤字となり、累積赤字を抱えている施設も見受けられる。

上記のような実態を踏まえると、社会保険庁において、今後、以下の点に留意して施設の見直しや施設のあり方などを検討することが望まれる。

- (1) 事業実績の評価に当たっては、施設の収支あるいは損益の状況にとどまらず、当該施設の目的を十分踏まえてその達成状況を分析し、運営の実態を収支・損益及び目的達成の両面から適切に評価すること
- (2) 目的達成の評価に当たっては、本来の目的が十分達成されているかという観点から多角的に分析することはもとより、施設設置後の社会経済情勢の変化、国民ニーズの変化、関連する政策・施策の進展等を十分に踏まえ、現状における当該施設の存在意義について適切に評価すること
- (3) 整理合理化計画の策定に当たっては、上記収支・損益及び目的達成の両面からの適切な評価に基づき、維持継続の必要性、適切な運営形態について十分検討を行い、個々の施設の実態に応じて、譲渡、廃止等の方策を検討すること
- (4) 存続させる施設については、個々の施設の運営状況を相互に比較して利用の促進、収益の増加、費用の削減などの改善方策を検討し、併せて維持修繕費等、委託費等のあり方について十分検討すること

本院としては、保健・福祉施設の事業運営の見直しについて、今後も引き続き注視していくこととする。

年金の福祉施設の廃止状況

年 度	廃 止 施 設 数	廃 止 施 設 名
平成8年度	1	・国民年金健康保養センター翠湖苑
平成9年度	0	
平成10年度	2	・みやぎ社会保険センター ・きょうと社会保険センター
平成11年度	1	・埼玉厚生年金福祉センター
平成12年度	1	・西宮厚生年金スポーツセンター
平成13年度	1	・厚生年金茨城つくばね荘
平成14年度	2	・厚生年金相馬松川浦荘 ・厚生年金ハートピア桐生
平成15年度	0	
平成16年度	4	・厚生年金岡山吉備荘 ・厚生年金広島和光荘 ・厚生年金高松香風荘 ・厚生年金姫路鷺山荘
合 計	12	

国民年金保養センター「翠湖苑」の 売払い（有償譲渡）申請の理由

当県における国民年金の福祉施設については、昭和48年5月に国民年金保養センター「翠湖苑」の整備が図られ、これまで地元をはじめ京阪神の住民に国民年金施設として親しまれ、その福祉の向上に寄与してきたところであります。

しかしながら、当施設のある湖西地区は、県内においても諸開発が遅れており高齢化と過疎化が進んでいる地域であります。

経営環境については、当地が夏期型リゾート地であることから、年間を通じた利用が望めず、さらに集客を望める観光資源が乏しいことに加え、近年は、琵琶湖の水質汚濁、藻の異常発生等環境の悪化が進んでおり、当該施設周辺の遊泳も出来ない状況にあるところから、当施設の唯一の繁忙期である夏期の客足も大幅に減少してきました。

また、当施設は建築から相当年数が経過していることから、施設機能の低下、建物の老朽化により、近年の多様化した利用者のニーズに応えることが出来なくなってきました。

当県としても、今日に至るまで幾多の施設本体の改修工事やトロン温泉の整備等に努め、施設の健全経営に向けて努力を重ねてきたところでありますが、利用状況は極めて低調であり、慢性的な赤字経営から脱却できず、将来においても当地においては健全な施設経営は困難な状況にあります。

これまで「翠湖苑」を活用し国民年金事業の推進に努めてまいりましたが、今後は、建替え後の施設を事業拠点として積極的な取り組みを行い、国民年金被保険者等の福祉の増進を図りながら、なお一層の事業実績の向上に万全を期する所存でありますので、健全経営の見込める県内適地への移転建替えについて、特段のご配慮をお願いいたします。

このような状況下にあつて、他地域への移転計画を検討したところ、地元高島町から「翠湖苑」を譲り受けて同町の福祉施設として有効活用したいとする申し出があつたところであります。

当施設を他地域へ移転するに際しては、施設の解体撤去が必要であり、高島町への有償譲渡は、国にとって建物解体費用の節約と譲渡益が生じるとともに、当該施設の今後の有効活用をも図られるところであり、公共団体が運営する公益の目的に供されるものであることから売払い申請についてご承認をいただきますようお願いいたします。

1. 国民年金保養センター「翠湖苑」の売払い（有償譲渡）申請の理由

別紙1のとおり

2. 売払いしようとする財産の明細

- (1) 所属会計 国民年金特別会計
- (2) 口座名 国民年金保養センター「翠湖苑」
- (3) 所在地 高島郡高島町永田4番地先
- (4) 財産の明細 別紙のとおり

3. 処分方法等

- (1) 高島町において宿泊施設として利用する計画があるため、高島町に売払うものである。
- (2) 「翠湖苑」の譲渡条件等
別紙2のとおり
- (3) 譲渡スケジュール
別紙3のとおり
- (4) 高島町の利用計画及び予算計画等
別添「国有財産売払申請書」写のとおり

4. その他参考事項

関係図面

- (1) 位置図
- (2) 案内図
- (3) 配置図
- (4) 平面図
- (5) 立面図

廃止社会保険センターの概要

1 名 称 みやぎ社会保険センター

2 所在地 仙台市青葉区片平1丁目2-20

3 施設概要

敷地面積 375.86㎡

延床面積 1,019.33㎡

改築年月 昭和43年3月

構 造 鉄筋コンクリート造

摘 要 旧仙台社会保険事務所庁舎

4 利用状況（平成10年度は9月末現在）

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
講座実施回数	5,902	5,535	5,478	2,722
延べ利用人員	108,586	104,474	105,556	52,505
実 人 員	2,297	2,272	2,297	2,447

5 収支等状況

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度見込
収入合計	142,971	148,291	141,876	137,031
支出合計	140,576	148,291	141,120	136,105
収支差額	2,395	0	758	926

※ 前期からの繰越収入、次期繰越支出及び預立金の取り崩し収入を除いた単年度の収支を示している。

6 廃止理由

- 旧庁舎を改修し、変則的な形態により運営を開始したが、改修後15年を経過し、基幹設備等の経年による劣化が著しいこと。
- 大規模改修等を行ったとしても健全運営が見込めないこと。
 - ・駐車場の確保が困難であり、車利用者への対応ができない。
 - ・最新の質の高い設備を備えた民間事業者の台頭
 - ・同一市内に社会保険健康づくりセンターが存在し、事業内容が競合している。
- 慢性的な収支不均衡により、協会の一般会計からの繰り入れが行われており、協会事業に支障を与えている。

7 事業終了年月日

平成11年3月31日

8 廃止年月日

平成11年5月31日

9 事業の継承

従来実施してきた京都府下における健康づくり、生きがいくり事業等については、当該事業を実施するに十分な施設を有し、類似の事業を実施している社会保険健康づくりセンターへ継承することとする。

10 廃止後における財産等の処分

○ 土地及び建物

福祉施設としての用途を廃止した後、有効利用等について速やかに検討する。

○ 物品等

耐用年数の経過しているものは廃棄処分とし、使用可能な物品については社会保険健康づくりセンターに引き継ぐものとする。

○ 特定積立金等

・退職積立金

みやぎ社会保険センターの職員は、廃止後宮城県社会保険協会内の配置換えにより、社会保険健康づくりセンターに勤務することから、所要の手続きを講じた後、社会保険^{みやぎ}京都健康づくりセンターの特別会計に移管することとする。

・施設整備積立金等

平成11年5月31日までにすべての精算業務を終了し、社会保険センター特別会計を清算した後、社会保険センター事業を継承する社会保険宮城健康づくりセンターの特別会計に移管することとする。

廃止社会保険センターの概要

1 名 称 きょうと社会保険センター

2 所在地 (本館) 京都市南区西九条南田町22-3
(別館) 京都市上京区千本通下樫木町東入上ル小山町908

3 施設概要

	本 館	別館 (平成10年3月閉鎖)
敷地面積	496.03㎡	628.36㎡
延床面積	867.67㎡	963.29㎡
改築年月	昭和58年3月	昭和57年12月
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
摘要	旧上京社会保険事務所庁舎	旧京都南社会保険事務所庁舎

4 利用状況 (平成10年度については本館のみ)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度見込
講座実施回数	4,008	4,214	4,379	1,540
延べ利用人員	90,987	90,459	89,295	29,004
実 人 員	1,929	1,859	1,886	1,274

5 収支等状況 (平成10年度については本館のみ)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度見込
収入合計	120,571	121,665	116,873	53,166
支出合計	118,077	120,139	122,555	57,055
収支差額	2,000	1,526	△5,682	△3,889

* 前期からの繰越収入、次期繰越支出及び積立金の取り崩し収入を除いた単年度の収支を示している。

6 廃止理由

- 旧庁舎を改修し、本館・別館という変則的な形態により運営を開始したが、改築後15年を経過し、基幹設備等の経年による劣化が著しいこと。
- 大規模改修等を行ったとしても健全運営が見込めないこと。
 - ・駐車場の確保が困難であり、車利用者への対応ができない。
 - ・最新の質の高い設備を備えた民間事業者の台頭
 - ・同一市内に社会保険健康づくりセンターが存在し、事業内容が競合している。
- 慢性的な収支不均衡により、協会の一般会計からの繰り入れが行われており、協会事業に支障を与えている。

7 事業終了年月日

平成10年12月31日

8 廃止年月日

平成11年3月31日

9 事業の継承

従来実施してきた京都府下における健康づくり、生きがいくり事業等については、当該事業を実施するに十分な施設を有し、類似の事業を実施している社会保険健康づくりセンターへ継承することとする。

10 廃止後における財産等の処分

○ 土地及び建物

福祉施設としての用途を廃止した後、有効利用等について速やかに検討する。

○ 物品等

耐用年数の経過しているものは廃棄処分とし、使用可能な物品については社会保険健康づくりセンターに引き継ぐものとする。

○ 特定積立金等

・退職積立金

きょうと社会保険センターの職員は、廃止後京都社会保険協会内の配置換えにより、社会保険京都健康づくりセンターに勤務することから、所要の手続きを講じた後、社会保険京都健康づくりセンターの特別会計に移管することとする。

・施設整備積立金等

平成11年3月31日までにすべての精算業務を終了し、社会保険センター特別会計を清算した後、社会保険センター事業を継承する社会保険京都健康づくりセンターの特別会計に移管することとする。

11 その他

社会保険センターの廃止については、（財）京都社会保険協会の同意を得ている。

埼玉厚生年金福祉センターの経営受託解除について

1. 沿革と現状

(1) 現況

- ①所在地 埼玉県浦和市北浦和5丁目5番1号
- ②敷地面積 1,547.2㎡
- ③建物 鉄筋コンクリート4階建
延床面積3,093.2㎡（1・2階は浦和社会保険事務所が専有）
- ④設置年月 昭和56年3月
- ⑤事業種目 会議・集会、売店、アスレチック、サウナ、オートテニス

(2) 沿革

埼玉厚生年金福祉センターは、昭和56年に1階・2階を社会保険事務所が、3階・4階を当該施設が使用する複合施設とし、事業種目も老人大学とアスレチック等という小規模のモデルケースとして開設された。

施設は、JR北浦和駅から歩いて5分の交通至便の地に位置し、厚生年金の受給者の増加ともあいまって、老人大学を中心に応募者も多かったが、収益面には結びつかず、開設当初からセンター長の給与は本部が負担し、また副支配人は国の委託費である老人大学の費用で賄っていたが赤字経営であった。

昭和60年度からは、増収を図るべくカルチャー教室（カラオケ教室等10教室）を開講させ、さらに内容の充実を図ったことから事業収益も伸び赤字額が縮小されてきた。

しかしながら、カルチャー部門では、車で15分の所に同じ公的施設であり、講座内容もほぼ類似している、「さいたま社会保険センター」が平成2年にオープンし、また、アスレチック部門も近隣に同種の民間スポーツクラブが平成7年度にオープンしたことによる影響により、利用者が減少すると共に、現在は筋肉強化を目的とした利用者が中心となっており、健康管理維持という本来の目的から逸脱しつつある状況である。更に、平成10年7月にはスポーツクラブ「東急スポーツオアシス浦和」もオープンし利用者の増加が見込めない状況である。

(3) 経営状況と改善策

平成5年度からは、カルチャー教室を大幅に増やしたことから事業収益は、5千万円を超えていたが、平成7年度にオープンした近隣の民間同種スポーツクラブの影響から、平成8年度にはアスレ部門の利用者が減少し、事業収益は再び4千万円台まで落ち込み、実質経常利益の赤字は2千万円台となった。

このようなことから、センター長をハートピア大宮の所長と兼務させるなどの経営改善策を図り、また以下のような経営改善策を検討したが、これらに係る利益は1千万円強であり、2千万の赤字の改善には及ばないとの結論に達した。

(検討された改善策)

①カルチャー教室の空室利用

カルチャー教室は、3会議室において延37講座となっているが、講師の選考難及び騒音等、老人大学の開催、他の会議室利用者への便宜等の関係から、フル稼働の状況ではないため、貸し会議室利用の中止と、この空き会議室に新規カルチャー講座を募集する。

（プラス26講座）

②アスレチック部門の廃止

施設の4階部分を占めるアスレ・サウナについて、トレーナー2名で管理しているが、年間のアスレ収入と人件費はほぼ同額であるが、光熱水料のランニングコストを加えると赤字であるため、この4階部分については廃止する。

③センター長兼務の見直し

ハートピア大宮と兼務しているセンター長について、給与費の削減のため配置せず、副支配人で対応する。

2. 廃止理由

当該施設は、営業をすればするほど赤字が増えて行くという悪循環にあり、抜本的な対策を講じる必要がありますが、打開策を講じるまでの間、平成11年3月関係者との合意の元、平成11年9月で営業を休止したところであります。

現在までの間、営業再開について模索してきたところでありますが、当施設は社会保険事務所の複合施設で、その3・4階部分のみと小規模施設であり、またフロア及び会議室も狭隘であるため、新規事業種目を付加しての抜本改善策が見つからない状況にあります。

また、駐車場は社会保険事務所と共有で車両での利用者には対応がせず、同一市内に「さいたま社会保険センター」が存在し、競合している等、一部の事業種目の見直し、人員削減等の経営改善策を実行しても黒字化は不可能であり、これ以上の利用者の増加及び収支の改善の目処がたたないことから、平成12年3月31日をもって、当施設の委託契約の解除を願いたく協議いたします。

西宮厚生年金スポーツセンターの廃止について

< 廃止理由 >

西宮厚生年金スポーツセンターは、昭和42年6月の開設以来、厚生年金保険の被保険者等の福祉の向上を目的として運営してきたところであるが、平成7年1月の阪神・淡路大震災により休業していること、また、今般の諸事情により施設の復旧（建替）が困難であることから、施設の廃止を決定するものである。

< 経緯 >

- 西宮市の設置要望を受け、昭和42年6月に開設される。

土地：国有地（大蔵省所管）

（西宮市が公園用地として無償使用許可を受けている土地の一部を社会保険庁へ無償で提供）

- 平成7年1月 阪神・淡路大震災による被災のため休業。

平成7年3月 西宮市へ応急仮設住宅建設のため施設使用許可。

（応急仮設住宅647戸が完成）

平成11年9月 仮設住宅入居者の移転が完了

西宮市において仮設住宅の撤去及び現状復旧工事開始

平成12年7月 西宮市が行っている仮設住宅撤去並びにグラウンド、テニスコート、野球場の現状復旧工事が完了の予定

< 現在の施設設備の状況 >

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. クラブハウス | → 使用不能の状態 |
| 2. プール | → 〃 |
| 3. 体育館 | → 修復工事を行えば使用可能 |
| 4. テニスコート、グラウンド、野球場 | → 西宮市が現状復旧中 |
| 5. 変電設備 | → 使用可能の状態 |

< 施設設備の処分について >

西宮市において運動公園として引き継ぐ希望を持っていることから、

- ・テニスコート、グラウンド、野球場、体育館、変電設備については西宮市に売り払うこととする。
- ・クラブハウス、プールについては、解体後に更地返還する。

< 廃止決定通知の発出について >

西宮市が運動公園として引き継ぐためには、土地所有者である大蔵省（近畿財務局）からの土地使用許可を受ける必要がある。そのためには、西宮厚生年金スポーツセンターが廃止となる旨の通知が必要であるため、廃止決定の通知を西宮市あてに発出することとする。

厚生年金老人ホーム廃止協議書

1、施設名

厚生年金老人ホーム「厚生年金茨城つくばね荘」

茨城県つくば市沼田1435-56

2、開設年月日

昭和48年6月26日

3、施設の概要

- (1)敷地 12,882.08㎡ (つくば市より借地)
- (2)建物
- | | | | |
|-------|-----------|------|-------|
| ・本館 | 鉄筋コンクリート造 | 3階建 | |
| 建面積 | 1,795㎡ | 延床面積 | 2681㎡ |
| ・所長宿舍 | 木造 | 1階建 | |
| 建面積 | 63㎡ | 延床面積 | 63㎡ |
- (3)各階構成
- | | |
|--------|--|
| 1階 | 長期入居室 33室、談話室2室、洗濯室、機械室等 |
| 2階 | 事務室、医務室、厨房、ボイラー室、倉庫、ポンプ室
長期入居室 24室、集会室、大広間、談話室、食堂
浴室、風除室、洗濯室 等 |
| 3階 | 長期入居室 10室 談話室 等 |
| 所長宿舍1階 | 和室 2室、浴室、ダイニングキッチン 等 |
- (4)工作物 水道、下水、照明装置、築庭、通風装置、通信装置、ガス装置
囲障、冷暖房装置、浄化装置、舗床、貯槽、土留、諸作業装置
電信線路、電力線路、雑工作物

4、廃止の理由

当厚生年金老人ホーム「厚生年金茨城つくばね荘」は、厚生年金保険の福祉施設として、年金受給者及び被保険者等の福祉の増進に資するため、昭和48年に開設されました。

開設以来、水郷筑波国定公園、筑波山の三合目に位置し、緑に囲まれて関東平野を一望する眺めは素晴らしく、気候温和で自然に囲まれた絶好の地に立地していることもあり、多くの利用者に親しまれ、その目的を十分に発揮してきたところであります。

しかし、近年の被保険者等のニーズは大きく変化してきており、都市に密接した施設が求められている等老人ホームを取り巻く環境は厳しく、また同種の民間施設も増加を続けており、これら諸情勢の影響から当施設の利用者も激減し、サービス向上や経営改善等諸策に努めてきたものの、ここ数年は利用者の足も遠のき、支出が収入を大きく上回るなど、大変厳しい状況が続いております。

又施設も築後28年を経過し、老朽化の進行も著しく、コンクリートの劣化によるひび割れや構造的な内部機能の低下も各所に見られ、全面建て替えを行わない限りは、もはや物理的にも営業を続けていくことは困難であると思慮されます。

しかしながら、施設周辺地域も開業当初とは大きく様変わりし、今後利用者の増加が見込める状況にはなく当施設の使命はもはや終了したものと判断し、ここに「厚生年金茨城つくばね荘」の廃止を協議するものであります。

5、廃止予定年月日

平成14年3月31日

6、廃止後の財産管理・処分

①建物等建造物(国有財産)については、地方公共団体等へ売却できるように努める。

→老朽化が著しいため、売却が困難の場合には、取り壊しを行う。

②国有物品は、使用可能な物は他の施設へ供用換し、不可能なものは廃棄する。

7、その他

職員等の処遇については、既に(財)厚生年金事業振興団により検討中である。

厚生年金老人ホーム廃止協議書

1. 施設名

厚生年金老人ホーム「厚生年金相馬松川浦荘」
福島県相馬市岩子字長谷地13

2. 開設年月日

昭和50年3月19日

3. 施設の概要

- (1) 敷地 44,916㎡ (相馬市より借地)
- (2) 建物
- ・本館 鉄筋コンクリート造 3階建
建面積 2,552.24㎡ 延床面積 4,935.24㎡
 - ・体育館 鉄筋コンクリート造 2階建
建面積 1,700.62㎡ 延床面積 2,122.30㎡
 - ・所長宿舎 木造 平屋建
建面積 61.43㎡ 延床面積 61.43㎡

(付帯設備) 多目的グラウンド、テニスコート、ゲートボール場

- (3) 各階構成
- 1階 事務室、厨房、食堂、娯楽室、電気室、機械室、湯沸室、売店、会議室3室、大広間4室---等

2階 和室16室、洋室1室---等

3階 和室10室、洋室3室、浴室---等

所長宿舎 和室3室、浴室、ダイニングキッチン---等

- (4) 工作物 門、囲障、水道、下水、築地、池井、舗床、照明装置、冷暖房装置、ガス装置、浄化装置、通風装置、消火装置、通信装置、貯槽、昇降機、諸作業装置、雑工作物等

4. 廃止の理由

当厚生年金老人ホーム「厚生年金相馬松川浦荘」は、厚生年金保険の福祉施設として、年金受給者及び被保険者等の福祉の増進に資するため、福島県で2番目の厚生年金老人ホーム（短定期型）として昭和50年に開設されました。

開設以来、太平洋岸に残る県内唯一の潟湖で、日本百景にも選ばれた県立自然公園松川浦を望む風光明媚な環境から、県内はもとより遠方からの利用者にも広く親しまれてきたところです。

しかし、近年の宿泊施設を取り巻く環境は厳しく、また同種の民間施設も増加を続けており、これらの諸情勢の影響から、当施設の利用客も減少し、サービス向上や経営改善諸策に努めてきたものの、ここ数年は利用客の足も遠のき、支出が収入を大きく上回るなど、恒常的な赤字による不振が今後も予想されます。

また、施設も築後26年を経過し、老朽化の進行も著しく、コンクリートの劣化によるひび割れや構造的な内部機能の低下も各所に見られ、復旧（建て替え）を行わない限りは、もはや物理的にも営業を続けていくことは困難であると思慮されます。

しかしながら、当施設の敷地は湖沼部の埋め立て地であり、開設当初から地盤沈下が著しく、いたる所で陥没が生じる現状からは、復旧（建て替え）を行える状況には無く、当施設の使命はもはや終了したものと判断し、ここに「厚生年金相馬松川浦荘」の廃止を協議するものです。

5. 廃止予定年月日

平成14年9月30日。

6. 廃止後の財産管理・処分

① 建物等建造物（国有財産）については、地方公共団体等へ売却出来るよう努める。→老朽化が著しいため、売却が困難な場合には、取り壊しを行う。

② 国有物品は、使用可能な物は他の施設へ供用換し、不可能な物は廃棄する。

7. その他

職員等の処遇等については、すでに（財）厚生年金事業振興団により検討中である。

厚生年金老人ホーム廃止協議書

1 施設名

厚生年金老人ホーム「厚生年金ハートピア桐生」
群馬県桐生市境野町4-1065

2 開設年月日

昭和49年7月24日

3 施設の概要

(1) 敷地 9,157㎡(国有)。

(2) 建物(本館棟) 鉄筋コンクリート2階建——部1階建
 延面積2,438㎡ 延面積3,268㎡
 (浴室棟) 延面積 65㎡ 延面積 65㎡
 (自転車置場) 延面積 8㎡ 延面積 8㎡
 (ごみ置場) 延面積 18㎡ 延面積 18㎡

(施設長宿舎) 木造平屋建

延面積 60㎡ 延面積 60㎡

(車庫) 延面積 16㎡ 延面積 16㎡

(3) 各階構成 1階 ロビー・事務室・レストラン・厨房・長期食堂・パネルコーナー・会議室・大広間・長期入居室・浴場・短期宿泊室

2階 長期入居室・短期宿泊室

所長宿舎 和室・食堂・台所・浴室・・・等
 門・塀・水道・下水・築庭・池井・照明装置・冷暖房装置・ガス装置・浄化槽装置・貯槽・通風装置・通信装置・電力線路・受変電設備・消火栓設備・給湯設備・厨房設備・屋内給水設備・テレビ共聴設備・太陽熱設備・衛生器具設備・焼却炉設備等

(4) 工作物

4 廃止の理由

厚生年金老人ホーム「厚生年金ハートピア桐生」は、厚生年金保険の福祉施設として、年金受給者及び被保険者等の福祉の増進に資するため、昭和49年に開設されました。

施設沿いには、桐生川が流れ、対面の川岸には緑豊かな小高い山もあり、緑と水に囲まれた非常に閑静な場所に立地し、車で約10分のところには、桐生が岡公園、水道山公園等があり、四季を通じて美しい花々を鑑賞できる絶好の地に立地していたこともあり、多くの利用者に親しまれ、その目的を十分に果たしてきたところであります。

しかし、近年の被保険者のニーズは、大きく変化してきており、都市に密接した施設が求められているなど、老人ホームを取り巻く環境は厳しく、また、近隣に民間施設の有料老人ホームの開設が予定されていることや、温泉を利用した施設が県内の各市町村にできたことなどの影響から、当施設の利用者も激減し、サービス向上や経営改善策等諸策に努めてきたものの、ここ数年は利用者の足も遠のき支出が収入を大きく上回るなど、大変厳しい状況が続いております。

また、施設も28年を経過し、老朽化の進行も著しく、コンクリートの劣化によるひび割れ、コンクリート壁にカビが発生、設備機器の機能低下も著しく、ここ数年は見学にこられる方はいても、契約に結びつく者はまったくなく、全面建替を行わない限りは、もはや物理的にも営業を続けていくことは困難であると思慮されます。

このような状況から、今後利用者の増加が見込める状況ではなく、当施設の使命はもはや終了したものと判断し、ここに「厚生年金ハートピア桐生」の廃止を協議するものです。

5 廃止予定年月日

平成14年9月30日。

6 廃止後の財産管理・処分

① 国有財産(建物等建造物及び土地)については、地方公共団体等へ売却できるよう努める。

→ 売却が困難な場合には、建物等建造物を取り壊しの上、土地の有効化利用又は売却を行う。

② 国有物品は、使用可能なものは他の施設に供用換し、不可能なものは廃棄する。

7 その他

職員等の処遇については、すでに（財）厚生年金事業振興団により
検討中

厚生年金老人ホーム廃止協議書

1. 施設名 「厚生年金岡山吉備荘」
2. 所在地 岡山県岡山市西花尻1325-1
3. 開設年月日 昭和48年11月9日
4. 施設の概要

(1) 敷地 13,522.46㎡ (岡山市より借地)

(2) 建物

本館	鉄筋コンクリート2階建		
	建面積 2,379㎡	延床面積	3,122㎡
別館	鉄筋コンクリート3階建		
	建面積 339㎡	延床面積	766㎡
渡り廊下	鉄筋コンクリート建		
	建面積 29㎡	延床面積	29㎡
所長宿舍	木造平家建		
	建面積 56㎡	延床面積	56㎡
茶室	木造平家建		
	建面積 53㎡	延床面積	53㎡

(3) 工作物

門、圍障、水道、下水、築庭、池井、舗床、照明装置、冷暖房装置、ガス装置、浄化装置、通風装置、消火装置、通信装置、貯槽、土留、電話線路、電力線路、諸作業装置、雑工作物、

(4) 施設概要

単身用入居棟 6畳 64室 (定員64名)

夫婦用入居棟 9畳 11室 (定員22名)

ゲストルーム、会議室、ロビー、談話室、集会室、医務室、炊事室、洗濯室、食堂、浴室、売店、茶室、ゲートボールコート、健康農園、園芸用花壇

5. 廃止の理由

厚生年金岡山吉備荘は、厚生年金の被保険者、被保険者であった者及び受給権者等の福祉の向上及び健康増進を図ることを目的として、昭和48年に開設されました。

開設以来、県立自然公園の一角である丘陵地南側の中腹台地に位置し、備前平野も一望でき古代吉備文化の史跡めぐりなど余暇の散策にも最適で、年間を通じて温暖なこともあり、多くの入居者に親しまれ、その目的を十分に果たしてきたところであります。

しかし、近年の利用者のニーズは大きく変化してきており、当該施設においても、これまで入居募集チラシを市の福祉課や福祉関係団体、社会保険事務所等に設置するなど、積極的に入居者募集を行ってきたところですが、昭和63年の81名をピークに入居者は年々減少しており、平成16年1月末現在では、定員86名に対して入居者0名となっております。

これは、「厚生年金岡山吉備荘」が健康型老人ホームであり、入居されても自立生活が困難となった場合は退去しなければならないこと、ケアハウスに代表される軽費老人ホームが各地に設置され、有料老人ホームも終身利用・ケア付老人ホームへの移行が進んでいることから、入居希望者も選択肢が増え、入るならケアのある施設へという希望が強いことが原因で、健康型の施設は敬遠され、入居に至らない状況にあります。

また、施設自体も新築後30年が経過し、躯体・設備関係の老朽化が著しいうえ、完全なバリアフリー対策ができないこと、エレベーターや個別の洗面所・トイレがないこと等から、建て替え、又は、全面改修しなければ入居者の募集もできないため、施設としての運営・維持管理が困難な状況となっております。

以上の状況並びに、現在の施設を取り巻く社会情勢を総合的に勘案すると、「厚生年金岡山吉備荘」の使命はすでに終了したものと判断されることから、施設廃止の協議をするものです。

6. 施設廃止予定年月日

平成16年4月30日

7. 廃止後の財産管理・処分

- ・ 国有財産 地方公共団体等へ売却するように努める。
売却困難な場合には、取り壊しとする。
- ・ 国有物品 使用可能な物品については県内の関係施設へ供用換えし、使用不可能なものは廃棄処分とする。

4. 廃止の理由

厚生年金老人ホーム「厚生年金広島和光荘」は、厚生年金保険の福祉施設として、年金受給者の福祉の増進に資するため昭和37年に開設されました。

瀬戸内海に面し、宮島の対岸で眺めは素晴らしく、気候温暖な温泉保養地でもある、絶好の立地条件に位置していました。

開設当初は定員44名であったが、昭和47年2月に鉄筋コンクリート2階建、延べ750㎡の増築が行われ、6畳個室30室が増えて定員は74名となりました。

増築で食堂の拡張、洗面洗濯室なども設置され、全館に暖房装置が取り付けられました。

しかし、今年まで築後40年以上の歳月が経過し、老朽化が著しく、周辺に出来た民間の同種の施設と比較して、6畳、4.5畳の狭い居室、居室内にトイレも洗面所の設備もない、共同トイレまでの導線も長い等が、高齢者の入居施設としてかなり見劣りする状況から、新規の入居者がなく、しだいに利用者が減少してしまいました。サービス向上や経営改善等諸策に努めてきたが、利用者の減少により支出が収入を上回り、大変厳しい状況が続いています。

このような情勢の中、平成15年3月末に入居者14名が、近くに新しく出来た老人ホームに、また9月には4名が別の施設に移り、残っていた1名も12月末をもって自宅に帰って行きました。

今後とも利用者の増は見込める状況がなく、当施設の使命は終了したものと判断し、ここに「厚生年金広島和光荘」の廃止を協議するものです。

5. 廃止予定年月日

平成16年4月30日。

6. 廃止後の財産管理及び処分

① 建物等建造物（国有財産）については、老朽化が著しいため取り壊し、さら地として土地を返還する。

② 国有物品は、使用可能なものは他の施設へ供用換し、不可能なものは廃棄する。

7. その他

職員等の処遇については、（財）厚生年金事業振興団において検討中である。

1. 施設名

厚生年金老人ホーム「厚生年金広島和光荘」
広島県佐伯郡大野町宮浜温泉1丁目19番40号

2. 開設年月日

昭和37年8月30日

3. 施設の概要

- (1) 敷地 7,564.06㎡ (大野町より借地)
- (2) 建物
- | | | |
|---------|-----------|-------------|
| ・本館（A棟） | 鉄筋コンクリート造 | 2階建 |
| 建面積 | 888㎡ | 延床面積 1,469㎡ |
| ・別館（B棟） | 鉄筋コンクリート造 | 2階建 |
| 建面積 | 558㎡ | 延床面積 1,148㎡ |
| ・職員宿舎 | 木造 | 1階建 |
| 建面積 | 49㎡ | 延床面積 49㎡ |
| ・集会室 | 鉄骨造 | 1階建 |
| 建面積 | 166㎡ | 延床面積 166㎡ |
- (3) 入居定員 74名
- 6畳部屋 62室
- 4.5畳部屋 12室
- 付属部屋 談話室、娯楽室、集会室、食堂、浴室、医務室
茶室、洗濯室
- (4) 工作物 門、囲障、水道、下水、築庭、照明装置、冷暖房装置、ガス装置
浄化装置、通風装置、消化装置、通信装置、電力線路、貯槽
土留、諸作業装置、雑工作物

厚生年金老人ホーム廃止協議書

1、施設名

厚生年金老人ホーム「厚生年金高松香風荘」
香川県高松市香西町560番地

2、開設年月日

昭和39年1月29日

3、施設の概要

- (1) 敷地 7,490.72㎡ (高松市、香川県より借地)
内訳 5,409.52㎡ (高松市) (借地料 75,196,561円)
2,081.20㎡ (香川県) (〃 7,538,710円)
- (2) 建物
- ・本館 鉄筋コンクリート造 6階建
建面積 807㎡ 延床面積 3,166㎡
 - ・所長宿舍 木造 1階建
建面積 68㎡ 延床面積 68㎡
 - ・温室 鉄骨造ガラス張
建面積 165㎡ 延床面積 165㎡
 - ・別館 鉄筋コンクリート造 2階建
建面積 212㎡ 延床面積 603㎡
 - ・機械室 鉄筋コンクリート造 1階建
建面積 48㎡ 延床面積 48㎡
 - ・塵芥処理室 複合板パネル
建面積 8㎡ 延床面積 8㎡
- (3) 構成 長期入居室67室(6畳 64室、9畳 3室)、厨房、食堂、娯楽室、医務室、体育室、講堂、集会室、保健室、宿直室、事務室、浴室、温室等
- (4) 工作物 門、囲障、水道、下水、築庭、池井、舗床、照明装置、冷暖房装置、ガス装置、通風装置、消火装置、通信装置、貯槽、土留、電力線路、昇降機、諸作業装置、雑工作物

4、廃止の理由

当厚生年金老人ホーム「厚生年金高松香風荘」は、厚生年金保険の福祉施設として、年金受給者等の福祉の増進を図ることを目的として、昭和39年に開設されました。

「厚生年金高松香風荘」は、高松市西部の勝賀山の麓に位置し、各階の窓や、屋上からは、瀬戸内海国立公園の景勝が一望できる、気候温和で自然に囲まれた絶好の地に立地していることもあり、開設以来、多くの利用者に親しまれ、その目的を十分に発揮してきたところです。

しかし、近年の年金受給者等のニーズは大きく変化してきており、老人施設においても、軽費老人ホームや軽費老人ホームの新しいタイプといわれる自立支援型ケアハウスなどが各地に設置され、老人ホームの選択肢が多様化するなか、健康型有料老人ホームである当施設は、しだいに敬遠され、利用者が減少し、支出が収入を大きく上回るなど、大変厳しい状況が続き、サービス向上や経営改善等諸策に努めてきたものの、平成15年12月21日をもって入居者数が0名となり、その後も入居に至っておりません。

また、施設も築後40年を経過し、老朽化の進行も著しく、コンクリートの劣化によるひび割れや、構造的な内部機能の低下も各所に見られ、建物内部においても、バリアフリーの設備がなく、トイレも共同等、高齢者の居住環境として適さなくなっており、全面建て替えを行わない限りは、もはや物理的にも営業を続けていくことは困難であると思慮されます。

有料老人ホームを取り巻く環境は厳しく、民間施設においても、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホームが新規設置を続けており、これら諸情勢の影響からも、今後利用者が見込める状況にはなく当施設の使命はもはや終了したものと判断し、ここに「厚生年金高松香風荘」の廃止を協議するものであります。

5、廃止予定年月日

平成16年4月30日

6、廃止後の財産管理・処分

①建物等建造物（国有財産）については、借地に設置していることから、更地での返還が基本となっている。また、老朽化した建物の現状、減価償却等を考慮すれば、地方公共団体等への売却は困難な状況であります。今後、地方公共団体等の意向等を考慮し、判断していくものとする。

②国有物品は、使用可能な物は他の施設へ供用換えし、不可能なものは廃棄する。

7、その他

職員等の処遇については、（財）厚生年金事業振興団において、平成16年4月30日付で、併任解除予定である。

厚生年金老人ホーム廃止協議書

1【施設名】

厚生年金老人ホーム「厚生年金姫路鷺山荘」
姫路市御立中1-9-1

2【開設年月日】

昭和40年5月22日（営業開始：同年6月4日）

3【施設の概要】

- (1) 敷地 8,207.76㎡（姫路市より借地）／
平成16年度借料 18,695,415円
- (2) 建物
- ・老人ホーム 鉄筋コンクリート造 3階建
建面積 1,252㎡
延面積 3,704㎡
 - ・所長宿舍 木造 2階建
建面積 43㎡
延面積 60㎡
 - ・陶芸窯上屋 プレハブ造（軽量鉄骨） 1階建
建面積 19㎡
延面積 19㎡
- (3) 工作物 門、囲障、水道、下水、築庭、舗床、照明装置、
冷暖房装置、ガス装置、消火装置、浄化装置、通信装置、
通風装置、煙突、貯槽、土留、諸作業装置、雑工作物

4【廃止の理由】

当厚生年金老人ホーム「厚生年金姫路鷺山荘」は、厚生年金保険の福祉施設として、年金受給者等の福祉の増進を図ることを目的として、昭和40年に開設されました。

「厚生年金姫路鷺山荘」は、姫路市北部の小高い丘の中腹に位置し、緑に囲まれ、眺望も良く、屋上からは姫路市内が一望でき、また周囲は住宅地で医療機関、金融機関、市民サービスセンター、スーパーマーケット等にも近く、生活環境が良好なことから、開設以来、多くの利用者に親しまれ、その目的を十分に果たしてきたところ です。

しかし、近年、年金受給者等のニーズは大きく変化しており、老人施設においても、軽費老人ホームや軽費老人ホームの新しいタイプといわれる自立支援型ケアハウスなどが各地に設置され、老人ホームの選択肢が多様化するなか、健康型有料老人ホームである当施設は、次第に敬遠され、利用者が減少し、支出が収入を大きく上回るなど大変厳しい状況が続き、サービス向上や経営改善等諸策に努めてきたものの、平成16年7月1日をもって入居者数が0名となり、その後も入居に至っていません

また、施設も築後39年を経過し、老朽化の進行も著しく、コンクリートの劣化によるひび割れや、構造的な内部機能の低下も各所に見られ、建物内部においても、居室が狭く、室内にトイレ・洗面所がないこと、冷房設備が設置されていない等、高齢者の居住環境として適さなくなっており、全面建て替えを行わない限りは、物理的にも営業を続けていくことは困難であると思慮されます。

有料老人ホームを取り巻く環境は厳しく、民間施設においても介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホームが新規設置を続けており、これらの諸情勢の影響からも、今後利用が見込める状況にはなく当施設の使命はもはや終了したものと判断し、ここに「厚生年金姫路鷺山荘」の廃止を協議するものです。

5【廃止予定年月日】

平成16年9月30日

6【廃止後の財産管理・処分】

- ① 建物等建造物（国有財産）については、借地に設置されていることから、更地での返還が基本となっている。また、老朽化した建物の現状、減価償却等を考慮すれば、地方公共団体等への売却は困難な状況であります。今後、地方公共団体等の意向等を考慮し、判断していくものとする。
- ② 国有物品は、使用可能な物は他の施設へ供用換えし、不可能なものは廃棄する。

持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて (厚生労働省案)

第8章 福祉施設

- 厚生年金保険及び国民年金の福祉施設については、「民間と競合する公的施設の改革について（平成12年5月26日閣議決定）」、「社会保険病院の在り方の見直し（平成14年12月25日厚生労働省方針）」等の趣旨に沿って、制度の厳しい財政状況、福祉施設を取り巻く社会環境や国民ニーズの変化等を踏まえ、今後、施設整備について保険料財源を投入しないことを基本とするなど、その見直しを行う。

平成15年11月17日
厚生労働省

公明党 年金資金運用・福祉施設の見直しに関する小委員会
取りまとめ

平成16年2月26日

〔総論〕

年金の保険料を財源として行われてきたグリーンピアや各種の福祉施設などの福祉還元事業について、年金財政の厳しさの中で、保険料財源の使い方として国民各層からの厳しい批判が噴出している。

こうした福祉還元事業については、早くは現在の厚生年金病院の前身である整形外科病院の設立に始まり、厚生年金保険法や国民年金保険法の成立を経て、当時の被保険者の要望に応じて社会福祉等の利益に還元することを目的として、厚生年金会館や厚生年金老人ホーム、厚生年金スポーツセンターなどの福祉施設が相次いで整備されてきたものである。

また、昭和50年前後から国民年金健康保養センターや厚生年金総合老人ホーム（休暇センター）、厚生年金健康福祉センター（サンピア）などの大規模な宿泊利用施設なども整備されてきた。

さらに、平成の時代に入っても社会保険健康センターや国民年金の総合健康センターなど疾病予防や健康づくりのための施設まで整備されるに至っている。

平成14年度末の施設数は全国で265を数え、年間の利用者は4,400万人という状況であるが、仮に国有財産減価償却費の考え方を考慮した収支状況を見ると殆どの施設が赤字経営となっているところである。年金福祉施設の資産状況を見ても、福祉施設整備に今日まで1兆5千億円を越える費用を投入したのに比べ、国有財産の評価額は1兆円強であり、5千億円の差が生じているのが現状である。

なお、グリーンピア（大規模年金保養基地）については、被保険者への福祉還元と高度成長の下での余暇活動のための公的施設として昭和47年に構想され全国13箇所の基地が開業したところであるが、民間部門における施設の普及もあり、平成13年の閣議決定により平成17年度までに廃止することとされている。グリーンピアの整備のための年金財政からの支出総額は約3,800億円と見込まれる。

また、年金の福祉施設の委託先の7種の公益法人に対していわゆる天下りが行われており、役員数1,375人に対して154人、職員

数29,442人に対して614名が厚生労働省出身である。（平成15年10月現在）

〔総括〕

以上のような年金の福祉還元事業の経緯を見ると、各種施設の制度発足時の国民のニーズに応え被保険者への還元を図ってきたこと、また、多くの被保険者や受給者に利用されてきたことを勘案すると一定の役割を果たしてきたことは評価しなければならない。

しかしながら、社会経済状況の変化、生活様式の変化の中で、これらの福祉還元事業の必要性が希薄になってきたにもかかわらず、今日までの確な対応ができなかったことは厳粛な事実である。

特に、年金財政の見通しが厳しくなってきた平成以降のいわゆるバブル崩壊後であっても、漫然と施設整備を続けてきたところであり、政治や行政に携わってきた者の責任は極めて重い。

今日、年金制度改革が議論されている中で、多くの国民の批判に応えるためにも、以下の対応が必要と考える。

- ① 政府にあっては、今日までの年金の福祉還元事業などの経緯を総括し、国民に十分な説明責任を果たすこと。
- ② 年金保険料は年金給付のための貴重な原資であり、今後は、保険料を福祉施設の整備および運営のために充当しないこと。
- ③ 各施設の今後の整理に当たっては、年金資金への損失を最小化し、年金資金への貢献を果たすよう努めること。
- ④ 委託先法人への厚生労働省関係の職員の天下りについては、今後、原則として行わないこと。
- ⑤ 委託先法人の役員の在任年齢や常勤役員報酬、退職金などについて、適切な処遇の見直しを行うこと。

〔各論〕

1 年金の福祉施設の整理に係る基本方針

平成12年5月の閣議決定や厳しい年金財政の状況等を踏まえて、今後は施設整備への保険料財源の投入は行わないこととする。また、施設運営に当たっても独立採算制を徹底する。

2 厚生年金病院の取り扱い

厚生年金病院については、国民医療の中で一定の役割を果たしてきたが、今日においては、将来を展望しても厚生年金病院としての特定の機能を認めることは困難である。したがって、今後は地方公共団体や民間へ譲渡することを基本とすることが適当と考えられる。ただし、いずれも相当の規模を有しており、譲渡に当たっては地域医療との関係を十分考慮する必要がある。

3 福祉施設の取扱い

公共の宿、公共の利用施設としての今日までの役割は認められるものの、今後は年金財政への貢献を第一に考えれば、民間等への売却を速やかに進めることが必要である。その際、年金資金の損失最小化や雇用問題に留意する。

4 今後の事業整理の在り方

(1) 265にも及ぶ施設の整理合理化や国有財産の処分を円滑に進めるためには、その機能を担う独立行政法人(いわゆる清算法人)を設立し、清算活動に入ることが適当である。

(2) 平成16年度中に保険料財源による施設整備を行わないことを前提とした各施設の5年間程度の中期経営見通しを策定させる。

(3) 平成17年度には将来の廃止を前提とした「整理合理化計画」を策定し、独立行政法人の設立を行う。なお、この独立行政法人の設立に関しては、場合によっては既存の独立行政法人への業務の追加といった方法も考えられる。

(4) 年金福祉施設の清算事務については、一定の期間内に行うこととし、清算事務の進捗状況によりその後の対応を検討する。こうし

た清算事務に当たっては、雇用問題への配慮や老人ホーム等の入居者への配慮を十分行うこととする。

5 その他

(1) 委託先公益法人の整理

福祉施設の譲渡、売却により、委託先公益法人については業務の内容及び必要性を全面的に見直し、その廃止を含めた在り方の見直しを行う。

(2) 委託費の整理

整形外科療養等の委託費については、保険料を財源として実施する必要はなく、他との公平性にも問題が認められる。一般制度に吸収されることとなる。

6 その他項目

(1) 社会保険事務費の取り扱い

社会保険事務費については、本来は、国庫負担とされているところであるが、財政上の特例措置がとられているところである。この特例措置分の事務費や保険料財源から支出されているシステム経費なども、国民へのサービス水準の維持に留意しながら思い切った見直しを行い削減を図ることが必要である。

平成16年度予算の執行に当たっては、経費の一層の削減に努めるべきである。さらに、平成17年度予算の編成においては、国庫負担を本則とする国民年金法等の趣旨に沿ってその在り方を検討することが必要である。

(2) 社会保険業務運営の効率化

社会保険と労働保険の徴収事務の一元化を着実に進めるとともに、事務の一層の合理化・効率化に努める。

年金資金運用・福祉施設改革推進 ワーキンググループとりまとめ

平成 1 6 年 2 月 2 7 日
自由民主党年金制度調査会
年金資金運用・福祉施設改革推進ワーキンググループ

年金制度改革が行われようとしている現在、年金の保険料を財源として行われてきた諸事業については、貴重な保険料財源の使い方として厳しい批判がなされているところである。

これらの事業については、各方面からの要請により展開されてきたものであり、一定の役割を果たしてきたものであるとしても、時代は大きく変化してきており、年金制度改革について国民の理解を得ていくためには、こうした批判を受けていることの反省に立って、事業の実態を検証し、今後の方向を示すことが不可欠である。

当ワーキンググループは、年金の保険料を財源として行われてきた事業を徹底的に見直すため、年金制度調査会の下に設置され、これまでに、10回開催し、着力的に議論を行った結果、以下のとおり、とりまとめを行うに至った。

I 年金諸事業への資金の流れ

- 財投改革が行われる前の平成12年度までは、年金の積立金は、その全額を旧大蔵省資金運用部に預託することが法律で義務づけられていた。これは郵貯等とともに財政投融资の資金とされたが、年金保険料を拠出する被保険者の立場からは、自主運用を認めるべきである、それが無理であれば被保険者への福祉還元を広く認めるべきである、との意見が繰り返し述べられてきていた。
- 福祉還元の施策は、一旦預けられた積立金の一部について、資金運用部から改めて借入れを行って、施設整備や融資の原資として利用してきた。
グリーンピアは、旧年金福祉事業団が資金運用部からの借入金で建設し、その償還に年金財源を充当してきた。
住宅融資は、同事業団が資金運用部からの借入金を原資とし、その償還には、債務者からの回収金、回収金の利息及び借入金利と貸出金利の差を埋めるため年金財源から交付した利子補給金を充当してきた。
- 資金運用については、昭和61年度に、旧年金福祉事業団が資金運用部か

ら借り入れた資金を運用する事業が創設され、平成13年度の財政投融资改革以降は、厚生労働大臣が積立金を直接年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなっている。

- 福祉施設は、資金運用部からの借入金ではなく、年金財源からの毎年度の予算措置として所要額を計上して整備してきた。

II これまでの福祉還元事業等の経緯、総括

1. 大規模年金保養基地（グリーンピア）事業

(1) 経緯

- 大規模年金保養基地（グリーンピア）は、被保険者への福祉還元を求める意見や、昭和40年代の高度成長の下で余暇活動のための公的施設を求める意見が出されたことを受けて、昭和47年に構想された。
- 昭和63年に全国13ヶ所の基地が全て開業し、運営は地方公共団体等に委託して行われ、平成14年度末までの利用者は累計で約4,200万人である。
- 旧資金運用部に対する要償還額の総額は、元本1,914億円、利息1,594億円の合計3,508億円であり、このほか、固定資産税、森林維持管理等に要する経費として、昭和50年度から平成14年度までの間、年金特別会計から233億円を支出している。
年金財政からの支出総額は、譲渡収入がないものとする、約3,800億円と見込まれる。
- 施設の保有者である年金資金運用基金は、運営を県等に委託しており、運営費についての年金財源による負担もないものの、施設利用の対価などは受け取っていない。

(2) 総括

- 大規模年金保養基地は、被保険者に対する福祉還元を目的とする施設として一定の役割を果たしてきた。しかしながら、民間部門において類似の施設が普及する等の状況の中で、平成13年の閣議決定により、平成17年度までに廃止することとされた。
- これまでに6基地の運営が停止され、また、2基地及び1基地の一部について譲渡が行われている。
各基地の経緯と地域に果たしてきた役割等を踏まえ、公共的施設として

引き続き有効に活用されるよう、地方公共団体等への譲渡を精力的に進める。

2. 年金住宅等融資事業

(1) 経緯

○ 被保険者個人に対する年金住宅融資は、昭和40年代に勤労者の持ち家促進策が推進される中で、還元融資の一環として、昭和48年に開始された。

○ 昭和50年代には広く普及し、これまでに延べ約400万人に利用され、累計で約26兆円の融資が実施された。

○ 旧資金運用部に対する要償還額の総額は、元本16兆2,386億円、利息11兆7,257億円の合計27兆9,642億円である。
年金特別会計から利子補給金を平成14年度までに4,699億円支出しており、今後、支出を要する利子補給金等を含め、年金財源からの支出総額は、約9,300億円と見込まれる。

○ 被保険者住宅融資債権の97%には保証機関及び金融機関による100%保証が付されており、その他の債権については連帯保証及び抵当権設定による保証が付されている。また、機関保証のない破産更生債権等を全て回収困難とすると、約121億円と見込まれる。

(2) 総括

○ 年金住宅等融資事業、とりわけ被保険者住宅融資は、多くの被保険者に利用され、持ち家促進に大きく寄与してきた。しかしながら、近年、住宅ローン分野への民間金融機関の進出等により、新規貸付実績が減少する中で、平成13年の閣議決定により、平成17年度までに廃止することとされた。

○ 今後、平成17年度までに新規融資を停止し、それ以降は既往の住宅融資債権の適切な管理回収を進める。

3. 年金資金運用

(1) 経緯

○ 昭和61年度に創設された旧年金福祉事業団の資金運用事業は、民間の年金運用と遜色のない成果を上げてきたが、バブル経済崩壊による株価の低迷に加えて、運用する資金が長期固定金利の借入金であったこと等から、平成12年度末で、累積1兆7,025億円の赤字となった。

○ 平成13年度以降の自主運用における年金積立金全体の運用状況は、平成13年度には2兆7,787億円、平成14年度には2,360億円の

黒字であり、また、年金財政計画が予定する賃金上昇率を上回る実質的な運用利回りと比較してもこれを上回っている。

○ しかし、年金資金運用基金が運用している市場運用部分をみると、ここ3年の株式市況の低迷等により、厳しい運用結果となっており、平成14年度末で6兆717億円の累積損失となっている。これは、平成14年度末時点で時価評価した数値であり、時価の動きにより変動するものである。
なお、年金資金運用基金の平成15年度上半期の総合収益額は、株式市況が回復したこと等により、2兆4,452億円の黒字となっている。

(2) 総括

○ 年金資金運用の結果は、中長期的に評価すべきものであるが、年金資金運用基金の運用における累積損失が一時6兆円を超えたことが、多くの国民に年金制度の将来に不安を抱かせる要因となった。

今後、運用資金の規模は逡増していくため、その運用に対する国民の信頼を確保することは、年金制度への信頼を確保する上でも、極めて重要である。

○ 年金積立金は、将来の年金給付の貴重な財源であり、安全かつ効率的に運用する必要がある。そのために、国債の満期保有を含めて現行のポートフォリオを含む資産運用方針の見直しを行う。

○ また、運用組織については、専門性の徹底と責任の明確化の観点から、独立行政法人として、透明性を高め、しっかりとした内部統制の下に、責任の所在と範囲を明確にするなど、国民から信頼される仕組みに改める。

4. 年金の福祉施設事業

(1) 経緯

○ 福祉施設事業は、保険料納付期間が長期にわたるため本来給付に結びつくまでの間の年金制度に対する被保険者等の信頼と安心感を向上させ、その理解を得ることを目的に行われてきた。

○ 高度経済成長期を通じて、被保険者に対する福祉還元をさらに進めるべきとする関係審議会の意見書や国会附帯決議、地方自治体や関係団体からの設置要望などを背景として、福祉施設の数及び種類は次第に拡大されてきた。

○ これらの施設は、国が国有財産として設置し、委託を受けた公益法人が運営する公設民営方式で運営されており、平成14年度末現在で施設数は265であり、年間の延べ利用者数は約4,400万人となっている。ま

た、国からの委託を受け施設の運営を行っている公益法人数は94法人であり、その職員数は、約3万人（うち年金の福祉施設関係職員数は約8千人）である。

- 年金財政との関係を見ると、施設の建設のために年金保険料財源から支出してきた額の総額は、約1兆5,700億円である。一方、年金の福祉施設に係る資産は、平成14年度末現在、特別会計の「固定資産」として約1兆500億円が計上されている。

(2) 総括

- 年金の福祉施設は、多くの被保険者や受給者に利用されることを通じて、年金制度に対する理解や信頼を得る上で一定の役割を果たしてきた。しかしながら、年金制度の成熟や少子高齢化の進行、国民の意識・ライフスタイルの変化等の社会経済情勢の変化によって、これらの福祉施設の政策的意義は急速に薄れてきたにもかかわらず、その抜本的な見直しが行われることなく今日に至っている。また、官民のイコールフットINGの観点から民営化等の合理化措置を講ずることを定めた「民間と競合する公的施設の改革について」（平成12年5月26日閣議決定）の趣旨も十分生かされているとは言えない。
- 現下の年金財政の状況を見据え、今後は、福祉施設整備には新たに年金保険料財源を投入しないことを明確にした上で、早急に抜本的な整理合理化、売却を進める。

Ⅲ 年金の福祉施設及び委託先公益法人

1. 見直しの基本的考え方

- 年金の保険料は年金給付のための原資であり、今後は福祉施設の整備費及び委託費には一切充当しない。（廃止施設の解体工事や災害復旧等国有財産管理上必要となる最低限の経費については、既存施設の売却代金等により賄い、新たな保険料は投入しない。）
- 福祉施設は年金保険料財源で作ったものであり、その見直しに当たっては、年金資金への損失を最小化し、できるだけ目に見える形で年金資金に貢献することが重要である。このため、施設設備の活用方策について売却先の意向に配慮し、柔軟な対応をする。
- また、民間競合の観点及び地域経済や新たな税収確保への貢献の観点から、民営化することを原則とする。
- 委託先公益法人についても、高い給与水準や退職金など高コスト構造になっていることや天下りの温床になっていることから、福祉施設の整理に併せて、その廃止を含めた徹底した整理合理化を進める。また、委託先公益法人は、自ら責任を持ってその処理に当たらなければならない。

2. 福祉施設の整理合理化の進め方

- 厚生年金病院については、今後保険料財源での施設整備は一切行わないことを前提にして、平成16年度にそれぞれの病院の経営改善計画を策定させ、その結果を踏まえ、経営分析の専門家の知見も活用し、
 - (1) 単独で自立経営できるか、又は、単独での自立は困難であるが地域医療にとって重要な病院
 - (2) その他の病院に分類した上で、次のような観点に立って整理合理化計画を平成17年度に策定する。
 - なお、それまでの間にあっても、新しい経営形態への移行が適切な病院については、迅速に対処する。
 - ※ 新たな経営形態への移行の考え方は、別紙1の図を参照。
- ① (1)に該当する病院については、地方自治体又は公的医療機関の開設者、国立大学法人、公益法人、学校法人、医療法人に売却する。
- ② (2)に該当する病院については、地方自治体又は公的医療機関の開設者、国立大学法人、公益法人、学校法人、医療法人への売却を働きかけるが、これが困難な場合は病院としての用途を廃止し地方自治体又は民間に売却する。

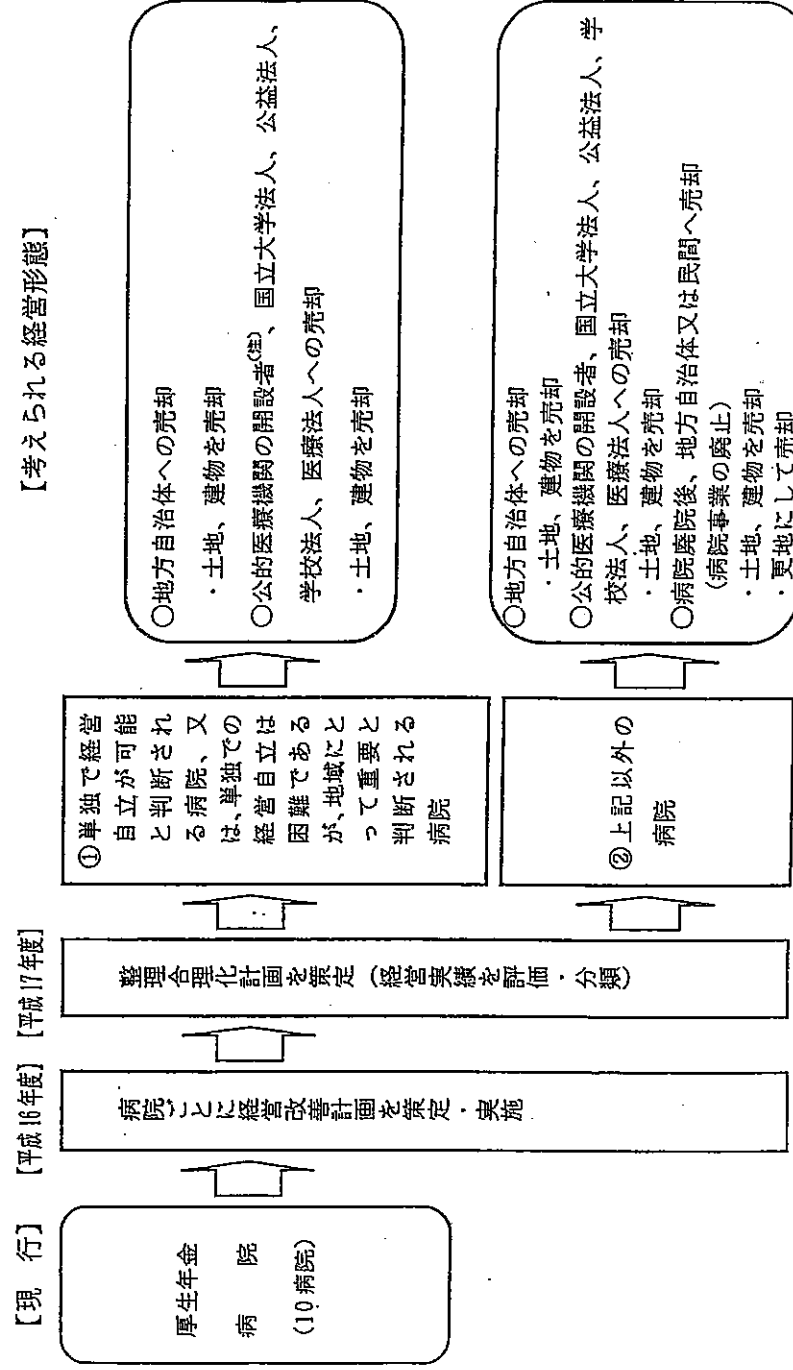
- 病院以外の施設については、平成16年度中に、保険料財源による施設整備を一切行わないことを前提にした各施設毎の経営見通しを策定させ、その結果を踏まえ、経営分析の専門家の知見を活用し、次のような観点に立って施設の整理合理化計画を策定する。

※ 売却の考え方は、別紙2の図を参照。

- ① 継続的に赤字運営が見込まれる施設については、早急に廃止・売却する。
 - ② 減価償却相当額を控除してもなお安定的な運営が確保されると見込まれる施設については、早急に売却を進める。
 - ③ その他の施設についても、年金資産の有効活用の観点から、計画的に売却を進める。
- 以上の方針に基づき、福祉施設の売却を円滑に実施するため、平成17年度に整理合理化を進める権限を有する機関（清算のための独立行政法人）を設置し、5年を目処に積極的に整理合理化を進める。なお、この機関の設置に当たっては、民間人を登用する。

別紙1

新しい経営形態のイメージ（厚生年金病院）

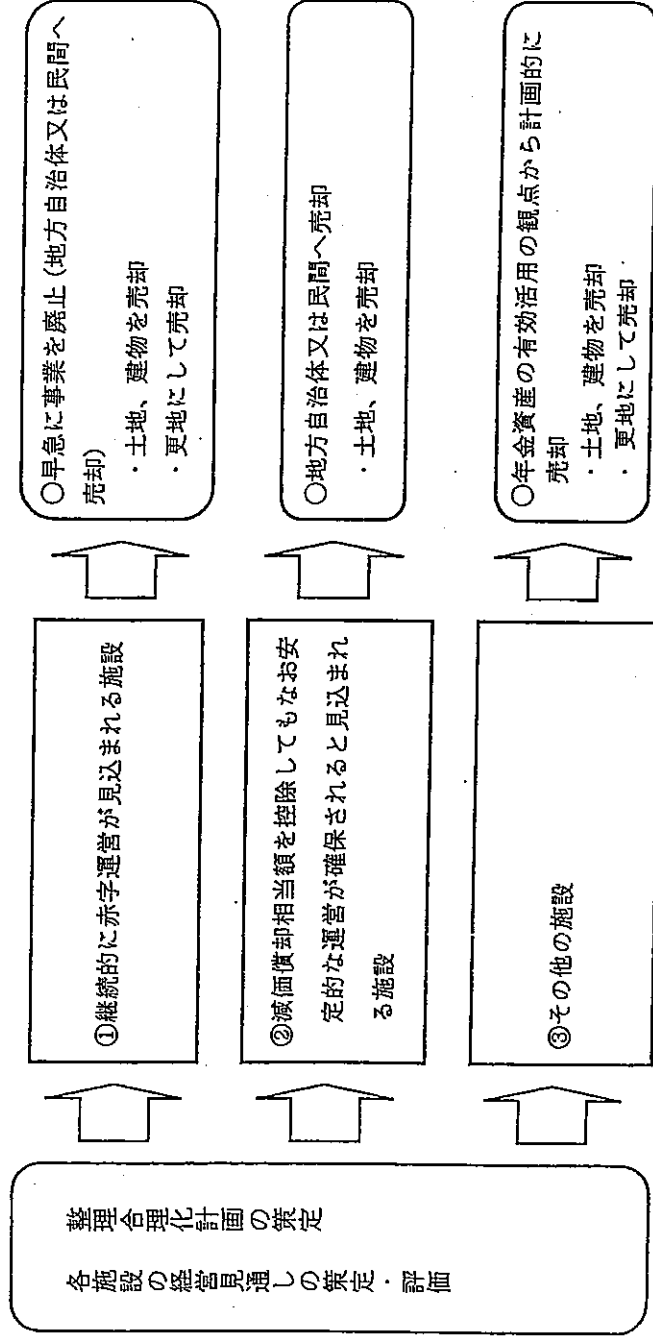


（注）地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、日本赤十字社、社会福祉法人協議会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

福祉施設の売却のイメージ（病院以外の施設）

【平成19年度中】

【売却の考え方】



Ⅳ その他

1. 国会議員互助年金

- 国会議員互助年金は、国会法第36条に「議員は、別に定めるところにより退職金を受けることができる」とされていることに基づいて設けられている。
- 国会議員互助年金については、その国庫負担率が高いことなどについて批判があるので、知事などの特別地方公務員に対する退職手当制度をも念頭におきつつ、今後は正す必要がある。

2. 厚生年金と共済年金の違い

- 厚生年金と共済年金の間には、過去において種々の制度的な差異があったが、現在ではほとんど解消している。ただし、現在でも、財政単位が異なるために保険料率は同一でなく、他方で厚生年金基金に相当する職域加算の有無によって給付額に差異が生じており、こうした違いについて、国民の目から見て納得できる対応が必要である。
- 今後、公的年金制度体系全体を見直していく中で、厚生年金制度と共済年金制度についても一元化の方向で検討していく必要がある。

3. 社会保険事務費

- 社会保険事務費については、国民及び被保険者の理解が得られるよう、また、真に必要な事業が効率的に実施されるよう、経費の内容について厳しく精査する必要がある。
- また、社会保険事務費については、国民年金法等によれば、国庫負担が原則とされているところであるが、別途、法律により財政上の特例が設けられている。今後の財源については、国の財政や社会保障予算の状況等を踏まえた検討を平成17年度予算編成において行う。
- さらに、社会保険庁は事業運営の徹底した効率化を図るとともに、社会保険オンラインシステムの刷新可能性について、業務処理の在り方も含めて検討し、効率的かつ合理的な事務処理に努める必要がある。

年金福祉施設等の見直しについて（合意）

平成16年3月10日
与党年金制度改革協議会

年金保険料を原資として社会保険庁が設置してきた病院、保養施設等の福祉施設については、社会経済状況や生活様式の変化の中で、福祉還元事業としての必要性が希薄になってきたにもかかわらず、今日までの確な対応ができなかったことについて、政治と行政の責任は重い。

その反省に立って、今日、年金制度改革が議論されている中で、多くの国民の批判に応えるため、年金福祉施設の抜本的な見直しを行うこととし、下記のとおり合意する。

政府においては、この合意を真摯に受けとめ、福祉施設の徹底した見直しを進めるべきである。

記

1 年金福祉施設及び委託先公益法人の見直しの基本的考え方

(1) 年金保険料は年金給付のための貴重な原資であり、今後は福祉施設の整備費及び委託費には投入しない。

(2) 福祉施設は、年金保険料財源で整備されたものであることから、今後の施設の売却に当たっては、年金資金への損失を最小化し、年金資金に貢献するよう努める。また、施設設備の活用方策について売却先の意向に配慮し、柔軟な対応をする。

(3) 委託先公益法人については、高コスト構造になっていることや天下りの温床になっていることから、業務の内容及び必要性、役員の報酬や退職金等の処遇を全面的に見直し、その廃止を含めた徹底した整理合理化を行う。

また、委託先公益法人は、自ら責任を持ってその処理に当たらなければならない。

2 年金福祉施設の整理合理化の進め方

(1) 厚生年金病院については、平成16年度中に各施設の経営状況を明確にし、それを踏まえ、平成17年度に整理合理化計画を策定し、地方公共団体や民間への売却を進める。その際、地域医療にとって重要な病院については、地方公共団体等と協議の上、その機能が維持できるよう十分考慮する。

(2) 病院以外の施設については、平成16年度中に各施設の経営状況を明確にするとともに整理合理化計画を策定し、地方公共団体や民間への売却を進める。

特に、継続的に赤字運営が見込まれる施設については、早急に廃止・売却する。

(3) 平成17年度に、福祉施設の整理を行うための独立行政法人（いわゆる清算法人）を設置し、5年を目処に整理合理化を進める。この機関の設置に当たっては、民間人を登用する。

なお、清算に当たっては、雇用問題や老人ホーム等の入居者への配慮を十分行う。

3 その他

社会保険事務費については、国民年金法等によれば、国庫負担が原則とされているが、財政上の特例措置がとられているところである。社会保険事務費の平成16年度予算の執行に当たっては、経費の一層の節減に努めるべきであり、さらに平成17年度予算については、予算編成過程において、国民年金法等の趣旨を踏まえその在り方を検討する。

勞働者年金保險法（昭和十六年三月十一日 法律第六十號）

第一章 總 則

第一條 勞働者年金保險ニ於テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ老齡、廢疾、死亡又ハ脫退ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス

第七節 福祉施設

第五十六條 政府ハ被保險者、被保險者タリシ者又ハ保險給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル爲必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

「労働者年金保険法解説」(健康保険医報社)

第八節 福祉施設

政府は被保険者被保険者たりし者又は保険給付を受ける者の福祉を増進する爲必要な施設をなすことが出来る(法第五十六條)。

一 福祉施設をなす理由

本保険は元來被保険者であつた労働者の老齡、廢疾又は死亡等の場合に於て、年金又は一時金等の金銭給付をなし、以て其の老後、死後又は廢疾時に於ける本人及遺族の生活を保障することを以て其の主たる目的としてゐるのであるが、本保険制度創設の趣旨を一層徹底し、其の保護の遺憾なきを期する爲には、單に金銭的な給付をなし生活費を補給するに謂ふに止まらず、更に積極的に被保険者、被保険者たりし者其の他保険給付を受ける者の福祉を増進する様な施設を講じてやる事が極めて必要である。殊に本保険の如き長期保険に於ては被保険者が保険的利益に浴するのは退職、死亡等相當遠い先の事に屬し、其れ迄の間に於ては何等保険的恩典の効果を蒙ることがないのである。併し其の間に於ても労働者の生活保護を圖る爲に講ずべき施策は種々あるであらうし、又保険給付をなしたる後と雖も必ずしも之を以て労働者の保護に全く遺憾なしとすることを得ないのである。そこで本保険に於ては労働者の保護の徹底を期する爲、現在被保険者たる者、被保険者たりし者、養老年金、廢疾年金、遺族年金等の保険給付を受ける者の福祉を増進する爲必要と認められる各種の施設をなし得ることとしたのである。

二 福祉施設の内容

本保険に於ては被保険者、被保険者たりし者又は保険給付を受ける者の福祉増進に効果ある施設は一應何でもなし得ることとしてゐるので、其の内容は極めて廣いのであるが、既に労働者保護の爲には各方面に於て各種の施設が講ぜられて居るので、當然之と重複又は低欄せざる範圍内に於て適當なる連絡を保ちつつ本保険の目的の範圍(労働者の老齡、廢疾又は死亡時の保護)内に於て適當なる施設が行はれることとなると思はれる。目下の所近き將來に於て實施せらるべき施設の内容は凡そ次の如きものと豫想せられる。

- (一) 老齡者の健康保護並に生命延長に關する施設
- (二) 老齡者の生活保護に關する施設(例へば老人ホーム等)
- (三) 廢疾者の職業再教育に關する施設
- (四) 廢疾者の廢疾回復に關する施設
- (五) 老齡者、廢疾者、遺族年金受給者等の授産及職業指導に關する施設
- (六) 生活相談に關する施設
- (七) 保養、慰安其の他生活上に關する施設
- (八) 災厄、失業其の他窮迫時に於ける貸付施設
- (九) 其の他厚生大臣に於て必要と認むる施設

以上が大體福祉増進施設として適當と認めらるる施設であるが、全國約三百萬以上に上る多數の労働者を對象とし、之等の施設を行ふ爲には相當莫大なる經費を必要とする。此の經費は現在の所では大體本保険の特別會計に於ける積立金(之は將來保険給付費に充當せらるるものであるが)の剩餘金を以て之に充つる豫定である。従つて積立金額が比較的少額な當初の年度に於ては、充分なる福祉施設を行ふことは困難であるが、積立金が相當額に達し且豫定利率以上に圓滑に運用せらるる様になれば相當充實せる福祉施設をなし得ることになるものと思はれる。

による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。

二 障害等級に該当する程度の障害の状態にあることにより、年金たる保険給付の受給権を有し、又は第四十四条第一項の規定によりその者について加算が行われている子が、正当な理由がなくて、第九十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による診断を拒んだとき。

三 前号に規定する者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、その障害の回復を妨げたとき。

(昭三三法四三・昭四四法七八・昭五七法六六・昭六〇法三四・一部改)

正)

第七十八條 受給権者が、正当な理由がなくて、第九十八条第三項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、保険給付の支払を一時差し止めることができる。

第四章 福祉施設

第七十九條 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

(昭三六法一八〇・昭六一法二二・平一二法三〇・一部改正)

第四章の二 積立金の運用 (平一二法一八・追加)

(運用の目的)

第七十九條の二 厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金(以下この章において「積立金」という。)の運用は、積立金が厚生年金

保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

(平一二法一八・追加)

(積立金の運用)

第七十九條の三 積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的を達成するため、年金資金運用基金に対し、次条第一項に規定する基本方針に沿つた運用に基づく納付金の納付を目的として、積立金を寄託することにより行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく寄託をするまでの間、財政融資資金に積立金を預託することができる。

(平一二法一八・平一二法一六〇・追加、平一二法九九・一部改正)

(基本方針)

第七十九條の四 厚生労働大臣は、積立金の運用に関する基本方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 積立金の運用の基本的な方向
- 二 積立金の運用に係る長期的な観点からの資産の構成に関する事項

D [昭七〇・一一]

第四章 国民年金

○国民年金法

(昭和三十四年四月十六日法律第百四十一号)

改正

昭和三十四年	四月二〇日法律第一四八号	昭和四一年	七月一日法律第一二二号
同三十五年	八月一日同第一三五号	同四二年	七月二五号同第八一八号
同三十六年	六月七日同第一四四号	同四三年	七月二七号同第八二〇号
同三十七年	六月七日同第一四四号	同四四年	七月二九号同第八二二号
同三十八年	六月七日同第一四四号	同四五年	八月一日同第八二四号
同三十九年	六月七日同第一四四号	同四六年	八月一日同第八二六号
同四〇年	六月七日同第一四四号	同四七年	八月一日同第八二八号
同四一年	六月七日同第一四四号	同四八年	八月一日同第八三〇号
同四二年	六月七日同第一四四号	同四九年	八月一日同第八三二号
同四三年	六月七日同第一四四号	同五〇年	八月一日同第八三四号
同四四年	六月七日同第一四四号	同五一年	八月一日同第八三六号
同四五年	六月七日同第一四四号	同五二年	八月一日同第八三八号
同四六年	六月七日同第一四四号	同五三年	八月一日同第八四〇号
同四七年	六月七日同第一四四号	同五四年	八月一日同第八四二号
同四八年	六月七日同第一四四号	同五五年	八月一日同第八四四号
同四九年	六月七日同第一四四号	同五六年	八月一日同第八四六号
同五〇年	六月七日同第一四四号	同五七年	八月一日同第八四八号
同五一年	六月七日同第一四四号	同五八年	八月一日同第八五〇号
同五二年	六月七日同第一四四号	同五九年	八月一日同第八五二号
同五三年	六月七日同第一四四号	同六〇年	八月一日同第八五四号
同五四年	六月七日同第一四四号	同六一年	八月一日同第八五六号
同五五年	六月七日同第一四四号	同六二年	八月一日同第八五八号
同五六年	六月七日同第一四四号	同六三年	八月一日同第八六〇号
同五七年	六月七日同第一四四号	同六四年	八月一日同第八六二号
同五八年	六月七日同第一四四号	同六五年	八月一日同第八六四号
同五九年	六月七日同第一四四号	同六六年	八月一日同第八六六号
同六〇年	六月七日同第一四四号	同六七年	八月一日同第八六八号
同六一年	六月七日同第一四四号	同六八年	八月一日同第八七〇号
同六二年	六月七日同第一四四号	同六九年	八月一日同第八七二号
同六三年	六月七日同第一四四号	同七〇年	八月一日同第八七四号
同六四年	六月七日同第一四四号	同七一年	八月一日同第八七六号
同六五年	六月七日同第一四四号	同七二年	八月一日同第八七八号
同六六年	六月七日同第一四四号	同七三年	八月一日同第八八〇号
同六七年	六月七日同第一四四号	同七四年	八月一日同第八八二号
同六八年	六月七日同第一四四号	同七五年	八月一日同第八八四号
同六九年	六月七日同第一四四号	同七六年	八月一日同第八八六号
同七〇年	六月七日同第一四四号	同七七年	八月一日同第八八八号
同七一年	六月七日同第一四四号	同七八年	八月一日同第八九〇号
同七二年	六月七日同第一四四号	同七九年	八月一日同第八九二号
同七三年	六月七日同第一四四号	同八〇年	八月一日同第八九四号
同七四年	六月七日同第一四四号	同八一年	八月一日同第八九六号
同七五年	六月七日同第一四四号	同八二年	八月一日同第八九八号
同七六年	六月七日同第一四四号	同八三年	八月一日同第九〇〇号
同七七年	六月七日同第一四四号	同八四年	八月一日同第九〇二号
同七八年	六月七日同第一四四号	同八五年	八月一日同第九〇四号
同七九年	六月七日同第一四四号	同八六年	八月一日同第九〇六号
同八〇年	六月七日同第一四四号	同八七年	八月一日同第九〇八号
同八一年	六月七日同第一四四号	同八八年	八月一日同第九一〇号
同八二年	六月七日同第一四四号	同八九年	八月一日同第九一二号
同八三年	六月七日同第一四四号	同九〇年	八月一日同第九一四号
同八四年	六月七日同第一四四号	同九一年	八月一日同第九一六号
同八五年	六月七日同第一四四号	同九二年	八月一日同第九一八号
同八六年	六月七日同第一四四号	同九三年	八月一日同第九二〇号
同八七年	六月七日同第一四四号	同九四年	八月一日同第九二二号
同八八年	六月七日同第一四四号	同九五年	八月一日同第九二四号
同八九年	六月七日同第一四四号	同九六年	八月一日同第九二六号
同九〇年	六月七日同第一四四号	同九七年	八月一日同第九二八号
同九一年	六月七日同第一四四号	同九八年	八月一日同第九三〇号
同九二年	六月七日同第一四四号	同九九年	八月一日同第九三二号
同九三年	六月七日同第一四四号	同一〇〇年	八月一日同第九三四号

第四十七編 社会保険 (国民年金法)

(昭三六法一六七・昭六〇法三四・一部改正)

第七十二条 年金給付は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

一 受給権者が、正当な理由がなくて、第百七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。

二 障害基礎年金の受給権者又は第百七条第二項に規定する子が、正当な理由がなくて、同項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

改正

(昭三六法一六七・昭四六法一三・昭五七法六六・昭六〇法三四・一部改正)

第七十三条 受給権者が、正当な理由がなくて、第百五条第三項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

第四章 福祉施設 (昭二二法一八・旧第五五條修正)

第七十四条 政府は、第一号被保険者及び第一号被保険者であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

(昭三六法一八〇・昭六〇法三四・昭六二法一一・一部改正、平二二法一八・旧第八十四條修正、平二二法二〇・一部改正)

第五章 積立金の運用 (昭二二法一八・追加)

(運用の目的)

第七十五条 国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金(以下

第四十七編 社会保険 (国民年金法)

D [日法七四三二]

昭和五十六年	五月二五号法律第五〇号	平成	五年一月二日法律第八九号
同五十七年	六月二六号同第六六号	同	六年一月九日同第九五号
同五十八年	七月二六号同第七九号	同	七年三月一日同第一〇二号
同五十九年	八月二二日同第八二号	同	八年六月二四日同第一〇七号
同六〇年	八月二二日同第八二号	同	九年五月二六日同第一〇七号
同六一年	八月二二日同第八二号	同	十年五月二六日同第一〇七号
同六二年	八月二二日同第八二号	同	十一年五月二六日同第一〇七号
同六三年	八月二二日同第八二号	同	十二年五月二六日同第一〇七号
同六四年	八月二二日同第八二号	同	十三年五月二六日同第一〇七号
同六五年	八月二二日同第八二号	同	十四年五月二六日同第一〇七号
同六六年	八月二二日同第八二号	同	十五年五月二六日同第一〇七号
同六七年	八月二二日同第八二号	同	十六年五月二六日同第一〇七号
同六八年	八月二二日同第八二号	同	十七年五月二六日同第一〇七号
同六九年	八月二二日同第八二号	同	十八年五月二六日同第一〇七号
同七〇年	八月二二日同第八二号	同	十九年五月二六日同第一〇七号
同七一年	八月二二日同第八二号	同	二十年五月二六日同第一〇七号
同七二年	八月二二日同第八二号	同	二十一年五月二六日同第一〇七号
同七三年	八月二二日同第八二号	同	二十二年五月二六日同第一〇七号
同七四年	八月二二日同第八二号	同	二十三年五月二六日同第一〇七号
同七五年	八月二二日同第八二号	同	二十四年五月二六日同第一〇七号
同七六年	八月二二日同第八二号	同	二十五年五月二六日同第一〇七号
同七七年	八月二二日同第八二号	同	二十六年五月二六日同第一〇七号
同七八年	八月二二日同第八二号	同	二十七年五月二六日同第一〇七号
同七九年	八月二二日同第八二号	同	二十八年五月二六日同第一〇七号
同八〇年	八月二二日同第八二号	同	二十九年五月二六日同第一〇七号
同八一年	八月二二日同第八二号	同	三十年五月二六日同第一〇七号
同八二年	八月二二日同第八二号	同	三十一年五月二六日同第一〇七号
同八三年	八月二二日同第八二号	同	三十二年五月二六日同第一〇七号
同八四年	八月二二日同第八二号	同	三十三年五月二六日同第一〇七号
同八五年	八月二二日同第八二号	同	三十四年五月二六日同第一〇七号
同八六年	八月二二日同第八二号	同	三十五年五月二六日同第一〇七号
同八七年	八月二二日同第八二号	同	三十六年五月二六日同第一〇七号
同八八年	八月二二日同第八二号	同	三十七年五月二六日同第一〇七号
同八九年	八月二二日同第八二号	同	三十八年五月二六日同第一〇七号
同九〇年	八月二二日同第八二号	同	三十九年五月二六日同第一〇七号
同九一年	八月二二日同第八二号	同	四十年五月二六日同第一〇七号
同九二年	八月二二日同第八二号	同	四十一年五月二六日同第一〇七号
同九三年	八月二二日同第八二号	同	四十二年五月二六日同第一〇七号
同九四年	八月二二日同第八二号	同	四十三年五月二六日同第一〇七号
同九五年	八月二二日同第八二号	同	四十四年五月二六日同第一〇七号
同九六年	八月二二日同第八二号	同	四十五年五月二六日同第一〇七号
同九七年	八月二二日同第八二号	同	四十六年五月二六日同第一〇七号
同九八年	八月二二日同第八二号	同	四十七年五月二六日同第一〇七号
同九九年	八月二二日同第八二号	同	四十八年五月二六日同第一〇七号
同一〇〇年	八月二二日同第八二号	同	四十九年五月二六日同第一〇七号

国民年金法をここに公布する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 被保険者(第七条―第十四条)
- 第三章 給付
- 第一節 通則(第十五条―第二十五条)
- 第二節 老齢基礎年金(第二十六条―第二十九条)
- 第三節 障害基礎年金(第三十条―第三十六条の四)

D [日法七二〇六]

この章において「積立金」というのは、(一)の運用は、積立金が国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら国民年金の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、国民年金事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

(平二二法一八・追加)

(積立金の運用)

第七十六条 積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的を達成するため、年金資金運用基金に対し、次条第一項に規定する基本方針に沿つた運用に基づく納付金の納付を目的として、積立金を寄託することにより行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく寄託をするまでの間、財政融資資金に積立金を預託することができる。

(平二二法一八・平二二法一六〇・追加、平二二法九一・一部改正)

(基本方針)

第七十七条 厚生労働大臣は、積立金の運用に関する基本方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 積立金の運用の基本的な方向
 - 二 積立金の運用に係る長期的な観点からの資産の構成に関する事項

○厚生保險特別會計法

昭和十九年二月十五日
法律第十号

改正

[illegible]

第二十一編 財務通則 (厚生保險特別會計法)

七四二

第二十一編 財務通則 (厚生保險特別會計法)

業運営安定資金ヨリノ受入金、事業運営安定資金ヨリ生ズル収入、借入金及附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ保険給付費、老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金、国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金、介護保険法ノ規定ニ依ル納付金、事業運営安定資金ヘノ繰入金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費並ニ同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ營繕費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金及保健事業ニ関スル経費ニ充ツル為ノ一般会計ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

（昭三）法四六・昭五七法八〇・昭五九法七七・平四法七・平六法五六
平九法二二四・平一四法九八・一部改正

第四条 削除 (昭五九法七七)

第五條 年金勘定ニ於テハ厚生年金保險事業經營上ノ保險料、一般會計、船員保險特別會計及國民年金特別會計基礎年金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ずル収入、年金資金運用基金ヨリノ庫庫納付金、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百三十三條第一項ノ規定ニ依ル解散厚生年金基金等ヨリノ徴収金、業務勘定ヨリノ受入金並ニ附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ保險給付費、國民年金特別會計基礎年金勘定ヘノ繰入金其ノ他ノ諸費、同事業ノ福祉施設費若ハ營繕費、年金資金運用基金（三）出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金（三）ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金並ニ厚生年金基金及厚生年金基金連合会ヘノ負担金ヲ以テ其ノ歳出トス

（昭二八法一六二・旧第四条繰下、昭二九法一一七・昭五〇法三八・昭六
一法七・昭六二法五九・平一二法二〇・平一三法五〇・平一四法一六六・

平成十四年 七月三十一日法律第 九八号
同 十四年 八月二日同 第一〇二号
同 十四年 二月二日同 第一五二号
同 十四年 二月三日同 第一六六号

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル厚生保險特別會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公
布セシム

厚生保險特別會計法

第一條 健康保險事業（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル拠出金及國民健康保險法（昭和三十三年法律第九十二号）ノ規定ニ依ル拠出金並ニ介護保險法（平成九年法律第二百二十三号）ノ規定ニ依ル納付金ノ納付ヲ含ム以下之ニ同ジ）及厚生年金保險事業（國民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）ノ規定ニ依ル拠出金ノ負擔ヲ含ム以下之ニ同ジ）ヲ經營スル為並ニ児童手当ニ関スル政府ノ經理ヲ明確ニスル為通ジテノ特別會計ヲ設置シ一般會計ト区分シテ經理ス

(昭二法二一・昭三法三三六・昭二八法一六二・昭四六法七四・昭五

七法八〇・昭五九法七七・昭六一法七・平九法一二四・一部改正

第二条 本会計ハ之ヲ健康勘定、年金勘定、児童手当勘定及業務勘定ニ区分ス

〔昭三三法二三六・昭二八法一六二・昭四六法七四・昭五九法七七・一部〕

改正

第三條 健康勘定ニ於テハ健康保險事業經營上ノ保險料、一般會計ヨリノ受入金、印紙をもつてする蔵入金納付に關する法律（昭和二十三年法律第四百二十二號）第三條第三項ノ規定ニ依ル納付金、健康保險法（大正十一年法律第七十號）ノ規定ニ依ル拠出金、事

七四二

七四二

一部改正

第五條ノ二 児童手当勘定ニ於テハ児童手当交付金及児童育成事業費ニ充ツル為ノ業務勘定ヨリノ受入金、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十條第一項第二号乃至第五号ノ者ヨリノ拋出金、同法第十八條第一項、第二項及第四項ノ規定ニ依ル一般會計ヨリノ受入金、積立金ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル收入、借入金並ニ附屬雑收入ヲ以テ其ノ歳入トシ児童手当交付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子、児童手当ノ業務取扱費、児童育成事業費其ノ他ノ諸費並ニ児童手当及児童育成事業ニ係ル拋出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

（昭四六法七四・追加、昭五三法四六・昭六一法七・平六法一八・一部改

正

第六條 業務勘定ニ於テハ健康保險事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ營繕費ニ充ツル為ノ健康勘定ヨリノ受入金、厚生年金保險事業ノ福祉施設費若ハ營繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ年金勘定ヨリノ受入金、健康保險事業及厚生年金保險事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般會計ヨリノ受入金、児童手当法第二十条第一項第一号ノ事業主ヨリノ拠出金及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヨリノ受入金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十六条第四項ノ規定ニヨル納付金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ事業ノ業務取扱及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費、健康保險事業ノ療養所費、保健事業費、福

D 「日法七五七四」㊟

社事業費及管轄費、厚生年金保険事業ノ福祉施設費及管轄費、年金資金運用基金ヘノ出資金及交付金、独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金、年金勘定ヘノ繰入金並ニ児童手当交付金及児童育成事業費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

(昭三三法四二・昭三三法三六・昭三八法一六二・昭三〇法九九・昭四六法七四・昭五〇法三八・昭五九法七七・平六法一八・平六法五六・平一

二法二〇・平一四法一六六・一部改正)

第七条 健康勘定ニ事業運営安定資金ヲ置キ同勘定ヨリノ繰入金及次条第一項ノ規定ニ依ル繰入金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

②前項ノ健康勘定ヨリノ繰入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ繰入ルルモノトス

③事業運営安定資金ハ健康保険事業経営上ノ財源(健康保険事業ノ保健事業費及福祉事業費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金ヲ含ム)ニ充ツル為必要アルトキハ予算ノ定ムル所ニ依リ健康勘定ノ歳入ニ繰入ルルコトヲ得

(平四法七・追加、平六法五六・一部改正)

第七条ノ二 健康勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ事業運営安定資金ニ組入ルベシ

②健康勘定ノ歳計ニ不足アルトキハ事業運営安定資金ヨリ之ヲ補足スベシ

(平四法七・旧第七条並下・一部改正)

第七条ノ三 事業運営安定資金ノ受払ハ財務大臣ノ定ムル所ニ依リ健康勘定ノ歳入歳出外トシテ経理ス

(平四法七・追加、平一法一六〇・一部改正)

第八条 年金勘定ニ於テ決算上生ズル過剰ハ当該勘定ノ積立金トシ

第二十一編 財務通則 (厚生保険特別会計法)

テ之ヲ積立ツベシ

②確定給付企業年金法第一百四十五条第二項ニ規定スル有価証券ノ価額トシテ算定シタル額ハ政令ノ定ムル所ニ依リ年金勘定ノ積立金トシテ積立テラレタルモノト看做ス

③年金勘定ノ歳計ニ不足アルトキハ当該勘定ノ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

(昭三三法三六・平一三法五〇・一部改正)

第八条ノ二 児童手当勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ同勘定ノ積立金トシテ積立テ又ハ同勘定ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

②児童手当勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ同勘定ノ積立金ヨリ補足スベシ

③児童手当勘定ノ積立金ハ政令ノ定ムル所ニ依リ児童手当交付金又ハ児童育成事業費ノ財源ニ充ツル為必要アルトキハ予算ノ定ムル金額ヲ限リ同勘定ノ歳入ニ繰入ルルコトヲ得

(昭四六法七四・追加、昭五三法四六・平六法一八・一部改正)

第九条 業務勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ事業運営安定資金並ニ年金勘定及児童手当勘定ノ積立金ニ組入レ又ハ業務勘定ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

②業務勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ事業運営安定資金並ニ年金勘定及児童手当勘定ノ積立金ヨリ補足スベシ

(昭三三法三六・昭三〇法九九・昭四六法七四・昭五九法七七・平四法七・一部改正)

第十条 健康勘定ニ属スル経費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ

七四二三

○国民年金特別会計法

(昭和三十一年四月十二日)
法律第六十三号

改正	昭和五〇年	六月三日法律第三八号
同	六一年	三月二八日同第七号
同	六二年	六月二日同第五九号
平成	八年	六月四日同第八二号
同	九年	五月九日同第八八号
同	九年	二月五日同第一〇九号
同	一年	七月六日同第八七号
同	二年	二月二日同第六〇号
同	二年	三月三日同第二〇号
同	二年	五月三日同第九九号
同	四年	二月二日同第一六六号

国民年金特別会計法をここに公布する。

国民年金特別会計法

(設置)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号。以下「法」という。)による国民年金事業を経営するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、厚生労働大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(平一法二六〇・一部改正)

第二十一編 財務通則 (国民年金特別会計法)

第二十一編 財務通則 (国民年金特別会計法)

二 昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項において読み替えて適用する法第八十五条第一項第二号に掲げる額

三 昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項第三号に掲げる額

四 昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項各号(第一号、第六号及び第九号を除く。)に掲げる額(同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる額を同号ロに掲げる数で除して得た数に乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。)

(昭六一法七・追加、平八法八二・一部改正)

(国民年金勘定の歳入及び歳出)

第四条 国民年金勘定においては、国民年金事業に係る保険料、基礎年金勘定からの受入金、昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項(第九号を除く。)の規定に基づく一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、年金資金運用資金からの国庫納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業に係る給付費(基礎年金給付費及び福祉年金給付費を除く。)及び還付金、基礎年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充ててするための業務勘定へ

(勘定区分)

第三条 この会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定に区分する。

(昭六一法七・一部改正)

(基礎年金勘定の歳入及び歳出)

第三条の二 基礎年金勘定においては、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金、法第五条第六項に規定する年金保険者たる共済組合(以下「年金保険者たる共済組合」という。)からの拠出金、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入金、年金保険者たる共済組合への交付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する国民年金勘定からの受入金は、次に掲げる額の合算額を、基礎年金勘定における経費の財源として、国民年金勘定から繰り入れるものとする。

一 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第三十四条第二項において読み替えて適用する法第八十五条第一項第一号に規定する保険料・拠出金算定対象額から当該額に厚生年金保険の管掌者たる政府又は各年金保険者たる共済組合等に係る法第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を合算した額を控除した額

七六七

七六七

の繰入金その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する基礎年金勘定からの受入金は、昭和六十年法律第三十四号附則第三十五条第四項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされる費用に相当する額を、国民年金勘定における経費の財源として、基礎年金勘定から繰り入れるものとする。

(昭五〇法二八・昭六一法七・昭六二法五九・平一法八七・平二法二一〇・平一四法一六六・一部改正)

(福祉年金勘定の歳入及び歳出)

第五条 福祉年金勘定においては、昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項第九号の規定に基づく一般会計からの受入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、福祉年金給付費及び附属諸費をもつてその歳出とする。

(昭六一法七・一部改正)

(業務勘定の歳入及び歳出)

第六条 業務勘定においては、法第八十五条第二項の規定に基づく一般会計からの受入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充ててための国民年金勘定からの受入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業の業務取扱に要する経費、国民年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への出資金及び交付金並びに独立行政法人福祉医療機構への補助金をもつてその歳出とする

D (日法七五七四) ㊟

る。

(昭五〇法三八・昭六二法七・平二法八七・平二法二〇・平二法四一
六六・一部改正)

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

第七条 厚生労働大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書及び繰越明許費要求書(以下「歳入歳出予算計算書等」という。)を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書等には、基礎年金勘定、国民年金勘定及び業務勘定に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書
- 二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(昭六一法七・平二法一六〇・一部改正)

(歳入歳出予算の区分)

第八条 この会計の歳入歳出予算は、基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(昭六一法七・一部改正)

(予算の作成及び提出)

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第七条第一項に規定する歳入歳出予算計算書

第二十一編 財務通則 (国民年金特別会計法)

等及び同条第二項の書類を添付しなければならない。

(借入金)

第九条の二 基礎年金勘定において、同勘定に属する経費を支弁するため必要があるときは、同勘定の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定により借入金をすることができ金額は、その借入れをする年度における国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金並びに年金保険者たる共済組合等からの拠出金をもつて当該年度の基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合等への交付金を支弁するのに不足する金額を限度とする。

(昭六一法七・追加、平九法四八・一部改正)

(一時借入金等)

第九条の三 基礎年金勘定において、支払上現金に不足があるときは、同勘定の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができ。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

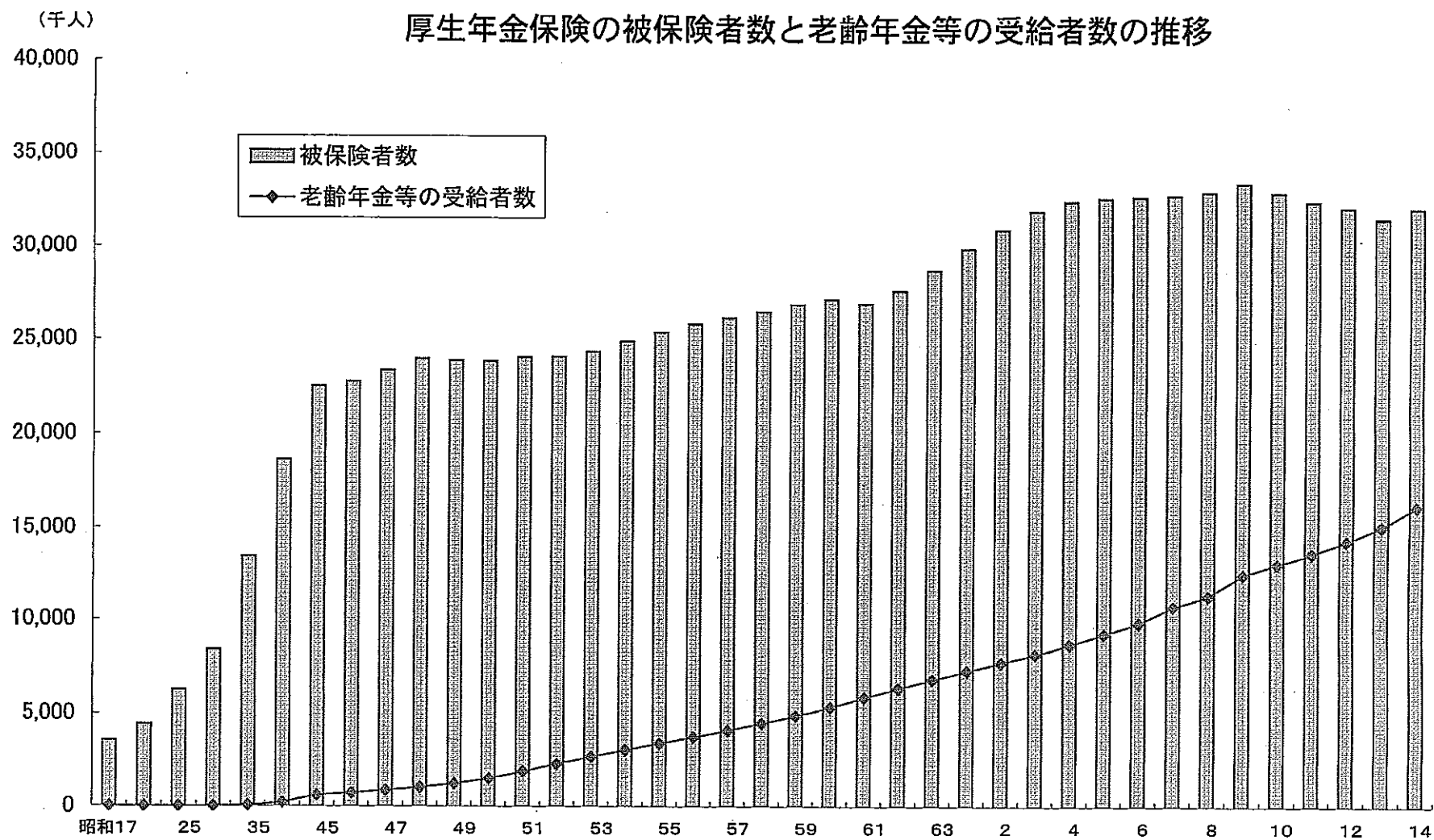
(昭六一法七・追加)

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第九条の四 第九条の二の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、財務大臣が行う。

(昭六一法七・追加、平二法一六〇・一部改正)

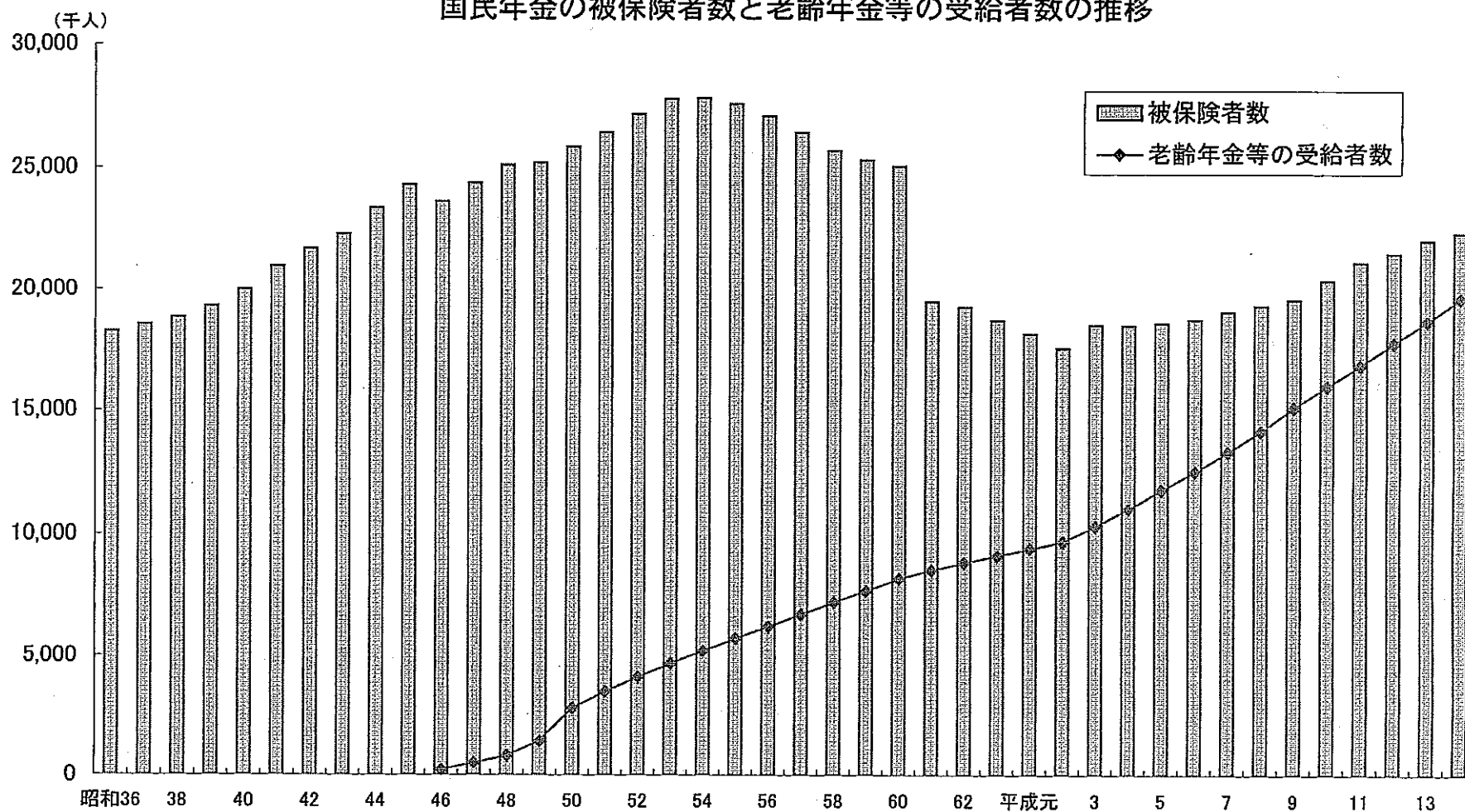
厚生年金保険の被保険者数と老齢年金等の受給者数の推移



(注)老齢年金等とは、老齢年金と通算老齢年金である。

(出典: 社会保険庁「事業年報」)

国民年金の被保険者数と老齢年金等の受給者数の推移



(注1) 老齢年金等とは、老齢年金と通算老齢年金である。

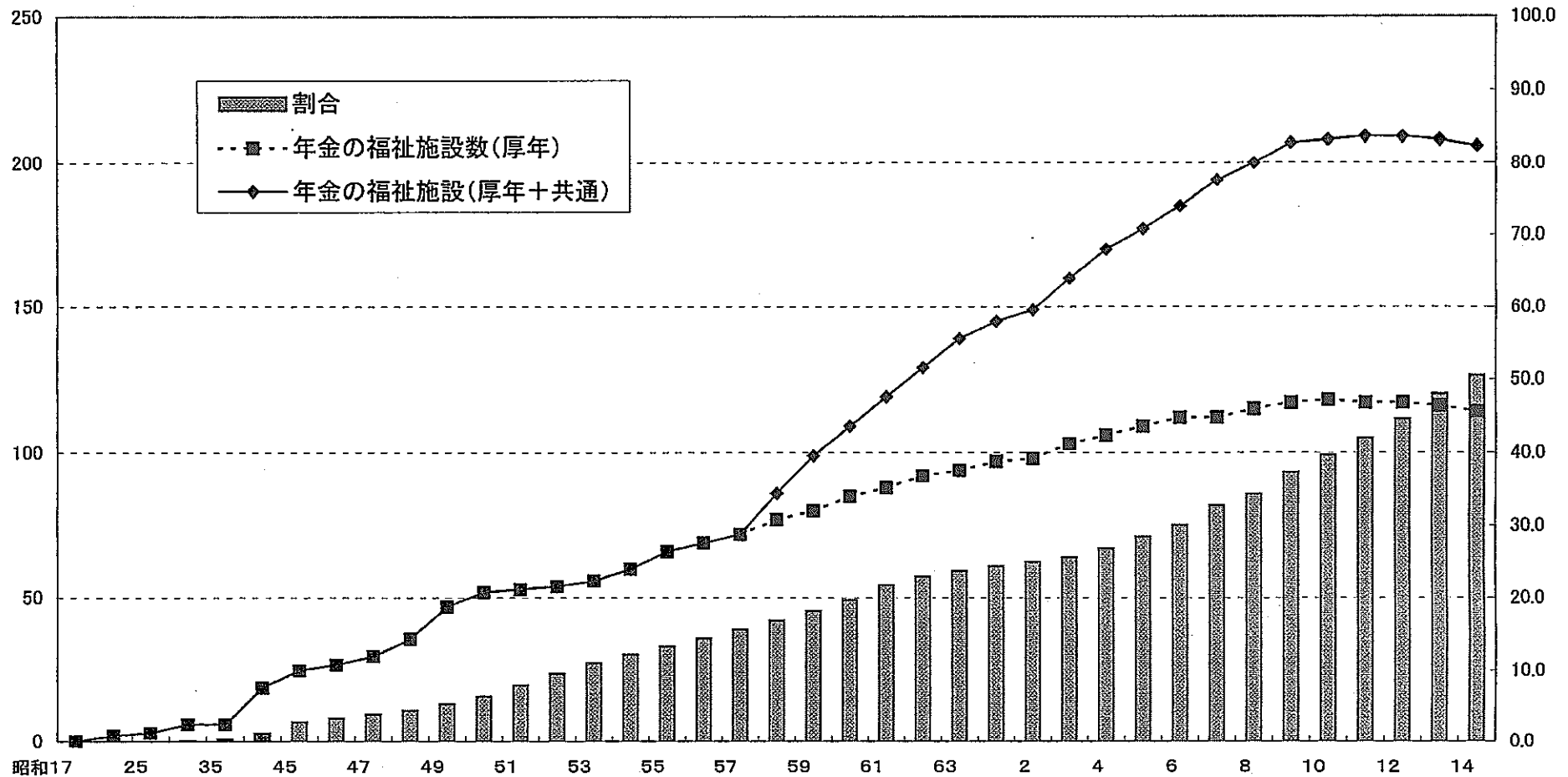
(注2) 昭和61年からの被保険者数は、第1号被保険者数である。

(出典：社会保険庁「事業年報」)

年金の福祉施設数等の推移（厚生年金保険、共通）

施設数(施設)

割合(%)

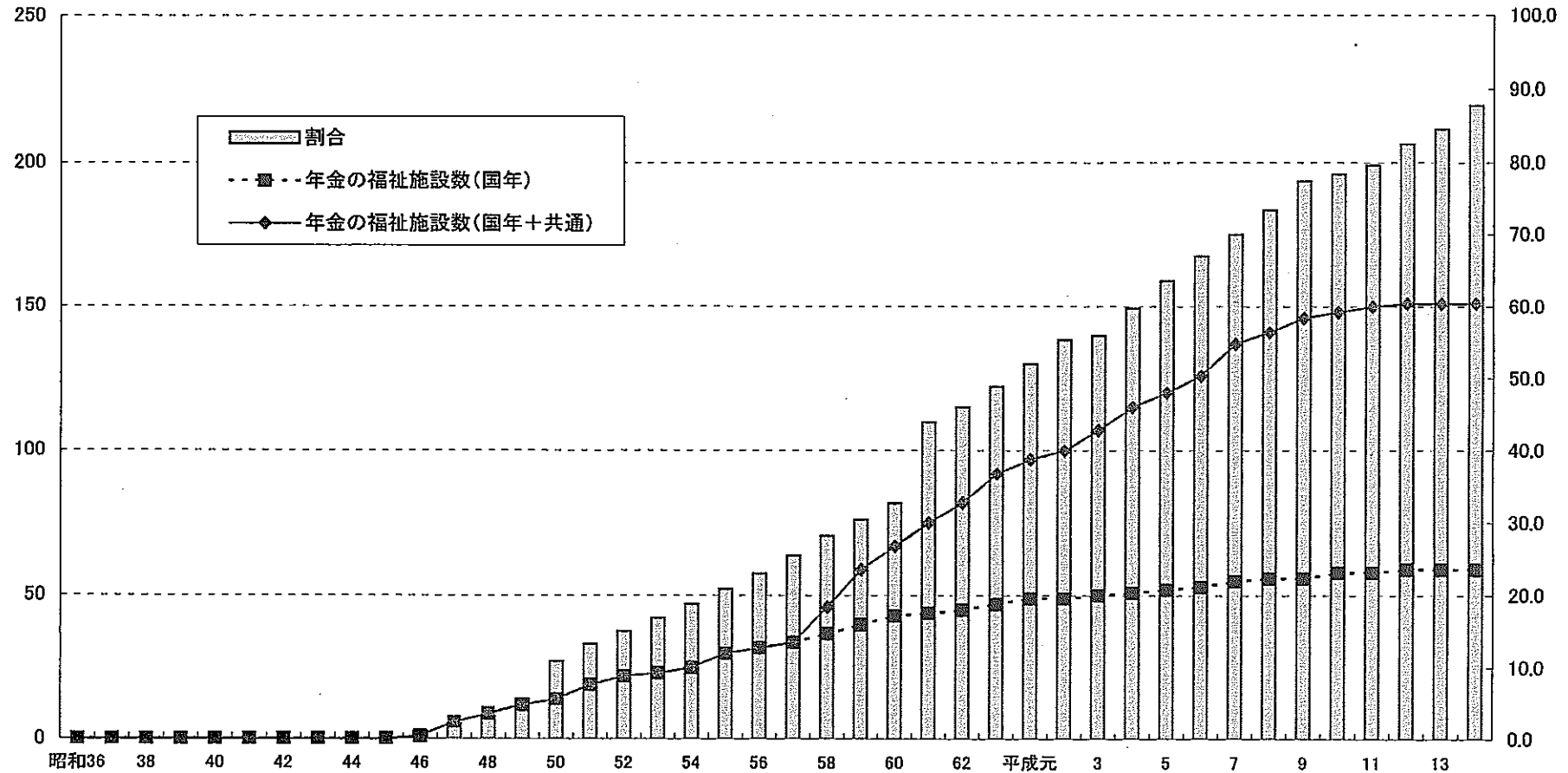


(注) 割合とは、厚生年金保険の被保険者数に対する老齢年金と通算老齢年金

年金の福祉施設数等の推移（国民年金、共通）

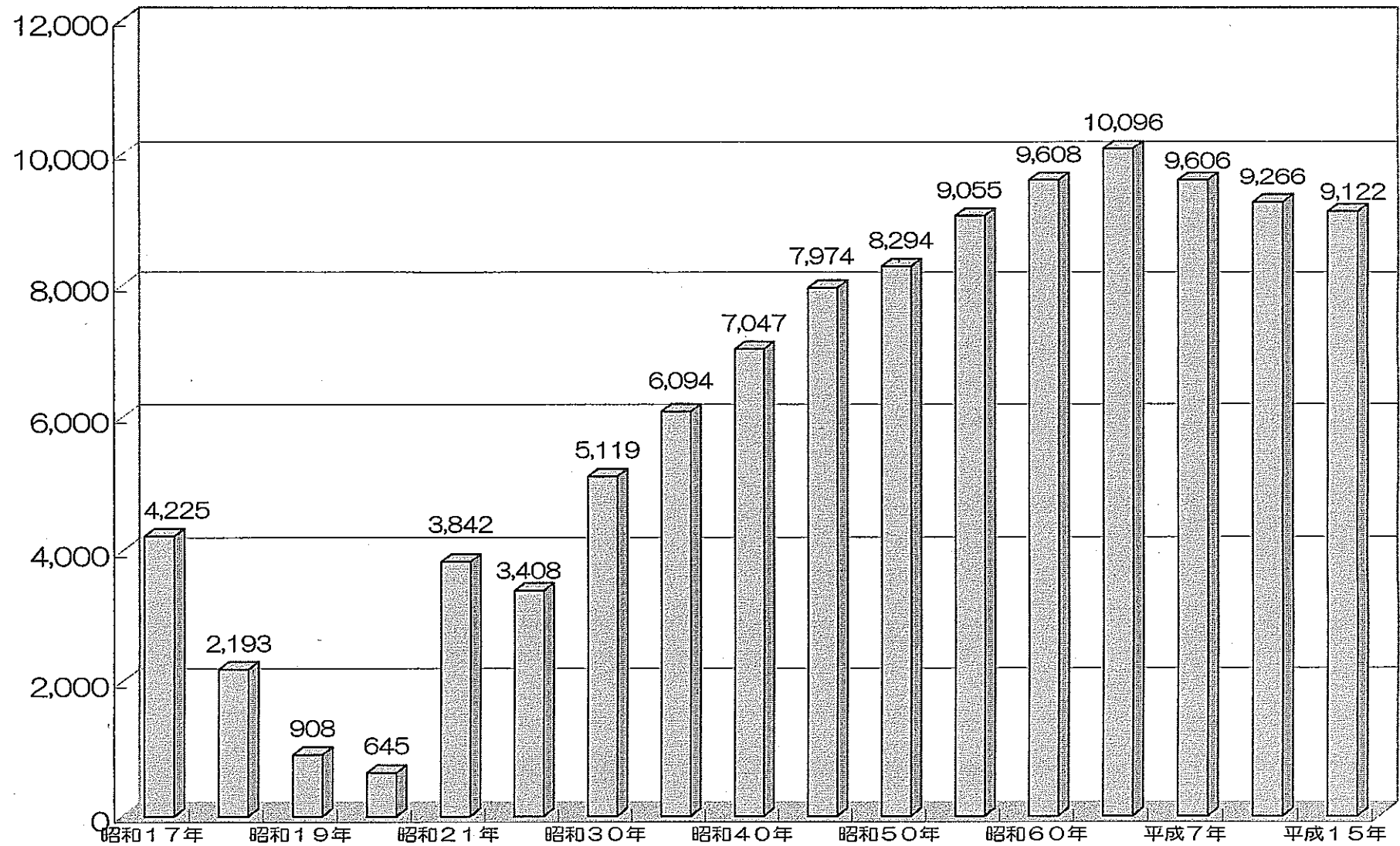
施設数(施設)

割合(%)



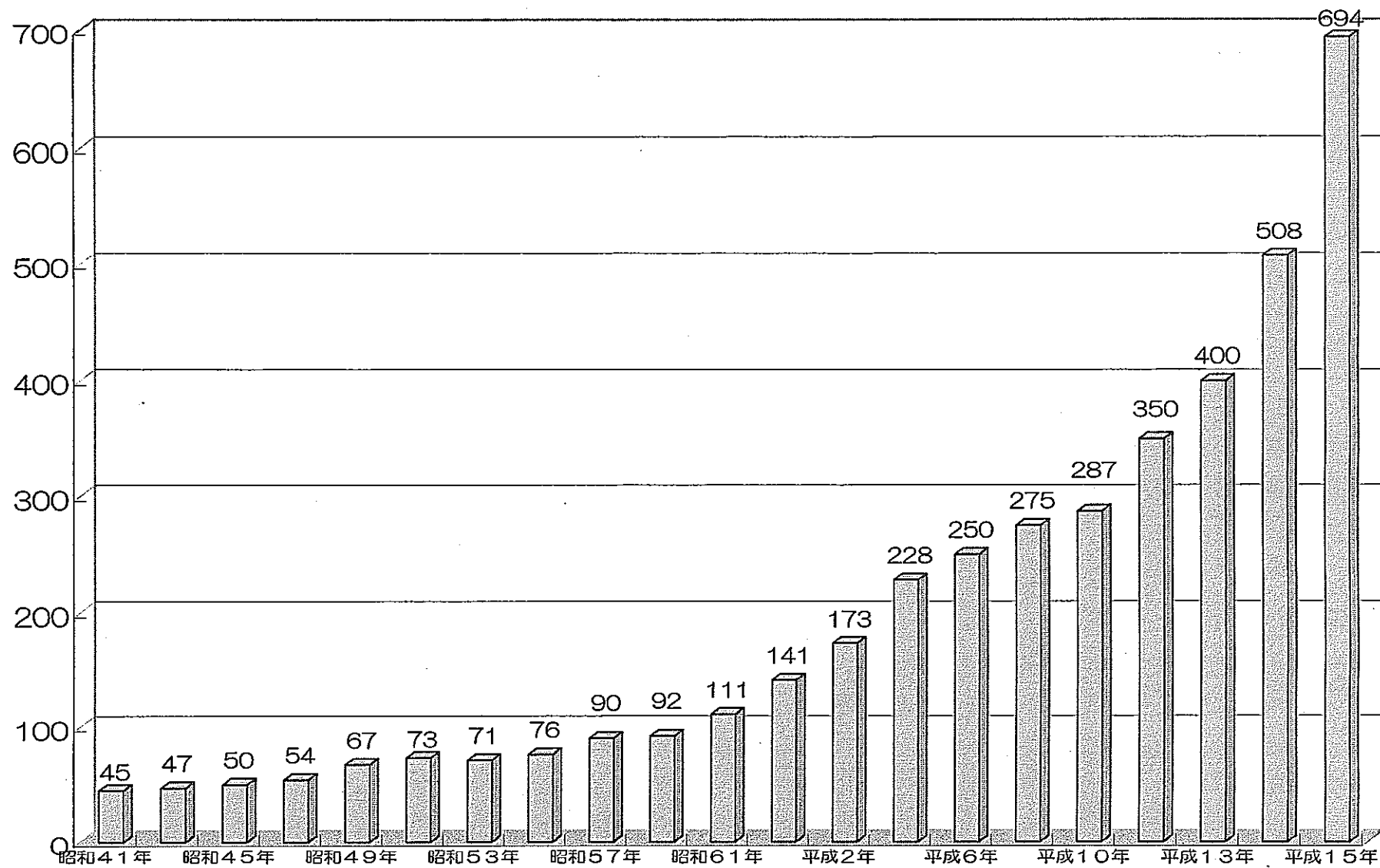
(注)割合とは、国民年金の被保険者数に対する老齢年金と通算老齢年金の受給者数の割合である。
(被保険者数は、昭和61年からは第1号被保険者数である。)

病 院 数 の 推 移



(注) 厚生労働省「医療施設調査」による。

有料老人ホーム数の推移



(注) 厚生労働省「社会福祉施設等調査」による。

